

平成20年第1回(3月)坂城町議会定例会会期日程

平成20年3月4日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	3月 4日	火	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計予算案詳細説明) (特別会計予算案詳細説明)
2	3月 5日	水		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	3月 6日	木		○休 会
4	3月 7日	金		○休 会
5	3月 8日	土		○休 会
6	3月 9日	日		○休 会
7	3月10日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
8	3月11日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	3月12日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問 ・条例案等質疑 討論 採決 ・一般会計予算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計予算案総括質疑 委員会付託
10	3月13日	木	午前9時30分	○委員会 (総務産業、社会文教)
11	3月14日	金	午前9時30分	○委員会 (総務産業、社会文教)
12	3月15日	土		○休 会
13	3月16日	日		○休 会
14	3月17日	月		○休 会
15	3月18日	火		○休 会
16	3月19日	水		○休 会
17	3月20日	木		○休 会
18	3月21日	金	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

3月4日上程

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	3月12日	適任
議案第 3号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	3月12日	可決
議案第 4号 坂城町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	3月12日	可決
議案第 5号 坂城町後期高齢者医療に関する条例の制定について	3月12日	可決
議案第 6号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第 7号 特別職の職員等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第 8号 坂城町税条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第 9号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第10号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第11号 坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第12号 町道路線の廃止について	3月12日	可決
議案第13号 平成20年度坂城町一般会計予算について	3月21日	可決
議案第14号 平成20年度坂城町有線放送電話特別会計予算について	3月21日	可決
議案第15号 平成20年度坂城町国民健康保険特別会計予算について	3月21日	可決
議案第16号 平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3月21日	可決
議案第17号 平成20年度坂城町老人保健特別会計予算について	3月21日	可決
議案第18号 平成20年度坂城町下水道事業特別会計予算に		

	について	3月21日	可決
議案第19号	平成20年度坂城町介護保険特別会計予算について	3月21日	可決
議案第20号	平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について	3月21日	可決
3月21日上程			
選 第 1号	坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	3月21日	可決
議案第21号	平成19年度まちづくり交付金事業坂城町営住宅中之条団地A棟建設工事変更請負契約の締結について	3月21日	可決
議案第22号	平成19年度まちづくり交付金事業坂城町営住宅中之条団地B棟建設工事変更請負契約の締結について	3月21日	可決
議案第23号	平成19年度安全・安心な学校づくり事業村上小学校体育館改修工事変更請負契約の締結について	3月21日	可決
議案第24号	平成19年度坂城町一般会計補正予算(第9号)について	3月21日	可決
議案第25号	平成19年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第2号)について	3月21日	可決
議案第26号	平成19年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	3月21日	可決
議案第27号	平成19年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について	3月21日	可決
議案第28号	平成19年度坂城町老人保健特別会計補正予算(第3号)について	3月21日	可決
議案第29号	平成19年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について	3月21日	可決
議案第30号	平成19年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	3月21日	可決

平成20年第1回坂城町議会定例会

目 次

第1日	3月4日(火)	
○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○人権擁護委員の推薦、議案第3号～議案第20号の上程、 提案理由の説明	11
第2日	3月10日(月)	
○議事日程	50
○一般質問	田中 邦義 議員	50
	宮島 祐夫 議員	64
	円尾美津子 議員	78
	柳沢 昌雄 議員	94
	塚田 忠 議員	108
第3日	3月11日(火)	
○議事日程	122
○一般質問	安島ふみ子 議員	122
	入日 時子 議員	134
	林 春江 議員	144
	大森 茂彦 議員	158
	山城 賢一 議員	172

第4日 3月12日(水)

○議事日程	188
○一般質問 春日 武 議員	189
中嶋 登 議員	202
○人権擁護委員の推薦、議案第3号～議案第12号の質疑、採決	214
○議案第13号～議案第20号総括質疑、委員会付託	217

第5日 3月21日(金)

○議事日程	256
○陳情採決	257
○議案第13号～議案第20号委員長報告の質疑、討論、採決	257
○追加議案上程、提案理由の説明	295
○選第1号、議案第21号～議案第30号の質疑、採決	298

平成20年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成20年3月4日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 3月4日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	田 中 邦 義 君	8 番議員	春 日 武 君
2 "	山 城 賢 一 君	9 "	林 春 江 君
3 "	柳 澤 澄 君	10 "	安 島 ふみ子 君
4 "	中 嶋 登 君	11 "	円 尾 美津子 君
5 "	大 森 茂 彦 君	12 "	柳 沢 昌 雄 君
6 "	塚 田 忠 君	13 "	宮 島 祐 夫 君
7 "	入 日 時 子 君	14 "	池 田 博 武 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 沢 一 君
副 町 長	柳 澤 哲 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	塩野入 猛 君
総 務 課 長	中 村 忠比古 君
企 画 政 策 課 長	赤 池 利 博 君
まちづくり推進室長	荒 川 正 朋 君
住 民 環 境 課 長	宮 下 和 久 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 好 一 君
子 育 て 推 進 室 長	中 沢 恵 三 君
産 業 振 興 課 長	宮 崎 義 也 君
建 設 課 長	片 桐 有 君
教 育 文 化 課 長	西 沢 悦 子 君
総 務 課 長 補 佐	塚 田 陽 一 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	塩 澤 健 一 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	塚 田 郁 夫 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	吾 妻 忠 明 君
議 会 書 記	平 林 よし子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 議案第 3 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 7 議案第 4 号 坂城町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 5 号 坂城町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 6 号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 7 号 特別職の職員等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 8 号 坂城町税条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 9 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 10 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 11 号 坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 12 号 町道路線の廃止について
- 第 16 議案第 13 号 平成 20 年度坂城町一般会計予算について
- 第 17 議案第 14 号 平成 20 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について
- 第 18 議案第 15 号 平成 20 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 19 議案第 16 号 平成 20 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 20 議案第 17 号 平成 20 年度坂城町老人保健特別会計予算について
- 第 21 議案第 18 号 平成 20 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 22 議案第 19 号 平成 20 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 23 議案第 20 号 平成 20 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（池田君） 会議規則第120条の規定により、3番 柳澤澄君、4番 中嶋登君、5番 塚田忠君を、会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（池田君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの18日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月21日までの18日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は5日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位は抽選で行いますのでご承知願います。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（池田君） 町長から、招集のあいさつがあります。

町長（中沢君） おはようございます。本日ここに平成20年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り開会できますことを心から御礼申し上げます。

現在、国においては第169回国会が開催中であります。道路財源等の問題が具体的に方向が見えてまいりません。当町をはじめ地方自治体全体に影響のある大きな問題でございます。その動向を注視してまいります。

平成20年度予算編成にあたりましては、第4次長期総合計画後期5カ年計画に沿って、基本方針をしっかりと見定め編成いたしましたところでございます。一般会計当初予算につきましては、前年が骨格予算編成であり、15.8%増の総額62億9,180万円といたしました次第でございます。

歳入の柱である町税は、個人町民税が前年対比4.3%、3,300万円増の8億100万円、法人町民税と合わせて13億円余りとなっております。固定資産税は主に償却資産分の伸びを見込み、7.5%増の14億2,300万円、町税全体では前年対比5.9%、1億5,900万円増の28億6千万円を見込んだ次第であります。

また、地方交付税は4億5千万円でこのうち20年度から導入される特別枠「地方再生対策費」を、5千万円を見込んでおります。

次に歳出ですが、投資的経費につきましては土木費、教育費に係るまちづくり交付金事業等が大きく伸び、普通建設事業費全体で9億7,200万円余りを計上しております。義務的経費のうち人件費については12億3,300万円で、前年対比3.5%の減であります。扶助費につきましては心身障害者福祉関係が伸びて7.4%増の4億円余りとなっております。

補助費等については、主に後期高齢者医療制度の創設に伴う広域連合への医療給付費負担金として15.3%増の9億800万円を計上いたしております。繰出金については新たな後期高齢者医療特別会計の創設がありますが、老人保健特別会計分の大幅な減額により全体では6億2,400万円で、前年対比14.4%の減となっております。

ところで、地方自治体の財政運営はますます厳しさを増している状態は周知のとおりでございます。真に必要な施策の展開を図る観点から、行財政改革によるさらなる歳出削減とあいまって、一層の歳入確保を図っていくことが緊急な課題でもございます。町が保有する財産についても有効な利活用の方策を検討し、普通財産の

一部売却を見込み、財産売却収入も計上いたしたところでございます。

主な施策について順次申し上げます。

まず、住民主役の地域づくりです。自律と協働のまちづくりは、各区、各地域における活性化が求められています。地域の自発的な活動を支援する「地域づくり活動支援事業」につきましては、3年間で延べ34の自治区に活用をいただきました。それぞれの地域の素材を生かしながら、主体的な取り組みをいただき自発的な機運の高まりとともに継続を望む声を受けまして、さらに3年間の延長を行い地域の元気ある取り組みを支援し、人と自然、人と地域、暮らしの関わりを大切にしていきたいと思います。

戸籍法・住民基本台帳の大改正により、5月1日から戸籍・住民票等の証明書交付申請に対し免許証等による本人確認が必要となります。一方、住民の利便性の向上や行政事務の効率化を図るためインターネットを利用したオンラインによる行政手続に、県と市町村が共同で構築しております「ながの電子サービス」のシステムを使って、簡易な手続を手始めに導入してまいります。

次に、豊かな人間性を育むまちづくりです。町内小中学校に学ぶ子どもたちが、音楽・スポーツ・美術などの分野でそれぞれ輝かしい成績を上げ、全国に発信していることは本当にすばらしく、さらなる精進を願っているところでございます。

安心・安全な学校づくりは、村上小学校体育館の耐震補強や改修工事を行っており、8月末に完成する予定です。引き続き、坂城小学校南校舎の耐震診断を行ってまいります。

きめ細やかな教育を実現するために、村上小学校6年生に30人規模学級を導入するとともに、情緒障害児学級を設置いたします。創造学園大学の世界的学者である広中先生の授業やミニコンサートも4年目を迎えます。児童生徒が本当に楽しみにしている事業となりました。

国際交流村、中国との教育交流など、得難い経験や体験を通して豊かな感受性を育む事業を行ってまいります。さらに本年は、復旦大学日本研究センターの支援を受けて中国上海嘉定区の実験小学校との相互交流を計画しております。

生涯学習・スポーツでは、ふれあい大学を基本に公民館活動の充実とあいまって、教養、専門講座、千曲川シネマフェスタ、ライフステージエコーなど、さまざまな生涯学習の場を従前にも増して提供し、多くの皆さんの学習活動を支援してまいります。坂木宿ふるさと歴史館は実行委員会の皆さんのご労苦により、手づくりの

「古雛まつり」が、今年も3月20日から5月6日まで開催されます。

次に、支え合う福祉健康づくりです。

少子高齢化傾向は一層顕著になってまいります。少子化対策の一環として乳幼児医療の就学前までの所得制限の撤廃や、児童手当の支給範囲の拡大を行ってまいりました。さらに妊産婦健診を2回から5回に増すなど、安心して子どもを産み育てる環境の整備に努めてまいります。新装になった保育園では、職員体制やソフト面の充実が求められております。6カ月乳児の受け入れや障害児保育に努めてまいります。

町民の健康づくりについては、健康フロンティア計画に沿って保健センターを中心に妊婦・乳幼児健診や健康スクリーニング・がん検診などの各種健診、予防接種のほか、湯さん館の水中健康教室や勤労者総合福祉センターによる健康づくりなど、諸々の施策を通じて健康増進に取り組んでまいります。

医療制度改革による後期高齢者医療制度は、この4月から実施されます。対象者は現在、老人保健制度の対象となっている75歳以上の方、65歳以上で寝たきり等の一定以上の障害にある方が被保険者となります。都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営することになります。これに伴い、税条例における国民健康保険税の一部改正を行い、保健事業の適正化を図ってまいります。併せて40歳から74歳の国民健康保険加入者を対象に特定健康健診を、20歳から39歳及び75歳以上の後期高齢者を対象に一般健康診査を実施してまいります。高騰する医療費の削減についても住民の皆さまと「健康で長生きしてよかった」というような社会づくりを進めてまいります。

町を取り巻く地域医療につきましては、日赤上山田病院の入院機能の廃止や国立長野病院の産科の廃止など、きわめて厳しいものがあります。日赤上山田病院は本年4月以降、入院機能を廃止し内科と整形外科2科の外来診療と透析及び在宅介護事業だけに縮小し、運営を続けることとなっております。後医療につきましては、交渉を行っているとのことですが、日赤の開設経過を踏まえ、責任ある対応を求めてまいります。国立長野病院の産科撤廃については、上田地域広域連合を中心に医師を派遣している昭和大学に対し「産科医師の継続的な派遣に関する要望書」を提出し、対応しているところでございます。

このような地域医療を取り巻く厳しい環境を踏まえまして、町内の医師会の先生方の専門的立場のご協力をお願いするとともに、通院や入院、あるいは二次医療に

関して住民の皆さんの不安のない体制づくりに努めてまいります。

障害者自立支援法に基づく、千曲市と共同で千曲市戸倉庁舎に「障害者相談支援室」を設置し、当町においても月2回の相談を実施しております。障害者福祉計画につきまして、第1期計画で20年度に終了しますので第2期計画の策定を進め、障害者が地域で暮らせる社会、自立と共生の社会の実現を目指してまいります。

介護保険事業につきましては、第3期事業計画の3年目の最終年度にあたります。第4期事業計画を策定し、介護保険事業の適正化に努めてまいります。

次に、快適な安心・安全のまちづくりです。

災害に強いまちづくりのために、現在、上五明地区に第10分団の詰所と併せ村上地区の備蓄倉庫を建設しております。町内常備消防の広域化につきましては、東北信ブロックと中南信ブロックの2ブロック制という長野県の推進計画が示されました。今後、千曲坂城消防組合とあいまって、広域化に向けた協議を進めてまいります。

長野広域連合によるごみ処理施設建設につきましては、葛尾組合に変わるB施設の建設に向けて、千曲市において地区説明会が開催されております。26年稼働を目指し、長野広域・千曲市のご努力を期待するものでございます。

チクマ精工跡地につきましては、引き続き汚染範囲を特定する詳細調査を実施いたしております。再生工業団地として見通しがつき、今後の対応、処理方法等について県関係機関と詰めております。

昨年9月の台風第9号の影響による豪雨で、町内5カ所が被害を受けました。公共土木施設災害復旧事業として国の事業採択を受け、事業費約1億1,500万円をかけ復旧事業を実施しております。道路災害の立町・上平・南日名地区、橋梁災害の昭和橋について対応しております。特に土木遺産の昭和橋につきましては、湯水期の工事の施工が許可条件となっております。

中之条を東西に貫通する1級河川の御堂川は、流量が非常に多い河川であります。高速関連により整備が県により進められ、6月までに完成する予定であります。国道工事事務所では、四ツ屋の「しまむら」店前からしなの鉄道を越え、坂城大橋までの歩道整備を実施しており、21年度の完成を目指しております。

次に、基幹道路のネットワークでございます。

「上田坂城バイパス」と「力石バイパス」は、21年度に完成する予定であります。国道バイパスの鼠橋以北及び県道坂城インター線先線の早期事業化、併せて県

道上室賀坂城停車場線の改良促進を進めるため、「坂城町国道バイパス、県道整備促進期成同盟会」とともに、その早期実現に向かって運動を展開してまいります。上田坂城バイパスは半過トンネルの掘削工事が始まります。これに並行して県道長野上田線が昨年二度にわたり落石事故にみまわれました。半過トンネル掘削中はトンネルに隣接する約700m区間において、安全確保の点から通行規制等の対応が検討されております。この場合、国道18号線に交通が集中するなど周辺道路における渋滞が明らかでございますので、迂回路・誘導による渋滞対策を関係機関に強く要望しているところでございます。

県道の上室賀坂城停車場線の整備につきましては大変重要な基幹道路であり、現在、「田町地区・上五明地区・上平小野沢地区」の3区におきまして事業が実施されております。特に田町地区につきましては、関係の方々に用地等のご協力をいただき建物等も移転され、将来の道路形状が見えてまいりました。

A01号線は産業道路の洞岩沢川部分が完成いたしました。鼠橋通りから南条小学校交差点までの約700mの区間が、約14年間の歳月をかけて完成しましたので、引き続き金井地区の整備を進めてまいります。

A09号線につきましては、20年度には車道の舗装と歩道の整備を行い、完成する予定です。坂都1号線につきましても、旧貞明保育園周辺の整備を進めてまいります。

公共下水道につきましては、平成12年10月に一部供用が開始されて以来、坂城、中之条、上五明地区と供用範囲を広げてまいりました。現在、中之条地区においての面整備と村上地区千曲川流域下水道戸倉幹線に接続する幹線のうち、福沢川の下を通過する幹線管路を推進工事として進めております。引き続き、月見区における面整備を進めてまいります。

次に、まちづくり交付金の有効活用でございます。

坂城駅南側進入路につきましては、19年度から工事を開始し、現在、前田川用水の部分を実施しております。引き続き、「坂城駅前多目的広場」と「坂城駅前歩行者広場」を整備し、駅利用者の利便とにぎわいの創出を目指しております。

中之条開畝地区の町営住宅の建設工事につきましては、A・B2棟の早期竣工に努力しております。C・D棟につきましては、A・B棟の工事竣工後、速やかに発注することとしていずれも鉄筋コンクリート造2階で、部屋タイプはC棟は3DKを8戸、D棟は2LDKを8戸予定しております。

給食センターの建設につきましては、かねてから新学校給食センター検討委員会を設置し検討を重ねてまいりましたが、このほど、その財源について「まちづくり交付金」と「安全・安心学校づくり交付金」をあわせていただき、実施が可能となりました。1月の広報で、学校給食の提供と町民が生涯にわたって健康に過ごすための食育活動の拠点ともいえるべき「食育・学校給食センター」の計画についてアンケート調査を実施したところ、大勢の皆さんのご賛同をいただきました。20年、21年の2カ年で、開畝地区に「食育・学校給食センター」の建設を進めてまいります。

次に、千曲川、花と緑のまちづくりです。

千曲川バラ公園は、200種1,500本のバラが薔薇人の皆さんや企業オーナーによって育てられています。さらに国道18号線ばら街道も誕生することになりました。21年6月にはばら制定都市会議（ばらサミット）と全国ばら押し花展が開催されます。薔薇人の会の皆さんを中心に実行委員会を立ち上げ、受け入れ体制を整えてまいります。全町的なバラの植栽、さかきローズの育成、記念誌の作成、町内外からの会員の加入等を促進し、準備を進めてまいります。

千曲川は坂城町にとってふるさとの川であります。バラ公園と一体となって新たな景観が生まれています。20年度にはバラ公園に隣接する水辺公園に千曲川の草花を集めた野草園を整備し、多くの皆さん、子どもたちに千曲川に親しみ、学び合うきっかけづくりを進めてまいります。今年にはばらサミットの前年にあたります。バラ公園と合わせてふるさとの川「千曲川」に思いを馳せ、「さかき千曲川シンポジウム」をばらサミットのイベントとして計画しております。また、子どもたちの「ふるさと学習」の中で、千曲川の調べの創作も取り組んでいただき、シンポジウムに合わせ、その発表ができれば子どもたちにとって千曲川がより身近な親しみの持てるものになると考えております。

次に、歴史と匠のまちづくりです。

昨年は当町の誇る戦国武将、村上義清がNHK大河ドラマ放映によって関心が高まったところがございます。町においても、村上義清公を第30回「坂城どんどん」における義清武士団の登場や、鉄の展示館においては「村上義清と風林火山の時代」と題した企画展を開催し、町内外から4千人の方々が訪れたところがございます。義清公の活躍の歴史、そして葛尾城跡、坂木宿ふるさと歴史館、義清公供養塔などのゆかりの観光資源も多いわけですので、今後も歴史ロマンの町を

アピールしてまいりたいと考えております。

日本刀文化を発信する鉄の展示館におきましては、さいたま市在住の方から長船長光^{おきふねながみつ}の太刀と上田在住の方から山浦真雄^{やまうらまさお}・兼虎^{かねとら}の刀剣を寄贈いただきました。いずれも大変貴重な刀でございますが、お二人とも宮入刀匠の活動の基盤となっている坂城町、そして日本刀文化の振興に努めている鉄の展示館を高く評価いただいたの寄贈でございます、心から感謝いたします。今後も鉄の展示館ならではの企画展を通して、日本刀文化の発信、継承、そして多くの方々にお越しいただける観光面からの誘客活動にも取り組んでまいりたいと考えております。

次は、技術と創造の産業基盤づくりです。

最近の国内金融経済の動向につきましては、日銀松本支店によりますと、「長野県経済は、生産面を中心になお穏やかな回復基調にあるということでございますが、原材料価格の上昇や建築基準法の改正等、企業マインドは慎重にもなっている」とされております。幸い、町内企業は技術、創造性に富み、工業用地に対する需要が旺盛でございますので、プロジェクトチームによって工業用地の拡大を図ってまいります。また、中小企業が多くを占めることから、県の施策とあいまって町の中小企業融資制度資金につきましては、原油や原材料高の影響を受けている際の貸付についても、融資斡旋の対象に加え運用してまいります。

そしてまた商工会、テクノセンター、テクノハート協同組合などの諸活動をより強化するとともに、長年にわたって築かれた大学と企業、行政の連携を生かし、産学官連携研究会、国際産業研究推進協議会等の支援も行ってまいります。

昨年7月、ねぎみ大根が信州の伝統野菜として認定されました。「おしぼりうどん」や「おやき」に続き、まもなく町振興公社から焼酎の販売も予定しており、ねぎみ大根のブランドがより一層進むものと期待しております。さらに、農業支援センターを中心に味ロジックわくわくさかきや「お〜い原木会」などの活動支援を通じ、さらなる町の特産物のブランド化に努めてまいります。

これら施策の実のある展開には、未来を拓く人材の発掘、育成、人づくりにあることを肝に銘じ、責任を果たしてまいりたいと考えております。

以上、1年を振り返りつつ新年度の取り組みを申し上げましたが、今議会に審査をお願いする案件は人事案1件、広域連合の規約の変更1件、条例の制定2件、条例の一部改正6件、町道路線の廃止1件、一般・特別会計予算8件の計19件でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集

のあいさついたします。

◎日程第4「諸報告について」

議長（池田君） 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。また、株式会社まちづくり坂城から、第6期経営状況報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

議長（池田君） 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から、日程第23「議案第20号 平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」までの19件を一括議題とし、提案理由の説明までを行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（池田君） 朗読が終わりました。

審議の途中ですが、テープ交換のため暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時52分～再開 午前11時10分）

議長（池田君） 再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 議案の提案理由の説明を申し上げます。

日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。本年6月30日をもちまして3年間の任期が満了となります小宮山和俊氏に人権擁護委員として引き続きご苦勞をいただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって、議会の意見を求めるものでございます。

小宮山氏は平成13年度には旭ヶ丘区長としてご苦勞をいただきました。また平成17年7月からは人権擁護委員としてのご活躍もでございます。人格、識見高く、地域の信望も厚く、職務を公正に行うふさわしい方でございます。

次に、議案第3号「長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」説明いたします。

本案は、本町が加入している長野県後期高齢者医療広域連合の議会の安定的な運営を図ることなどのため、規約の一部を変更するものでございます。

主な内容ですが、広域連合議員の任期の取扱い及び市町村の負担金の区分を改めることに伴い、当該規約の所要の改正を行うものであります。

議案第4号「坂城町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」でございます。

国においては、住民の利便性の向上を目的として行政手続きの電子化、オンライン化を進められており、町におきましても平成20年度簡易的な手続から一部電子申請事務の導入などをしてまいりたいと考えています。本条例はこの電子的に行われる手続を書面などにより行われるものとみなし、同様の取り扱いがなされますよう条例を整備するものでございます。

次に、議案第5号「坂城町後期高齢者医療に関する条例の制定について」でございます。

高齢化社会の進展に伴い、高齢者の医療費は今後ますます増大するものと見込まれます。この医療費を安定的に確保し、現役世代と高齢者の負担を明確にするため、平成20年4月から後期高齢者医療制度が実施されます。本案は、後期高齢者医療制度の実施にあたり、高齢者の医療の確保に関する法律及び長野県後期高齢者医療に関する条例の制定に伴い、町の事業内容を規定するもので、政令で定めている被保険者資格医療給付金等申請受付、保険料特別徴収に関する事務以外に必要な事務内容を町条例として制定するものでございます。

その内容は、主に保険料の普通徴収を行うことが必要な保険料の通知引き渡し、納期、督促手数料、罰則規定などでございます。

次に、議案第6号「坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

本案は、地方公務員の育児休暇等に関する法律が改正されましたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

改正の主な内容ですが、再度の育児休暇をすることのできる特別の事情として障害や疾病、心身の障害により一度承認を取り消された者が養育できる状況に回復した場合を加えるもので、また職務復帰後の号俸調整に関する規定を改めるものでございます。

議案第7号「特別職の職員等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

本案は、社会経済状況等に鑑み、町長等常勤の特別職の給料月額を平成23年4月まで引き続き減額支給し、また議員の報酬月額に関する特例規定を削除するよう特例条例を改めるものでございます。町長が8%、副町長、教育長が5%をそれぞれ

れ月額から減ずるものであります。

議案第8号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」でございます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律において地方税法が改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

改正にあたりましては、町国民健康保険運営協議会において審議していただき、答申によって改正することといたしております。主な改正内容でございますが、国民健康保険税の課税額に関して、後期高齢者医療制度の開始に伴い現行の基礎課税額分と介護納付金課税額分に加え、新たに後期高齢者支援金等課税額分を加えるもので、またそれが加わることなどに伴い基礎課税額分に関し、税額及び税率を改めるものでございます。

議案第9号「坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」でございますが、本案は老人保健法が高齢者の医療確保に関する法律に改正されたことに伴い、法律名等の変更及び福祉医療制度への住所地特例の導入、68、69歳低所得老人への給付の廃止等、いずれも県の補助金交付要綱改正に伴うものでございます。

議案第10号「坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ですが、健康保険法等の一部改正する法律が平成20年4月1日より施行されることに伴い、町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

本条例は主な改正といたしまして、医療機関や薬局などで支払う一部負担金について、現行においては法に定められた年齢の基準により、3歳より70歳未満までが3割であったのに対し、改正案におきましては6歳から70歳未満までを3割負担とし、6歳以下につきましては、現行の3歳以下と同様に2割負担といたすものでございます。また、70歳以上75歳未満の一部負担金につきましては、現行の1割負担より2割負担に改め、平成21年4月から施行するものでございます。

議案第11号「坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を一部改正いたすものでございます。その内容は、消防団員の処遇改善を図るため、最高級が分団長、副分団長、班長で、勤務年数が10年以上15年未満、15年以上20年未満、20年以上25年未満の者に対する退職報償金を2千円増額するものでございます。

議案第12号「町道路線の廃止について」でございますが、本案は町道A01号線道路工事に伴い取付道路を別に整備したため、町道0424号を廃止するものでございます。

議案第13号「平成20年度坂城町一般会計予算について」でございます。

最近の財政を取り巻く状況は、三位一体改革による地方への本格的な税源移譲措置として、19年度から個人住民税の税率が10%に一本化されたことに伴い、定率減税の廃止等もあって町税収入が伸びてきております。その一方で、地方交付税についてはここ数年、交付税総額の圧縮が続いておりまして、人口と面積を基準とする新型交付税が導入されたとはいえ、依然として不透明でございます。一般財源の確保が一層厳しくなるものと予想しております。

こういった情勢を踏まえて、将来にわたって個性ある自律の町を構築するために、行財政改革推進計画の持続的、積極的な取り組みにより、経常経費の抑制、組織・機構の再編、定数管理の適正化、さらなる行政サービスの向上等を図ってきているところでもございます。新年度予算の編成にあたりましては、昨今の厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源の計画的、重点的な配分に努めている次第でもございます。

歳入歳出予算の総額は62億9,180万円で、骨格編成の前年度当初に比較して額で8億5,880万円、15.8%の増額となっております。

歳入でございますが、自主財源の根幹である町税収入は個人町民税が所得税からの税源移譲等の影響により、前年対比4.3%の増、法人町民税が4.2%の増、固定資産税が主に償却分の伸びを見込んで7.5%の増でありまして、町全体では1億5,900万円、5.9%増の28億6千万円と見込んだ次第でございます。

地方交付税につきましては、税源移譲に起因する基準財政需要額の増加等も考慮する中で、都市と地方の財政力格差是正のための特別枠として創設される「地方再生対策費」5千万円を見込み、全体で4億5千万円を計上しました。

次に歳出でございますが、投資経費のうち普通建設事業費につきましては、中之条住宅団地、坂城駅南新入路などの継続事業に加え、食育・給食センターの用地購入や坂城駅前広場の整備など、まちづくり交付金事業を核として、全体で9億7,200万円を計上しました。義務的経費のうち人件費につきましては、集中改革プランに基づき、前年度対比4,500万円、3.5%減の総額12億3,300万円を計上、扶助費については障害者福祉関係予算の伸びにより7.4%、2,800

万円の増額、公債費は0.2%の減となっています。

また、補助費等につきましては、主に後期高齢者医療制度の創設に伴う広域連合への医療給付負担金により15.3%、1億2千万円の増額、繰出金については、新たに後期高齢者医療特別会計が創設されますが、老人保健特別会計分の大幅な減額により繰出金全体では14.4%、1億400万円の減とした次第でございます。

ソフト面につきましては、引き続き事務事業の見直しを進める中で、地域づくり活動支援事業の延長、坂城の歴史・文化を学ぶさかきルネッサンス事業、小中学生の学力向上事業や国際交流の推進、関係大学との連携を強化する中で、産学官連携による産業振興、新商品の開発、バラ公園に代表される花と緑のまちづくり等、継続的な取り組みとともに安心・安全な地域づくり、住環境づくりに配慮してまいります。

また、子育て支援の推進、町民健康づくりと医療抑制への取り組みなど、健康増進事業の強化を図るとともに、障害者の自立支援の充実、要介護、予防の推進、後期高齢者医療制度への適正な対応など、昨今の福祉を取り巻く諸施策についても的確に対応してまいります。

次に、議案第14号「平成20年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」でございますが、歳入歳出予算の総額が歳入歳出それぞれ6,078万5千円で、前年対比65万6千円、1.1%の減でございます。

歳入の主なものは、有線放送電話の使用料5,583万8千円、加入金工事負担等の負担金167万4千円でございます。

歳出でございますが、電柱共架料及び電柱敷地等の借上料287万円、有線柱等の支障移転工事及び一般放送設備機器の更新等で1,065万円。また、次期設備更新に備えるための基金積立が2,287万5千円でございます。

次に、議案第15号「平成20年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」でございますが、国民健康保険は医療制度改正に伴い、後期高齢者医療制度が新年度より実施されることに伴い、加入者総数が本年1月末で6,081名であったのに対し4,400名ほどと27.6%の減少を見込んでおります。

また、加入者の総体的な高齢化に伴い、医療費につきましては年々増加しており、国保財政に深刻な影響を与えております。一方、医療費の増加を抑制するために新年度より特定健診、特定保健指導などを実施し、加入者の健康維持増進に引き続ききめ細かく対応してまいります。

本予算は歳入歳出予算で16億409万1千円でございます。これは前年度に比較しまして7,680万2千円、5%の増でございます。

歳入の主なものでございますが、国民健康保険税で4億500万円、国庫支出金で3億5千万円、療養給付費交付金で1億6,500万円、県支出金で5億9千万円、共同事業交付金で1億3,900万円、町繰入金で5千万円でございます。

歳出の主なものは、総務費で900万円、保険給付費で11億1,200万円、後期高齢者支援金で1億7千万円、介護給付費納付金で7,400万円、共同事業拠出金で1億4,700万円、保険事業費で2,300万円でございます。

次に、議案第16号「平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」でございますが、本予算は同和地区の住宅環境整備を図る事業でございます。歳入歳出それぞれ643万5千円。これは前年度比142万7千円の減でございます。内容でございますが、本予算は貸付金の元利収入及び公債費を主に計上しておりますが、歳入は貸付金元利収入が643万4千円、歳出は公債費が634万9千円でございます。

次に、議案第17号「平成20年度坂城町老人保健特別会計予算について」でございますが、老人保健制度は高齢化の進展に伴い、医療費がますます増大すると見込まれております。制度の安定的な運営を確保するために、対象年齢の引き上げ、自己負担限度額及び現役並み所得者の窓口負担割合の見直しなどを行ってまいりました。現在の老人保健制度に代わり、平成20年4月から新たな高齢者の医療制度の創設が行われ、引き継がれることになりましたが、3月診療までの医療費等の支払が必要となるため、本会計において予算措置を行うものでございます。

本予算案は歳入歳出それぞれ2億4,194万7千円でございます。医療費につきましては、2カ月分を計上いたしております。

歳入の主なものは支出基金交付金で1億2,800万円、国庫負担金で7,600万円、県負担金で1,900万円、町負担金で1,900万円でございます。

歳出では、医療給付費と医療支給費の合計が2億4,194万4千円でございます。

次に、議案第18号「平成20年度坂城町下水道事業特別会計予算について」でございますが、坂城町公共下水道は平成12年10月に一部供用を開始して以来、坂城、中之条、上五明地区と供用範囲を広げてまいりました。平成20年においては引き続き中之条地区において面整備と、福沢川の下を通過する幹線管路工事に続

き、月見区においての面整備を行う予定でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ8億2,600万8千円で、前年対比1.5%の伸びでございます。

主な歳入の内容ですが、国庫補助金が7千万円、一般会計繰入金が3億8,700万円、下水道事業債が2億4,700万円でございます。

歳出の内容ですが、公共下水道事業費が3億2,600万円、長期債償還費が3億7,800万円でございます。

議案第19号「平成20年度坂城町介護保険特別会計予算について」でございますが、高齢者人口の増加に伴い、要介護、要支援認定者が増加し、介護給付等の増加が見込まれる中で第3期事業計画の3年目として、平成20年度の予算を計上するものでございます。

本予算は歳入歳出で総額が9億9,453万5千円。これは前年度比1,751万9千円、1.8%の増でございます。

歳入の主なものでございますが、介護保険料で1億7,500万円、国庫支出金で2億3,400万円、支払基金交付金で3億円、県支出金で1億4千万円、町繰入金で1億4,400万円で、歳出の主なものは保険給付金で9億5,900万円、地域支援事業費で1,800万円でございます。

議案第20号「平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」でございますが、平成20年4月から後期高齢者医療制度が実施されることに伴い、町における後期高齢者医療に関する特別会計を設けた次第でございます。

制度の運営につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合が行いますが、町においては保険料の徴収、通知の引き渡し、療養費申請受付などの窓口業務を行うことになっております。保険料の徴収にあたりましては、特別会計を設置し、収納業務を行い、広域連合に納付することになっております。

本予算は歳入歳出総額で1億5,200万円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が1億2,500万円、繰入金が2,700万円でございます。歳出の主なものは、総務費で200万円、後期高齢者医療広域連合納付金が1億5千万円でございます。

以上、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（池田君） 続いて、議案第13号「平成20年度坂城町一般会計予算につい

て」各課等の詳細説明を求めます。

まず、歳入について。

財政係長（塩澤君） 平成20年度坂城町一般会計予算につきまして、最初に歳入について詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表、歳入歳出予算のうち2ページから4ページまで、それから飛びまして7ページの第2表、8ページの第3表並びに附属の当初予算資料のほうで1ページと2ページによりまして款別にご説明を申し上げます。

款1町税についてでございますが、個人町民税については三位一体改革により19年度から始まりました所得税からの税源移譲等の影響によりまして、前年度対比で4.3%、3,300万円の増額。法人町民税につきましては、最近の経済動向から設備投資が増加傾向にある中、製造業を中心に緩やかな回復基調が続いているとの報道がございます。しかし一方、原油価格の高騰、原材料価格の上昇など地域産業にとって大変厳しい面も出てきております。こういった中で4.2%、2千万円の増を見込んだところで。

固定資産税につきましては、主に償却資産の分の伸びを見込んでおりまして7.5%、9,900万円の増額、軽自動車税、町たばこ税、入湯税につきましては、それぞれ実績額を考慮しての予算計上といたしました。

町税全体では28億6,034万5千円で、前年度と比較してプラス5.9%、額で1億5,942万9千円の増額を見込んでおります。

続きまして款2地方譲与税につきましては、道路特定財源に係るガソリン税の暫定税率等の関係が現在国会で審議中でございますけれども、譲与税については前年度と同額の7,300万円を計上いたしております。

次に款3利子割交付金は、前年度対比134%の増、款4配当割交付金は55.5%の増、款5株式等譲渡所得割交付金は37.7%の減、款6地方消費税交付金については前年同額の1億7千万円でありまして、それぞれ昨今の金融経済情勢あるいは交付実績を踏まえての計上といたしました。

款7自動車取得税交付金につきましては、これについてもガソリン税の暫定税率の関係がございますけれども、交付実績を踏まえまして前年同額の3千万円といたしております。

次に款8地方特例交付金につきましては、19年度から減税補填特例交付金が廃止されたことに伴う経過措置として交付される特別交付金、それから19年度の見

童手当拡充に伴う負担増に対する特例交付金並びに新たに減収補填特例交付金とし
まして、個人住民税における住宅ローン控除の実施に伴う、地方公共団体の減収分
を補填するための交付金ということで、これらを合わせて全体で3千万円を見込ん
でおります。

次に3ページになりますが款9地方交付税につきましては、三位一体改革等の影
響によりここ数年、交付税総額が抑制されてきておりますけれども、20年度の国
の地方財政計画においては1.3%、2千億円増の総額で15兆4千億円程度が確
保される見通しとなっております。19年度からの新型交付税、頑張る地方応援プ
ログラムの導入、また新年度から財政力格差是正のための地方再生特別枠の創設な
ど交付税改革が進められておりますけれども、税収増にかかる基準財政収入額の増
加分等を考慮いたす中で、普通交付税のうち地方再生対策分を5千万円見込みまし
て、全体で4億5千万円の計上といたしております。

次に款10交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえて前年と
同額計上でございます。

款11分担金及び負担金につきましては、主に保育料等にかかる児童福祉費と健
康増進事業にかかる健診者の負担金でございまして、前年度とほぼ同額の1億
2,592万2千円を計上いたしております。

款12使用料及び手数料につきましては、主に町営住宅や公園施設使用料、戸籍
住民基本台帳手数料等でありまして、これも前年度とほぼ同額の4,968万4千
円を計上いたしております。

続いて款13国庫支出金につきましては、主には中之条住宅団地や坂城駅前広場
整備事業、食育・給食センター建設事業などまちづくり交付金と昭和橋にかかる災
害復旧事業補助金によりまして、全体では3億7,431万9千円の計上ござい
ます。前年度が骨格編成ということから当初との比較では2億1,732万7千円
の大幅な増額となっております。

款14県支出金につきましては、主には後期高齢者医療保険制度の創設に伴う基
盤安定負担金と農業用水路の改修等にかかる農山漁村活性化支援交付金事業の導入
によりまして、全体では2億4,243万2千円で前年度対比7.7%、1,739
万7千円の増となっております。

款15財産収入につきましては、主に普通財産の貸付料と土地売払収入でござい
ます。現在、土壌等の詳細調査を行っております旧チクマ精工跡地の売却見込み等

も含めまして、全体で5,714万3千円を計上いたしたところでございます。

続きまして4ページ、款17繰入金につきましては、財政調整基金、減債基金、特定目的基金からの繰入でございます。特に減債基金の減額によりまして、前年度対比ではマイナス5.1%、3,308万9千円の減で繰入金全体では6億2,166万円となっております。

款19諸収入の内容につきましては、中小企業振興資金貸付金の元利収入、学校給食費納入金、町振興公社納付金等が主なものでございます。前年度対比マイナス2.4%、1,260万9千円の減で、諸収入全体では5億1,097万6千円となっております。

款20町債につきましては、坂都1号線にかかる臨時地方道整備事業債、公営住宅建設事業債やまちづくり交付金事業にかかる土木債、教育債の増によりまして全体で6億5,400万円を計上いたしております。国庫支出金と同様に骨格編成による前年との比較では、4億3,200万円の大幅な増となっております。

以上、歳入総額は62億9,180万円で、前年度対比プラス15.8%、金額で8億5,880万円の増額計上となっております。

飛びまして7ページの第2表、債務負担行為につきましては、農山漁村活性化支援交付金事業にかかる農林漁業資金借入金の債務保証につきまして、その期間と限度額を定めたものでございます。

8ページの第3表、地方債につきましては、款20町債の内容に関するものでありまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めたものでございます。

これにて、歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（池田君） 詳細説明の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時53分～再開 午後1時00分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に歳出について、議会費は省略いたします。

総務課長（中村君） 歳出につきまして順次ご説明申し上げます。

予算書、説明書26ページからになります。26ページから29ページにわたります。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。

この目に関しましては、特別職2名と一般職25名分に係る人件費の関係、職員全体の研修、厚生事業また臨時職員の各種保険料等経常的な経費が主であります。

29ページ、目2文書費につきましては、文書の一括発送、町内の委託配達を行うものであります。需用費中の印刷製本費は例規集の加除の費用であります。

29ページから30ページにかけては財政管理費でございますが、需用費中の印刷製本費は、当初予算書の印刷が主であります。使用料及び賃借料は経費の節減も考えながら、有料道路の通行料を一括してここへ計上をいたしております。また、地方公営企業金融機構への出資も計上させていただいております。

会計管理者（塩野入君） 続いて目4会計管理費について主なものをご説明いたします。

節11需用費中の消耗品につきましては、役場全体で使用する事務用品類を経費節減も含めて、基本的にここで一括計上をしております。また、印刷製本費につきましても同様に、一般的に使う封筒などはここで一括計上をしているわけでありませぬ。節12役務費につきましては、会計に係る口座振替、公金収納それに指定金融機関の八十二銀行派出業務の手数料であります。

企画政策課長（赤池君） 続きまして目5財産管理費であります、この目は町の公有財産管理に関する需用費、測量等に関する委託料でございます。

次に目6企画費であります。主な歳出について申し上げますと、まず報酬であります、行政協力員さんの報酬及び地域づくり事業の審査会の委員さんの報酬であります。次に節13委託料であります、町からは町の広報誌及びその他各種配付物及び回収などを区、組合などをお願いしております、その行政事務委託料が主なものでございます。節15工事請負費であります、びんぐし湯さん館の改修工事に係る工事費であります。浴槽、シャワー水栓交換工事、それから畳の交換工事等を予定しております。節19負担金補助及び交付金であります、長野広域連合及び上田広域連合の総務管理費分の負担金、また地域の創意と工夫により進めてまいりました地域づくり事業について、各区からの要望、さらにその成果を踏まえ、20年度も引き続き進めることといたしました。その地域づくり事業補助金が主であります。節25積立金であります、びんぐし湯さん館の将来に向けての維持、改修等のため株式会社振興公社からの納付金を基金として積立てるものであります。

続きまして32ページから34ページにかけての広報広聴費であります。

主な歳出について申し上げますと、節11需用費であります、広報発行に係る印刷製本費が主であります。節13委託料であります、インターネットの保守料、

L G W A N総合行政情報ネットワークであります。機種保守委託料などあります。節14使用料及び賃借料であります。インターネット回線使用料等でございます。節18備品購入費であります。インターネット系のパソコンの一部更新を計画しております。節19負担金補助及び交付金であります。県高速情報ネットワーク負担金及び本議会で条例案をお願いしております。電子サービスに係る負担金が主な歳出でございます。節20繰出金は有線放送特別会計への繰出金ということになります。

次に電算費でございますが、電算費につきましては電算ハード、ソフトウェアの使用料及び賃借料、それに関わる保守委託、また消耗品、修繕料の需用費等。それから機関係パソコンの買い替えであります。

総務課長（中村君） 34ページから35ページにかけて目10業務管理費でございますが、庁舎、公用車等の維持管理に要する費用、その保険料を含めまして支出をいたすもので、役場業務の維持管理的な経費が主なものであります。庁用車2台の更新の費用を計上いたしております。

住民環境課長（宮下君） 35ページ、款2総務費、項1総務管理費、目11防犯対策費でございますが、需用費の主なものは、防犯灯の蛍光灯の消耗品費、電気料、修繕料でございます。工事請負費は防犯灯設置工事費でございます。備品購入費といたしまして、更埴防犯協会連合会からの補助をいただき、防犯パトロール車の更新をお願いするものです。負担金補助及び交付金は、町防犯協会等への補助金でございます。

36ページ、目12交通安全対策費、これは交通指導員9名の報酬、千曲交通安全協会坂城支部への補助金等でございます。

37ページ、消費生活費、30名の消費生活指導員報酬が主なものです。消費者の会と協力をし、消費生活展等啓蒙、啓発に努めてまいります。

企画政策課長（赤池君） 目14男女共同参画推進費でございます。主に「女と男、ふれあいさかき2008」開催に伴う予算をお願いいたしました。また、負担金補助及び交付金は、女性団体連絡会及び男女共同参画社会実現に向けて活動を続けております坂城男女共同みんなの会の活動補助であります。

総務課長（中村君） 38ページ、款2総務費、項2町税費、目1税務総務費でございますが、固定資産評価審査委員さんの報酬、職員の人件費、臨時職員の賃金、また、上田地区税務協議会等の負担金等経常的な経費を計上させていただいております。

す。

38ページから39ページにかけて目2賦課徴収費であります。固定資産税に関わります前納報奨金、各税目の課税等事務に係る電算処理業務と固定資産評価基礎資料整備のための委託料、それから税の償還金、還付加算金が主なものでございます。

住民環境課長（宮下君） 39ページ、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は人件費等、経常的経費が主なものです。需用費は各種届出の用紙代の消耗品費、印刷費、戸籍、住基、外国人登録等のシステム使用料、保守点検の委託料でございます。なお、住基カードの発行状況は2月末現在で76枚、19年度では43枚でございます。外国人登録につきましては、同じく2月末現在で616人、前年同期マイナス19名でございます。

総務課長（中村君） 40ページから41ページにかけて項4選挙費、目1選挙管理委員会費でございますが、これは選挙管理委員さん4名分の報酬、それから活動に関わる経常的な経費を計上いたしております。なお、その下に3つの目、数字がついておりません。これは昨年度ございました参議院議員選挙等についての費用、前年度との比較をするために数字を入れてございますけれども、廃目ということでございます。

企画政策課長（赤池君） 次に、款2総務費、項5統計調査費でございます。

まず目1統計調査総務費でございます。統計調査に関する一般的な経費でありまして、町民の皆さんに斡旋している県民手帳ですとか、農業日誌などの購入費等でございます。

目2委託統計調査費であります。平成20年度は毎年実施しております今後の統計調査、学校基本調査、輸出生産実態調査、それから5年に一度住宅土地統計調査が実施されます。また、これまでの事業所、企業統計調査及びサービス業基本調査は廃止され、経済センサスが来年度実施されますが、20年度ではその調査区設定のための調査が実施されます。計上させていただいた予算は、調査員さんの報酬需用費が主なものでございます。

総務課長（中村君） 42ページから43ページでございます。項6監査委員費、目1監査委員費であります。監査委員さんの報酬、それから例月出納検査、定例監査、決算審査等に係る経費でございます。

福祉健康課長（塚田君） 続いて43ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社

会福祉総務費ですが、このうち社会福祉一般経費につきましては、福祉委員の報酬、職員の人件費が主なものであります。

44ページ、節19負担金補助及び交付金でございますが、福祉委員協議会への補助金、民生委員の活動費交付金などが主なものであります。また、社会福祉協議会補助事業では、ヤングヒューマンネットワーク事業のほか、社会福祉協議会への補助金が主なものとなっております。国保特別会計繰出金事業につきましては、国保特別会計への繰出金となっております。

住民環境課長（宮下君） 45ページ、目2国民年金事務費は国民年金の新規加入や住所変更、氏名変更等の手続等の事務に係る経費でございます。

福祉健康課長（塚田君） 同じく45ページ、目3老人福祉費の老人福祉一般事業でございますが、46ページを見ていただきたいと思いますが、節19負担金補助及び交付金につきましては、特に更埴地域のシルバー人材センター負担金、老人大学の負担金、それから老人クラブへの補助、デイサービス建設償還補助などがございます。また、老人福祉町単独事業につきましては、節13委託料では高齢者祝賀行事への補助金、社会福祉協議会への委託事業としての金婚式の開催、敬老祝金の支給事業が主なものであります。

老人医療費の給付事業につきましては、扶助費として医療費の自己負担分に対する医療費の助成事業であります。このほか、外出支援サービスとして高齢者生活支援事業、それから47ページになりますが、介護保険利用者の負担軽減事業のほかに、老人保健への特別会計繰出金事業、介護保険特別会計繰出金事業では一般会計からの繰出し、後期高齢者医療保険事業では広域連合への給付費の負担金、特別会計への繰出金事業となっております。

また、介護保険施設運営事業におきましては、ふれあいセンターの運営費でございますが、その経費を計上してございます。

続いて48ページですが、目4心身障害者福祉費でございますが、これにつきましては、心身、知的、精神といった障害の種類に関わらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを提供する障害者自立支援法に基づいて事業を行うものであります。このうち心身障害者福祉一般事業では、節19障害者スポーツ大会への負担金、補助金が主なものであります。また、49ページからの重度障害者介護慰労金支給事業でございますが、報償費といたしまして在宅介護者への介護慰労金を計上してございます。また、福祉タクシー委託事業につきましては、重度の心

身障害者を対象とした外出費用の軽減の一助として利用券の交付事業を行っております。

心身障害者町単独事業につきましては、腎機能障害者への通院費、知的障害者の施設等への通園、通学の負担軽減、希望の旅事業への補助事業が主なものであります。また、節20 扶助費につきましては、重度心身障害者福祉年金や難病の特定患者への見舞金が主なものとなっております。福祉医療費給付事業につきましては、扶助費で重度障害者に対する福祉医療費の給付金事業でございます。

このほか、50ページから52ページにかけてでございますが、日常生活の介護を中心に援助を行う介護給付と障害者の就労を支援する介護訓練等給付事業をはじめとして、自立支援医療事業、それから補装具支給等支援事業、地域生活支援事業、自立支援特別対策事業などを計上させていただいております、いずれの事業も心身障害者の自立支援や家庭の福祉の向上に努めてまいるのでございます。

また52ページですが、本年度2期目になります障害福祉計画を見直す予定にしております。

企画政策課長（赤池君） 52ページから53ページにかけて目5 人権同和推進費であります。すべての町民が人権問題に対して正しい認識を持ち、人権を尊重し、差別や偏見のない地域社会が築けるよう啓発、研修、交流、学習などの教育活動を関係機関、団体と連携して進めてまいります。

主な歳出について申し上げますと、節8 報償費につきましては懇談会講師の謝礼、塚田地区で未解決となっております土地問題についての弁護士、司法書士に対する謝金であります。節13 委託料は、坂城、南条、網掛、上平4 集会場の管理委託費であります。節19 負担金補助及び交付金は人権擁護委員会の負担金、それから部落解放同盟坂城町協議会の補助金等であります。

目6 隣保館運営費でございます。人権啓発活動の拠点であります隣保館であります。ふれあい講座、交流フェスティバルの地域交流事業、文化教養活動を続けてまいりたいと思います。そのための歳出でございます。

福祉健康課長（塚田君） 同じく54ページ、目7 高齢者対策費でございますが、扶助費につきましては、養護老人ホームへの入所措置を行う費用でございます。

55ページ、目8 地域包括支援センター費でございますが、臨時職員の賃金のほか委託料あるいは使用料及び賃借料で、介護給付におけるシステムの保守委託、介護給付システムリースが主なものでありまして、センターの運営費等の経費でござ

います。老人福祉センター委託事業におきましては、社会福祉協議会の夢の湯、老人福祉センターの管理委託でございます。

このほか、介護保険制度に基づく事業といたしまして、住宅整備事業、56ページになりますが、生きがい活動支援事業それから家族介護支援事業などを実施しております。介護ニーズの総合的な対応と地域の高齢者やその家族の福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、緊急通報体制整備事業におきましては、報酬として独り暮らし老人の訪問員の報酬、委託料では180台ございます、あんしん電話の保守管理料であります。また本年度は備品購入費として端末機5台の購入を予定しているところであります。

57ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございますが、節20扶助費の児童手当が主なものであります。また、乳幼児医療給付事業におきましては、乳幼児福祉医療費として小学校入学前まで自己負担分の助成。それから少子化対策事業といたしましては出産祝金を計上してございます。

58ページになりますが、母子福祉費におきましては、家庭の自立育成のため、扶助費として小学校入学と中学、高校卒業者の母子家庭等児童激励金、あるいは母子、父子医療費給付事業としまして母子世帯、父子世帯への福祉医療費を計上してございます。

同じく58ページになりますが保育園総務費、主なものは人件費をはじめ義務的経費でございますが、節19負担金補助及び交付金につきましては、特に他市町村への広域入所負担金として対応してまいりたいと考えております。

子育て推進室長（中沢君） 次に、目4南条保育園費から61ページ、目6坂城保育園費、62ページの目7村上保育園費まで、それぞれ保育園の運営のための経費でございます。主なものとしましては、臨時保育士の賃金、給食の賄材料費、施設の電気料等の光熱水費でございます。

教育文化課長（西沢さん） 続いて63ページからの目8児童館運営費、目9放課後児童健全育成費は町内3児童館の運営に関わる経費で、館長の報酬及び厚生員の賃金、そのほか経常的経費でございます。

子育て推進室長（中沢君） 次に目10子育て支援センター事業費です。主なものとしましては、職員2名の人件費、保育教材等の消耗品、光熱水費としての電気料でございます。また、修繕料で幼児用和式トイレの洋式化及び幼児用洗面台の設置の改修費を計上しております。

福祉健康課長（塚田君） 続いて65ページの一番下になりますが民生費、項3災害救助費、目1災害救助費でございますが、不慮の事故等の災害による見舞金及び食料費を計上してございます。

続いて66ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費のうち保健衛生一般経費につきましては、人件費などの経常的経費が主なものでございます。

精神保健福祉等事業費につきましては、精神障害者の支援に関する学習などのほか精神保健協議会あるいは県家庭連絡会への負担金であります。

67ページから目2予防費の予防一般経費になりますが、68ページをご覧いただきたいと思いますが、特に節13委託料では休日等の救急医療に対応するため医師、歯科医師の当番によります医療体制をお願いいたすものであります。また、節19負担金補助及び交付金では、休日、夜間における救急医療体制といたしまして、現在、千曲市と共同によります輪番制病院運営事業を実施するものであります。

結核関係の一般事業では、感染症法等に基づく結核レントゲン診の検診の実施、乳幼児健診事業では、特に節12役務費として乳幼児の身体、精神の発達、それら歯科検診における医師への健診手数料を計上してございます。節13委託料では妊婦の一般健診委託料でございまして、新年度から今年度2回までのを5回に増やしての母子の医学的管理と保健指導を行ってまいります。

69ページ、予防接種事業でございますが、乳幼児、小中学生、一般を対象とした各種予防接種に関する費用で、需用費の医薬材料費はワクチン等の購入、委託料ではインフルエンザ、麻疹、風疹等の予防接種の医療機関への委託となっております。

69ページですが、老人保健事業費でございますが、医療改革の一環としまして廃止の項目となります。これにつきましては、国保特別会計における特定健診、特定保健指導、一般会計における健康増進事業で対応することになります。

続いて69ページの目4健康増進事業費でございますが、本年度は医療改革によりまして先ほど申しましたが、老人保健事業が廃止になります。この事業におきましては、健康保険法に基づきまして一般健康診査、これは特定健診の受診者以外の方を対象に、また、年齢によりまして胃検診、大腸検診、乳房、肺がん、子宮がん、前立腺、C型肝炎等の検診、検査を行い、町民の健康増進を行ってまいります。また、いきいきヘルスアップ事業といたしまして、町民の健康に関するフォローアップとしまして、生活習慣病、糖尿病、心疾患などに対する健康相談、家

庭訪問、血圧の治療のための学習会、チューブ体操教室などを一般事業として本年度も継続実施を行い、生活習慣病の改善について対応をしまっている予定であります。

後期高齢者健康推進事業につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合が保険者となりまして、75歳以上の被保険者の健康診断については実施することになるわけですが、町におきまして、町が委託事業として特定健診の基本健診と同等の内容の健診で実施するものであります。

70ページから71ページの日4保健センター管理費は、保健センター管理費に要する経常的な経費を計上してございます。

住民環境課長（宮下君） 71ページ、目5環境衛生費では、雑排水浄化槽の汚泥処理に関わる運搬処理委託料、各自治区が環境保護月間に実施いたします事業に対する補助金、狂犬病予防注射にかかる消耗品、委託料でございます。

72ページ、目6公害対策費は河川の定点調査、地下水調査の委託料でございます。河川の調査結果につきましては、昨年から町広報で掲載をいたしました。本年も引き続き広報に掲載をし、環境保全の啓発、啓蒙に努めてまいりたいと存じます。

72ページ、環境保護対策費は不法投棄防止を呼びかける看板の作成、委託料等でございます。

建設課長（片桐君） 同じページ、続きましてまず上水道費につきましては、当初の計上をいたしませんでした。

目10合併処理浄化槽設置費につきましては、20年度におきましては26基分、1,048万8千円を計上させていただきました。

住民環境課長（宮下君） 73ページ、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、これはごみ分別収集の計画表の印刷費が主なものです。日本語、ポルトガル語、中国語、英語のものを作成いたします。

続きまして73ページ、目2塵芥処理費は可燃、不燃の指定袋等の消耗品費、一般廃棄物の収集運搬に係る委託料、長野広域連合の環境推進費負担金、葛尾組合負担金等でございます。

74ページ、目3し尿処理費は千曲衛生施設組合の負担金でございます。

産業振興課長（宮崎君） 続きまして同じく74ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費から説明させていただきます。主なものは労政一般経費といたしまして、職員の人件費と坂城駅前清掃に関わる謝金を計上しております。

75ページ、勤労者福祉対策事業といたしまして、中小企業退職金共済掛金補助

金、財団法人更埴地域勤労者共済会補助金、勤労者生活資金貸付預託金、次の勤労者総合福祉センター管理一般経費では、財団法人更埴地域勤労者共済会への施設の管理委託料となっております。

続きまして76ページにかけまして目2 労務対策費でございますが、労務対策一般経費といたしまして、更埴職業安定協会や町労務管理協議会、テクノハート坂城協同組合などへの補助金等雇用対策への予算を計上してございます。

款6 農林水産業費、項1 農業費ですけれども、目1 農業委員会費といたしまして農業委員一般経費で委員16名分の人件費等の経費、農業者年金業務では加入推進に向けた経費や農業者年金協議会への補助金を計上いたしました。

78ページにかけまして目2 農業総務費については、職員の人件費等のほか、国庫補助事業として取り組まれている農薬の最終処理に関わる県協議会への負担金や農業用廃プラスチック処理に係る補助金でございます。

目3 農業振興費、農業振興一般経費の主なものは有害鳥獣駆除に関わる委託料、農業を営むのに厳しい条件であると認められた町内5地区について、営農を支援する中山間地域直接支払事業補助金などを計上いたしました。

次に80ページにかけまして、地域営農推進事業では、アグリサポート事業などを行う農業支援センターへの補助や味噌わくわくさかきや伊賀筑後オレゴン栽培に関わる特産品振興事業補助金、原木きのこの特用林産物の振興と、新たな特産品開発に向けた新商品等開発補助金が主なものとなっております。

続いて生産調整推進対策事業では、転作推進事業補助金を計上しておりますが、20年度は昨年よりもさらに13トン少ない847トンの作付配分がなされているところでございます。農振地域整備促進事業は年2回をめぐりに、必要に応じて開催をする農業振興地域の除外に関わる経常的な予算となっております。

81ページにかけまして、農地銀行活動促進事業では農地台帳の整備、ファミリー農園の農地借上料、また、次の農産物加工施設管理費では、光熱水費が主な内容となっております。

目4 畜産業費は北信地方の市町村、獣医師会、JA、県で運営する北信家畜畜産物衛生指導協会の運営負担金でございます。

目5 農地費、82ページにかけまして農地一般経費では六ヶ郷用水組合負担金、土地改良事業償還金、104件分でございますが、埴科郡土地改良区の負担金などとなっております。農道等基盤整備町単事業は、農道等の整備、維持、補修費でござ

ございます。町単補助事業は各区で実施する農道、農業用水路改修等補助をするもの
でございます。

83ページにかけまして農地水環境保全向上対策事業費は、昨年新たに出ました
国の事業で、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた
活動への支援を行うもので、活動組織上平みどりの里を対象として交付金を計上し
ているものでございます。昨年度というのは昨年でありまして、19年度というこ
とでございます。

次の農山漁村活性化支援交付金事業も、これも新しい制度でございまして、土地
改良事業として、中之条中沢地区の中之条用水の改良や梅の木のため池改修を3年
間の事業として行うわけですが、初年度の予算を計上させていただきました。

次の農業用水水源地域保全対策事業は、これは全額県費補助で頭首工台帳を作成
する委託料となっております。

項2林業費、目1林業総務費は、職員の給料等の経費でございます。

84ページから85ページの間目2林業振興費、林業振興一般経費は干ばつ対策事
業補助金等森林整備に対する経費でございます。松くい虫防除対策事業につきまし
ては、伐倒駆除やヘリコプターによる空中散布の特別防除に関わるものでございま
す。町有林管理事業は林業委員10名の報酬、作業員の賃金などとなっております。
特用林産振興事業は、中之条の新幹線横坑入り口に整備いたしました、原木きのこ
栽培施設の光熱水費等でございます。

86ページ、目3林道事業費は作業員の賃金や重機借上、補修工事費となってお
ります。

次に87ページにかけまして款7商工費、項1商工費、目1商工総務費、商工総
務一般経費でございますが、これは人件費と中小企業能力開発学院、テクノセンタ
ーへの職員派遣補助が主なものでございます。

目2商工振興費ですが、商工振興一般経費で中小企業の設備投資等に対する商工
業振興補助金、商工会経営改善事業及び事業補助金と88ページのまちづくり事業
補助金は、商工会への補助として計上しております。次の中小企業対策事業では、
保証料補給金や中小企業振興資金貸付預託金を計上させていただきました。

89ページにかけまして中心市街地活性化事業でございますが、中心市街地コミ
ュニティセンターの管理経費や中心市街地活性化補助金として、株式会社まちづく
り坂城へのけやき横丁入居補助を計上いたしてございます。

目3 観光費、観光一般経費では各地域の桜並木の維持管理作業への謝金や、葛尾遊歩道や弧落城遊歩道の整備委託、観光推進団体への負担金を計上しております。また、今年度も町民まつりを実施すべく、これの予算も計上させていただいております。

次に90ページ、目4 商工企画費であります。商工企画一般経費では信州大学繊維学部と取り交わしている産学官連携を進めるコーディネート事業委託や、中国等との国際交流を推進する国際産業研究推進協議会への補助金、工業団地整備事業ではテクノさかき工業団地内の街灯の電気料、さかきテクノセンター支援センター事業は運営補助と建設費償還補助金を計上いたしました。

91ページ、鉄の展示館一般経費は経常的な経費のほか、企画展に関わる展示物の保険料、広告料、展示品の運搬委託料となっております。

建設課長（片桐君） 続きまして92ページ、款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費につきましては、職員の人件費が主なものでございますけれども、節1 9 負担金補助及び交付金につきましては、治水砂防協会などの関係団体への負担金でございます。

次に93ページから94ページにかけまして項2 道路橋梁費、目1 道路橋梁総務費でございますが、節1 1 需用費の光熱水費につきましては、道路照明灯の電気料。修繕料では交通安全施設の修繕費でございます。節1 3 委託料では、町道の認定、廃止、改良などに伴います道路台帳の保守管理業務の委託費でございます。また、節1 5 工事請負費では、交通安全施設設置工事費であります。節1 9 負担金補助及び交付金につきましては町単補助事業でございまして、前年度と同額の1,400万円でございます。

94ページでございますが目2 道路維持費でございますけれども、町道の維持管理に係る経費であります。節7 賃金につきましては、道路清掃作業員の賃金、節1 3 委託料ではA01号線鼠橋通りなどの迂回路の街路樹の剪定等に関わる委託料であります。節1 5 工事請負費につきましては、町道の補修及び水路の改修工事費であります。節1 6 原材料費につきましては、アスファルト補修用材料等でございます。

96ページにわたります目3 道路新設改良費につきましては、A01号線及びA09号線道路改良事業、また坂城駅南側進入路道路整備事業に関わるものでございます。それぞれ工事費、用地代、公有財産購入費等ございまして、A09号線、

また坂城駅南側進入路道路事業につきましては、20年度の完成を目指しております。

続きまして96ページ、項3河川費、目1河川総務費につきましては、河川愛護月間によります河川清掃等を行っていただいております河川愛護団体への補助金が主なものでございます。97ページにわたります河川改良費では、水路の維持管理のためのフェンス等の修繕費、しゅんせつ工事費でございます。

続きまして97ページ、項4住宅費、目1住宅管理費でございますが、職員1名分の人件費と町営住宅、改良住宅の維持管理経費でございます。節11需用費の修繕料は各団地の水回り等の修繕、節13委託料では団地内の樹木の剪定等の委託でございます。節15工事請負費につきましては、継続で実施してきております上平団地の屋根の防水工事でございます。

98ページに入りますが目2住宅新設改良費につきましては、まちづくり交付金事業で実施しております公営住宅の建設に関わるものでございます。中之条開畝地区に建設しております公営住宅につきましては、20年度はC、D棟2棟、16戸の建設を予定しております。節13委託料につきましては、工事管理に関わる委託料であります。節15工事請負費はC、D2棟の建設工事費が主なものでございまして、節19負担金補助及び交付金につきましては、県営水道加入負担金及び下水道の受益者負担金であります。

99ページ、項4住宅費、目3住宅建築物耐震改修事業につきましては、19年度から実施しております一般木造住宅の耐震診断、耐震改修に伴うものでございます。節13委託料につきましては、耐震診断に関わる耐震診断士の派遣委託料でございます。節19負担金補助及び交付金につきましては、耐震改修実施に係る補助金でありまして、20年度は2件分を見込んでおります。

続きまして100ページ、次のページにわたりますが、項5都市計画費、目1都市計画総務費では、職員の人件費のほか主な内容につきましては、節13委託料では、まちづくり交付金事業によります整備区域内の案内板設計委託、節15工事請負費では、坂城駅前多目的広場整備事業といたしまして駅前広場整備工事費と案内板設置工事費、節17公有財産購入費では駅前広場用地の取得費であります。節19負担金補助及び交付金は道路改良事業に伴う県事業負担金であります。

続きまして101ページでございますが、目2街路事業費では、坂都1号線事業

に係るものでございます。節15 工事請負費では、旧貞明保育園側の歩道工事を20年度は計画をしております。

目3 下水道費では、特別会計への繰出金でございます。

次に目4 公園管理費では、101ページから103ページにわたりますが、節13 委託料ではびんぐしの里公園、和平公園等の施設管理委託料、節15 工事請負費ではびんぐしの里公園遊具等の補修工事費と、千曲川バラ公園内の施設整備費でございます。節17 公有財産購入費は、まちづくり交付金公園整備事業であります。中之条開畝地区に建設をしております中之条団地の北側隣接地に、公園の整備を行うものでございまして、土地開発公社から用地を取得するものでございます。20年度に用地取得を行い、測量、設計をしまして公園整備事業につきましては、21年度に計画をしております。

続きまして103ページ、項6 高速交通対策費、目1 高速交通総務費でございますが、節13 委託料では坂城駅、テクノさかき駅の管理業務委託、また循環バス運行委託でございます。節19 負担金補助及び交付金では、国道バイパス県道整備促進期成同盟会等への補助金でございます。

104ページ、目2 高速交通対策整備事業費では、湧水対策事業としての経費であります。節11 需用費のうち修繕料では、揚水ポンプの修繕費を計上させていただきました。

105ページ、項7 地籍調査費、目1 地籍調査事業費では節13 委託料で、地籍調査測量委託、節14 使用料及び賃借料では地籍調査システム使用料が主な内容でございます。

住民環境課長（宮下君） 106ページ、款9 消防費、項1 消防費、目1 常設消防費は千曲坂城消防組合、消防防災航空隊の負担金でございます。

目2 非常備消防費は消防団、消防団員の活動に係る経費で団員報酬、退職報償金、分団運営補助金、出動交付金等々でございます。

107ページ、目3 消防設備費は消防施設、機械、器具の設置、維持管理に係る経費で消防7車両の燃料費、修繕料、消防団詰所の光熱水費。備品購入費では消防用ホースのほか第6分団の小型動力ポンプ、第5分団の軽積載車でございます。なお、節14 使用料及び賃借料といたしまして、消防団連絡システム使用料を計上いたしました。これはほとんどの団員が所有します携帯電話を活用いたしまして、情報を共有することにより、大規模災害、消防団活動における即時性、利便性を高め

るものです。なお、平成19年の火災件数は前年マイナス1の8件でございました。

建設課長（片桐君） 続きまして目4水防費でございしますが、節11需用費の消耗品につきましましては、水防倉庫の備蓄資材の購入費、修繕料につきましましては水防倉庫等の修繕費でございします。

教育文化課長（西沢さん） 続きまして108ページから款10教育費について申し上げます。

項1教育総務費、目1教育委員会費は委員報酬をはじめ委員会を運営するための経常的経費でございします。

目2事務局費は特別職、一般職の人件費のほか、節7賃金は外国籍、不登校及び問題を抱える子ども等自立支援事業のための賃金、節8報償費は創造学園連携事業と学力向上事業の講師謝礼、節11需用費は参考図書、用紙印刷のほか、教員住宅の修繕料です。節13委託料は教職員の健康診断及び小中学校のごみ収集運搬手数料、学力向上事業の評価委託が主なものです。節15工事請負費は教員住宅の下水道接続工事を予定しております。節19負担金補助及び交付金は、児童生徒が加入する災害共済掛金負担金、特色ある学校づくり交付金、村上小学校6年生が対象の30人規模学級任意協力金、中国との教育交流事業補助金、私立幼稚園補助が主なものです。

続きまして113ページ、項2小学校費、目1小学校総務費は町職員の人件費のほか節13委託料は坂城小学校南校舎の耐震診断、節15工事請負費は3小学校のプール及び校舎の改修工事です。

目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下、管理費につきましましては各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について申し上げます。節1報酬は学校医、薬剤師の報酬です。節7賃金は町臨時職員の賃金、節11需用費は清掃、保健、プール等の消耗品及び燃料、電気、水道、校舎修理に関わる経費です。節13委託料は警備保障、電気、保安等の設備管理と児童の心電図、貧血検査などの委託料及び学校庁務の業務委託料です。節18備品購入費では、椅子など学校備品を計上いたしました。

続いて目3南条小学校教育振興費ですが、教育振興費についても各小学校ともほぼ同じ内容でございします。教科学習に係る費用が主なもので、節8報償費は講師及び土地借り上げの謝礼、そのほか、教科学習用の消耗品と教材備品として児童図書、楽器などを計上いたしました。節20扶助費は就学援助費、特殊教育就学奨励費で

ございます。

続きまして118ページ、項3中学校費、目1中学校総務費はパソコン教室に係る費用と英語指導助手に係る委託料でございます。

目2学校管理費は小学校同様、学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費です。

目3教育振興費、節11需用費は教科学習の消耗品、教材、備品の修理が主なものです。節18備品購入費では生徒用図書、ミシン、楽器などが主なものです。

新年度、坂城町立小中学校児童生徒数は小学生878名、中学生467名、計1,345名の予定です。

続きまして120ページ、項4社会教育費、目1社会教育総務費について申し上げます。

社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員、人件費のほか節8報償費は文化の館事業、お茶会などの講師謝礼、節19負担金補助及び交付金では文化協会、婦人会、千曲川坂城陣太鼓保存会などへの補助でございます。

目2公民館費、節1報酬は副館長、分館役員の報酬のほか、節8報償費は講座等の講師謝礼、成人式、体育事業の参加費です。節19負担金補助及び交付金では、分館活動費として27区への助成のほか、分館等施設整備事業補助金、千曲川シネマフェスタ実行委員会への補助が主なものです。

公民館事業といたしましては、各種文化講座の開催、納涼音楽会、成人式、文化祭、席書大会、千曲川シネマフェスタなど。また、健康や体力の増進に関する事業では春のスポーツ大会、町民運動会、分館対抗球技大会などを計画しています。なお、公民館報は年5回発行の予定です。

続きまして123ページ、目3図書館費では節7臨時職員の賃金のほか、節8報償費は図書館講座に係る講師謝礼、節13委託料では館内清掃委託、電気保安点検等施設の維持管理に関わるもの及び上田地域広域図書館情報ネットワークシステムの保守管理です。節18備品購入費では一般図書の購入を予定しております。

目4文化財保護費について申し上げます。

節1報酬は文化財保護審議会委員及び文化財調査委員の報酬、節7賃金は発掘整理作業等の賃金、また文化財の保護、伝統芸術の保存継承のための保存団体、無形文化財保持者等への補助のほか文化財センター、坂木宿ふるさと歴史館の施設の管理運営に関わるものでございます。なお、埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為

に伴う立会い調査、試掘調査などを予定しております。

目5資料館管理費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に係る費用です。

目6文化センター管理費は、文化センターの維持管理に関わるものが主なものでございます。節13委託料では宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託及びエレベーター、電気保安、浄化槽等施設管理に関わる委託などです。節15工事請負費は文化センター屋根の防水改修工事と第2駐車場の整備工事費、節17公有財産購入費は文化センター第2駐車場用地847㎡の用地取得費でございます。

次に目7青少年育成費では、子どもリーダー研修会の活動を中心にウォークラリー大会や通学合宿などに支援をしております。節19負担金補助及び交付金では青少年を育む町民会議への補助が主なものです。

目9生涯学習振興費では、「いつでも、どこでも、誰でも」をテーマにさかきふれあい大学を運営し、生涯学習推進に努めます。教養講座、専門講座の講師謝礼、ライフステージエコー実施に係る費用が主なものでございます。

130ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費は体育指導員等への報酬や、節8報償費では競技審判への謝礼、大会参加賞などです。また、節13委託費はグラウンド等体育施設の整備委託費、節14使用料は体育施設用地の借上料が主なものです。

議長（池田君） 説明の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時00分～再開 午後2時12分）

議長（池田君） 再開いたします。

引き続き詳細説明を行います。

教育文化課長（西沢さん） 続きまして130ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費から申し上げます。

体育指導員等への報酬や節8報償費では競技審判への謝礼、大会参加賞などです。また節13委託費はグラウンド等体育施設の整備委託費、節14使用料は体育施設用地の借上料などが主なものです。

目2武道館管理費は指導員賃金のほか施設の管理費で、中学校の剣道部、体育協会の剣道、なぎなたなど心身の鍛練の場として活用されています。

続きまして目3給食センター運営費について申し上げます。児童生徒に栄養バラ

ンスのとれた安心・安全な給食を提供するための費用で、年間給食日数は小学校が205日、中学校が202日、1日あたり1,456食を予定しております。

目4食育・給食センター建設費は、まちづくり交付金事業と安心・安全な学校づくり事業を取り入れ、20年、21年の2カ年で建設を計画しています。20年度は設計委託及び用地取得を計上いたしました。

建設課長（片桐君） 続きまして134ページ、款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目2道路橋梁災害復旧費につきましては、昭和橋等の災害復旧事業でございます。19年度分といたしまして、国道側から第2橋脚P2につきまして今のところ順調に進んでおりまして、現在のところ3月末でブロックの据え付けが終わる予定で工事が進んでおります。20年度につきましては、左岸側の橋脚P4、P5の根固め工でございまして、工事につきましては本年11月から来年3月までの予定で進めてまいります。

財政係長（塩澤君） 続きまして135ページ、款12公債費についてでございます。主に長期債の元金とその利子でございますけれども、新年度におきましては公的資金の補償金免除、繰上償還を1,663万2千円ほど予定しております関係で、元金につきましては前年度対比で1,389万円の増となっております。利子分につきましては、借入利息の動向等から1,563万4千円の減を見込んでおりまして、公債費全体では0.2%減の7億9,959万7千円を計上いたしております。

それから最後になりますが、136ページの款14予備費につきましては、前年度と同額の計上でございます。

以上、歳出総額は62億9,180万円で、性質別の内訳を見ますと土木費及び教育費に係る普通建設事業費の増によりまして、投資的経費が構成比で16.7%、人件費、扶助費、それから公債費に係る義務的経費が構成比38.7%、物件費、繰出金、補助費等に係るその他経費が構成比で44.6%となっております。この中で義務的経費については、前年度対比マイナス0.8%、1,906万6千円の減額というふうになっております。

以上で平成20年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（池田君） 以上で議案第13号「平成20年度坂城町一般会計予算について」各課等による詳細説明が終わりました。

次に、議案第14号以下、議案第20号までの特別会計予算について、各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、議案第14号「平成20年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」。
まちづくり推進室長（荒川君） 議案第14号「平成20年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ6,078万5千円を計上いたすものであります。歳入歳出事項別明細書3ページ、歳入からご説明を申し上げます。

款1分担金及び負担金、これは新規加入負担金、また加入や移設に伴います工事負担金でございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料でございますが、一般加入3,391件、スピーカー加入30件に係る有線放送電話の使用料。

また4ページに入りまして項2手数料、これは広告放送料が主なものでございます。

款3財産収入、項1財産運用収入は有線放送電話設備基金に係る利子。

款4繰入金、項1他会計繰入金は町からのお知らせ等に係る放送料相当の一般会計からの繰入でございます。

5ページであります。款5繰越金、項1繰越金は前年度繰越金。

項6諸収入につきましては、項1預金利子と項2雑入で、主にはインターネットのアクセスポイント使用料が主たるものでございます。

6ページからの歳出に入らせていただきます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものは職員人件費と有線放送事業に係る消費税の計上でありませう。

目2文書広報費は有線放送業務に係る事務的な経費であり、今年度においては3年に一度の電話帳更新の時期にあたり、商工会で取り組む電話帳作成補助金を計上してございます。

7ページからの目3財産管理費は有線放送設備の維持管理に関する経費の計上でございます。主なものといたしましては、節11需用費、有線放送設備の電気料及び修繕料、節13委託料は機器の保守点検経費、節14使用料及び賃借料は中部電力やNTTへの電柱共架料などでありませう。節15工事請負費は有線放送設備の支障移転等に係る工事費の計上でありませう。節19負担金補助及び交付金につきましては、特別会計に携わる一般職の人件費相当を一般会計へ負担するものであり、8ページ、節25積立金は将来に向けての設備基金の積立てでございます。

以上、平成20年度有線放送電話特別会計の詳細説明といたします。

議長（池田君） 次に、議案第15号「平成20年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」詳細説明をお願いいたします。

福祉健康課長（塚田君） 議案第15号「平成20年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」詳細説明をいたします。

予算説明書の3ページから主要なものについてご説明いたしますので、ご覧いただきたいと思っております。

歳入のうち款1国民健康保険税でございますが、医療費分、介護保険の第2号保険者の納付金分を一般保険者、退職被保険者ごとに計上しております。そのほか、20年度におきましては、医療制度改革によりまして75歳以上の高齢者につきましては後期高齢者医療制度へ移行いたします。さらに退職被保険者の65歳以上の方は一般被保険者へ移行するなど、財源及び人員構成に変動があるところであります。また、後期高齢者医療への支援といたしまして、後期高齢者支援金をそれぞれ新たに計上いたしました。このため、75歳以上の高齢者及び退職被保険者数の減少等によりまして国保税全体では、前年度比15.4%、7,389万8千円の減となっております。

続いて4ページ、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療給付費等負担金につきましては、療養給付費等の伸びによりまして前年比4.2%の増を見込んでおります。

項1国庫負担金の目2高額医療費共同事業負担金、目1高額療養共同事業負担金でございますが、高額医療の発生による財政への影響を緩和するために国保連合会が実施いたします共同事業でありまして、国の4分の1を負担いただくものであります。

項1国庫補助金、目3特定健康診査等負担金と目2特定健康診査等負担金につきましては、本年度から実施されます特定健康診査、特定保健指導にかかる国からの負担金で、新設項目になりまして163万3千円を計上いたしてございます。

同じく5ページ、目1財政調整交付金につきましては、普通交付税、特別交付税でございますが、町村間の不均衡及び特殊事情を考慮して交付されるものでありまして、前年対比で8.3%の増を見込んでおります。

続きまして款5療養給付費交付金ですが、これにつきましては、退職被保険者等の療養給付費等に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。退職被保険者等に係る療養給付費等につきましては、65歳以上の退職被保険者の方は

一般へ移行することから、前年度比で63.3%、2億8,487万2千円の減を見込んでおります。

款6前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者制度の位置づけによりまして保険者間での医療費の不均衡を是正するために、前期高齢者交付金として計上してございます。

続いて6ページ、款7県支出金、項1県負担金、それから7ページにおけます款7県支出金、項2県補助金につきましては、先ほど申し上げました款4国庫負担金補助金等と同一の内容でございます。県からの負担金補助、町に対する補助金等でございます。

款8共同事業交付金でございますが、このうち目1高額医療費共同事業交付金につきましては、高額な医療費が国保財政に与える影響を緩和するために、連合会より交付されるものでありまして、国県4分の1、町2分の1の事業となっております。

目2保険財政共同安定化事業交付金につきましては、これも市町村間の国保料の平準化、それから財政の安定化を図るための共同事業でありまして、前年比7%の増を見込んであります。

款10繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、5千万円を繰入れてございます。前年度に比べて17.8%の減でございますが、低所得者に係る保険税減税分としての保険基盤安定基金繰入金が減収となっております。

7ページ、目1基金繰入金につきましては、前年度比46.2%の減であります。本年度は1,775万円を繰入れとして見込みました。

次に10ページからの歳出でございます。

款1総務費につきましては、総務費は事務処理のための電算委託料、連合会委託料、負担金ほか徴収の費用などを計上いたしてございます。

12ページ、款2保険料給付費、項1療養諸費、目1一般保険者療養給付費につきましては、前年度比76.5%、金額で3億7,080万円の増であります。これは医療制度改革によるところの退職被保険者の65歳以上が、一般被保険者に移行したための増額でございます。

また、目2退職被保険者等療養給付費につきましては、前年度比72.1%の大幅な減であります。退職被保険者の65歳以上が一般被保険者に移行したためでございます。

13ページから14ページの目3一般被保険者療養費、14ページの目4退職被保険者療養費につきましては、それぞれ前年度比77.5%、76%の減になっております。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は前年度比72.9%の増でございますが、金額で4,070万円でございますけれども、これにつきましても退職被保険者の一般被保険者への移行によるものであります。

目2退職被保険者等高額療養費につきましても、前年度比36.2%の減となっております。

16ページ、項4出産、育児諸費、目1出産、育児一時金につきましては、30人分の分娩費を予定しております。

17ページ、項5葬祭諸費、目1葬祭費につきましては、60人分の葬祭費を計上してございます。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等の目1後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療制度の創設によりまして、各保険者からの支援を目的としておりまして、国保会計からも支援することで新たに1億7,013万1千円を計上させていただいております。

款5老人保健拠出金、項1老人保健拠出金ですが、前年度比77.6%、1億8,907万2千円の減でございます。75歳以上の方が後期高齢者制度へ移行することに伴いまして拠出金が減少したものであります。

19ページ、款6介護納付金につきましては、2号保険者60歳から46歳分の負担金としての納付金を見込んでございます。

款7共同事業拠出金のうち、高額医療費拠出金につきましては、前年度比で27.9%の増となっております。高額医療費拠出金の財源は、国の4分の1、県の4分の1の負担金でございますが、これも国保財政共同安定化事業拠出金として、市町村間の保険料の平準化、財政の安定化を図る事業となっております。

20ページ、款8保健事業費でございますが、健診制度の改正によりまして40歳から74歳までの方を対象に、町は国保会計になりますが、保険者に生活習慣病に係る健診が義務付けられております。集団健診としての健康スクリーニングのほか夜間、休日の対応、それから個別健診、さらに詳細健診、二次健診、人間ドック等を実施してまいります。健康の増進に努めてまいりたいと考えております。

また、目2特定保健指導事業につきましては、特定健康診査により指導事項があ

る方につきまして、積極的動機づけ支援を行い生活習慣病の予防を行うことによりまして、医療費の抑制と負担の軽減に努めていきたいと考えるものでありまして、それらに係る経費を計上させていただいております。

以上、歳入歳出総額16億409万1千円、前年対比7,608万2千円、5%の増を計上してございます。

議長（池田君） 次に、議案第16号「平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」説明をお願いいたします。

企画政策課長（赤池君） 議案第16号「平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は643万5千円であります。それでは予算書の事項別明細書の3ページの歳入についてご説明を申し上げます。

まず、繰入金でございますが、繰入金につきましては、前年度比で46万円の減でございます。繰越金につきましては、科目存置のための1千円でございます。

次に諸収入の関係でございますが、これにつきましては、住宅新築資金等貸付金の元利収入についてであります。新築資金、土地取得資金、それから改修資金の17件の現年度分について、595万4千円を計上させていただきました。また、過年度分については48万円を計上いたしました。

次に歳出についてであります。目1貸付事業総務費であります。需用費であります。これは決算書、予算書等の印刷製本費が主なものであります。

次に公債費でございます。目1元金であります。平成20年度は前年度比106万7千円減の500万4千円を計上いたしました。

目2利子については、前年度比34万3千円減の134万5千円を計上いたしました。

5ページの一般会計繰出金の1千円は科目存置の1千円でございます。予備費は1万円を計上いたしました。

以上、議案第16号「平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の説明といたします。

議長（池田君） 次に議案第17号「平成20年度坂城町老人保健特別会計予算について」説明をお願いいたします。

福祉健康課長（塚田君） 議案第17号「平成20年度坂城町老人保健特別会計予算について」ご説明をいたします。

老人保健制度につきましては、制度の安定的運営を確保するため、段階的に自己負担額の引き上げ等を行ってきたわけですが、この4月から後期高齢者医療制度に引き継がれることになりました。3月診療分までの医療費等につきましては、老人保健特別会計において支払の義務があります。また、今後3年間は老人保健特別会計を存続させ、決算を行っていくようにということで政令で定められているところでもあります。2月診療分までは19年度特別会計において処理できるわけですが、3月診療分、月遅れ請求分、過誤請求分につきましては、20年度での支払が必要となりますので、本会計において予算措置をさせていただくものであります。

予算書の説明書の3ページから主なものについてご説明をいたします。歳入についてであります。款1支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1支払基金交付金の医療費交付金につきましては、1億2,839万6千円でございます。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療費負担金につきましては、7,569万8千円。款3県支出金、項1県負担金、目1医療費負担金につきましては、1,892万5千円でございます。

4ページ、款4繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、1,892万5千円が歳入の主なものでございますが、後期高齢者医療制度へ移行するためそれぞれ85.5%の減額となっております。

歳出について申し上げますが、5ページ、款1医療諸費、項1医療諸費、目1医療給付費につきましては、2億3,110万円で前年対比85.8%の減。目2医療費支給費につきましては、990万円で前年対比70.6%の減でございます。なお、当該年度分の医療費が増加しておりますので、実績を踏まえ本年度約2カ月分の予算を計上いたさせていただきました。

以上、歳入歳出総額2億4,194万7千円でございます。

議長（池田君） 次に議案第18号「平成20年度坂城町下水道事業特別会計予算について」説明をお願いいたします。

建設課長（片桐君） それでは議案第18号「平成20年度坂城町下水道事業特別会計予算について」詳細説明を行います。

まず歳入でございますが、下水道事業特別会計予算に関する説明書の3ページからご説明を申し上げます。

まず款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道負担金につきましては、前

年比2.1%減の4,404万2千円を見込んでおります。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 下水道使用料につきましては、前年比11%増の7,507万3千円でございます。

項2 手数料、目1 下水道手数料でございますが、節1 下水道手数料につきましては、これは下水道排水設備の指定工事店及び責任技術者の新規並びに更新の登録手数料でございます。

次に4ページでございますが、款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 下水道費国庫補助金につきましては、7千万円を見込んでおります。

款4 県支出金、項1 県負担金、目1 下水道費県負担金では節1 下水道費負担金でございますが、道路舗装復旧工事負担金でございますが、中之条山小路の産業道路から県営水道中之条排水池までの道路舗装復旧に係る負担金でございます。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、3億8,734万8千円で、前年度比2.9%の減となっております。

次に5ページでございますが、款8 町債、項1 町債、目1 下水道事業債でございますが、2億4,660万円に対前年比23.2%の増であります。

次に6ページの歳出でございますが、款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、下水道事業に関わる一般的な経費でございます。主には受益者負担金納期前納付報奨金551万6千円と消費税1千万円であります。

款2 下水道費、項1 下水道事業費、目1 施設管理費につきましては、これまでに整備されてきました下水道施設の維持管理に関わる費用と、使用料等の賦課に関わるシステム使用料あるいはデータ使用料等でございます。主には節1 9 負担金補助及び交付金で上流処理区維持管理負担金5,835万6千円でございます。

次に目2 公共下水道事業費についてであります。職員4名分の人件費のほか8ページで節1 3 委託料では実施設計測量委託費であります。節1 5 工事請負費では引き続き中之条地区における面整備と、福沢川の下を通過する幹線管路工事に続きまして、月見区における面整備を予定しております。節2 2 補償補填及び賠償金につきましては、下水道工事に伴います上水道等支障物件の移転補償費でございます。

次に目3 流域下水道事業費でございますが、これは千曲川流域下水道上流処理区の事業費に関わる負担金であります。流入量の増加によりまして処理場における施設増設工事が進められてきておりまして、前年度より1,842万7千円の増と

なっております。

以下、公債費、諸支出金、予備費でございますが、総額歳入歳出それぞれ8億2,600万8千円の予算でございます。

議長（池田君） 次に、議案第19号「平成20年度坂城町介護保険特別会計予算について」説明をお願いいたします。

福祉健康課長（塚田君） 議案第19号「平成20年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明をいたします。

介護保険特別会計は平成18年度から平成20年度を事業実施期間とする第3期介護保険事業計画において策定しました計画を基本として、平成18年及び19年度の給付実績等を勘案いたしまして、平成20年度9億9,453万5千円を計上いたしました。これは平成19年度当初予算に比べまして1,751万9千円、約1.8%の上昇となっております。

歳入予算につきましてですが、介護保険特別会計予算に関する説明書3ページからご覧いただきたいと思っております。款1介護保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料でありまして、1億7,504万6千円を予算計上いたしました。

款3国庫支出金につきましては、保険給付における国庫負担分1億7,379万2千円、調整交付金5,466万2千円及び地域支援事業の交付金として580万2千円を計上いたし、合計では2億3,425万6千円となります。

4ページ、款4支払基金交付金につきましては、保険料の31%に相当する2億9,728万7千円と地域支援事業の289万2千円の合計3億17万9千円を計上してございます。支払基金交付金は第2号保険者の負担分、保険料ですが、社会保険診療報酬支払基金より交付されるものであります。

5ページ、款5県支出金につきましては、保険給付費の概ね12.5%分、1億3,780万8千円と地域支援事業交付金として合計209万1千円など、合わせて1億4,078万2千円でございます。

6ページ、款7繰入金につきましては、保険給付の町負担分12.5%、1億1,987万4千円と地域支援事業の町負担分2,900万1千円及び要介護、要支援認定審査会等の事務費として1,652万2千円、第1号保険者の保険料の高騰を緩和するために、町介護保険支払準備金より489万円を繰入れるものであります。

歳出につきましては、8ページをご覧いただきたいのですが、款1総務管理費で介護保険のシステム保守、保険料の賦課徴収に関する経費、要介護、要支援認定に関する経費、介護保険制度の普及費、介護保険運営協議会等に要する経費などを合計いたしまして1,652万2千円を計上いたしてございます。

款2保険給付費につきましては、9億5,899万円、前年度比で1.7%の増の予算計上でございます。内訳といたしましては、11ページからですが款1介護サービス等諸費といたしまして、要介護1から5と認定された方々が利用します在宅サービス、施設サービス等の保険給付分8億8,277万円でございます。

続きまして17ページからの項2介護予防サービス等諸費といたしまして、要支援の1、2に認定された方が利用されます在宅サービス等の保険給付分3,570万7千円を計上いたしたところであります。

23ページになりますが、項3その他諸費につきましては、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査支払手数料といたしまして170万円、項4高額介護サービス等費といたしまして、利用者のサービス利用額が限度額以上となった場合に給付いたす費用といたしまして、1,205万円を計上いたしました。

また25ページ、項5特定入所者介護サービス等費ですが、施設利用に係る食費、滞在費等の自己負担分につきまして利用者の所得に応じ、この自己負担分を減額し保険給付費で補うものでありまして、その費用として2,670万円を計上いたしました。

28ページ、款3財政安定化基金繰出金といたしましては、介護保険財政の安定化を図るため、県への拠出金97万6千円を計上いたしてあります。

29ページ、款5要介護等の認定を受けていない高齢者の方々に対し実施してまいります地域支援事業費といたしまして、項1介護予防事業費といたしまして933万円、包括的支援事業、任意事業費として857万円、合計で1,790万円を計上いたしたところでございます。

以上、歳入予算合計9億9,453万5千円でございます。

議長（池田君） 次に、議案第20号「平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」説明をお願いいたします。

福祉健康課長（塚田君） 議案第20号「平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明をいたします。

この制度は後期高齢者医療制度の大幅な改革によりまして、4月からご案内のよ

うに後期高齢者医療制度が開始されます。保険料の算定、医療費等の支払は長野県後期高齢者医療広域連合で行いますが、保険料の徴収、通知の引き渡し、療養費申請受付などの窓口業務などは町の業務となっております。保険料の徴収については、特別会計を設置する中で収納業務を行い、徴収した保険料を広域連合に納付することになりますので、新設になります後期高齢者医療特別会計予算、これについて順次ご説明をいたします。

予算説明書3ページからでございますが、歳入について、款1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料につきましては1億704万2千円であります。

目2普通徴収保険料につきましては1,823万3千円であります。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定基金繰入金につきましては、2,485万5千円でございます。

歳出についてでございますが、6ページ、款2後期高齢者医療広域連合納付金であります。目1後期高齢者医療広域連合納付金としまして1億5,013万円でございます。納付金につきましては、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせて納付することとなっております。老人医療受給者対象者の高齢化に伴いまして、保険者数はさらに増加することが見込まれておりまして、1人あたりの医療費についても依然として伸びておるところですが、その動向につきましては、今後注視しながら特別会計予算の健全に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、歳入歳出総額1億5,215万2千円でございます。

議長（池田君） 以上で、各課長等による詳細説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日5日から3月9日までの5日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（池田君） 異議なしと認めます。

よって、明日5日から3月9日までの5日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は3月10日午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後2時57分)

3月10日 本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|-------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 春日武君 |
| 2 " | 山城賢一君 | 9 " | 林春江君 |
| 3 " | 柳澤澄君 | 10 " | 安島ふみ子君 |
| 4 " | 中嶋登君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 大森茂彦君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 塚田忠君 | 13 " | 宮島祐夫君 |
| 7 " | 入日時子君 | 14 " | 池田博武君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------|--------|
| 町長 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 塩野入猛君 |
| 総務課長 | 中村忠比古君 |
| 企画政策課長 | 赤池利博君 |
| まちづくり推進室長 | 荒川正朋君 |
| 住民環境課長 | 宮下和久君 |
| 福祉健康課長 | 塚田好一君 |
| 子育て推進室長 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 片桐有君 |
| 教育文化課長 | 西沢悦子君 |
| 総務課長補佐 | 塚田陽一君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 塩澤健一君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 塚田郁夫君 |
| 企画調整係長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 平林よし子君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------------------|----------|
| (1) 平成20年度予算編成における行財政改革の取り組みはほか | 田中邦義 議員 |
| (2) 20年度予算の財政運営についてほか | 宮島祐夫 議員 |
| (3) 制度の導入を前にほか | 円尾美津子 議員 |
| (4) 地域医療の対応策についてほか | 柳沢昌雄 議員 |
| (5) 長野県森林づくり県民税についてほか | 塚田忠 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長(池田君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長(池田君) 質問者はお手元に配付したとおり、12名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に1番 田中邦義君の質問を許します。

1番(田中君) ただいま議長から発言の許可がありましたので、通告に従い質問を行います。

昨年来、原油や小麦、大豆など農産物、金属原材料など国際価格が大幅に上昇したことに伴い、食品や日用品など4月以降の値上げラッシュが伝えられており、消費生活への不安が重くのしかかっているところであります。これまで輸出主導の緩やかな比較的息の長い景気の回復が見られたわが国、そしてわが町の主力産業である製造業においても、景気後退感が強まっており、先行きが大変懸念される状況にあります。

こうした中で一般会計62億9,180万円、7つの特別会計の合計額38億

8, 595万円の平成20年度町の予算が編成されました。そこで、1つ目の質問。

1. 平成20年度予算編成における行財政改革の取り組みは

昨年の今ごろは夕張市の財政破綻で、国も地方も膨大な長期借入金を抱える財政状況を改革すべく、行政のスリム化、地方分権の推進など行財政改革が政治や行政の重要な政策課題として取り上げられ、財政の均衡、プライマリーバランスの目標年次など取りざたされていたところでありましたが、都市と地方の財政格差など格差社会が顕在化した昨年秋以来、改革の取り組みの停滞、後戻りさえ伝えられています。国の借金が赤ん坊を含めて国民1人あたり約700万円にもなる超借金国家の流れが変わらないにも関わらずであります。わけても、少子高齢の人口が減少していく社会に向かっているものですから、将来世代の負担が思いやられるところでもあります。

そこで、町の予算編成において行財政改革をどのように取り組み、反映したのかを質問するものであります。

イ. 事務事業の効率的な運営と見直し（スクラップ・ビルド）の取り組みについて

予算では、町固有の自主財源である町税が前年に比べ1億5,900万円も増額となっております。一方で、長期借入金である町債、町の長期借入金も昨年の6月補正と比べて、これは昨年当初が骨格でありましたので補正後の6月補正と比べても、一般会計と特別会計合わせて1億360万円借入金が増えております。

このような予算を編成できることは町内の付加価値の高い産業集積の恩恵と地域力を実感するところでもあります。それだけに、予算編成や執行にあたってはより効率的、効果的にむだがないよう、不断の努力を望むところでもあります。ついては、予算編成において効率化や見直しについてどう取り組んだのか。具体的な事例等を示した説明を求めます。

ロ. 行政コストの削減への取り組み事例と予想効果について

イとの関連でもありますが、予算に行政コストの発想をどう取り組み、具体化したか。さらにその節減額についてどう考え、把握しているかであります。

最近、「行政運営」から「行政経営」への視点や取り組みが関心を高め、行財政改革の手法として取り組まれておりますが、行政だけに通用する常識や慣習を断ち切り、仕事の進め方や意識を改革することにより住民志向、成果志向、現場主義の質の高い効率的な行政サービスを目指すものであります。

当然、このためには「コスト意識」、費用対効果を検証し、適正コストで施策や事

務事業を行うこととなりますが、こういう取り組みについて予算編成にどう取り組まれたか、限られた予算を多様化、複雑化する住民ニーズに広く応えるためには事業単価を常に見直しながら、浮かせた予算で新たな事業や行政サービスへ生かすやり方が必要かつ不可欠であります。

２．暮らし易い地域づくりの取り組みについて

イ．各区から要望の町単工事等に対する実施化の実態は

人口減少社会においては、社会基盤である施設や道路等は新設よりも維持修理、管理が重要であると最近は言われております。地域活力をいかに培い、将来を担う子どもたちをいかに増やすか。そして高齢者が元気で明るく暮らせる地域環境やコミュニティをどう培い、再生するか。これらが住民と直結している基礎的自治体に課せられた今日的な課題であると考えます。

このためには、地方分権の推進、住民参加の協働のまちづくりが不可欠であり、前提となりますが、事業実施へ向けての主体的な役割、取り組みが求められるところでもあります。こうした中で、自分たちが暮らす地域を自分たちの目線で改善、改良し、より安全・安心の利便性の高い快適な生活周辺づくりを支援する町単工事助成などが行われておりますが、20年度予算では地域づくり活動支援補助300万円と、土木費の町単工事補助1,400万円であります。

協働のまちづくりへ向けて十分とはいえない予算額ではありますが、これらの実施化の状況、実態はどうなのか。採択件数割合とか採択の基準、その根拠、平均的な事業費等の概要の説明を求めます。なお、こういう補助についてはより公平性や透明性などが求められるところではありますが、この優先順位付けとして地元のやる気を示す協力度合い、例えば団地の用地等の負担や提供、あるいは作業労力の提供などを優先的に取り入れる、導入する方法についてどう考えるかも併せて質問をします。

ロ．住民主導の暮らし易い地域づくりへの取り組みについて

現在、町では下水道整備という長期かつ大型公共事業のほか坂都1号線、A01号線、A09号線、さらには坂城駅周辺整備、中之条住宅団地に加え食育・給食センター建設など大規模な基盤整備を続けており、町内基盤の都市化や利便性の向上を進めておるところではありますが、住民の生活周辺に町が支援し取り組むことでよりそこ住む暮らし易い生活環境や、住民満足度が高まるきめ細かな施策を必要としている分野についても取り組むことが必要ではないかという考えであります。

例として4点について提案をいたします。

まず1点であります。町内には古くからの集落において消防車や救急車が楽に入れない細い道を唯一の生活道路としているところが幾箇所もあります。毎日の生活において車のすれ違いにさえ難渋しているのが実態であります。こういうところについて隅切りやすれ違いゾーンなどをつけることで毎日の生活の利便性が大きく向上し、万一のときには緊急車両などもスムーズに入ることができるようになります。

2点目として高齢者の外出支援の交通システムであります。

現在、町内には巡回バスが運行しておりますが、利便性において大きな課題があります。小回りのきく自宅から目的地へ移動ができる利便性の高いデマンドバスやタクシー、あるいは相乗りタクシーなどの導入についてNPOや住民などと協働でその実施策を取り組むことを提案するものであります。

3点目は、南条児童館への進入道路と駐車場についてであります。

働くお母さんの子育て支援として、児童館は大勢の子どもたちの放課後や長期休暇の期間中預かっておりますが、南条児童館は昔のリヤカー道の中程にあるため、この狭い道を利用せざるを得ない状況にあります。勤めを終えて夕飯などの家事が待っている急ぐお母さんたちが子どもたちを迎える時間帯には、児童館として一方通行をお願いしておりますが、一般の人には必ずしも協力が得られていなく、すれ違いに苦慮しておるところであります。また、駐車場も狭く、使い勝手がよくない状況にあります。道路の両側は畑であり、すれ違いゾーンを設置したり一部駐車場に借用できる状況をつくることで、かなりお母さん方の助けをすることができるものと考えます。子育て支援の充実のためにも対応が望まれるところでもあります。

4点目であります。在宅の寝たきり高齢者や障害者の理美容サービスの支援についてであります。

この件については昨年12月の第4回定例議会において、町老人クラブ連合会長さんから陳情があり、議会としても全員賛成で採択したものであります。寝たきりの寂しい高齢者の方に明るく気分転換をしてもらい、さわやかな時間を提供することができる温かみのある心のこもった行政サービスでもありますが、なぜか20年度予算においては事業化がされておられません。陳情採択をどう受け止めたのか。どのような理由で、どのような経過で予算化しなかったのか。また今後、どう取り組むつもりか説明を求めるものであります。

住民の生活周辺の不便や不安、不都合や不満など、「不」のつくことについて、この「不」の文字を取り去ることが基礎的自治体としての大きな役割であり、大事な責務であると考えます。これらは決して大きな予算や財源を必要とするものではなく、比較的容易に実施できるものでありますので、生活者視点、住民の目線での暮らし易いまちづくりの推進を提案し、第1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 最初に平成20年度予算編成における行財政改革の取り組みでございます。三位一体の改革をはじめとする国の構造改革と地方分権の進展による社会経済情勢のもとで、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに対応したきめ細かなサービスが求められる一方で、その財源ともいべき地方財政は一段と厳しさを増しているわけでございます。

行財政改革の取り組みについてはここ数年、町政の課題として取り組んでいるところでもございます。経費を最小限にとどめ、智恵と工夫による町民サービスの向上を図るということ、より親しみやすく利用しやすい行財政の運営を図るために自律のまちづくりへの道しるべをつくりまして、行財政改革推進計画を立てているところでもございます。役場窓口の改善、町民と役場を結ぶポストの設置、行政資料コーナーの整備等々、できることから始めてもおります。

自律の町へのいろいろな取り組みにつきましては、ご承知のように行政、町民、企業が一体となって協働で進むまちづくりという中で、自律のまちづくりGOGO機構を立ち上げ、各部会において相当数の期間をかけ熱心に政策提言をいただきましたので、それを長期構想の後期5カ年計画にも反映させたところでもございます。

国の新たな地方行政改革の指針も示され、これに基づいて概ね21年度までの具体的な取り組みを明示した集中改革プランを策定いたしまして、現在も継続的に取り組んでいるところでもございます。

新年度の予算編成にあたりましては、第4次長期総合計画を念頭に置き、町政運営の基本方向を自律のまちづくりに据え、行財政改革推進計画の積極的な取り組みによりまして事務事業の全般的にわたる抜本的な見直し、徹底した経費の削減を図っているところでもございます。昨今の厳しい財政状況のもとではありますが、歳出においては継続的な基幹道路の整備ということも大事であります。それをはじめまちづくり交付金事業や公共下水道事業の積極的な推進、少子高齢化社会に向けた福祉政策の充実、環境循環社会への対応、学校施設等の耐震化に対応すること等、事業を重点化、そして取捨選択して行っているところでもございます。

公務サービスの質をできるだけ落とさないということの中で、事業の必要性、費用対効果、後年の負担等も精査し、産業技術集積と雇用の安定、安心・安全なまちづくり、福祉健康づくり、花と緑のまちづくり、歴史に学ぶまちづくり等々、そんな観点から施策も展開しているところでもございます。

いずれにいたしましても、行政の行うすべての事業を行政が直接に担うという手法ではなく、住民の協力も得ながら指定管理者制度を有効に活用するという、さらに民間の活力を生かしながら地域経済の活性化に努めているところでもございます。

次に、町の町単事業等について触れさせていただきます。

町の町単事業は、土木費補助金交付金によりまして行われております。これは先人の人たちがいろいろ智恵を絞って、その地域ではみんなで自分も手を出してやろう、あるいは原材料を得ながら地域の舗装の工事とか、水路をやっつけようじゃないかということで進められたところでもございます。歴史の中でも40年あるいは50年前からこのシステムがございまして、原材料支給とか官役とか、土地を無償に近いもので提供するとかあったわけでもございまして、これが坂城町のインフラ整備の面ではきわめて重要な役割を演じたところでもございます。県内の中でも山村においてはいまなおこの手法で道路整備、地域づくりを行い、効果を上げている例もございますが、当町においてはどちらかといいますと会社勤めの方々が増え、また地域の生活環境も変わらして、そういった官役で、あるいは原材料で行うという手法は一部にとどまっておるところでもございます。

しかしながら町といたしましては、町単事業というものもそれなりに重要であると評価いたしまして、建設といいますか道路の建設関係で1,400万円、あるいはまた農林の関係で700万円、そしてまたまちづくり交付金として300万円、さらにいろいろな面に対応もしているところでもございます。先ほどお話のありましたように、こういった面につきましてはその地域で頑張っている、自分たちでやるということを優先しながら、いろいろ対応してまいりたいとこんなふうに考えているところでもございます。

以下、関係課長のほうから説明させます。

総務課長（中村君） 私からは行政コスト削減への取り組みについてお答えをいたします。

行財政改革の推進によります収支改善、行政コストの削減につきましては、ベー

スに町民サービスの向上を置いております。事務事業の見直し、経常経費の削減、定員管理の適正化、課等の再編等に積極的に取り組んでまいったところでございます。

具体的に申し上げますと、平成16年から18年の3カ年の実績で歳出の面では退職者の不補充による職員数の削減など人件費の抑制、これで7千万円ほど。それから予算編成にあたって、そのシーリング設定等によります物件費の減で1億3千万円余、あるいは旅費、日当、日当部分の廃止をいたしておりまして、これが1,100万円。団体補助負担金の見直しで3千万円。歳入の面で申しますと、入湯税の創設をいたしました。これは2カ年でございますが1,400万円、それから社会教育施設等の使用料の改定でこれが200万円。公有財産の利活用という面で普通財産を売り払い、これは1億3千万円。合計いたしますと3億9千万円ほど収支改善ができたということであります。これらの中には継続をしておるものもございます。あるいは一時的なもの、普通財産の売り払い等はこれはある面、一時的であります。

それから新年度予算におきましては、人件費につきまして集中改革プランに基づく定員管理の適正化等で、前年度より減少をいたしておりますし、補助金の見直しについては、事業費の補助ということを原則といたして20年度予算は編成をさせていただいております。団体の運営補助的な経費につきましては、極力圧縮をさせていただいて、補助費が3.3%削減を図っておるところであります。

いずれにいたしましても、自律のまちづくりに向けご指摘のように職員一人ひとりがその経営感覚とコスト意識を持って、効率的な行財政運営に努めるとともに、また特定財源の確保、あるいはその基金残高の確保にも鋭意努めてまいりたいと考えているところでございます。

建設課長（片桐君） 各区からの要望の町単工事等に対する実施化という点でございますけれども、ご案内のとおり町単補助事業につきましては、要望箇所の取りまとめを各区長さん方をお願いをしております。箇所につきましては町単補助事業という性格の中で、それぞれの区が事業主体となれるといたしますか、そういった案件につきまして各区の区会等でお話し合いをいただきまして、それぞれの区としての順位づけをしていただき、申請をお願いしております。

毎年、120カ所前後のご要望をいただいております。申請額は年度によって違うわけでございますけれども、概算で1億6千万円前後のご要望をいただいております。

という状況でございます。町単補助事業の要望につきましては、要望されている方々の切実な思いというものがああります。また、区長さん方におかれましては、区をよりよくしたいという熱意の現われでもございます。町でもその点を十分に理解をいたしまして区の意向を最大限取り入れて、予算付けをしてきている状況でございます。

ここ数年は財政状況もでございますので、400万円の需用費の予算で建設課では実施をしてきております。27区でございますので単純平均では1区が約50万円という状況でございます、各区2カ所前後の実施できる状況ということでございます。これらの申請の中には、他の事業との関連もでございますので、そういった中で町単補助事業の申請箇所の中で、他の事業の予算付けの中で実施しているものもでございますので、実施件数は約50カ所前後という状況でございます、全申請件数の概ね3分の1程度の実施率でございます。

この申請の中には国あるいは県に關係する道路、河川等の要望もでございますので、それらにつきましては国、県に要望をいたしまして対応していただいている状況でございます。建設課といたしましては引き続き、最大限予算要望をして地元のご要望にお応えできるような考え方でおりますので、よろしく願いいたします。

次に、住民主導の暮らし易い地域づくりへの取り組みでございますが、建設課で行っております道路、河川、下水道、公園、住宅等の事業につきましても、安心・安全なまちづくりという観点から鋭意努力して事業に取り組んでいるわけでございます。道路の改良につきましてはご承知のとおり都市計画道路につきましては、現在、金井、町横尾、中之条、田町、上五明の地区と箇所によって県事業ということで展開をしてきております。

また、消防車、救急車等の緊急車両についてもこれらの事業との関連づけをする中で、進めてきておる状況でございます。その他の町道につきましては、町では基本的には幅員4mということの基本として整備を進めてきております。幅員が4mということになりますと、緊急車両もある程度は通行できるという状況もでございます。この幅員の4mにつきましては、建築基準法に基づく道路の後退に伴う基準も考慮をしております。この後退した部分には建築物等は、一切建てられないということでございますので、町では後退された方の中でお願いただける方から町単単価で、土地をお譲りいただいております。

こういった緊急車両の入れない町道の整備ということは、建設課といたしまして

も第一優先でという考えで対応してきております。町単補助事業の要望の中におきましても、隣接の用地の同意をいただいて申請のある要望箇所につきましては、積極的に箇所の決定をさせていただいております。実際、関係地権者の同意をいただいて町単事業で実施をしてきている区もございます。

こういった道路の後退部分をお譲りいただければ、幅員4mの道路整備が進むわけでございますけれども、町単単価で用地のご提供をいただける方はそう多くはないのが現状でございます。大変難しい状況ということでございます。後退された部分には花などを植えられて環境面では大変いい状況も一面は考えられるわけでございますけれども、主権のある土地について行政が強制的にというわけにもいかないものですから、今後もできる方につきましては、用地の提供をお願いしてまいりたいという考えで進めてまいりたいと思います。道路整備につきましては、沿線の皆さんのすべての同意が必要ということでございます。緊急車両の入れる道路の整備につきましては、そういった必要性もご理解いただき、協力をいただくことが一番肝要かと考えております。行政だけの力では大変難しいわけでございますので、ご近所、組合、区、企業、議会、町ということになりますが、一丸となって進めていかなければ難しい問題というふうに考えております。多少時間がかかるにいたしましても、こういった手法を考えながら道路改良に努めてまいりたいというふうに考えております。

産業振興課長（宮崎君） 町単工事に対する実施化の実態についてご答弁させていただきます。

私ども農林関係の町単補助事業につきましては、このところ700万円というようなことでお願いしているところでございます。19年度につきましては16区から56カ所の採択申請がございまして、18カ所を補助決定したところでございます。1カ所あたりの平均事業費は39万円、1自治区あたりの事業費は重複しているところがございますので、44万円というようなことでございます。

申請に対する採択率は32%ということで、申請の際には重点となる箇所を絞って要望していただくようお願いしてございますし、1カ所の施工に数年かかる地区もございますので、町民の皆さんの要望からすると実施率は、さらに低くなるというようなことと思われま。

採択にあたりましては、各区の全面的な協力ができないので、区長さん等役員さんの立会いのもとに現調査をさせていただいて、町単補助事業として実施

可能かどうか、各区での要望順位、緊急性などをお話を伺いながら決定しているというような状況でございます。

福祉健康課長（塚田君） 暮らし易い地域づくりの取り組みについて、高齢者の外出支援の交通システム、相乗りタクシーやデマンドバスの導入策の検討についてお答えをいたします。

障害者、高齢者などいわゆる移動困難者の方々に対しまして行政やNPO法人、社会福祉法人等がさまざまな形態により移送サービスを行っております。行政においては各市町村においてコミュニティバスの運行、デマンド型乗合バスなどが行われております。NPO法人や社会福祉法人による移送サービスにつきましては、介護タクシーや福祉有償運送とあって、各地域においてサービスが展開されております。

当町におきましても、福祉有償運送として2つの事業所が身体障害者手帳を交付された方、または要介護認定を受けられた方で車椅子を利用しないと移動できない方、そういう方に対しまして移送サービスを行っております。ただし、福祉有償運送につきましては、自家用自動車を使用して対価を得る中で行われるサービスであるため、市町村において運営協議会を開催し、サービスの必要性、事業所の適正の判断、安全性の確保等を検討し、国土交通省長野運輸支局により許可を得た事業所のみが行える事業であるということで、道路運送法に定めておるわけでありまして。

ご提案の外出支援の交通システム、デマンド型乗合タクシーにつきましては、事業主体が旅客運送事業者に限られます。地域公共交通運営協議会により協議がされ、先ほど申しました長野運輸支局により、許可が得られた場合について事業が行えることとなります。当町におきましても移動困難者の方々に対しましては、今後どのような事業を展開していけるのか、今後の検討課題としてまいりたいというふうに考えております。

また、在宅寝たきり障害者等に対する理美容サービスの支援についてでございますが、町内の理容組合さんにおかれましては、組合事業の一環として店舗の休業日に組合員の方々が老人福祉施設等へ出張理容サービスを長きにわたって続けていただいております。また、お体の不自由な方へ出張対応につきましては、理容組合として休日における組合員の当番制とか、また他職種と比べて休日が少ない状況、あるいは料金についての統一化などが確立していない状況の中で、あるというふうにお聞きしている状況でありまして、現在、理容美容店さんによっては、長年にわ

たるお得意さまとの関係で個人のお宅へ出張サービスを個々の店舗の判断において、行っているというふうにお聞きをしております。

すでにご案内のとおり、町の高齢者福祉の対応につきましては、老人保健福祉計画並びに介護保険事業計画に基づきまして、高齢者が生活しやすい環境整備や情報提供などの推進に努めております。介護を要する方への福祉事業の一環としては介護用品購入費支援事業、寝具洗濯等サービス事業、外出支援サービス事業など、また介護者への事業としましても介護慰労金を支給する介護慰労事業、介護者交流事業など各種サービスを提供し、要介護者の擁する家庭の負担軽減を図っているところであります。

今後、高齢化がますます進行することから、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活したいという住民の方々の要望に応えるため、既存の事業の充実を基本にしまして新規事業につきましては利用する者、利用される者等、地域の状況や特性等を検討してまいりたいとそうように考えております。

教育文化課長（西沢さん） 2のロ、南条児童館の進入路のすれ違いゾーン及び駐車場拡張についてお答えいたします。

南条児童館への進入路につきましては、議員さんご指摘のとおり狭く、すれ違いは難しい状況でございます。地元の皆さんが利用する生活道路でもありますので、安全に通行ができるスペースが確保できればと願っているところであります。

このような状況の中、保護者会では児童館へお迎えに来るときは児童館北側から南側に通り返ける一方通行をしましょう、またできるなら南条小学校の駐車場に車を置いて、学校から歩いてお迎えをしましょう。以上の2点を話し合いで決め、実行をしております。学校から児童館までの短い距離ですが、手をつないで話しながら歩くことができ、かえってよかったというご意見もございます。児童館では、地元の皆さんにご理解をいただき、また保護者の皆さんと協力しながらより安全な方法をとってまいりたいと考えております。

次に駐車場についてですが、駐車場は児童館前に5台分ございます。いつもは1台駐車をしてありますが、あとは来客や緊急時の対応に駐車スペースを確保しています。いずれにいたしましても、安心・安全なまちづくりが基本でございます。地元の皆さまの要望を十分お聞きしながら、町全体の計画の中で検討がなされていくものと存じます。

1番（田中君） ただいま、それぞれご回答いただいたところでございますけども、

結論として私のきょうの質問が何か意味がないなあという感じがいたしました。要点をまとめてみますと、総務課長からは3億9千万円ですか3年間でいわゆる行政コストを削減したと。私ども普通の人間の感覚からいくと、3億2千万円を削減したなら、その分、手の回らなかった細かい、後で申し上げた暮らし易い生活周辺のこと、あるいは高齢者の支援のこと、そういうことに回すか、あるいは借金を返すか、そういう目に見えた財政の運営というものを期待しているわけなんでございますけども、そういう面でせつかく経費節減、行政コストの削減に取り組んでいるんだというそういう結果、こういうことを独自としてやりましたよというような、行政の説明というかあり方を望むところであります。

そこで、きょうは私、暮らし易いというか生活周辺が非常に高齢化なり人口が減ったりというそういう中に合わせて、町でやっている大きな基盤整備、都市化の事業もいいんですけども、私、後半のほうの質問にちょっと第2質問を絞って申し上げたいと思います。

まず福祉課長でございますけども、私はここですぐデマンドバスとかタクシーとか旅客のいわゆる道路運送車両法やなんかの規制に基づいてすぐどうこうできる問題じゃなくて、今の巡回バスでは非常にそんなに十分な利便性というか利用者も少ないし、費用対効果も考えたり、もっと同じお金を使うんならもっと利便性のあるドア・ツー・ドアのデマンド的なもの、タクシー、これはそういう形で取り組むべきではないかということでございますので、ぜひ立ち上げてより一番坂城町にふさわしいシステムというものを取り組んでいくべきではないかと思っておりますので、もう一度ご回答をお願いします。

それからもう1つ、最後の寝たきりの高齢者や障害者の皆さん、これは申し上げるまでもなくもう旧上山田町や戸倉町、上田市も両隣が実施しているわけですよ。そうでなくてもなかなか家で寝ているという人たちが日ごろ、何かと不自由なり気分の落ち入りやすい環境にあるわけでございますので、せめておしゃれをしたいというそういうものを毎回、毎回じゃなくても、年に2回とか3回ぐらいの応援するような戸倉や上山田のほうでやっているチケット、1回2千円か1,500円のチケットを出して、町でも皆さん元気で明るく生活してくださいよ、応援していますよというようなそういう姿勢が大事じゃないかと思うんですけども、福祉課長の答弁にはそういう匂いが全然感じられないので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

南条児童館のすれ違い、これなんかも忙しいお母さん、子育て支援という大きな国家的な命題を抱えているんですから、田んぼ道ですからこれは町単工事の建設課長にも同じなんですけども、何もその狭い道を全部広げる、改良しろというんじゃなくて、部分的にでも協力者がいるところはゾーンとしてすれ違いゾーンとして、幅1mの長さ5mでもいいんですけども、そういうものができないかという、もっと小回りのきく利便性を上げるべきではないかということで申し上げたわけがございます。

時間もありませんので、福祉課長に高齢者の外出支援とそれから在宅寝たきりの理美容サービスというような心のこもった温かみを感じるサービスへの取り組み、こういうものをもう一度今年度において取り組む意思があるかどうか。あるいはそういうものをもって、住民の福祉の向上というものにつなげていくという、そういうお考えがあるかどうかをお聞きいたします。

先ほどのお答えの中では介護保険やそういう制度的なサービス、これは当たり前でございます、そういうものがない、そんなに大きな予算を使わなくてもできる、そういうサービスこそがこの町に、暮らしの周辺に必要ではないかという思いでございますので、福祉課長にはいわゆる高齢者の交通システムについて取り組む意思があるかどうか。それからもう1つ、寝たきりのそういう両隣でやっているそういうサービスというかそういう福祉サービスに取り組む気持ちがあるかどうか。今年度においてそういうことに、すぐできなくても検討して実施化に向けて取り組む、その担当部課としての決意をちょっとお聞きしたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） 特別ご質問をいただきましたが、先ほどの高齢者の外出支援の交通システムについては、NPO法人だとか社会福祉法人を使ってご利用ただいてどうかというお話がありましたが、先ほどのお答えの中ですでに当町におきましては、福祉有償運送ということで社会福祉法人あるいはNPO法人におきまして、ドア・ツー・ドアという体制をとっております。これにつきましては、先ほど申しましたが、車椅子、身体障害者手帳交付されている方、あるいは要介護認定を受けていられる方で車椅子を利用しないと移動できない方、これらの方についてはすでにそれらの対応をとっております。

ただ、ご質問のデマンド型タクシーとか相乗りタクシー、これはまた違った事業になっております。事業主体が先ほども申しましたが旅客運送事業者に限られているということで、これにつきましても地域公共交通運送協議会といったそういう協

議会を新たに設置をしまして、長野運輸支局より許可が得られた状況において事業が行えるということで、すでに福祉有償運送事業という中でのNPO法人あるいは、社会福祉法人による移送の状況がとってあるというふうにご理解をいただければというふうに思います。

それから理美容の在宅寝たきりの障害者等に対するサービスでございますが、先ほど申しましたが理容組合においてまだいろんな課題がございます。やはり組合さんにおかれましても統一した体制の中で、この事業を取り組んでいくというようなお話の中で、今までも経過の中でお聞きしますと対応について、検討した経過があったということでございます。現状につきましては常連さんとの関係、健常のときからのお客さんとの関係、寝たきりになってしまった状況、そういう状況の中においても個々のサービスの中で対応していただいているということでもあります。

ただ、助成という面におきましては新たな事業ということになりますので、これはまた理事者とも相談していかなければいけないことではありますが、やはり利用する人、利用される人の状況、片方だけの状況を考えてもなかなかこれというわけにはいきません。地域の状況、また情勢等を勘案しながら検討してまいりたい。また理事者等とも相談をしてまいりたいとこんなふうを考えます。

1番（田中君） ただいま福祉課長から答弁をいただいたわけでございますけども、まもなく3人に1人はこの町も高齢者、65歳以上になっていくわけでございます。そういう時代がもう目の前にきているというときに、今からそういうものを取り組んでいく、不便、不都合を取り除いていく、そういう地域づくり、まちづくりを私は提案をしている次第でございます。もう答弁は結構でございますけど、福祉タクシーもただいま先ほどもそうですけども、福祉法人やNPO、私も実はちょっと携わっておりますけども、それは会員とか特定の人なんですね。そうじゃなくて、高齢者的な人たちが、あるいは町民の皆さんがもっと町の中を移動するに楽に便利に移動できるような支援。今町内でももう80歳というような高齢の人たちが結構運転せざるを得ない状況にあるわけです。そういう方たちをやっぱりマイカーと同じような利便性をもってサポートしてあげる。そういう行政のあり方、行政サービスのあり方、これは何も先ほど町長も答弁ありましたように、直接町がやらなくちゃいけないという問題じゃなくて、いくらも住民なりあるいは協働の社会づくりの中でやれるわけでございます。そういう基本的な課題をまずとらえて、そういう対策に取り組んでいただきたいなということでございます。

それは寝たきりの高齢者なり障害者の理容サービスでも同じでございまして、課題が多いというけれども、別に現実に今も理容師さんたちがお得意さんのところへは行っているわけですね。そういうものをもっと、今までだったら2カ月に一遍のものを1カ月一遍応援してもらえらんだらというような形で、もっと快適とかいかいわゆる暮らし易いような気分転換の図れる、そういう応援もできるんじゃないかと。こんなことは隣や上田市へ聞いてみても、せいぜい1回2千円ぐらいのを3回か4回チケットとして出して、それが必ずしも使うわけじゃないし、例えば2千円券を110人に4回出しても、たかだか100万円前後の金額で済むわけです。そういう、先ほど行政コストを削減してそういうものをそういうところへ回すという、そういう行政のあり方を望むわけでございます。

なぜこの予算のときにこういうことを質問するかというと、私、大変ある尊敬する人が、よく今行政では行政評価という過去に済んだこと、去年の実績なりおとしの実績を踏まえてそれが効率がどうだとか、住民サービスがどうだとか、満足度がどうだとかと評価するというんですね。それは結局、もう税金を払った後のことを評価するんであって、税金は戻ってこない。ところが予算についてはしっかりと今までの去年なり一昨年なり、今までのあるいは現状の課題などを踏まえてやることによって、100万円のできるものが80万円のできれば20万円も実質、税金が返ってくるという、使わなくて済むという、そういう面でこの予算においてしっかりと取り組んでいただきたいなという思いで質問したわけでございます。

行政のあり方として一方では今予算主義よりも決算主義と。何をやるかではなくて、何をやったかが問われる時代ですけども、その何をやるかも、何をのなかでできるだけきめ細かな行政サービスというものを十分、それぞれ各職員の皆さんが検討して、いかに住民の満足度の高い行政サービスを行うかということに心がけていただくことを強く望んで、私の質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時59分～再開 午前11時09分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、13番 宮島祐夫君の質問を許します。

13番（宮島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

最近の事件の話題の1つ、中国産ギョウザ事件が連日、テレビ、新聞等で報道さ

れている。消費者が加工食品による生活様式が一般化されている中で、これを機会に食生活改善、食料自給率の向上を生産者と消費者が一体となって再認識する必要があるのではないかと。また、伝統ある日本食文化の国民一人ひとりが食生活の意識改革をし、早急にこのことを考えるべきではないでしょうか。

1. 20年度予算の財政運営について

イ. 歳入歳出の策定基本方策は

第4次長期総合計画後期基本計画を国の行財政改革プランに沿って、着実に推進することが予算の基本方策でもあり、少子高齢化、低成長という状況下において速やかに実現するとともに歳出改革路線を引き続き堅持する必要があるわけでありませす。また、子や孫の世代に負担を先送りせず済む持続可能な財政を構築し、簡素で効率的な活力あるまちづくりを推進するべきであります。

後期基本計画の施策の柱は、「自然と人、産業との共生」生き生きと支える輝くものづくりの町を目指し、地域の持つ潜在力を十分発揮することが最重要課題であるわけでありませす。

また、歳入については、グローバル経済下の競争環境での変化、原料の値上がり、円高102円というような状況、3年ぶりの水準になっているわけでありませす。また各企業の競争激化、団塊世代の定年退職、人口動態の変化、家計消費の貯蓄行動やまた労働市場による影響を考慮する町税算定根拠について、まず最初にお伺いをいたします。

政府は国と地方を合わせて基本的財政収支を2011年度に黒字化すると目標にしているが、地方財政では地方交付税を確保するために、例えば交付税が特別会計が抱える債務の返済を中断し、財源を工面した借金の先送りをするなどの施策は、財政健全化対策ではない。これは1つの例であるが、20年度予算の地方交付税の算定根拠についてもお伺いをさせていただきます。

歳出の重点課題についてであります。第4次長期総合実施計画を基本としての継続、新規の重点事業は何かについてもお伺いをいたします。

ロ. 「県の地方税機構（仮称）」について

自治体の厳しい財政事情と税率の低下、行政コストの削減と、納税する側にとっても県の地方事務所や市町村役場の税金窓口1カ所で地方税に関する申告や納税、証明の手續が可能になり、また課題も多いわけでありませすが、現在、県や市町村はそれぞれ異なる税務システムを導入しており、統合には多額のシステム投資が必要

であると見込まれるわけでありますが、そのような背景での県の「地方税機構（仮称）」、県税、市町村民税の納税及び滞納の事務処理一元化についてお伺いをいたします。

ハ．県森林税の導入について

坂城町の18年度の統計面積によると、総面積5,364haのうち約70%が山林であるわけであります。山林の多面的な機能は土砂災害、洪水防止、地域の景観の美しさ、温暖化にも貢献しているわけでありますが、森林税の仕組み、当地域での想定される事業は何かについてお伺いをさせていただきます。

ニ．道路特定財源について

20年度の予算が衆議院を通過し、年度内成立が確定されているわけでありますが、税制法案も可決し、揮発油税などの暫定税率が3月末に期限が切れるわけであります。今後の野党の対決議論の中ではきわめて不透明な面があるわけですが、暫定税率廃止に伴う財源確保の影響についてもお伺いをいたします。

次に、上田坂城バイパスも建設中であるわけでありますが、21年度までに鼠橋まで開通予定であります。その先、坂城更埴バイパス鼠橋から主要道路長野上田線力石バイパス間の早期事業化の当該道路の建設は、町民の20年を超える悲願でもあるわけであります。早急に事業化と建設に向けての今後の国土交通省及び県への強力な要請、推進対策についてもお伺いをさせていただきます。

2．産業振興施策の特色について

イ．工業振興の取り組みについて

18年8月9日招集、第2回坂城町議会臨時議会において、チクマ精工跡地整備と土壤汚染調査及び建設物等解体処分工事が、請負者 長野市（株）角藤に工期を18年8月9日より18年12月22日の工期が終了して1年の経過があるわけでありますが、工期以後の請負業者の土壤分析と県との指導を含めての整備の進捗状況についてもお伺いをさせていただきます。

またチクマ精工跡地隣地の569㎡、約170坪の未購入の土地の経過についてもお伺いをいたします。当時の町の説明からいきますと、いろいろなことを考えながら、今後、県との相談の上に購入計画をしたというような状況になっているわけですが、いわゆる現在までの経過についてをお尋ねをさせていただきます。

また、後期基本計画の重点課題、「ものづくりとやすらぎのまち」産業と技術開発、雇用創出への支援、農工商の連携構築への支援等々が課題であるわけでありますが、

わが町は上信越自動車道路坂城インター、しなの鉄道テクノさかき駅などの立地条件の整備については、他に見ない有利状況であるわけでありますが、町内企業の生産規模拡大、また企業誘致等のためにも産業立地による工業団地造成についてもお伺いをさせていただきます。

ロ．農業振興活性化対策事業の取り組みについて

農業者が自信と誇りを持って、農業を展開できる活力ある農業を目指した地域の特性に応じ、農業農村の健全な発展と農業基盤の整備、なお地域農業を振興していくためには、生産基盤となる農地や用水路等の継続的に維持していくことが重要と考えるが、具体的な取り組みについてまず最初にお伺いをさせていただきます。

また、中国産冷凍ギョウザ中毒事件以後、国内での農産物の輸入は減少して、最近の報道によると中国産野菜の2月の第1週から3週の間は輸入量は、前年対比40%減であると報道されているわけでありますが、今回の事件は日本食料自給率の低さに一石を投じた状況であるわけであります。

自給率はカロリーベースで39%、2015年の目標は45%、また米の消費量はピーク時1人あたり年間118kg、現在は何と61kgと消費が減少しているわけですが、例えば118kgを換算してみますと、いわゆる米の量からいきますと118kg（8斗3升）ということになりまして、国民1人あたり1日2升3合ほどの米を食っていたわけでありますが、現在はその半分というような状況になっているわけであります。その低下の理由は、自給可能な米の消費者が減るなど、欧米、外食産業の発展や加工食品の増加に伴い、本来の日本食離れによる食料自給率向上対策と地産地消の地域の生産販売振興対策についてもお伺いをいたします。

日本列島温暖化による農産物の生産地の移動の変化はきわめて農業者にとっては重要な問題になっておるわけですが、わが地域の農業はきわめて深刻な状況にあるわけですが、かつてはこの地域は南北日名のりんご、あるいは四ツ屋、御所沢についての巨峰の関係についても大変いろんな重要な問題があるわけですが、例えばりんご、ふじが主力、いわゆるぶどうは巨峰という状況であるわけですが、消費者の嗜好、多品目少量買いの多様化する消費者のニーズは大変変化しているわけでありますが、新しい品種導入について農家の再生産確保は最重要課題であるわけであります。

例えばブランド化の新品種の場合、ぶどうの場合はナガノパープルなりシャインマスカット、りんごについては3兄弟、秋映、シナノゴールド、シナノスイート

等々の導入支援についてもお伺いをさせていただきます。

3. 地域医療の確保について

イ. 国立長野病院について

人口10万人あたりの医者数は長野県は全国の平均以下という状況であり、地域の診療科の休廃止の議論の現状からして、医療、医師確保について国立長野病院についての上田地域広域連合構成市町村医療対策連絡会設置等についての対策状況の経過についてお伺いいたすわけでございます。

以上で、第1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 最初に20年度予算の財政運営についてであります。

三位一体改革をはじめ医療制度改革など国の構造改革が進展する中で、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに対応したきめ細かなサービスが求められております。その一方で、市町村を取り巻く地方財政はきわめて厳しい状態が日々増しております。こういったことから、経常経費の節減と合わせて智恵と工夫により町民サービスのさらなる向上を図るとともに、より親しみやすい、利用しやすい行政運営を実施するために自律のまちづくりへの道しるべとして、行財政改革推進計画を策定し、積極的にそしてまた持続的な取り組みを図っているところでございます。

新年度予算編成にあたりましては、基本方針として「ものづくりとやすらぎのまち」「住民と企業と行政が協働するまち」「効果的で必要性の高い公的サービス」ということをキーワードに見定めているところでございます。長期総合計画を念頭に置きまして、将来にわたって自律する町を構築するという観点から、限られた財政の財源そのものを計画的に、重点的に、より効果的に配分することに努めた次第でございます。

主な重点事業でございますが、普通建設事業費におきましてはA09号線道路改良及び坂城駅南進入路については20年度の完成を目指しています。中之条開畝地区の住宅団地整備については本年度のA、B棟に続いてC、D2棟で16世帯分の建設を進めてまいります。まちづくり交付金事業の新規メニューとしては、食育・学校給食センター建設へ着手するとともに、中心市街地のにぎわいの一翼を担う坂城駅前の広場の整備、公共下水道の推進などを進めてまいります。

農林関係では、農山漁村活性化支援事業を導入いたしまして、用水路の改修等を進めるとともに、学校関係では村上小学校体育館に続いて坂城小学校南校舎の耐震化についても取り組んでまいります。ソフト事業といたしましては、地域づくり活

動支援事業の延長実施、坂城の歴史文化に学ぶさかきルネッサンスの展開、生涯学習の推進、小中学生の学力向上事業や問題を抱える子ども等自立支援等を進め、また産学官連携による産業振興、工業団地の造成調査、新商品の開発、さらにまた21年度のばらサミットに向けて花と緑のまちづくりなどに取り組み、そして安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

子育て支援の推進、町民の健康づくりの医療費抑制を図る健康増進事業への積極的な取り組み、障害者の自立支援や介護予防の推進、後期高齢者医療制度への的確な対応等を進めてまいります。

次にご質問の、税に係る県の地方税機構についてでございます。

県税と市町村税の共同化については、過日、県町村会定期総会において県総務部長から今後、県と市町村の代表によってより具体的に検討するとの意向がもたらされました。現在、住民税については市町村が県民税を併せて賦課徴収しております。他の税目についても賦課徴収あるいは証明書等の共同化ができないかということでもございます。メリットとしては、専門性の高い未収金対策や納税、証明書の発行等、1つの窓口で済むといったほかに、コンビニ収納等も可能になるとも考えられます。

しかし、県税を含むということから事業量の増が見込まれますし、電算システムも統合しなければならないという課題もあるわけでございます。

次に、道路特定財源についてでございます。

道路特定財源とは、ご案内のとおり道路の整備とその安定的な財源確保のために創設された制度でもございます。受益者負担の考え方にに基づき、自動車利用者が利用に応じまして道路整備のための財源を負担するものでございます。揮発油税、自動車重量税、自動車取得税など道路特定財源を構成する諸税には立ち遅れた道路整備を推進するために本則税率を引き上げて嵩上げまして暫定税率を設けたところがございます。

揮発油税等の暫定税率が廃止された場合の当町への影響ですが、平成18年度決算で試算しますと、歳入の自動車重量譲与税、地方道路譲与税及び自動車取得税交付金については暫定税率による嵩上げ分が43.4%、5,200万円の減額となります。また国庫補助金のうち地方道路整備臨時交付金についても3,200万円の全額が削除されるということになり、合わせて8,400万円程度の影響が出るものと試算しております。

このほか、まちづくり交付金事業の関係についても一部揮発油税を財源とする事業でございますので、全体的には相当な影響が出ると懸念しているところでございます。さらに国道バイパスのような国が行う直轄事業、これは坂城町にも最も関係あるわけでございますが、併せて田町線や上五明区の拡幅改良による県事業などについても遅滞するおそれが出てまいっております。

町村における道路整備は地域の活性化や住民生活の利便性、安全・安心を確保するために最も基本的なインフラの整備でありまして、国、県、町を問わずすべての道路整備事業を今後とも強力に推進する必要があります。現在、町の道路整備については道路特定財源だけでは賄えず、多額の一般財源をつぎ込まざるを得ない実情で、暫定税率が廃止になりますと町の財政運営に大きな影響が出てくるばかりでなく、住民の皆さんの生活にも支障を来す事態となるわけでございます。今後とも道路に係る財源の確保、現行の税率の維持が不可欠であり、また一般財源化等も含め時間をかけて慎重に検討していただかなければならない課題と理解しております。

もう1つ、産業振興についてご説明いたします。

私のほうからはチクマ精工跡地でございますが、国道18号線しなの鉄道に隣接する工業専用地域ということで、この町で企業が廃業されたということから工業の町にはふさわしくないということ、あるいは景観、危険性、青少年の健全育成ということでやむを得なく購入した土地でもございます。工場施設解体工事に併せまして土壤汚染対策法に準じまして、これは以前のことでございますので町が自発的に進めるということでございます。土壤汚染については18年度に実施しております。本年度は汚染の範囲を特定する詳細調査を進めているところでございます。いずれも申しあげましたように自主調査でございますので、市町村の指導機関である県といろいろ協議しており、汚染土壤の恒久的対策により工業用地として再生する見込みが出たところでございます。これは県の専門機関との打ち合わせの中でもその方向が見定められております。

具体的な再生方法としましては、町の土地開発公社の機能を生かしまして汚染土壤の浄化工事を進める。併せて造成工事も進めていくということ、いろいろと経費節減を図りながらあの地が貴重な工業専用地域として、町の活性化に役立つよう努力してまいります。

総務課長（中村君） 私からはまず町税、地方交付税の算定根拠についてであります。

個人町民税は三位一体改革によります地方への本格的な税源移譲と定率減税の廃止など税制改正が19年度から実施をされており、また景気の回復基調による法人町民税の増加傾向により町税全体で一定の伸びが見込まれるところであります。ただ、昨今の為替ですとか材料の高騰というようなところはひとつ懸念を持たざるを得ないところではあります。

20年度におきましては税源移譲等の影響により個人町民税が4.3%、3,300万円の増と、法人町民税は4.2%、2千万円の増、固定資産税につきましては主に償却試算分の伸びを見込みまして7.5%、9,900万円の増を見込んでおります。税全体で5.9%、1億5,900万円の増、28億6千万円余を見込んだところであります。

18年度に大幅に減少をいたしました地方交付税であります。19年度の算定におきましては所得譲与税、減税補填特例交付金の廃止がございまして、基準財政収入額が2.2%減となった一方で、基準財政需要額は頑張る地方応援プログラムによる割増算定、それから町債の元利償還に係る公債費の伸びによりまして3.8%の増となっております。普通交付税の交付決定額が5億4,100万円となったところであります。20年度の見通しでございます。国の交付税総額が平成12年度、これがピークで21億円でございますが、それ以降、縮減が続いてまいりました。人口と面積を基準といたします新型交付税の一部導入、都市と地方の財政力格差を是正するための特別枠としての地方再生対策費の創設など、新年度においては地財計画の中で1.3%増の15兆4千億円程度が確保される見込みということであります。

しかしながら、当町、地方税への税源移譲など税収増に起因をいたします基準財政収入額の増、それから地財計画の中で地方単独事業の抑制という中で、基準財政需要額の減少が今後も続いてまいるということがございます。普通交付税につきましては特別枠の地方再生対策費5千万円を含めまして4億円を計上いたし、特別交付税につきましては特殊事情による算定でございますので前年同額の5千万円を見込んだところであります。

いずれにいたしましても、財政力指数の上昇とともに交付税を取り巻く財政状況、一般財源の確保というものはなかなか厳しいものがあるなど考えているところがございます。

産業振興課長（宮崎君） 私からは20年度の予算の財政運営のうち、県森林税の導

入についてから順次ご答弁させていただきます。

長野県森林づくり県民税につきましては、その具体的な用途等、現在、県議会での審議を含めまして検討中というようなことでございますので、概要しか申し上げることはできませんけれども、まず里山を中心とした森林整備の推進、市町村の森林づくり関連事業への支援、県民理解の促進の3点に配分されております。

町における森林整備につきましては町有林や区有林、南条生産森林組合所有林など、比較的奥山の整備が先行しております、集落周辺の個人の所有林の整備がなかなか進んでおりませんので、関係集落のご協力をいただき、所有者のご理解をいただく中で里山整備事業が導入できればと考えております。

市町村への支援事業につきましては、森林整備が促進されるような取り組みに対して交付されるということでございますので、町内における間伐事業、とりわけ課題となっております里山の森林整備が促進されるような事業計画を検討してまいります。

次に、産業振興施策の特色について、まず工業振興の取り組みについてでございますけれども、私からは産業立地による工業団地造成についてお答えいたしたいと思っております。申し上げるまでもございませんけれども、当町はものづくりを土台として発展してきた町ということでございまして、工業振興ではテクノセンターなどによりまして、また信州大学や長野大学とも連携を含める中で支援をしているところでございます。

工業振興を考えた場合、このような技術的な支援も重要でございますけれども、工業基盤の整備というようなことも大事でございまして、工業用地の確保に努めていく必要があります。

現在、町内の企業の皆さん、特に大手の皆さんからも工業用地の確保についていろいろお話をいただいているところでございまして、現状を申し上げますと、昨年来からの課題でございますけれども工業団地の造成という要望が非常に強くて、これを進めていかざるを得ない、そういう段階にまで達しております。

このような状況を踏まえまして町では、工業団地推進プロジェクトチームを昨年つくったところですが、その候補地等の検討を行っています。いずれにいたしましても、企業の皆さんが必要としている用地面積、これらの情報、もちろんいくつかいただいているわけですがさらに整理をする中で、新年度等から取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、農業振興活性化対策事業の取り組みについてということでございますが、まず地域農業を振興するのに必要な生産基盤の維持の取り組みについてお答えいたします。宮島議員さんがご心配されたとおり、平成19年度から国の施策として農地、水、環境保全対策事業が創設されました。当町ではその活動組織となる上平みどりの里が立ち上がり、地域の農地、用水路、農道等の共同保全活動に取り組んでいるところでございます。

続きまして農業振興活性化対策事業の取り組みについてでございますが、まずわが国のカロリーベースの食料自給率、昭和40年度73%から50年度には54%、短期間に大きく低下しました。その後、ほぼ横ばいで推移いたしましたけれども、昭和60年度以降、再び低下傾向になりまして、平成18年度は39%ということでございます。

食料自給率が大きく低下した主な原因は、高度経済成長をはじめとする社会経済情勢の変化等を背景として食生活が大きく変化し、国内で自給可能な米の消費量が大幅に減少する一方、コスト面での制約から国内で生産が困難な飼料穀物等を使用する畜産物や油種類の消費がカロリーベースで大幅に増加したことといわれております。申し上げるまでもございませんけれども、食料は人間の生存に欠かすことのできない基礎的なもので、食料自給率の向上は食料の安定供給を確保する面でも大変重要です。そのためには、国内生産の増大、国内農産物の消費拡大、効率的な農地利用の推進など国を挙げてさまざまな取り組みが必要となりますが、ご質問のように地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消の推進は食料自給率向上に向け大きな効果があるものと思われまます。

当町の農業は農家の皆さんの努力によりまして、りんごやぶどうの果樹栽培に特化する形で振興が図られてまいりました。町特産のねずみ大根やお〜い原木会の皆さんによる五里ヶ峰横坑を利用したマイタケ、ヤマブシダケ等の原木きのこ栽培など、多くの農業振興に向けた活動がなされております。これら農産物を町内で消費する地産地消の推進は、食料自給率の向上に貢献するとともに町農産物の生産拡大につながってまいります。

さらに味ロジックわくわくさかきの皆さんがねずみ大根やりんご、ぶどうなど町内で生産された相当量の農産物を原材料として使用した農産物加工品を生産し、それら加工品の多くが町内で販売されております。いずれにいたしましても地産地消を進めることは食料自給率の向上及び町農業の振興に大変重要でございます。もちろ

んこの地産地消には生産量の拡大や価格といった大きな課題も想定されているところですが、農業支援センターを中心に農業委員会、JAちくま、農業改良普及センターなど関係機関と連携する中で実現可能なところから推進してまいりたいと考えております。

次に、ぶどうの新品種及びりんご3兄弟等の導入支援についてお答え申し上げます。

ぶどうやりんごにおいては、消費者の多様化するニーズ、嗜好の変化などから優良新品種への更新が求められており、県でもりんごではシナノスイート、シナノゴールド、秋映のりんご3兄弟、ぶどうではナガノパープルやシャインマスカットなど県内育成品種をはじめとした有望な品種の産地化を進めております。町におきましても現在、ぶどうでは巨峰が議員さんの言われたとおり中心となっていますけども、皮ごと食べられて種がない品種に対する消費者ニーズの高まりを受けて、ナガノパープルやシャインマスカットへの更新が課題となっておりますし、りんごにおきましてもふじ一辺倒からりんご3兄弟の栽培拡大に向けた取り組みが行われております。

このような状況の中で国ではりんごやぶどうなど果樹について農家が優良品種への更新を行う場合には、伐採、伐根費や苗木代等に対して補助金を交付する果樹経営支援対策事業を今年度から実施しております。つきましては、そのJAちくま、町、千曲市等で構成している協議会が中心となって、この補助事業の活用を進めるとともに県や関係機関と連携する中で新品種、優良品種の導入につきまして支援をしてまいりたいと考えております。

住民環境課長（宮下君） 2番の産業振興施策の特色についての中で、チクマ精工跡地の整備につきまして進捗状況をお話いたします。

平成18年度に実施いたしました第1次調査の土壤汚染状況調査の結果を踏まえまして、今年度、19年度には第2次調査として土壤汚染詳細調査を実施いたしましたところでございます。詳細調査は第1次調査により汚染が確認されました16カ所に万全を期するためにそこに隣接する区画9カ所を加えまして計25カ所についてボーリング調査をいたしました。

結果といたしまして、検出箇所は重複いたしますがシアン化合物につきましては4カ所、六価クロム化合物が9カ所、ホウ素及びその化合物が2カ所、鉛及びその化合物が4カ所、砒素及びその化合物が2カ所、弗素及びその化合物が3カ所でそ

れぞれ検出をいたしました。検出箇所、汚染深度、深さですけれども、濃度などの状況から1つとして工場操業時からと考えられる慢性的な汚染、2番目といたしまして工場閉鎖後の管理上の問題と思われまますピンポイント的な急性汚染、3番目といたしまして工場での使用履歴もなくボーリング調査による地質調査から千曲川、入田川の合流地点における浸食と堆積の繰り返しによる自然的原因と考えられるものに分けられました。

検出されましたうち鉛、弗素、砒素につきましては工場での使用履歴もなく、低濃度であったり、汚染の深さ等から自然的原因と考えられ、今後の土壤浄化対策外と判断をされました。周辺に対する影響につきましては、全敷地の約80%がコンクリートで覆われている状況であります。また進入防護柵等により立ち入り禁止対策もなされており、直接摂取による影響は少ないと考えられます。また、2カ所の地下水調査につきまして、汚染は確認をされませんでした。従いまして下流への影響はないと判断をしております。

今後の土壤の措置対策といたしまして、現在、県地方事務所と適切な処理について協議を進めているところでございますが、汚染土壤は掘削除去し、シアンによる汚染土壤につきましては全国で現在8カ所が認定されています汚染土壤指定浄化施設におきまして処理を行い、また六価クロム及びホウ素による土壤汚染につきましてはセメント工場におきましてセメント原材料化処理を行う予定でございます。これらの汚染土壤措置につきましては、拡散を防ぐためにも早急な対策を考えてまいりたいと考えております。

また、敷地内の薬品庫に保管、管理しております化学薬品等につきましては、現在、専門業者に1品ずつのマニフェストに基づき着々と処分が進められております。時間がかかっておりますが、年度内には処分等が完了する予定でございます。

次に、隣接する道路を挟みました旧チクマ精工の土地につきましては、裁判所の競売によりまして県外の方が落札をし、昨年、平成19年5月に登記が完了しております。現在、敷地には柵が設けられ、所有の意思表示がされている状況でございます。

福祉健康課長（塚田君） 地域医療の確保について、国立長野病院についてのご質問の中で、上田地域広域連合広域市町村の地域医療対策連絡会の設置について等の状況についてお答えをいたします。

すでにご案内のとおり、この問題につきましては長野病院の産科、婦人科の医師

引き上げという問題であります。昨年11月中旬に長野病院に対し医師を派遣している大学から、産科、婦人科医師引き上げについての検討を行うという連絡がありまして、大きな問題が生じたわけでありまして。

特に長野病院の産科、婦人科の医師引き上げ問題については、地域の産科医療の崩壊を招きかねない重大な課題でありまして、さらにハイリスク分娩を受け入れる上小圏域唯一の病院として地域に欠かすことのできない産科の医療機関で、年間1,800人を超えるお産を担っているところであります。大学からの連絡以後、上田市健康福祉部を中心に、医師を派遣している、これは昭和大学ですが、大学への引き上げ期間の延長、信州大学への医師派遣要請、上田市医師会、産科医会や二次救急を含めた佐久総合病院等への協力依頼、県知事、県衛生部、厚生労働省等への陳情を行ってきたという状況にあります。

そして本年1月に開催されました上田地域広域連合正副連合長会、うちの町長は副連合長ということで、この正副連合長会における長野病院を取り巻く地域医療の課題に対しまして、構成市町村における地域医療対策連絡会を設けることの提案がなされ、当町におきましても医療圏、坂城町は長野県域に属するのですが、医療圏は異なるものの緊急的課題であるとしまして、この連絡会に参加していくこととしたところであります。この地域医療対策連絡会の第1回の連絡会が本年1月に開催されました。連絡会の設置要綱等が確認をされ、今後、医師、看護師及び助産師等の産科医療に関わる人材の確保や定着化に関する支援の方策等について検討を行っていくということで確認をされたところであります。

なお町としましては、この連絡会に上田広域の所管であります企画政策課と私どもの福祉健康課により対応してまいりたいと考えております。

13番（宮島君） 第2回目の質問をいたします。

ただいまは町長、担当課長よりそれぞれ答弁をいただきましたが再質問をさせていただきます。

3点ほど申し上げますが、町長にお答えをいただきたいと思うわけでありまして。その1つは、自治体の取り巻く環境等についてはただいま町長、総務課長からいろいろ行政需要の問題、社会経済の変革等々の多様化、効率化等について複雑多岐にわたる傾向であるというご答弁があったわけでありまして、さらに私はそういったいわゆる交付税なり地方税の減収等を含める中で、町長、今期、いわゆる歳入歳出の効率化の中で、町長として20年度編成にあたっての財政指数、これは11品目

ばかりあるわけですが、代表的なもので結構でございますのでそういった指標に基づきたいわゆる当期、短期、長期にわたっての見通しはどのように判断をしたかと。またさらに実施の方向については間違いないかどうかについての自信のほどについてもお願いをしたいわけであります。

それから2点目には、坂城のいわゆる工業統計を最近私は見たわけでありますが、工業統計によるとその数値によると、平成17年度の事業者数は276社、従業員は5,728名だそうです。また生産高については数字も出ていたわけですが、そういった中で約1,700億円というような数字が出ておりました。そこで一番問題になるのは、いわゆる交通通勤状況はきわめて慢性化をしているということであります。これは先ほどちょっと申し上げましたけども、いわゆる坂城鼠橋から力石バイパスにつながる事業化建設について、どういう方向で町長は今後進めていくか。

その中には20年の経過の中で、例えばインター先線、これは私の数字の記憶でございますが、面積で730㎡、1億8千万円ほど、あるいは取得年月日が平成2年9月ということでございますが、まもなく20年の先取りの状況で、これを私はいいとか悪いじゃなくて、そういう準備をしているということでございますので、そういった中で鼠橋、力石バイパスに通ずる事業化についての取り組みについて、町長の基本的な考え方について伺いをさせていただきます。以上、2点でございます。

町長（中沢君） いろいろ地方自治を取り巻く、とりわけ財政的な財源問題についてはきわめて厳しい状況にあるわけでございます。町は企業の皆さんが頑張っていたいて、自主財源比率が高いということでもございますし、19年のいろいろ企業活動もそれなりに頑張っていたいているなということが実情でございます。そういったことから、より地方交付税等はきわめて厳しくなっているかなと、こんな思いもいたしておりますが、安全に確保できるという財源の中で編成もいたしたところでもございます。

財政力指数が分母のほうの利用額がきわめて厳しくなっているというようなことから、0.8を超えてしまうんじゃないかなとこんな見込みでございますと、そうならば国のほうの支援がなかなか大変だということでもございます。併せて実質公債比率等も18、時にはそれを超えるかなとこんなふうにも思っているところでもございます。企業のよりよい頑張りも期待し、またそれに合わせていろいろと

固定資産税あるいは町民の皆さまの税そのものも大きく貢献していただいている町でございます。さらに国等のいろいろな助成等も的確に見きわめ、誘導を図りながら進めてまいりたいと。将来を見据えながらやるべき事業は盛り込んでいくということが基本的な考え方でございます。

併せましてこれからのバイパスあるいはその他道路周辺に係る対応でもございますが、いろいろ産業基盤ということは生活基盤にも通ずるお話でもございます。鋭意、国、県等と合わせてその充実、向上に努めてまいります。

13番（宮島君） 大変、再質問にいろいろお答えをいただいたわけでありまして。町長はじめ担当課長が非常に20年度以降も厳しい、今年も厳しいという状況であるということは私も常日ごろ思っていたわけでございます。そういったいわゆる経済行政環境状況の中で、我々はやはり行政、議会はいわゆる町民が安心して生活のできる町民サービスに一層の努力が必要であるわけでありまして。いわゆる改革、再生、自律、活力あるまちづくりを目指しながら、行政と議会が一丸となって町民の期待に応えることが一番大事であるわけでございますので、そういった点でどうかひとついろいろお互い頑張って、その所期の目的が達成できることを願い、私の一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時06分～再開 午後1時30分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、11番 円尾美津子さんの質問を許します。

11番（円尾さん） 議長より発言の許可をいただきましたので質問をいたします。

1. 制度の導入を前に

イ. 後期高齢者医療制度について

この問題については9月、12月議会に続いての質問になります。75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が4月より実施が予定されています。内容が徐々に明らかになるにつれ、高齢者の方々の怒りや不満が噴き出しています。

2月28日に民主党、日本共産党、社民党、国民新党の野党4党が共同で、後期高齢者医療制度を廃止する法案を衆議院に提出しました。その内容は、後期高齢者医療制度の廃止、70歳から74歳までの医療費窓口負担引き上げの廃止、年金から保険料の天引きの中止、65歳から74歳までの国保税の年金からの天引きの中止などが盛り込まれています。ねじれ国会だからということではなく、国民からの

切実な要求に応えざるを得ない緊迫した状況だということをお話していると思います。結果として4党野党の共同提案となったものです。

この法案が成立し、後期高齢者医療制度の取りやめを強く望むところですが、現在4月からの導入に向けて準備が進められています。そこで何点かについて質問いたします。

まず、1として75歳からの受けられる医療はどのように変わるのでしょうか。2月13日厚生労働省の諮問機関である中央社会保険医療協議会は診療報酬改定案をまとめて答申しました。内容の1つとして75歳から診療報酬は外来の場合、月6千円までの定額にし、それ以上の医療は保険の対象にならず、診療報酬が支払われません。この報酬が手当てされるのは患者1人につき1医療機関のみと、複数の医療機関の受診を制限しています。

75歳以上の診療報酬は外来、入院、在宅、終末期のすべての分野で74歳以下とは差をつける別建ての診療報酬体系が盛り込まれています。実際に4月から75歳以上の高齢者はどのような医療を受けることになるのでしょうか。まずお伺いいたします。

2つ目といたしまして、健康診査特定健診は全員が対象に実施されるのでしょうか。

老人保健法に基づく基本健診は40歳以上すべての人が対象で、市町村に実施義務がありました。4月から75歳以上の人は40歳から74歳の健診とは切り離され、努力義務とされました。さらに厚生労働省は血圧を下げる薬、インシュリン注射、または血糖を下げる薬、コレステロールを下げる薬を1つでも使っている人は健診の対象から外すように指示をしました。ほかにも病気がないか見ていくことが大切であって、制限を加えるのは本来の健診の役割を果たせないのではないのでしょうか。

長野広域連合では、希望者には全員受けられるようにすると議会答弁があります。宮城県や新潟県でも同じ対応だと報道されています。健診の実施は市町村が行うこととなります。希望者全員が受けられるようにしていただきたいと思いますが、坂城町としてどのように対応していくのかお伺いいたします。

3つ目の問題といたしまして、年金18万円以下の人への対応について伺います。

9月議会で普通徴収になる年金18万円以下の方は、約40人ぐらいたとの答弁がありました。ほかに収入があるのか調査するとのことでしたが、状況はどのよう

に把握されましたか。また結果はどうでしたか。広域連合での減免措置はありますが、全額免除にはなりません。滞納すると保険証の交付や医療給付に制限がつけられます。収入のない人への救済措置をどう考えているのか伺います。

次は、新制度への町民理解がどの程度進んだと受け止めているのかについて伺います。

町民の方から、全戸配布された冊子を読んでもなかなか理解できないと言われます。75歳以上になるとどうも今までとは違って来るらしい。何でも年金から天引きになって、生活ができないじゃないか。長生きしてはいけないということか。なるようにしかならないなどと、あきらめにも似た言葉を聞くととてもつらくなります。4月15日になって、年金から引かれて初めて事の重大さに気がつくのかもしれない。しっかりと制度を説明していく責任を果たしていただきたいと思います。いろんな手段で制度の説明をしてこられました、町民の皆さんにどのくらい新しい制度が浸透したとお考えでしょうかお伺いいたします。

ロ. 国保運営について

後期高齢者医療制度が導入されることによって、国保の仕組みや構成に変化があります。どのように変わりますか。運営にはどんな影響があるのでしょうか、まずお伺いします。

国保税の値上げ条例が提案されています。過日の全協では税率の配分が変わるので単純に比較はできないが、1世帯あたり平均して4.6%、約9,600円の値上げになると説明がありました。65歳以上の退職者が一般扱いになること、医療費が伸びていることが値上げの理由にされました。定率減税の廃止により課税対象額が増えています。その上、三位一体の税源移譲などにより住民税の負担が大幅に増えました。町民の皆さんは重税感を非常に強くしています。

制度が大きく変わるときですから、現状維持の努力が必要ではなかったかと思いますが、どのように対応されたのか伺います。

また、介護分は据え置きされていますが、介護納付金の推移を見ますとピーク時と比べるとかなり減額になっています。税率の引き下げがあつて当然だと思いますが、そのことについて見解を伺います。

国保加入者の特定健診が義務付けられます。保険者である町が責任を持って40歳以上の国保加入者に健診をするわけですが、その手続と自己負担額はいくらになりますか、まずお伺いいたします。

2. 環境にやさしい町をめざして

地球温暖化が原因で異常現象が顕著になって、地球が悲鳴を上げています。今年には京都議定書の目的達成のための第1約束期間の初年度にあたります。7月には日本を議長国とする洞爺湖サミットが予定されています。そんなことを頭に置きながら環境にやさしい町をめざして質問いたします。

イ. ゴミ減量化への取り組みは

GOGO機構の環境部会では、ごみ減量化を提言しています。それらの提言を町の政策としてどのように生かすのか、生かそうとしているのかまずお伺いいたします。

長野広域連合では、ごみ処理対策のために焼却施設、終末処理場の建設計画を進めています。ごみを焼却することには議論が必要と考えますが、計画の中で家庭ごみ10%、事業系ごみ15%の削減計画が示されています。それらを実現していくには、それぞれの市町村で取り組まなければなりません。町として具体的な取り組みをどう考えていますか。どのように実践していくのかお伺いいたします。

ロ. 「できることから」の取り組みを

世界のあちこちで地球温暖化を起因とする異常な自然現象が猛威をふるう様子がニュースとして、目の当たりにしたとき、環境のために何かしなければとみんなが思うと思います。そしてそれぞれが何かの行動に心配りしているのではないのでしょうか。例として、マイバックでの買い物が目立つようになりました。生ごみを工夫して処理するなどの努力が見られます。一人ひとりができることから行動しながら、徐々に連携を持てるエコ対策になるよう取り組みができないか伺います。また、自治体としてできるエコ対策は何か、積極的に取り組みを考えていただきたいと考えますが、見解をお伺いして1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 円尾議員の質問にお答えしてまいります。

後期高齢者医療制度等についてでございます。

老人保健制度が変わり後期高齢者医療制度が創設され、この4月から発足するわけでございます。老人医療を中心に国民の医療費が増大するという状況下にあって、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度として、75歳以上の後期高齢者と65歳以上で寝たきり等の一定以上の障害を持っておられる方について、その心身の特性や生活実態を踏まえ、ふさわしい医療制度ということで、高齢者のみの独立した新しい医療保険制度ができ上がっているわけでございます。

後期高齢者医療制度の運営につきましては、県下81すべての市町村が加入する広域連合において運営されることとしております。すでに広域連合議会におきましても保険料等に関する条例等がいろいろ決定されているところでもございます。

特に今回の後期高齢者医療制度の改正は、町税条例の一部を改正する条例といった国保特別会計や老人保健特別会計への影響もありまして、この4月からの制度移行に向けて本議会に後期高齢者医療に関する条例や、これら関連条例を上程しているところでもございます。

また、特定健診、特定保健指導につきましても後期高齢者医療制度と、同じく医療制度改革の高齢者の医療確保に関する法律に基づきまして、これまた4月からスタートするわけでございます。40歳以上70歳以下のすべての方を対象に生活習慣病予防に関する健康診査と、その結果による保健指導を各保険者に義務付けております。生活習慣病の発病の前段階であるメタボを予防改善するとともに、新たな健診と健康指導を行っているものでございます。町では、国民健康保険の被保険者を対象に、現在行っております健康スクリーニングなどを特定健診として実施し、その結果について保健指導を行うこととしております。

いずれにいたしましても、新しい制度の導入でございます。適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、環境にやさしい町、ごみ減量化等の取り組みでございます。

ごみ処理は、人間の生活に切っても切れない関連のある重要な問題であるとともに、将来に向けて地球環境、地球温暖化に対する対応を含めて重大な課題であるわけでございます。町といたしましても各分野にいろいろな視点で頑張るとともに、現在、分別収集等を通じてごみの資源化、減量化にいろいろ努め、また町民の皆さんのご協力、ご理解をいただいているところでもございます。

ごみの今後の処理につきましては、今までごみ処理にあたっては長年、葛尾組合の焼却施設におきまして千曲市と坂城町がいろいろと対応してきたところでございますが、ダイオキシン対策等々いろいろありまして、将来に向けて長野広域連合で、全体的に進めていくということにあいなったわけでございます。平成24年を目標に、長野市に建設予定しております大規模なA施設につきましては、環境アセスメント調査の実施を地元で申し込みをしている段階でございますが、ある程度見通しが付いているということでもございます。

須坂市に予定されております最終処分場につきましては、予定されている地区の

協議も行っている状態でございますが、この4月から職員体制を充実するということでもございます。葛尾に代わる千曲市に建設されるB施設でございますが、19年度にも1,200万円ぐらいの調査促進費を広域で盛り、対応しているところでもあり、1月から2月にかけて千曲市9小学校の学区会に説明会が開かれ、公募されていると伺っております。

いずれにいたしましても、計画どおり進んでいるとは言い切れない状態で、近く、その見直しというかより詳細な検討が進められるところでもございます。議員さんも広域の議会の委員でもございますので、いろいろとお力添えをお願いしたいと思っております。千曲市における26年度稼働に向けて、いろいろご期待するとともにその方向を求めてまいりたいと考えています。

福祉健康課長（塚田君） 制度を導入の前ということですので、順次ご質問にお答えをしていきたいと思っております。

まず、75歳からの医療はどのように変わるのかということでございますが、本年2月に中央社会保険医療協議会は、後期高齢者医療制度の診療報酬体系などを盛り込んだ診療報酬の改正案を厚生労働省へ答申しました。中央社会保険医療協議会が答申した診療報酬の改正案では、後期高齢者の慢性疾患の継続的管理が必要との観点から、今までの特定疾患療養管理医療に代わる外来診療に包括点数の後期高齢者診療料が導入されることとなります。これは外来診療による複数の疾病にかかり療養生活が長期化することの多い75歳以上の後期高齢者に対しまして、医師が全人的、継続的に病状を把握する仕組みにより、他の医療機関での診療スケジュールも含めた診療計画を策定し、心身にわたる総合的な評価や健診を通じて患者を把握し、継続に診療するというものです。

後期高齢者診療料の6千円の定額につきましては、厚生労働省においてこの4月以降の患者窓口負担モデルケースとして、現在、生活習慣病と同じ症状で通院している方で試算した結果、これまでの特定疾患管理料と心電図検診料などにつきましては、新設の後期高齢者診療料に包括されるということで、75歳以上の外来窓口負担は減少すると試算しております。

また基本点数を超えた診療は別途請求となってまいります。後期高齢者が自由に自分の選んだ医療機関にかかるフリーアクセスを制限する仕組みではなく、他の専門医にかかることもでき、変更することもできるという状況です。さらに骨子の中の基本的事項では、医療の基本的な内容は74歳以下の者に対する医療と連続す

るもので、75歳以上であることをもって大きく変わるものではないとしています。

これまでの老人保健法に基づく診療報酬と同様に75歳以下の者に対して行われた場合の診療報酬を適用するとされておりまして、後期高齢者医療制度におきまして必要な医療が受けられなくなるということはないというふうに受け止めております。

続いて健康診査は全員を対象に実施するのかがございますが、後期高齢者の健康診査につきましては、後期高齢者医療広域連合が保険者として健康診査を実施するように定められておりますが、法律では実施義務となっております。しかし、高齢者の健康の保持増進のために、広域連合では健康診査を実施することとしています。

事業の実施にあたり広域連合では、県内に支部等がないため、直接健康診査の事業を地域で行うことが不可能でありまして、対象者の利便性などを考慮する中で市町村の一般健診の実施に併せて行うこととしています。

健康診査は成人病、生活習慣病の早期発見、重症化予防を目的として行われます。健診対象者は基本的に全員であります。すでに医療機関で生活習慣病等による治療をしている方で、一般的な健康診査と同等あるいはより精密な検査をすでに受けている場合には健康診査を受けていただく必要性を勘案し、対象者から除かれることもございます。対象から外れる方につきましても、健康診査を希望される方については健康診査内容をご理解いただく中で、受診をしていただくことは可能であります。

しかし、医療費の面から見ますと生活習慣病ですでに治療を受けられている方が健康診査を受けた場合には、医療給付費と健康診査受診料の両方が必要となります。その費用は全額ではありませんが、保険料からも負担されることになり、保険料高騰の要因にもなりますので、できるだけ被保険者の皆さんにご理解をいただく中で、後期高齢者の方の健康増進には努めてまいりたいと考えております。

また、受診時の自己負担につきましては、医療広域連合健康診査事業実施要項によりまして、県内統一として健康診査の基本項目のみの受診については無料としており、受診した費用は広域連合から補助されることになっております。

続いて年金18万円以下の人への対応でございますが、保険料につきましては各県単位の後期高齢者医療広域連合ごとに決定されており、当県ではご案内のとおり均等割額3万5,787円に所得割額6.53%の合計額をご負担いただくことに

なります。また均等割額につきましても所得の低い方には7割、5割、2割の軽減措置や、さらに激減緩和措置も設けられているところでもあります。

保険料額の算出決定は後期高齢者医療広域連合で行われますが、算出のもとになる所得課税情報については、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により町には情報提供の義務がございます。所得データの引き渡しについては、後期高齢者医療広域連合の個人情報保護条例に基づき、町の後期高齢者医療広域連合の端末からデータを定期的に変送することで把握することになります。

保険料の徴収につきましては、基本的には年金からの天引きによる特別徴収となりますが、年額18万円以下、または介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給の2分の1を超える方については普通徴収となっております。18万円以下で年金より天引きできない方の状況でございますが、年金の受給状況の把握は、介護保険料等の年金天引きの対象とすることのできる年金について、社会保険庁の情報をもとに把握している給付状況であり、天引きの対象とならない年金の受給につきましては把握はできておりません。

また年金所得がない方、または概ね年金の年額が18万円以下の方の介護保険の賦課状況を見ますと、保険料の第4段階以上の方も多く含まれておりまして、年金の受給申請を行わずその他の所得を得られている方もおいでになる状況があります。さらに特別徴収できない場合としては、複数年金があるが介護保険料を天引きしている年金において、後期高齢者の保険料との合算により2分の1を超えた場合、他に年金があっても引けない状況も考えられるわけです。年金から特別徴収できない方がすべて所得のない低所得者ということではなく、それぞれに状況があるわけです。

特別徴収できなかった方については、すべて普通徴収となっておりますので、年金収入とそれ以外の収入から納めていただくこととなります。また、特別な事情により保険料が払えない場合には、徴収猶予または減免措置という制度もございますので、広域連合とも協議する中でその世帯の状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に、新制度の町民理解はどの程度進んだかでございますが、住民への周知につきましては、町の広報におきまして平成19年7月より、今月配付されました3月号までの間、計5回にわたり制度改正に関するご案内を実施してまいりました。さらに後期高齢者医療制度につきましては、この2月に長野県後期高齢者医療広域連

合が作成いたしましたリーフレットを、全戸に配付したところでもあります。

さらに各種団体等においても説明会の機会を設けていただき、制度改正の説明を実施してまいったところでもあります。商工会の青色申告会建設部会等専門部会、JAちくまの生産者部会のりんご部会、ぶどう部会、ボランティアグループの団体、保健補導委員会、夢の湯のデイサービスなど町内25カ所、延べ800名ほどの方に説明を実施してまいっております。また現在、行われております納税相談でも申告においでの方にヘルスチェックと併せ、またはにしな寮、美山園、美里園の各施設の相談員への説明、さらに老人クラブの会合において制度改正の説明等を実施しております。今月中に発送いたします新しい保険証、これに合わせましても制度説明のパンフレットを同封し、その周知に努めてまいります。

また、国民健康保険税の年金天引きに関するお知らせといたしましても、昨年12月に天引きの対象となる可能性のある方、約550名にこの4月から開始される天引きによる国保税の納付につきまして、文書でご案内をいたしておるところであります。そのほか、町内医療機関、薬局、銀行等に制度改正に関するポスターを掲示していただき、制度改正の周知に努めてきたところでもあります。

いずれにいたしましても大きな制度改革でございます。今月も説明会の予定が組まれており、4月からの制度導入ができる限り、スムーズにできますよう努力してまいりたいと考えております。

続きまして、国保の仕組みや構成、国保運営などにどんな影響があるのか、また国保税の現状維持のために努力はなされたのかでございますが、国保会計の仕組みの変更の1つとしまして、今回の後期高齢者医療制度が導入されることに伴い、老人保健への拠出金が減少し、拠出金に代わるものとして新たに各医療保険者へ後期高齢者医療制度への支援金が設けられたところでもあります。現行の老人保健への拠出金と後期高齢者への支援金を比較いたしますと、平成19年度の老人保健への拠出金は、税負担が約9,400万9千円となっております。新たな税負担となります後期高齢者支援金は、総額で1億7,013万1千円ほどを見込んでおりますが、うち税負担分は8,100万円ほどで平成19年度の老人保健拠出金における税負担分と比較いたしますと、支援金が130万円ほど軽減されることとなります。

このことは高齢者への支援としての拠出金額と支援金額は概ね同等の額であろうかというふうに思うところでもあります。

次に、国民健康保険加入者への構成でございますが、75歳以上の約1,880

名の方が国保の資格を喪失し、後期高齢者医療制度に加入することになります。このことから平成20年度の国保加入状況は世帯で約800世帯が減少しまして、400世帯ほどになります。加入者では約4,400名と見込んでおります。

74歳以下の方につきましては、一般保険者と退職被保険者に分けられていましたが、退職被保険者の65歳以上の方は前期高齢者の位置づけとなり、一般被保険者として約1,100名の方が移行すると見込んでおります。少子高齢化がますます進行する中で、構成人員の現象、変動は少なからず医療費の増加につながりはしないかというふうに懸念をいたすところでもあります。そしてこの一般保険者と退職被保険者の世帯、人員の構成の変動でございますが、これは一般被保険者に係る医療費等への税負担の割合が多いために、退職被保険者の一般被保険者への移行は医療費の増加につながり、特に退職被保険者の療養給付費が前年度比対約29%、1億1千万円、高額療養費が前年度対比約63%、1,600万円ほどの伸びが見込まれています。

このような状況を踏まえ、65歳以上の前期高齢者においては制度間の医療費負担の不均衡の調整のため新たな財源として前期高齢者支援金、約4億円を見込んだところでもあります。新年度予算における税収入の差においては極力現行税率の範囲内において検討を行ってきたところですが、老人保健への拠出金の減少、前期高齢者への納付金等は見込めるものの医療費の伸びがそれを上回る状況にあり、税率等の変更を検討させていただいたところです。

国民健康保険運営協議会においてもご審議をいただく中、適正な運営のために税率等の改正案をこの3月議会に議案として上程し、お願いをしているところでもあります。

続きまして国保税のうち介護分についてであります。国保加入者のうち40歳以上64歳までの方にご負担をいただいております。この介護納付金につきましては介護報酬の改定などにより納付額の伸びが抑制され、各医療保険における納付金の負担についても減少傾向にあるところです。また介護納付金は介護保険における保険給付見込み額に対し納付しておりまして、実際の負担額との間に差額が生じた場合、差額調整としまして翌年度の納付額に反映されることとなります。介護報酬の引き下げなどにより保険給付が抑制されたため、介護納付金は減少傾向にあるところでもあります。

このような状況を踏まえて平成20年度、介護納付金の試算を行いましたところ、

現行の税率で賄える見込みと試算をいたしましたので、現行でお願いをしていきたいというふうに考えているところであります。

最後になりますが、特定健診を受けるための手続と健診の自己負担額はでございますが、特定健診を受けるには特定健康診査受診券と健康保険証が必要になります。この特定健康診査受診券はこの3月中に各家庭に送付することで準備をしております。検診につきましては人間ドックは4月から、集団検診は5月から7月の間、個別検診は6月から9月の間で計画しております。なお、人間ドックを受けられる方は特定健康診査受診券と保険証のほかに人間ドック補助券が必要になります。このドックの補助券につきましては、福祉健康課の窓口で交付をいたす予定になっております。

特定健診の自己負担ですが、健診には集団検診と個別検診の2種類があります。集団検診におきましては1,600円、個別検診においては2,600円のご負担を予定しております。さらに町の国保の医療の実態から心筋梗塞が増加している傾向が見られます。受診者全員に心電図検査を実施し、心疾患病予防に努めてまいりたいというふうに考えております。そのため、集団検診では心電図を含め2,500円、個別検診で3,500円。また医師の指導に基づく詳細検診として眼底検査料につきましては400円のご負担をいただく予定であります。

いずれにいたしましても、この特定健診は自分の健康は自分で守るという意識の
変革、将来における医療費の抑制に着目した新しい事業であります。住民の皆さんの健康増進のため、検診率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。
住民環境課長（宮下君） 2の環境にやさしい町をめざしてについてお答えをいたします。

はじめにイのごみ減量化への取り組みはということでございます。

地球温暖化によりまして気温の上昇、干ばつ地域の増加、大雨の発生率の増加、台風の大型化など従来とは異なるさまざまな気象現象が発生しているといわれております。町といたしましては昨年、広報さかきに1年間、計12回にわたりまして「ストップ地球温暖化」と題しまして特集を組み、町民の皆さまに地球温暖化防止について啓発活動をしてまいりました。ごみ減量化は地球温暖化や地球環境を考える上でも欠かすことのできない課題の1つであると認識をしております。

長野広域連合のごみ処理広域化基本計画では、平成15年度実績に対する22年度のごみ減量目標としまして家庭系可燃ごみは10%、事業系可燃ごみは15%の

削減としております。当町の平成15年度の家庭系可燃ごみは約2,490トン、事業系可燃ごみが約1,750トンでございましたので、平成22年度までに家庭系可燃ごみが249トン、事業系が262トンの減量が目標値となります。

現在、町民の皆さま、各自治区の皆さまのご理解とご協力をいただき可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等18区分による分別収集を行い、減量化に取り組んでいるところでございます。可燃ごみにつきましては平成15年度と18年度の総排出量を比較しますと、全体として6.3%の減少となっております。家庭系が5.5%の減、事業系が7.8%の減となっており、一定の成果が上がっているものと考えておりますが、今後さらに減量化を進める上で家庭系可燃ごみの約25%が占めているといわれています生ごみ、事業系の約半分といわれています紙類の資源化が重要な課題になってくるであろうと考えております。

今後のごみ減量化への取り組みとしましては、自律のまちづくりGOGO機構からもご提言をいただいているところでございますが、引き続きごみ減量化とリサイクル推進について出前講座等による環境教育、広報、有線放送、PRチラシなど啓発活動の充実を図ってまいりたいと考えております。特に重要となりますごみの分別につきましては、ごみの出し方のパンフレットを全戸配布する中で、適切な排出をお願いしているところでございますが、パンフレットだけではわかりにくい部分もございますので、20年度は分別品目ごとによりわかりやすく表現したものを広報に掲載する計画をしております。また、現行の生ごみ堆肥化容器購入補助制度、集団回収活動等に対する補助制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

循環型社会の形成に向けて、住民、事業者、行政が一体となって廃棄物の3R（スリーアール）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を総合的に推進し、意識の高揚を図っていくことが重要であると考えております。ごみの発生、排出を抑制するとともに可能な限り再資源化をし、再利用するごみゼロ型の地域社会の形成に努めてまいりたいと考えております。

次に、ロのできることからの取り組みでございます。

一人ひとりができるエコ対策、地球温暖化の原因でもあります二酸化炭素は私たちが毎日運転します自動車からの排出や家庭の照明、暖房、給湯などさまざまなどころから排出されています。まずは身近なところから省エネを心がけていくことが大切であります。

環境省では、一人ひとりの地球温暖化対策として冷暖房の温度調節、車のアイド

リングストップ、マイバックの利用など10項目について取り組みを挙げております。町といたしましても、一人ひとりが身近から取り組めるこれらの点について、昨年、広報に掲載しました特集の中でも取り上げております。引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。また、消費者の会とも連携を図り、消費生活展など機会をとらえながらエコバック、マイバックの使用、リサイクル、節電、節水のエコライフの推進を積極的に進めてまいりたいと考えております。

二酸化炭素の削減はほんの少しの気遣いでできることもございます。一人ひとりが行うことで大きな成果につながります。ライフスタイルの見直しが今求められていると考えます。電化製品の購入時は省エネ性能をチェックするですとか、配送廃棄物の少ないものを選択するですとか、町内のスーパーでもマイバック、マイバスケット運動などレジ袋削減運動を展開しているところもございますし、お話にもありましたように自らマイバック、マイかごを持ちレジ袋の削減に取り組んでいただいている町民の皆さまの姿も多く見るようになってきております。再生品の利用など私たちの生活環境がすべて地球と関わりを持っていることを意識することから始めることだと思います。町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

11番（円尾さん） それぞれ答弁いただきました。丁寧に答弁いただいたので時間の関係もあります。2回目の質問を急いでしたいと思います。お願いいたします。

まず、75歳以上の高齢者の受ける医療について、在宅医療については6千円の包括診療ということで答弁をいただいたわけですが、老人保健法等を絡めていくからそれは変わりはないよというお話でした。実際には、それは74歳までの人はそうです。今までのとおりだけでも、75歳になって容体が急に変わったときはそういう対応をしますよというものだと思います。

厚生労働省は医療が制限されるのは誤解だ。受けられる医療は74歳までと変わらないと宣伝するように地方自治体に働きかけていますので、そのとおりの答弁だったなと解釈いたします。そして先ほど、町長のほうからも診療報酬について75歳の年齢で区切るとして、心身の特性にふさわしい医療を提供していくんだというお話がありました。それでは厚生労働省が言っている高齢者の特徴というのは何だろう。3つの特徴を挙げています。治療が長引き複数の病気にかかっている、認知症が多い、いずれ死に至るの3つを特徴としている。これらを基本にして診療体制を打ち出してきたのが今度の結果だろうと思います。

その結果として6千円を限度とした包括医療、複数の受診制限。入院に対しては

75歳以上の方が入院したらすぐ退院計画を立てなさい。それで入院日数を制限する。あるいは終末期には延命治療の希望の有無を事前に文書やビデオで記録として残してください。そういうふうにするところには加配として2千円出しますよというようなのが、今度の診療報酬の中身なんです。まるで早く死んだほうがいいと言わんばかりの内容ではないかと、本当に心配になるところです。内容をしっかり把握して、後期高齢者の医療が変わることをきちんと認識してほしいと思います。それと同時に、やはり健康診査についても全員が受けられるように、いろんな点でもっと詳しい診察をしているからいいという考えもありますけれども、現実には今病院へかかっている、その人はその病気でかかっているんだからそれはほかのことを発見していくというのが健診の主な目的だろうと思います。そういう意味でも、希望する人全員が受けられるように、その配慮をどうしてもしていただきたいと思っています。

それら医療が変わりますよということ、あるいは健診についてはこうなりますよということ、新しい制度が入ってきますよというのは先ほどの答弁の中でもある程度説明がされてきているというお話をされましたけど、その中にはこういう医療がどうなりますよというようなことなんかは入っていないんですね。健診についてもそれは入っていないので、それらをどのように町民の皆さんにそれをお知らせしていくのか。その辺についてお答えいただきたいと思います。

それから介護保険の税率についてですが、給付金は減少傾向にあるんだと。けれども現在の今度の税率をさわらなくてもやっていけるんだよというお話がありましたけれども、ずっと減少傾向にあってきていて、何で下げられないのかというところが私はどうしても疑問なんですよ。賄っていけるからではなくて、本来だと、これは17年度がピークだったと思うんですけども、それからずっと下がっているんですよ。その中で税率は変更してないんですよ。だからそういう中で、本来の中で介護分というのだけは本当に下げてもいいんじゃないかと思うんですけど、その辺についてお尋ねしたいと思います。

それから環境についてはそれぞれお話がありました。大変、これ難しい課題ですし、それから大きな課題になってきます。その中でやっぱり、今の長野広域連合がこういう状態をやっていますよとか、そういう形での説明をいただいたわけですけども、減量もこれだけのことをやっていて減量していますよというようにお話がありましたけれども、じゃあ町としてやっぱり減量化をどれぐらい大事に思ってい

るのかとか、どうやったら減量していくのかというようなアピールというのは広報でやりましたよというお話でしたけども、もっと積極的にやっていけることがあるんじゃないかと思うんですが、その辺について考えをお聞きしたいと思います。

そして日本で排出される代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の85%が産業用と運輸業務用だといわれています。企業の町坂城のエネルギー消費量は、ほかの町より多いのではないかと想像がつくわけですが、それだからこそ、やっぱり町の施策として環境への施策展開が求められるんだと思うんですよ。単に住民環境課がやるのではないというんじゃないくて、全体の中で坂城町の全体の施策の中にこれが基本として入ってきていいと思っているんです。そういう意味で、次の長期総合計画にはきちんと位置づけをしていただきたい。そのためにはどういう位置づけをするかというような形の中では、環境を考える町民会議なんていうことも設定して、その中からいろんなものを考えていく。そんな方向もあるかと思っています。

昨日の新聞、おとといの新聞だったかな、安曇野市が環境宣言をするんだというお話がありました。それは環境の計画を立てたものが実施されるから宣言をしていくのだと、この3月議会に提案されているそうですが、現実にはこれは2年間かけて住民や市民の皆さんといろいろ考えてつくってきたというのがその中身なんです。そういうことを考えると、長期総合計画というものに対して、もうそろそろ位置づけとして持っていく必要があるんじゃないかと思っています。このことについては政策的なことですので、町長にお答えいただきたいと思います。以上、2回目の質問とします。

町長（中沢君） 関連な面については課長にも答弁させるといたしまして、医療の問題については内容をしっかり把握するとか、あるいは健診も希望者全員にとということ、あるいは新しい制度であるから具体的な対応というようなご指摘もありましたものですが、こういった面でも配慮してまいりたい。

介護保険につきましては3年間の見直しという制度もございますので、いろいろとそういった面での対応も考えていく。

環境の問題でございますけれども、先日、長野広域の中でもこれから建設費に向けてはその人口割が10%、実質割が90%ということ、これは大変なことでございます。とりわけ坂城町では企業に対する啓発が大事だなと。一酸化炭素そのものにつきましては、これは環境問題として将来に向けて大事な問題でございます。長期総合計画が21年度からいろいろ準備にかかってまいる予定でございますので、

いろいろと将来を見つめた対応をしまいたいとこんなふうに考えております。

福祉健康課長（塚田君） 健康診断等の内容を新しく制度が変わるということで住民の皆さんにより詳しくということでございます。私どもは保健センター、保健補導員制度というものがございまして、保健補導員の方、計4回ほどにわたってこの制度についての説明会等をしております。その中ですでに2月号に、生活習慣病健診カレンダーというものを広報に掲載してございまして、そこでの一般健康診査あるいは特定健康診査について今後の状況について説明し、さらに申込み等の状況をとっております。またさらには、先ほど申しました受診券、この3月に全戸配布をしていく予定ですので、その中へも健診状況等を織りまぜて健診に係る詳しい説明等をしていく状況で考えております。

介護保険につきましては町長のほうからお答えをいただいたとおりでございます。

11番（円尾さん） それぞれ2回目の質問についても答弁をいただきました。1つだけ勘違いをしているのかなと思うのは、介護保険のことを言っているのではなくて、国民健康保険の中にある介護分、今度税率が40歳からの人たちが負担していくわけですが、その税率が据え置かれたことについて論議しているものだという勘違いしないで、その辺のとらえ方をしていただきたいと思っています。

後期高齢者医療制度の一番の問題は、75歳以上の医療体制を別建てしたことにあるんだと思います。年齢で切り離すやり方は保険制度を持つ世界の国には例を見ないものです。政府は2025年までに8兆円の医療費を削減するとし、そのうち5兆円を後期高齢者で削ろうとして、団塊の世代を見据えて高齢者を狙い撃ちしています。また保険料は有無を言わず、何の断りもなく年金からの天引きです。その上、今国会で審議されている特定財源関連の税法の中には、65歳以上の住民税も年金から天引きしますよという制度の創設が盛り込まれています。実施は22年度とされていますが、年金は老後の生活保障であり、個人の財産であります。こんなやり方に怒りを覚えます。高齢者の皆さんを医療内容に差別を持ち込み、財政的に苦しみ、不安を抱かせるこのような制度は一たん白紙に戻して、改めて国民参加の中で高齢者を大切に作る制度にしていく必要があるんじゃないかと思っています。

国保運営については、後期高齢者の制度により大きく影響を受けるわけで、税率までの値上げが出され、方向が出されてきていますが、今回の制度変更だけでなく定率減税の廃止などによって課税対象額が増え、その分だけ国保税が町民にとっては値上げになっています。医療費の伸びの見方、老人保健との関わりについての

計算の仕方、例えば老人保健の拠出金だってもっと少なくてもいいと私は考えます。葬祭費にあってもっと違うんじゃないかというふうに思います。もう少し厳しく見ていけば、値上げの必要はなかったのではないかと疑問になります。制度の変更に合わせて便乗値上げの感を禁じ得ません。少しでも町民負担を少なくすることを基本に政策展開をしていただきたいと思います。

環境への取り組みについては、自治体としていろいろな取り組みがあります。先ほど安曇野の話もしましたが、太陽光や風力の利用であったり、生ごみの堆肥化であったり、新エネルギーへの取り組みであったりといろいろ工夫しています。坂城町がしていないとは言いませんけれども、やはりその中で政策として取り上げていくこと、町中が一緒になってやること、あるいは役場が先導して何かやっている、そんな形の中でのやっぱり環境対策を考えていくことが今何よりも大事だと思います。一人ひとり、皆さん本当に努力しなくちゃいけないなということはみんな思っていると思うんですね。それを素直に引き出したり、どうすれば環境にやさしいことができるのかというようなことに啓発をするのは、やっぱり役場の大きな役割だと思います。そういう中で町民の皆さんと共同で環境対策が具体化されていくことを切に望みながら質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時28分～再開 午後2時39分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、12番 柳沢昌雄君の質問を許します。

12番（柳沢君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくご答弁のほどをお願いいたします。

1. 地域医療の対応策について

イ. 地域医療について

国の医療施策の誤算による医療制度の改革は地域医療の崩壊を招き、弱者切り捨て、国民の命と健康が脅かされていく実情は周知のことです。

この影響が医師不足となり、結果は医療機関の経営の行き詰まりとなり、閉院せざるを得ないのが実情であります。このような状況下であれば、地方の中小病院の存続の危機はもとより、日本全国の公的病院が5年以内に1,000潰れるとまで論説されております。まさに人命軽視施策は国の存亡にも大きく関わる問題であるといっても過言ではないと思います。経済大国を誇り、医療貧国と成り果てては医

療難民の続出国となります。

そんな国にしてよいのでしょうか。国民は決してそのようなことは望んでいないのであります。さて、身近な医療機関であり、地域の基幹病院として機能を果たしてきました長野赤十字上山田病院は昨年6月、経営審議会で平成20年3月をもって閉院すると表明されました。以来、関係自治体の切望により財政支援を条件に最長1年間続けるという提案をされ、病院はもとより関係自治体は後医療を含めた対応策を模索されてきました。

しかし、すでに3月となり、病院はこれという後医療の対応策も明かされず、支援を頼みとして4月から入院病床なし、内科医2名、整形外科1名非常勤体制とし、外来診療、透析診療、在宅介護サービス等により当分の間、運営されていくということでもあります。

当町は、経過の中で入院施設の確保が得られない現時点では、財政支援をしない考えを示されてきました。また、地元ではないとの認識も持たれてきました。この考え方に理解できないわけではありませんが、一番困るのは誰でしょうか。地域医療充実にどのような認識で対応策を考えて進められてきたのかお伺いいたします。

ロ. 町独自の対応策は

昨年、日赤上山田病院等地域医療対策特別委員会でのお話の中でも、当町の立場、すなわち地元ではないという認識でと思いますが、町は独自の考えで対応していくのが望ましいとの考えを述べられました。

医療問題は生命に関わる重大な問題であります。私たち以上にその立場で最良の方途を模索しておられることは承知をしているところでありますが、さりとて一朝一夕にして方向性を見出せるものではありません。日赤上山田病院の過去の経緯からしても、基幹的医療の役割は果たされてきた実績を評価し、これ以上地域住民が医療問題において心労させないよう、行政施策こそ今求められています。町独自の対応策はあるのでしょうか。お伺いいたします。

ハ. 地域医療の広域的取り組みについて

医師不足による医療機関の医師確保の戦略は、弱肉強食の様相さえ呈している現状であります。上田広域においても、国立長野病院の産科医師の引き上げ、麻酔科医師の不在等による医療の困窮は大変な事態であります。

当町も上田地域広域連合組織内にある町として、関わりを持っているわけであり、そこで、広域連合長より信頼されている当町長は、副連合長として広域的立

場からもこれらの医療問題について取り組まれているようですが、地域医療の広域的取り組みこそ、今住民は求めていると思います。

広域的連携を図りながら地域医療の充実を果たしていかなければならないと思いますが、どのようなお考えで進められていかれるのかご所見をお伺いいたします。

2. 給食センター建設について

イ. 建設計画と運用の重点は

町は長い間の懸案であった学校給食センター建設のめども見えてきました。現在の給食センターは昭和48年に建設されたもので、35年間、成長期の児童生徒の健康保持と体位向上にと、安全・安心に配慮ある献立提供の施設として今日に至ったことは周知のことです。しかし、時代の変遷とともに多様化するニーズにより一層の安全性と充実が求められてきております。

特に昨今においては、輸入食品や食材による健康に悪影響を及ぼすような食品弊害事件が後を絶たない実情であります。これらを考えたとき、食育の重要性和安心で安全な良好な環境施設こそ必要とされております。時宜を得た要望が高まる中で、町はまちづくり交付金と安全・安心な学校づくり交付金を財源として、総事業費6億9,140万円という試算がされ、その交付金も期限のあるものということで遅滞のない手順が必要と感じられるのであります。

そこで、建設計画についてどのように進められてきたのか、その進捗状況を伺うとともに現在の給食センター機能の長短を参考としての新建設と思われませんが、最も機能的活用ができる施設建設でなければならない。人がそのような反映をしていくのか、そのようなものを今までその給食センターを参考に、どのように反映させて建設に力点を置かれて進められるのか。多額の事業をもつての建設であります。運用が重要課題と思われませんが、運用の重点をどこに置かれていかれるのかお伺いいたします。

ロ. プロポーザル方式について

町は食育・給食センター建設設計にプロポーザル方式で行うということで新年度予算にも計上されました。当町は過去にもこの方式を採用した経緯もあります。この方式採用で行われる設計で、基本的重視点をどこに置かれて行われるのか。応募資格の設定と範囲を何社とされていかれるのかお伺いいたします。

ハ. 旧2保育園跡地処分について

郷土の発展を願う篤志家により寄贈された用地等で建設された貞明保育園と南条

保育園は、幼児保育の場として平成17年9月まで果たしてきましたが、同年10月、新南条保育園建設、開園によりこの跡地は次への貢献をと待機中であります。

町は食育・給食センター建設計画を進めていますが、この跡地が建設費の財源確保の関連対象とされ、処分を図られるのかお伺いし、対象とされるのであればその処分方法と見込み設定額はどのくらいとし、財源化を図るのかお尋ねいたします。

二. 関係自治区との対応は

町は事業の推進のため保有地の有効活用を図るため、施策の運用で財源確保に用いることも行政の手法かと思えます。

貞明保育園、南条保育園の跡地も財源確保に充てるとなればこれも1つの方法かと考えられますが、しかしこれらも所在自治区における歴史性を持った経緯もあります。関係区との十分な配慮のもとに対応をしていかなければならないわけであると思えます。円滑に施策の目的を果たすために、どのように対応されていかれるのかお伺いをいたします。

3. 湯さん館施設整備について

イ. 整備機能について

町民の願望であった温泉施設が平成14年4月、その名も由緒あるびんぐしの里に湯さん館としてオープンして6年目となりました。最近までの総入館者は170万人余ともいわれている盛況ぶりであります。この湯の経済的波及効果と利用者の健康に及ぼす効果は大きいものがあると思えます。そのような状況下では、利用者の多様なニーズが求められることは常であります。互いに利用の価値観を享受しながら楽しくつくるぐことがこの湯の特色でもあります。

施設者はそれらを踏まえ、利用者の多くのニーズに応え、即適切な対処対応をされてこられたことは大きく評価をいたすところであります。昨年末に施設の整備がされました。その整備の中に利用者が最も必要と望んでいた洗い場が増設され、使用時の混雑が解消されると期待しておりました。

しかし完成したが、露天式洗い場で屋根は可動の天幕で、周囲からは八方寒風肌にしみ込む状況で、到底冬場に使用できる状態ではないわけであります。

多額の費用をもって利用者の求めに応え、増設された設備が恒常的機能が果たされなければならないと考えますが、どのような経過で現状となったのか、今後の対応をどのようにお考えになられておられるのかお伺いいたします。

4. 道路行政について

イ. 道路行政に影響は

道路は地域の発展盛衰に大きな影響を及ぼすものといわれています。それは道路を機軸として利便性を生かし、地域の発展と活性がされてきたからであります。昨今、ガソリン税の暫定税率をめぐる道路特定財源のあり方について大きな政治論題となり、政府与党、野党間において論戦がされています。もちろん、国民はその判断に戸惑うことは当然で、それだけに重視する問題であるからであります。

さて、このような問題は国政の政党間の政争論で1 地方議員が論題として論じることはいかなるものかとお考えかもしれませんが、結果のツケは国民に負われ、即その反応は地方自治体の市町村の行政運営に大きな影響が現われてくることは明白で、手をこまねているわけにはいかないわけであります。

当町に関わる道路整備はまだ道半ばであります。国道18号上田坂城バイパス、坂城力石バイパス、坂城インター先線アクセス道、A01号線を基幹とした町内環状道路整備等、多くの課題があります。これらは最も長い間の願望を潜めた必要不可欠な課題であるわけであり、暫定税率問題の方向性の如何によっては、当町の道路行政に相当な影響もあると考えられますが、円滑な行政推進を図る上にも重要課題でありますので、どのような認識を持たれ、対応されていかれるのかお尋ねし、暫定税率等が廃止され一般財源化された場合、当町はどの程度減収影響が見込まれるのか試算をお聞かせいただきたいと思っております。

ロ. 坂都14号線整備について

財源確保の困窮する中で、道路整備行政を支援していくことは今時、大変なことであることは認識しておりますが、坂都14号線は道路が狭隘のため避け違うことすら困難な場所にも関わらず、町内でも類を見ない頻繁な通行利用度と危険の高い道路でもあります。

このような実情でも実施計画でも明らかでないので、私は昨年12月議会総括質疑においてこの問題について申し上げた経緯がありますが、この都市計画道はすでにA01号線若草橋より東方、谷川沿いに拡幅整備がされてきた道路で、それより下方の延長線道路であり、しかも町の計画趣旨を理解された沿線住民の方たちが住み慣れた土地から転居され、協力しているにも関わらず実施計画の机上に乗らないのであります。

この道路の地域住民に及ぼす利便性、安全性を考えたとき、早期対応が必要であると考えますが、どのように整備促進を図っていかれるのか、その対応についてお

伺いをいたします。以上、第1回の質問といたします。

町長（中沢君） 最初に、地域医療に関するお話でございますが、新臨床研修制度の導入、あるいは診療報酬改定など医療の改革等に1つの原因を持ったり、また病院等の経営悪化や全国的な医師不足ということが大きな問題になっております。

県内でも医師不足による診療科の休止、廃止が相次ぐなど地域医療を取り巻く情勢はきわめて厳しい状態にあるわけでございます。日赤上山田病院につきましてはこの4月からの診療は内科、整形外科の2科の外来診療体制のみに縮小し、入院体制は全面休止となり、透析診療と在宅部門を合わせて3部門での運営体制ということをお聞きしております。

昨年4月からの緊急診療の廃止などこうした一連の上山田病院の対応に対しましては、千曲市とともに千曲坂城地域救急医療体制検討会議や長野保健所を中心に周辺医療機関への協力依頼、日赤長野県支部長である県知事、県衛生部長、県会社会衛生委員長等に陳情、さらに長野赤十字病院清澤院長に対して入院機能を備えた医療機関としての存続と、日赤が長野赤十字病院の責任において医師を確保してほしい、後医療を確保してほしいとあらゆる機会を通じて要望してまいっているところでもございます。さらに日赤上山田病院の経営については国立病院の再編に伴い、日赤長野支部と長野赤十字病院が後医療を引き受けたという経緯があり、それに対して周辺市町では25億円に及ぶ財政支援をしてきたという経過がございます。残念ながら、地域からの安心・安全な地域医療の存続の願いも届かず、入院機能を持たない診療施設として向こう1カ年存続するという、まことに遺憾の極みでもございます。

また、後医療につきましては昨年から後医療の引受先として医療機関の1団体と調整を進めているとはお聞きしておりますが、結論までには至っていない状況でもございます。いずれにいたしましても、今上山田病院の責任は医療の空白を生じさせず、可能な限り医療を継続しつつ、さらに後医療について地域住民が納得できる体制を確保することではないかと思っている次第でございます。

町といたしましては引き続き、病院の責任において後医療の確保について要望してまいるところでもございます。坂城町は地元でないというようなことを強調されましたが、それは所在地でないということともう1つ、坂城が求めているのは入院施設であるということでもあるわけでございます。町の独自の対応として上山田病院が地域医療、申しあげましたように入院機能を持った施設で対応していくという

ことが最大の使命であり、最大の課題だというふうに考えております。

後医療については現在協議中とのことでありますが、その推移を見守るということではありますが、町は地域において入院を必要としている人が、入院できない病院に変わってしまったということに遺憾の言葉もないわけでございます。しかしながら、その体制が維持できない以上、通院や入院に対して住民としての対応が大事でございます。町内で開業しているお医者さんたちにお力を借りながら、入院施設がないならば上山田病院は、町内のお医者さんの機能と何ら変わりがないというその観点に立って、定期的な懇談会を持つことにし、さらにこういった事態に対しましては、開業医の先生方に力を借りまして入院が損なわれることのない、そういった仕組みづくりをお願いするということでご理解もいただいておりますが、また3月25日には再度、懇談会を開く予定ともしております。

一刻を争う救急搬送と救急医療につきましては、関係機関の協力を得るとともに長野広域を中心とした病院群輪番制や上田広域とも連携をとる中で、地域医療の体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、坂城町学校給食センターは昭和43年に建設されて以来33年余を経過し、建物、設備等が老朽化しておりまして新しく建設するべく状況にもございます。また、平成8年大阪で起こりましたO-157食中毒事故につきましても学校給食の衛生管理基準がその際制定され、ドライシステムの導入、調理の作業動線の明確化等が示され、今後の調理施設で対応しなければならない状況になっております。

そこで給食センターを学校給食衛生管理基準に適合した施設として整備するため、17年から町職員を中心に学校給食センター課題検討会を設置したところでもございます。その結果、学校給食衛生管理基準に適合した施設に改修するには、現在の敷地では面積が確保できないということで移転建設を行うべく報告を受けたところでもございます。

18年5月に町内有識者による学校給食センター建設検討委員会を設置し、昨年度は建設地の内定をいただき、今年度は建設に向けての諸問題について協議をいただいたところでもございます。また昨年12月には町PTA連合会より新給食センターの建設について、早期実現の要望が出されたところでもございます。改築に向けての検討をいろいろ続ける中で、建設の財源が最大の課題でもあるわけでございます。当初、安全・安心な学校づくりの交付金の建設を検討しましたが、交付金が5千万円ぐらいということでございまして、それでは他の交付金等を併合的にお願い

いしていくことが大事じゃないかということで、まちづくり交付金の併用を関係機関と協議し、約1億円余の公金増加の見通しが立ったわけでございます。この交付金の併用につきましては、交付金の増額、一般財源の減額を図りながら食育・給食センターとして進めてまいりたいと考えているところでもございます。

そこで、新年度からは建設検討委員会を食育・学校給食センター建設委員会に衣替えしたいということで、前回の建設検討委員会に提案し、委員全員のご賛同も得たところでもございます。学校給食センターについては新年度、未来を担う子どもたちのために町民の食育の拠点ともなるよう、食育・学校給食センターとして建設設計を行い、また土地の確保も進めてまいりたいとこんなふうに考えております。

経費につきましては、建設施設等についてできるだけ工夫をこらし、5億円前後を考えているところでもございます。

次に、学校給食センター建設に合わせて旧貞明、南条保育園の跡地の処分とのお尋ねでございますが、基本的な考え方として学校給食センターの建設に売却処分ということではなくて、まずいろいろ財源措置を考えているところでございます。南条の新しい保育園の建設に際しましては、関係各位の多大なお力をいただき、現在に至っております。その過程の中において、保育園は1小学校区に1園が望ましいという基本的な考え方のもとに建設用地の選定、収容人員、施設概要といった建設計画を立て、開園の運びとなったわけでございます。そして両保育園の敷地については、貞明、南条それぞれの旧来の建設計画を踏まえ、一定規模をミニ公園化にするということ、コミュニティのよりどころとして再整備するというところでございまして、そういった対応で進めているところでもございます。

南条の保育園を建てる前に全町的な保育園の建設があったわけでございますが、村上保育園の建設にあたりましては財源確保という観点では別途検討させていただいた経過もございます。コンパクトで効率的な行政運営を図っていくということの中では、諸施策と併せまして事業を進める一方において、行政財産の置き換えや新たな財源の確保、従来にも増して厳しい財政の中ではその使途、手法が求められており、自治体運営の視点からの時代の要請であるとも理解しているところでございます。個別の事案についてはミニ公園化の整備に際し、地元自治区と相談がすでになされているところでもございますし、また南条、貞明の両保育園についても当初から町の方向として、関係者にそれをお話ししながら進めてきた経過があることをご理解いただきたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） 地域医療の対応について、地域医療の広域的な取り組みについてご答弁をいたします。

地域医療における広域的な取り組みとしまして、広域連合における連携でありませんが坂城町は長野地域の医療圏に属し、現状におきましては千曲坂城消防組合、千曲医師会、町内の開業医の先生、千曲市との輪番制や周辺医療機関等のご理解、ご協力によりまして初期及び二次救急に支障のない体制を確保しておるところであります。さらに長野医療圏におきましては長野広域連合における複数輪番制の対応も検討されておりまして、一刻を争う救急搬送と救急医療につきましても長野広域を中心とした体制の確立を図っているところでもあります。

上田地域との医療関連では、一般診療や初期及び二次救急についてはそれぞれ状況に応じて医療機関で対応されているところではありますが、交通面や診療科目などにより上田地域への医療機関にかかる方が大勢いる状況にあります。医療圏の違いはあるものの、人命に境界はございません。そのため、二次救急につきましても上田地域の医療機関へ搬送されるケースも多くあり、当町の上田医療圏における医療体制の確保については今後の検討課題であるというふうに思うところでもあります。

広域的取り組みにつきましては、宮島議員への答弁と重なるところもございますが、国立長野病院の産科、婦人科医師の引き上げ問題、この問題につきましては地域の産科医療の崩壊を招きかねない重大な課題であります。長野病院はハイリスク分娩を受け入れる上小圏域唯一の病院として、地域に欠かすことのできない産科の医療機関であり、年間1,800人を超えるお産を担っております。現在、上田広域連合を中心に、医師を派遣している大学や厚生労働省に産科医師の継続的な派遣に関する要望書等を提出し、対応をしておるところであります。当町といたしましてもこの緊急を要する課題に対し、医療圏に違いはあるものの上田広域連合の構成市町村として、広域連合内に立ち上げました地域医療対策連絡会に参加し、産科医療の確保について関係市町村とともに対応してまいりたいと考えているところでございます。

教育文化課長（西沢さん） 2のイ. 建設計画と運用の重点はについてお答えします。

今回建設される給食センターはまず耐震基準に基づき建設し、さらにドライシステムの導入、調理の作業動線の明確化などの学校給食衛生管理基準に従って建設し、児童生徒に安心・安全な給食を提供したいと考えております。

また平成17年6月に国民の健全な心身及び豊かな人間性を育むため、また健康

で文化的な国民生活と豊かで活力ある社会の実現のための食育基本法が制定されたことを受けまして、新給食センターには新たに食育という機能を加えたいと思っております。

食は生きていく上で基本的な営みの1つで、健康な生活を送る上で健全な食生活は欠かせないものです。また食習慣は大人になって改めることは大変難しいことから、やはり家庭における健全な食習慣について学校や家庭、関係機関などと十分理解し、考えていくことが必要であると思います。このようなことから、町民が生涯にわたって健康に過ごせる健全な食生活の推進や地産地消による地域活性化など、町の食育活動の拠点となるような食育・学校給食センターを建設したいと考えております。

続きましてロのプロポーザル方式についてお答えいたします。

ご存じのとおりプロポーザル方式につきましては、建築設計をする上で最も適した想像力、技術力、経験などを持つ設計者を選ぶ方式であり、また客観的な基準に基づき公正な審査が行われる方式であります。食育・学校給食センターの設計に際しましてもこの方式を取り入れながら、県内設計者の中で実績のある設計者に、今後議論を深めていただきたいと考えております。なお、応募の方法等につきましては検討中でございます。

企画政策課長（赤池君） 3番の湯さん館施設整備についてお答えいたします。

びんぐし湯さん館は平成14年4月の営業開始から6年を数え、お蔭様をもちまして順調に推移しているところでありますが、経年による施設整備の更新に加え、営業的にもお客様の需要を満たすためリニューアル化を検討すべき時期となっております。

そういった状況を踏まえながら平成19年度は施設整備基金を活用し、昨年度、19年度であります。洗い場の増設に着手をしたところであります。当初の入館予定者見込みをはるかに上回る1日平均850人余のご利用をいただく中で、開業当初から洗い場の不足が指摘され、洗い場の待ち時間はお客さまの満足度を下げてしまうものであり、最優先事項としてきたところであります。

さて、今回増設した洗い場はご指摘のように100%満足をいただけるものではなかったかもしれませんが、与えられた条件の中で最大限に工夫をし、一定の機能確保を果たすことができるものと考えております。内容的には南側浴室の増設部分についてしっかりと壁や屋根がなく、冬場は使用しがたいといったご指摘は承

知しておりますが、昨年の建築基準法の改正によって建物の増築が非常に難しくなったということでもあります。その点をまずご理解いただきたいと思います。

幸い、北側浴室につきましては増築面積が少ないことと既存建物に与える影響が少ないといった判断をいただき増築が可能となりましたが、南側部分につきましては増築部分が地下機械室の上部にあたり、既存部分全体の構造計算が求められることとなり、当面は増築ではなく屋根をかけないいわば露天の洗い場としてカランの増設を行ったところでもあります。

基本的に増設部分はお客さまが混み合ったときの利便向上が本来の目的であり、そんな折に開放した経過もありますが、やはり冬場は寒いということで利用を見合わせている状況であります。今後、春から秋にかけて、時に天気の良い日にはまた一味違った露天の洗い場の魅力を感じていただけるかもしれませんし、そんな利用も期待しているところであります。

なお、洗い場の増設工事に合わせまして樽風呂への交換やサウナの内装工事、玄関アプローチの風よけなどを新しくいたしました。お客さまの満足に結びつくものと考えております。また、平成20年度も引き続き計画的な施設整備を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

総務課長（中村君） 道路特定財源でございます揮発油税等の暫定税率が延長されなかった場合の町道路行政への影響でございますが、平成18年度の決算で試算をいたしますと自動車重量譲与税、地方道路譲与税及び自動車取得税交付金について5,200万円、また国庫補助金のうちA01号線等に係る地方道路整備臨時交付金について3,200万円、影響額は合わせて8,400万円程度になるものと試算をいたすところでもあります。

現在、町の道路整備につきましては道路特定財源だけではなく、一般財源もつぎ込まざるを得ないのが実情でございますが、暫定税率の廃止や道路特定財源の一般財源化が実施をされますと、町の財政運営にも重大な影響を与えることとなります。また、どこの市町村にありましても平成20年度予算においても、これら財源が歳入されるものとして予算を組んでおられると思うわけであります。地域、地域の活性化や住民生活への大きな支障が危惧されるところでございます。このほかにも国道バイパスなど国の事業、県道の拡幅改良工事など道路整備等について事業の停滞が心配されるところでございます。従いまして、現行の税率水準の維持、道路特定財源の確保が必要不可欠と考えているところでございます。

建設課長（片桐君） 坂都14号線の整備につきましてお答えを申し上げます。

都市機能を維持するという事で都市施設としての坂城町で都市計画決定されている街路につきましては、坂都1号線から上田・篠ノ井バイパスまでの13路線でございまして、総延長は2万8,800mとなっております。現在の整備状況といたしましては、坂都1号線、通称産業道路鼠新地地区、中之条地区及び坂都4号線、通称逆木通り、並びに県道して整備がされました坂都1号線県道上室賀坂城停車場線の上五明地区及び坂都5号線、通称坂城インター線等の一部が完了をしております、町内の整備率は約18%という状況でございます。

また現在事業を実施しております都市計画道路といたしましては、坂都1号線町横尾区区間及び金井区間、並びに県事業で実施をしております県道上室賀坂城停車場線の坂都1号線上五明区間及び坂都2号線田町区間や、ご案内のとおり国が実施しております上田坂城バイパスがございます。これからも国、県と連携を図りながら今後も街路整備の向上に努めてまいりたいと考えております。

町が実施する街路事業の整備方針といたしましては、現在国道18号線と同じく町の南北を連絡しております環状道路としての機能を有する坂都1号線、通称産業道路の整備が最重要課題であると考え、早期の全区間整備を目指して住民の皆さまのご理解とご協力をいただき中で鋭意努力をしております。

ご質問をいただきました坂都14号線につきましては幅員12mで南条、谷川右岸沿いに国道18号線から入横尾までの960mが都市計画道路となっております。坂都14号線は町道としてはA04号線ということでございまして、町の単独事業として用地等にご協力いただきまして、一部区間の拡幅を実施した経過がございますけれども、その後、全区間にわたる事業認可は得ておりません。けれども折からの道路事業における財源確保が懸念されている状況でございますけれども、町全体の限られた予算の中でまずは坂都1号線、産業道路の早期完成に努めてまいりたいというふうに考えておりますが、街路事業以外の道路整備につきましても、今後限られた予算ではございますが考えてまいりたいというふうに思っております。

なお現在、坂都1号線町横尾区間の事業を実施しております、これと交差いたします坂都14号線若草橋付近におきましては、用地等のご協力をいただいておりますので上流側45m、下流側60m間を坂都14号線の計画に一部沿った形で暫定計において、今年度整備をしておりますという予定で考えております。

12番（柳沢君） それぞれ答弁をいただきました。いろいろ大変な問題、課題が山

積しているわけでございますけれども、日赤上山田病院というこの基幹的地域の大事な病院については、私たちも何とかこの病院を頼っている人たち、病める人たち、医療を必要とする人たちのためにやっていかなければならないというふうに思うわけでございます。受診をされる皆さんは、公平にどこの病院でも病院を選択する権利は持っているわけでございますけれども、それらの皆さんたちの心痛を早く解き明かしていかなければならない。これが福祉行政の立場ではないか、福祉行政のやる責務ではないかというふうに思うわけでございます。

町長は先ほど、地元は所在地のあるところが地元だというご認識の答弁をいただいたわけですが、最近の情勢をまたいろいろ報道等で見させてもらったときに、隣の市は6千万円を予算化したと。しかし最近の報道で、やはり病院経営としていろいろやっていくにはこれは大変だというような状況の中で、いろいろの見方をされているわけでございます。そういう中で、わが町はこの4月から日赤上山田病院が先ほど私も町長も申し上げたように、内科医2人、整形外科医非常勤1人という体制でいくと、こういうこととなります。そのときにわが町はどのような方法でお考えになっていただけるのか。やはり入院施設がない病院にはもちろん支援ということはできないというようなお考えのようでございますけれども、これらの考え方の中でやっぱり困っている人たちが今までこの近い上山田病院を利用する、こういうときに病院の皆さんたちは、公平な考え方でおやりになってくれるわけですが、しかしその診療を受けるときにそれらの受診者の皆さんが、肩身の狭い思いをしないような対策を講じていっていただかねばならないなというふうに私は思うわけでございます。

町長はその辺について、どのようなご認識の中でおやりになっていっていかれるのか。その辺もお伺いするわけです。

また、町独自の対応策ということで、町の開業医の皆さん方と懇談をしながら常にご努力をされているというようなことでございますが、私たちはもっといろいろな面でお考えになっていく、独自の対応というようなお考えでと思ったわけですが、それらについての具体的なお考えは示されていないわけですが、何といたっても地元の地域の診療されているお医者さんとともにやっていっていただかなきゃならないことは私たちに認識しているわけでございます。

上田地域において非常に対策されているわけですが、やはりこの辺においても町長が連合長とともにいろいろ奔走されて、その医師確保にご努力されている

ということは私たちも承知をしています。何といても大きい範囲でやっていただくというようなことで、それもこれからもどのような具体的な方法でおやりになっていくのか、もう少し具体性があるお話を承れればと思うわけでございます。

それから建設の関係ですけれども、プロポーザルの関係、町内業者にも多くの優秀な設計士さんもおいでになります。ここらの関係は何かお考えであるのかどうかということです。これは実績、経験、いろいろあるわけですけれども、そこらの中でどのようなお考えをされているのか。また湯さん館においては整備をされていくわけですけれども、いかにしても寒くない、体は熱いかもしれないけれども、洗い場へ行ったらそれが冷え込むというようなことであってはならないわけです。この辺についても再考をして、もう少し期間が冬だけではなくて、冬だけ使用しないということではなくて、いろいろ使用をどんどん冬でもやっていくような考え方、夏だけということではなくてやっていただきたいというふうに思うわけです。この辺についてもお伺いしたいと思います。

いろいろ多くの課題であるわけですけれども、何といても日赤上山田病院は私たちの町から考えた場合にも、これは上山田病院の当事者が言っているように、私も何回も上山田病院にお話を聞きに行きました。そのとき上山田病院は坂城町は地元であるという認識で、常に担当課と話を続けているというようなお話を聞いてきているわけです。こういうように向こうも坂城町を信頼しているというわけでございますので、その辺のご認識をもう一度、そのお考えをお聞かせ願いたいと思います。以上、2回目の質問といたします。

議長（池田君） 持ち時間が少なくなっております。答弁は簡明にお願いいたします。

町長（中沢君） 日赤上山田病院については、坂城町の皆さんもお世話になっているということは重く受け止めているところでもございますが、それは入院する施設があるということもございます。そういった観点であくまでも対応してまいりたいと。新しいそういう入院施設ということになれば、それなりの支援もするというところもあろうかと思えます。

プロポーザルについては、これは経験が大事なことになります。専門的な経験が求められます。県下でも給食センターあるいは食育センター的なそういったものに経験のある、また造詣の深い皆さんを選んでまいりたいとこんなふうに思っております。

湯さん館につきましては、建築基準法によるということに起因しているというこ

とでご理解いただき、春から秋についてまたそれなりに楽しんでいただければありがたいと思います。

12番（柳沢君） 行政改革という名のもとに変革がされてきました。よしあしの問題は多くあると思いますけれども、医療の改革は弱者切り捨ての改革であります。特に全国の病院経営が行き詰まりを生じているのも、机上の軽率な医療改革によるものではないでしょうか。為政者による国の財政圧迫を起こしたツケを弱者に負わせる改革は国民を滅ぼすものであります。地方自治体もしっかりとそれを踏まえ、将来に禍根を残さないような施策であっていかなければならないと思います。

私も十分機能チェックを果たしてまいりたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後3時39分～再開 午後3時49分）

議長（池田君） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまであらかじめ会議時間を延長します。

次に、5番 塚田忠君の質問を許します。

5番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

きょうは午前中から同様の質問が出ております。重複いたしますけどよろしくお願いいいたします。

1. 長野県森林づくり県民税について

イ. 税の使途について

京都議定書以来、このところ世界規模での流れとなっている地球温暖化防止に向けて県レベルでCO₂削減のための取り組みと理解いたしておるところであります。しかしながら、東南アジアや中南米の森林大量伐採により木材価格の低迷のためか国内の林業に対する魅力が薄れ、最近では森林の手入れをする人がほとんどなく、荒れ放題の山と化しています。

山菜取りの時期以外、山で人に会うことはめったになく、イノシシや鹿にとときき出くわすぐらいであります。春先などはイノシシの団体に会うこともあります。里山はもはやイノシシに占領された感じさえします。このような山へ入って間伐、

枝打ち等の作業をする人はほとんどなく、後継者の問題、人件費の問題等々、あまりにも課題が多すぎると思われまます。

そこで今回の森林づくり県民税は、森林整備に必要な経費の補助となつてはいますが、どの程度の補助をしてもらえるのか、その作業に従事する技術者等は県で派遣してもらえるのか。また仮に、各自治体で持ち出し分が多いとなると、自治体もそのために予算や人件費を割くことを躊躇してしまうのではないかと感ずるところであります。

また、徴収した森林税のうちから20%を交付金として自由に使える予算とし、市町村に配分されるとありますが、その市町村配分方法はどのようなものか、人口割なのかそれとも市町村の森林面積割なのかお聞きいたすとともに、当町での交付金の利用計画はすでに決まっているのか。使途計画がありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

ロ. 山林の固定資産税の見直しは出来ないか

次に、区有林についてお伺ひいたします。千曲川西地域のある区では、かなりの財産家で140町歩の区有林を所有しています。そのほかに上田市から136町歩の薪取り専用の山林を借り受けており、契約している返済期限がまだかなり先であるため、区の役員の皆さんはその利用方法で悩まされ続けております。

大変昔の話ですが、昭和初期まで地区でも養蚕が盛んで、山の区有林を細かに分けて桑畑として区から区民に有料で貸し与えておりました。時の移り変わりとともに養蚕農家も少なくなり、その土地へカラマツや杉を植え、林にした人もいました。中にはそのまま放棄してしまった人や、耕作権を他人に譲ってしまった人や、現在行方不明の人等いろいろです。が、現在、この区ではこの財産の維持管理が今では大変な重荷となっている状況です。

山林の固定資産税が年に47万円であり、これに対してこの山からの収入は区民への貸出地料が年18万円、松茸山の落札料が約10万円、これだけでは固定資産税に足りず、それではと貸地料を上げるようならほとんどの人たちが土地を返すという状況になっています。

区民全戸から山の管理費として負担をしていただき、何とか町に納付しているという状況であります。区民から苦情が続出し、借りている山を返したいとか、自分の借りている山の境界ははっきりせず、山など行ったことがないという人がほとんどであり、中には山の管理料を払っているのだから秋、きのこ狩りに行ったところ

が止め山になっていたなどということもありました。それでも区民の中には、まだ自分の山に登ってみようという人が2、3人はいるようであります。

そこへこの度、山を大事にするために森林税が導入されるということですから、せめて固定資産税の補助等をぜひ検討していただきたいのであります。

固定資産税が非課税または減税ということになれば、今までのようにそれほど出ないような松茸山を売ることもなく、区民での山の管理費を負担していただくなくてよくなるわけで、貸地料はとらずに区のほうへ山を返してもらい、区としては計画的に間伐をしたり、また植林をしたり作業道をつくったり、区民はもとより坂城町民誰もが容易に山に入って親しめるような里山ができるのではないかと考えます。

よりよい地球環境をつくり出すため、すべての里山から固定資産税を徴収するというのではなく、保安林のように評価額ゼロ円であってもよいと思うのであります。もっと言えば、逆に町から里山管理費を出してもらえるようなお答えをいただきたい次第であります。

結果論ではあります。昭和35年の坂城町への合併のとき、なぜ山林も一緒に持って合併しなかったのか理解に苦しむところであり。合併当時の資料もなく、当時の区の役員もすでにこの世にはおらず、当時の状況、経過を確認することができません。もしどこかに当時の資料、記録があるものならぜひ拝見したいとおるところであります。

2. 道路特定財源の暫定税率について

イ. 暫定税率の廃止又は一般財源化された場合の町への影響は

今国会では暫定税率の延長、廃止、また道路特定財源の一般財源化と与党が激しく攻防しておりますが、暫定税率が延長されるかどうかはまだまだ余談を許すことはできない状況であります。

この問題については、当町におきましても大変深刻な問題でありまして、注意深く見守っているところであります。言うまでもなく、道路特定財源制度とは基本的には受益者負担の考え方にに基づき、道路の利用者、つまり自動車の所有者やその燃料を使用した人が道路の建設、維持費を負担する制度であります。その財源、19年度予算案では国、地方を合わせ5兆円以上には、揮発油税や自動車重量税などが充てられております。

この財源の揮発油税や自動車重量税、自動車取得税には道路整備計画の財源不足に対応するため税率の約2倍の暫定税率が適用され、長年わが国の立ち遅れた道路

整備に貢献したところであります。また揮発油税などは人口あたりの車両保有台数から換算しても、中央都市より地方の自動車利用者のほうが何倍も多く税を納めていたわけでありましたが、それが地方の道路整備が中途半端なままで暫定税率が廃止となれば、今まで納めてきた税は都市部重点の配分となり、あまりにも不公平な結果となってしまいます。

この暫定税率が廃止されるとなると、国と地方を合わせて約2兆7千億円の税収減となるとされており、それに代わる財源確保が明確でない野党案が通った場合、道路工事中止、削減をはじめさらなる地方の弊害が生じてしまい、その影響が懸念される場所でもあります。

当町におきましても、道路整備については国道18号上田坂城バイパス、接続するインター先線及び千曲川橋梁架設、県道力石バイパス、県道上室賀坂城停車場線の整備、A01号の拡幅整備など早急に整備しなければならない課題が数多くあるわけでありまして。特に主要地方道長野上田線のしばし発生する落石に伴う通行止めによる国道18号線の大渋滞は、工業の町である当町においては従業員と企業関係者の朝夕の通勤はもとより、町民の日常生活及び産業経済全般にわたって係る影響は計り知れないものがあります。

県では、県議会の中で県の試算が示されましたが、県が来年度当初予算に計上している道路関係事業費は614億円、歳入として見込んでいる道路特定財源は315億円で、もし暫定税率が廃止されると道路特定財源はほぼ半分となり、道路関係予算は106億円まで激減し、道路改良、歩道設置などの事業はもとより道路維持管理さえも、満足に実施できないおそれがあるという村井知事の見解報道がされました。

現在、当町に関わる県事業の道路整備は県道上室賀坂城停車場線の田町区の整備、力石バイパスなどが進められておりますが、その事業の進捗停滞が懸念されるとともに、当然、町への交付金、補助金が減額、もしくはなしとなり、町で予定している道路整備に大きな影響を与えるものであります。

現在の原油価格の高騰によるガソリン、灯油の値上げにより産業、住民生活にも大変な影響が出ていることは十分理解できていますが、今ここで暫定税率が廃止等になった場合、地方自治体においては道路整備に支障が生じることはもとより、差し迫った新年度予算も執行に支障が生じ、最悪財政破綻の危機に直面することも予想されます。

そんな中で、道路以外に当該予算が職員のレクリエーション設備や用具に、また親睦会等に使われた等のニュースもありますが、今後改めるべき重要な課題であることは当然であります。長野県また坂城町においても決して道路整備は満足のものではありません。県、県議会、市長会、町村会等、それぞれの自治体をはじめ県内各種団体が要望活動を展開していることは重々承知しておりますが、宮崎県知事のようなマスメディアを活用した、もっと強力かつ積極的な取り組みが必要ではないかと思うところであります。

そこで道路特定財源諸税の暫定税率が廃止された場合、当町に及ぼす影響はどのようなものか細かくお聞きいたします。

今後の道路特定財源維持に対して要望、要請に対する取り組みをお聞きしたいと思います。以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 道路財源の暫定税率についての町への影響等についてお話をさせていただきます。

道路特定財源につきましてはいろいろ論議されておまして、これによりまして道路特定財源が一般財源化いたしますと大変なことになるということで、現在開会中の国会において激しい議論が戦わされているところでございます。

言うまでもございませんが道路は、地域経済の活性化や住民の安全・安心な生活を確保するという最も初歩的、基礎的な社会資本でもあります。当町を含めた地域におきましては高速道路など主要な幹線道路のネットワークの形成をはじめ、防災対策、通学路の整備、さらには救急医療など住民生活に密接に関わる道路整備でもあるわけでございまして、そういった面から最大の関心も寄せているところでもございます。

こうした道路整備のために使われる道路財源は住民の生活の安全・安心、そして活性化には不可欠であるということは申すまでもございません。現国会の審議の中でも暫定税率を見直すという声も上がっております。確かに原油価格の高騰によりガソリンの値上げにより、住民生活にも影響のあることは重々承知しているところでございます。仮に現行の暫定税率が廃止された場合には、当町においても税収源に大きな影響を及ぼしますし、また道路整備等についても深刻な事態を招くことになるわけでございます。

今町といたしましては国道18号線バイパスあるいは上室賀坂城停車場線、A01号線等々、いろいろな面で道路整備に関わっているわけでございますが、そう

いった面への影響は必至でもございます。併せて地方財政の運営の面からも考えますと、大きく財源構成を直撃し、さらにはまたこれが教育や福祉といった他の行政サービスの低下などにもつながりかねない問題でもあるわけでございます。

現在、暫定税率の維持及び一般財源化反対とその年度内成立を訴える各団体の動きが全国各地で激しくなっております。しかし、全国知事会、全国町村会、全国町村議長会など6団体による道路財源の確保ということで、緊急大会や道路特定財源維持を求める総決起大会等も何度か行われているところでもございます。また県内でも3月16日には経済団体が主唱しまして、県、市町村等がいろいろと集まり、その対応に向けて結集するところでもございます。町といたしましても、議員さんをはじめ関係の皆さんのご協力をいただきながら県や町村関係団体と連携を図り、対応してまいりたいと考えているところでもございます。

森林づくりにつきましてのお話もございました。農村づくりの中での森林県民税でございますが、これは里山づくりと申しますか間伐材利用を進める中での森林づくり、あるいは市町村の地域の森林づくり、そして何よりも坂城のように小学校からいろいろな緑の森林ということに根差した対応等の啓発等もあるわけでございますが、今回そういった森林税の設立にあたりましては私も直接、県のほうへより地域との結びつき、地域の森林づくりにつながるような手法をお願いしたい旨いろいろ申し上げたところでもございます。以下、関係課長のほうから説明させます。

産業振興課長（宮崎君） 長野県森林づくり県民税について、その税の用途についてお答え申し上げます。

長野県森林づくり県民税につきましては、12月県議会におきまして森林の多面的な機能を森林所有者のみではなく、県民全体で保全していくことを目的に制定されたものでございますが、その用途につきましては現在県議会で審議が行われているところでございます。詳細については県において作成中ということになっております。従いまして、現時点では概要しか申し上げることはできませんけれども、森林整備に必要な経費の補助ということでございます。これは補助という部分でございますが、すべて補助ということではなくて、補助ももちろんあります、補助金ももちろんありますけれども、基本的には経費、事業費というようなことですべてが市町村へ補助金で来るとかそういう種のものではないということでございます。

そういう中で概要といたしましては里山を中心とした森林づくりの推進ということで、これは間伐等の森林整備に必要な経費あるいは地域ぐるみで進める事業地の

集約化や同意を得る活動支援、間伐等の計画から実行まで行える技術者の育成支援というようなことで、全体の約76%の経費をここに充てるというようなことでございます。この中でちょっとさっきも触れましたが、技術者の育成支援という部分につきましては、今考えられることは森林の施業者への技術的な指導というようなことで考えているようでございまして、技術者そのものを県から派遣してもらえるかかどうかというそこまでは踏み込んでいないのが現状のようでございます。

次に森林づくりに対する市町村の関連事業への支援というようなことで、これについては20%ぐらいをとというふうにいわれてございます。あと、森林づくりに対する県民理解の促進というようなことで、普及啓発活動等、あるいは学習会を設けたり県民参加による県民会議や地域会議の開催というような部分で3%ぐらい配分したいというようなことでございます。長野県の民有林につきましては、昭和20年代から40年代にかけてカラマツ等の針葉樹の一斉造林が進められまして、約33万haの人工林が造成されました。その多くが36年生から50年生に集中しておりまして、今後10年間で集中的に間伐を実行する必要があるというふうにされております。県では、信州の森林づくりアクションプランを作成いたしまして、平成16年度から27年度まで約25万haの間伐を推進していくというところでございます。しかし個人所有林の実施率が低くて、多くの個人所有林が集落周辺の里山に位置していることから、新税を活用した新たな取り組みで里山を中心とした森林整備を進めるというふうにされているところでございます。

当町におきましても、比較的奥山の公有団体有林の整備が先行しておりまして、集落周辺への個人所有林の整備がなかなか進んでおりません。関係集落のご協力をいただき、所有者のご理解をいただく中で里山整備のための条件整備や間伐等の事業が導入できればと考えております。

次に市町村の支援事業ということでございます。この配分につきましては先ほどもちょうと申し上げましたけれども、人口や面積等による基本配分というようなことで間伐計画等による重点配分枠を設け、県民の参加による森林づくり地域会議、これが新たにできるそうでございますが、これらの意見を踏まえて実際は決定される。先ほど申しましたが人口ですとか面積、これらを加味して決定されるというところでございます。先ほど申し上げましたが、森林整備の推進、間伐材の利用促進、地域住民の森林づくり活動への参加促進などに対して交付されるというところでございます。町内における間伐事業、とりわけ課題となっている里山の整備が促進され

るような事業計画を町としましてもこれから検討して進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

総務課長（中村君） 区有林の固定資産税の課税について、税という立場でお答えを申し上げます。

固定資産税の課税の対象となる土地につきましては、地方税法第341条第1項第2号に定められております。山林及び原野も含まれております。先ほどお話のございました保安林でございますが、これは地方税法第348条2項第7号に、保安林にかかる土地については非課税だという規定がございます、先ほど評価がゼロというお話があったかと思いますが、ということではなくこれは非課税だということでもあります。

その区自体はこの348条の中にそういう記載があれば非課税ということになるんでございますけれども、実はこの非課税の範囲に入っておりませんので、個人の皆さん方が所有をされている山林と同様に評価をさせていただいて、納税義務者であるとして課税をさせていただいているところでございます。

建設課長（片桐君） 暫定税率の廃止または一般財源化された場合の町の影響について、お答えを申し上げます。

ご承知のとおり当町におきまして大規模な道路関係の工事につきましては、国庫補助金、交付金など特定財源で行ってきております。県におきまして仮に暫定税率が廃止された場合、どのような影響が出るかを平成18年度ベースで現行の制度や財源構成を前提に試算した状況で見ますと、町におきましては8,400万円ほどの減収というふうになるわけでございますけれども、国費分につきましては49%の減、また県費分につきましては54%に減少するというふうに見込まれております。国費分が半減しますと、例えば上田坂城バイパスといった国の直轄事業も必然的に半減するのではないかと考えられます。また県分の特定財源も半減いたしますので、力石バイパスや県道上室賀坂城停車場線などの県事業を従前どおり行うためには県の一般財源を80億円補填しなければならなくなるというふうにいわれております。

このようなことから、現在行われております国及び県事業につきましては、工事の進捗を遅らせるかもしくは中止せざるを得ない状況となることが想定をされるわけでございます。また地方道路整備臨時交付金制度を活用しまして継続して行ってきておりますA01号線につきましても、暫定税率が廃止となりますとこの制度も

廃止ということになりますので、当該事業をストップするか単独で行うかという状況になるわけでございます。さらに道路特定財源が一般財源化された場合には、町の減収に伴いまして現在行っております道路補修、除雪、こういった道路の維持管理に関わる事業が満足に行えない状況となるということも心配されるわけでございます。

以上、申し上げましたとおり、暫定税率の廃止や道路特定財源を一般財源化による当町をはじめ多くの地方自治体におきましては、道路の新設はもとより着工中の整備も継続できないばかりか、最低限の維持補修さえできなくなるなど、地方の道路整備は深刻な事態に陥るということを危惧しております。町民の生活の利便、安全・安心、そして地域の活性化にとって不可欠であります道路財源の維持につきましては、町といたしましても今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

5番（塚田君） それぞれお答えをいただきました。森林税につきましてもわかりましたが、まだ途中というかちょっと質問が早すぎじゃないかなと思います。山に入るにしても葉の落ちた早い、芽の吹く前がいいわけなんです、いろいろな計画するにも今年そのお金が使えるのかなと思って今回お聞きしたわけですが、それは結構でございます。

その中で負担というか補助というお話ですが、これは個人の場合は、あと補助のほかに自分から出し前というかあるわけですよ。先ほど申し上げたとおり、あまり山の魅力がない山へ金を出してまでそんな整備したくないわというような話があるんじゃないかと思って、先ほど申し上げたわけなんです。その点、もしわかったら。間伐も今まで林務課のほうから補助もらったけど、それとはまた別に補助をしてもらえるのか、その点もお聞きしたいと思います。

固定資産税についてであります。税法の301の1の、これは私は見ておりませんが、固定資産税のしおりというのを手に入れまして見たんですが、農地、山林というような一緒になって、ちょっと原稿を読ませていただきますが、川面の5つの自治体中4区が区有林を所有していますが、そのうち1区は面積がそれほど広くなくて、アクセスの悪さもあってほとんど手入れをせずに放棄してあります。あとの3区では区民が積極的な労働奉仕を出し合って、何とか維持していきました。そのような山林ですから区有林に限らず、個人所有の山林に対しても単純に課税対象、評価とするのではなく樹木の育成、後継者の育成等広い視野に立って行政措置をとっていただき、立派な山林を後世に残していきたいものです。

それにつけても、固定資産税の評価額は3年に一度評価替えが行われています。平成20年の今年が評価替えの年にあたっている。評価額の再検討をお願いしたいわけであります。農地や山林の評価方法で基礎となるのは、売買実例価格に宅地見込みとしての要素があれば評価額を決めるということになってはいますが、当該地域では売買実例はまったくなく、宅地にはまったく不向きなことは明らかであります。評価額があること自体が不自然であります。宅地見込みのない山林は課税対象ではないはずですが。

課税されている土地は原則として、登記簿に登録されている地籍にということですが、その登記されている地籍に納得のできない箇所も数カ所あるわけですが、その中の1つが山の中の1筆で、68万7,434㎡という広大な土地があるわけなんです。登記されて何かの間違いではないかと思われるわけですが、山林に関しては境界を熟知している人もなく定かではありませんが、68万7千㎡となると東京ドームが14.7個も入る大きさの面積であります。私も公図で見ただけでは判断が難しいと思われませんが、これもぜひ検討をお願いしたいと思います。それでもしこれが間違いであったら、どのような処置をとってもらえるのか。半世紀近く納税してきたわけですから、その辺もお願いしたいと思います。

先ほどちょっと申し上げたのですが、これは役場に置いてあったと思うんですが、農地山林の評価で結局、資産というのは資本であって、今の山から何の収益も得られない、もし木も売れるとかそういう時期が来たらその時点で、課税してもらおうようなことをお願いしたいと思って二度目の質問に代えさせていただきます。

産業振興課長（宮崎君） ご質問に対しまして順次お答えしたいと思います。

まず、森林税を活用した事業ということでございますが、この当初予算での計上は今言ったようにまだ詳細を検討中ということで計上してございませんけども、これが6月ですとか9月ですとかその明確化する中で私どもの方針みたいなものも取り決めて、町へ予算計上しなければ事業はできないわけではありますが、そんな補正対応にしたいということで今私は考えているところでございます。

それともう1点、今森林づくり関連事業というようなことの中では奥山の間伐に対して、県は今10分の7というような補助の中でやっているというようなことでありますけれども、この里山というところでの森林税を使ったものについても、できるだけそういう意味で個人分の持ち出しを少なくする工夫をしながら、ですから今もっと言うと、森林づくり関連事業、町へ来るそういう2割分のものもあるわけ

でございますので、そこら辺の使途も含めてトータル的に里山の整備が進むようなそんな考え方をこれから検討していきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

総務課長（中村君） 固定資産税というところに限って先ほど申し上げたわけでありませんが、ご質問の中でたしか収益がそれなりがあると、ただそれは税額には及ばないというようなお話もあったわけであります。所有をされていてその土地からそれなりに収益はあるなど。ただそれが固定資産税の税額とは、追いつかないなというお話であったかなとこんなように感じたわけであります。収益は収益としてあるというようなお話もあったわけであります。

法律的にそういうことで、これは評価をしてかけざるを得ない。その評価額というところはまた、これはこれで今作業を進めておりますので、その中でいがかかということだろうかと思えます。

それから1筆で68万㎡という土地があるというお話でございました。これにつきましては地主さんが地積更正という不動産登記上の手続をとられて、実際の面積がどのくらいだということをやっていただくというのがまず、第1の方法論であろうかなと考えるところでございます。

申しわけございません。答弁漏れでございますが、収益があった時点での課税というお話でありましたけれども、これは固定資産税はそういう課税方法、方式になっておりませんので、そういう方法論は無理であろうと思えます。

5番（塚田君） 法でいけばそういうことになろうかと思えますが、何とかならないかということで今回。それなりに収益があったというのは、現在苦し紛れにそれだけ金を集めているのであって、これはみんなの公園のようになったものが、これも非課税になるはずなんです、そういう方法もとれないかということで、お答えは要りませんがさっきの土地の68万7千㎡というのは、そういう申告をしてあったからといっても、見直していながらそれを見落とすということもちょっと、今までどんなことをしていたのかちょっと疑いたくなります。これは何とかこっちで調べろでなくて、町のほうも調べていただきたいわけなんです。以上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（池田君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日11日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後4時34分)

3月11日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
 - 1 番議員 田中邦義君 8番議員 春日武君
 - 2 〃 山城賢一君 9 〃 林春江君
 - 3 〃 柳澤澄君 10 〃 安島ふみ子君
 - 4 〃 中嶋登君 11 〃 円尾美津子君
 - 5 〃 大森茂彦君 12 〃 柳沢昌雄君
 - 6 〃 塚田忠君 13 〃 宮島祐夫君
 - 7 〃 入日時子君 14 〃 池田博武君
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
 - 町 長 中沢一君
 - 副町長 柳澤哲君
 - 教育長 長谷川臣君
 - 会計管理者 塩野入猛君
 - 総務課長 中村忠比古君
 - 企画政策課長 赤池利博君
 - まちづくり推進室長 荒川正朋君
 - 住民環境課長 宮下和久君
 - 福祉健康課長 塚田好一君
 - 子育て推進室長 中沢恵三君
 - 産業振興課長 宮崎義也君
 - 建設課長 片桐有君
 - 教育文化課長 西沢悦子君
 - 総務課長補佐 塚田陽一君
 - 総務係長 塩澤健一君
 - 総務課長補佐 塚田郁夫君
 - 財政係長
 - 企画政策課長補佐
 - 企画調整係長
4. 職務のため出席した者
 - 議会事務局長 吾妻忠明君
 - 議会書記 平林よし子君
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) ふるさと納税についてほか | 安島ふみ子 議員 |
| (2) 土地問題についてほか | 入日時子 議員 |
| (3) 障がい者福祉についてほか | 林 春江 議員 |
| (4) 食の安全と町の農業についてほか | 大森茂彦 議員 |
| (5) 健康づくり事業についてほか | 山城賢一 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（池田君） 最初に、10番 安島ふみ子さんの質問を許します。

10番（安島さん） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. ふるさと納税について

昨年10月にふるさと納税研究会報告書が総務省から出されました。その一文を引用いたしますと、多くの国民が地方で生まれ教育を受け育ち、進学や就職を機会に都会に出て、そこで納税する。その結果、都会の地方自治体は税収を得るが、彼らを育て「ふるさと」の地方自治体には税収はない。そこで、今は都会に住んでも自分を育てくれた「ふるさと」に、自分の意思でいくらでも納税できる制度があってもいいのではないかという、平成19年5月に総務大臣の問題提起から大きくクローズアップされました。

お世話になったふるさとにできれば恩返しをしたいという多くの人々の心の琴線に触れたのでしょうか、多くの人々の共感がさまざまな形で表明され、メディアでも頻繁に報道されるようになりました。確かに東京などの大都市からは反対があるものの、20年度の税制改正でいよいよこの「ふるさと納税」が形になることがほぼ

確定的になってまいりました。

私は毎年8月に実施されます町の成人式で、成人になられた皆さまにこんなメッセージをいつも贈っております。「進学や就職で町外、県外に出られる皆さん、ぜひ坂城町、あなたの美しいふるさとを忘れず、いつか戻ってきてください」と。子どもが生まれ、18歳までの教育、福祉、医療等の費用として1人あたり平均約1,600万円の公費負担が行われているという試算があります。坂城町から巣立られた彼らが、東京や名古屋などで就職し、税金をそこで払うという受益と負担のアンバランスを是正するための制度としてもこれは有効であると考えております。

また、厳しい財政状況を受けて、自治体の自主財源確保の切り札としてかなり期待できるものではないかと思えます。そしてまた最も重要なこの意義は、国民がふるさとの大切さを再認識することに役立つとされております。

イ. 全国に発信を

各自治体が検討委員会を立ち上げ、ふるさと納税の受け入れ体制をゴールドラッシュのように競争し始めております。3月長野県会の質問に答えて総務部長は、県ホームページに応援サイトを開設し、県人会でPRチラシを配っている。寄付しやすい環境整備に努めるという答弁をしております。坂城町として、早急にこの受け皿づくりを進めるべきではないかと考えております。

坂城町の魅力を全国に発信し、その寄付がどのような用途になっているのかを明確にし、基金や政策メニューを打ち出さなければなりません。例えば、日本刀の文化の継承、千曲川の水辺の自然環境の保全、子どもたちや高齢者の福祉の充実、子どもたちの教育資金や奨学金などが考えられますが、町当局ではどのようなお考えなのかお聞きいたします。

ロ. 寄付条例の検討を

具体的には寄付条例の制定が必要になってくるわけですが、これについてもどうお考えなのかお聞きいたします。

2. 食育・給食センターについて

イ. 食育推進基本計画の策定を

食育・学校給食センターの建設委員会が立ち上げられると聞いております。今までのような給食をつくるだけの施設ではなく、さまざまな食育に関わる活動の場となる施設であると期待をしております。

前回12月議会でも質問いたしましたように、県でも3月に食育基本計画が策定

されるのを受け、町としての計画を建設委員会と並行して進められないのかお聞きいたします。前回、教育長が答弁してくださいました、町の「すこやか21」「坂城町健康づくり計画」で、22年度までは食育の啓発事業をこれで進めていくという内容でありました。しかし、これらの計画には食育という新しい概念の言葉はどこにもありません。これでいいのかどうか、再度お尋ねいたします。

ロ. 安心安全な給食を

産地や品質の偽装が昨年1年間で52件も摘発され、過去最多となっております。また中国 Glyphosate 殺虫剤混入問題や賞味期限が切れた食材が給食に使用されていたりと、子どもたちの給食の安心・安全が脅かされております。坂城町の給食はこれらの問題について大丈夫なのか。またどのような安全対策をとられておられるのかお尋ねいたします。

ハ. 食材の安定供給推進について

先ほども取り上げましたが、外国からの輸入食品に対する不安が広がる中、改めて日本の食料自給率の低さが問題になってきております。昨日も課長の答弁で、カロリーベースで見て日本の食料自給率は、昨年度ついに39%に落ち込んだとのこと。農業活性化とあわせ、地産地消の拡大、食育をより推進していく必要を感じております。

さて、食育推進基本計画では学校給食において県単位で地場産物を使用する割合について、平成22年度までに使用割合30%以上を目指すとなっております。17年度では23.7%であると聞いております。坂城町の給食では、地場産のものがどのくらいの割合で使用されているのかお聞きいたします。また、学校関係者、生産者、地域の有識者などによる安定供給検討委員会といった組織が立ち上げられないか、供給体制の整備についてもっと連携をとって話し合いができる場をつくれぬかお聞きします。

3. 子育て支援について

イ. 5歳児健診の導入を

最近増加しております軽度発達障害の早期発見を考えた場合、3歳児健診から就学前健診までの間があきすぎていることが指摘されております。県では駒ヶ根市がすでに実施を始めました。この軽度発達障害は、早期発見・早期療育の開始が重要であり、5歳程度になると健診で発見できることが多いようですが、就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前の健診で発見されたのでは遅いといわれておりま

す。

3歳児健診までは特に問題が指摘されなかったにも関わらず、保育所や幼稚園で集団生活をするようになってから問題行動が指摘される子どもたちがいます。しかし、運動や言語の発達が良好な場合、落ち着きがない、友だちとうまくコミュニケーションがとれないなどの行動を3歳児健診で発見するには限界があるといわれております。また、現代は生活習慣病は大人だけのものではありません。小児肥満・弱視などの早期発見は5歳児健診の導入がぜひ必要であると考えます。坂城町でもこの5歳児健診を導入できないのかお聞きして、1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 最初に、「ふるさと納税」の関係でございます。

ふるさと納税制度については、平成20年度の税制改正の中で、ふるさとに対し貢献または応援したいという納税者の思いを実現する観点から、個人住民税の地方自治体に対する寄付金税制を大幅に拡充し、所得税と合わせて一定限度までを控除する仕組みを導入することが盛り込まれたところでございます。

県では、この導入制度に向けて市町村と連携しながら積極的なPR活動を推進するために、ホームページ上にふるさと信州応援サイトも開設しております。そのテーマの中には、「みんなで支えるふるさと森林づくり」「美しい豊かな自然環境と魅力的な景観づくり」「魅力ある環境づくり」というような柱立てをしているわけでございます。

この制度によりまして、寄付金の申し出書によりまして、電子申請画面からの手続も可能になるということで、町にもいろいろと関係づけているところでもございます。また長野市、岡谷市、飯田市などでも同様なPR活動が進められております。こういった機会をとらえまして、坂城町を全国に発信していくということは、自律の町を推進していく上で大変重要なことでもございます。そういった観点から、町の寄付を広く呼びかけるサイトを立ち上げていく。寄付者の思いを汲み取りやすい選択メニューを検討することが大事でございまして、町のホームページ上でも今後、募集の手立てを講じてまいりたいと考えているところでもございます。

また、受け皿づくりということでございますが、現在町ではふるさとまちづくり基金、社会福祉基金、環境美化基金など既存の特定基金もございますが、さらにまたこういった基金ベースにしながらも新しい発想、そしてまた寄付者がいろいろと感動する、そういった呼びかけの発信も大事だとこんなふうに考えているところでもございます。

寄付条例につきましては、県内では泰阜村が平成16年に制定し、ふるさと思いやり基金として事業を実施しております。ところで現行の地方税法においては、都道府県や市町村などへの寄付には限定されて上限、下限はございますが、個人住民税の寄付控除を受けられる仕組みともなっているわけでございます。お話しのように、今国会で提出されております地方税法の改正案では、地方公共団体に対する寄付の控除方式を現行の所得控除から税額控除に改め、適用下限額についても現行の10万円から5千円に引き下げるというものでございまして、平成21年度以降の個人住民税について適用されるということになっております。

従いまして、ふるさと納税につきましては、寄付金額が5千円を超える分については個人住民税所得割の額の1割を限度として控除を受けられるということにもなります。一口5千円の寄付制度についてのご提案でございますが、いろいろと検討してまいりたいとこんなふうにする次第でございます。

こういった場合に都会地からのいろいろと支援という面と、もう1つ坂城町のような場合には、企業の皆さんのオーナーの皆さんも町外におられるというような特殊な関係もございます。いろいろと事情を研究いたしまして、坂城町としてどういう形がよいのか、そして支援していただけるのか、あるいは貢献していただけるのかを十分検討してまいり、そしてまた早急に対応してまいりたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） 食育推進基本計画の策定についてご答弁を申し上げます。

食育の目標は国民が健全な心身を養い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進するところにあります。

食育基本法の中の第3章、基本的施策という中におきまして、家庭における食育の推進、学校、保育所等における食育の推進、地域における食生活の改善のための取り組みの推進、食育推進運動の展開とこの4項目を重点項目として挙げておりまして、町におきましても、平成15年3月に策定いたしました坂城町健康づくり計画において、町民の健康に影響の大きいと思われる8つの項目を掲げまして、生活習慣の改善、疾病の予防の推進に努めております。この計画の中に栄養、食生活の推進を位置づけておりまして、先ほどの食育基本法の基本的施策の4項目すべてを織り込んだ計画としております。

坂城町健康づくり計画は、体に合った適切な栄養素摂取のためのきちんとした食事をする人を増加させることを目標として、乳児期、幼児期、学童期、成人期、高齢期のそれぞれのライフステージにおける指標を現状に沿って設定し、現在この目

標の達成に向けて乳幼児健診をはじめ基本健診に努めているところであります。

乳幼児健診の際においては、保育所、学校給食センターの栄養士と連携を図りまして、保護者に母と子どもの基準の食糧を実物の食品で見ただき、実際の調理方法について実演するなど、食育に関する指導等の充実も図っております。また、成人の方に対しましては、基本健診の受診を働きかけ、受診結果報告会や訪問栄養指導、健康教室の開催など食生活の改善を図るべき取り組みを行っております。

食育は食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実証することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨としております。県における食育推進計画の策定に合わせ、町として食育推進計画を策定すべきというご質問、ご意見でございますが、坂城町健康づくり計画は、先ほど申し上げました国の食育基本法の中でも最も重要であります第3章の基本的施策の4項目すべてが織り込まれており、町の健康づくり計画に基づき現在各種事業を展開しております。この計画は先ほどご質問にもありましたが「すこやか坂城」平成22年を目標年次としております。健康づくりを取り巻く社会情勢、保健医療の動向及びこの計画の推進状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うということにもなっております。21年度には食育・給食センターの建設が計画されておまして、この食育・給食センターの供用に合わせ、県が計画している食育推進計画との整合性等を勘案いたし、町の新たな食育推進計画の策定につきましても、検討はしてまいりたいというふうに思っております。

子育て支援の5歳児健診の導入でございますが、平成17年、「発達障害者支援法」が施行され、既存の障害者福祉制度の谷間に置かれて対応が遅れがちであります発達障害、これは自閉症とかアスペルガー症候群とか注意欠陥多動性障害というものがございまして、それらに対しまして、それぞれの障害特性やライフステージに応じ支援を行うことが国、自治体、国民の責務として定められたところでもあります。現在、保育現場や教育現場におきまして、多動性が見られたり、こだわりの強い子どもや、授業中に集中できないお子さんなど問題行動の増加が見られ、その対応が課題となっておるところであります。

5歳児健診は保育園等集団の中での人間関係や情緒発達等を確認し、また障害が見えにくく早期に気づくことが難しい軽度発達障害を早期に発見し、支援するための大切な健診であるというふうに考えております。平成19年度の県内自治体においては、5歳児健診を実施しているのは6市町村でございます。各自治体における発

達障害の対応につきましては、専門の医療機関、訓練施設も少ないことから5歳児健診を実施するには医師をはじめとしてそれに関わるスタッフの確保に困難を有している状況であるところです。

このような状況の中で町としましては、弱視等の視覚障害の早期発見につきましては、3歳児健診の際に視力検査を実施し、精密検診が必要なお子さんにつきましては専門医の受診を進めております。また、遠視や乱視等の視覚障害を早期に発見するために、今年度から新たに視能訓練士による視覚検査を3歳児健診時に実施していく予定でございます。その他、軽度発達障害児の早期発見、早期療育に向けての5歳児健診の実施につきましては、今後大きな課題でございますので、その対応につきましては十分に検討させていただきたいというふうに考えております。

教育文化課長（西沢さん） 2のロ. 安心安全な給食をについてお答えいたします。

中国製の冷凍ギョウザが原因と疑われている健康被害によって、1月31日付で文部科学省及び県教育委員会より該当の中国の食品会社製造の食品88項目について、緊急の調査がありました。この調査におきまして、坂城町学校給食センターでは今までに該当する食品の使用はございませんでした。

次に、学校給食の食材につきましては、豚肉などの肉類は主に県内産であり、野菜については地元産が調達できる時期においては町内産を積極的に使い、その他の野菜についても県内産、国産を使用しております。また、冷凍食品、加工食品については国内加工のものを基本とし、栄養価だけではなく使われている食材、添加物等を確認した上で児童生徒に提供をしております。

昨今の賞味期限切れ問題につきましては、業者納品時に賞味期限はもちろん品質、温度管理等のチェックをし、確実な検収を行っており、安全な食材を購入しております。

学校給食は成長期の児童生徒に提供し、日ごろから健康に大きな影響があるため、今後も食品や調理の衛生管理に推進し、安心・安全な給食の提供に努力してまいります。

続きましてハ. 食料の安定供給推進について、お答えいたします。

坂城町の学校給食においての地場産食材の使用についての取り組みについて、ご答弁いたします。

平成15年度に県は、県内産100%の食材を使用した地域食材の日を実施した市町村に補助金を交付し、地場産食材の利用推進を始めました。坂城町も平成15

年度、良質で安心・安全な地元の農産物を学校給食に提供するため、地域食材の日を実施し、県の補助金を受けながら、地場産食材の利用推進を始めました。地元食材を利用した献立につきましては、近年、各地域の学校給食において進められてきております。学校給食に地域の農産物を活用することは、児童生徒に地域の産業や文化に関心を持たせたり、地域において農業等に従事している方々に対する感謝の気持ちを抱かせるなど、教育的効果があります。加えて、顔の見える生産者により供給される食材は安心して安全性が高く、感謝の気持ちを伝えることもできます。

さて、坂城町での地場産の食材の使用率であります。平成18年度実績において坂城産の野菜、果物の使用率は全体の8%、その種類はジャガイモ、大根、アスパラガス、大豆などの野菜及びりんご、ぶどうなどの果物であります。また、県内産の野菜、果物の使用率は全体の24%で、キャベツ、キュウリ、白菜などの野菜とエノキダケ、シメジなどのきのこ類が青果組合を通じ納入されております。

坂城産の食材の納入協力者も平成15年度当初より増加し、年々、納品量、食材の種類も多くなってきております。今後も地域の協力者のご理解、ご協力をいただきながら、地産地消推進打ち合わせ会で連携を深め、地場産食材の安定供給の推進を図ってまいりたいと考えております。

10番（安島さん） 再質問を行います。

ふるさと納税の今回の制度の大きな特徴というのは、納税者が寄付先の自治体を自由に選択できるということにあります。アメリカやドイツ、韓国などでは個人が自治体に寄付した場合、税の控除を認めておりますが、このように納税者が自由に寄付先を選択できる制度というのは初めてであるといわれております。日本には今までなかった寄付文化の醸成に貢献できる制度になることを期待しております。

そこで、何とかこの坂城町の活性化につながるよう智恵を発揮していただきたいと思うところがございます。坂城の魅力を全国に発信し、坂城の有形、無形の財産に対して知名度をアップし、価値を高めていく方法をぜひ実施してほしいと要望しております。先ほど町長から、坂城は地元の企業の皆さまにも働きかけていきたいというお話がありましたけれども、もちろんでございます。また坂城には世界に通用する名高いビジネスマンも坂城町ご出身でありますし、東京坂城会などでこの制度を町長自らアピールしていただければいいのではないかと考えておりますが、町長いかがなものでしょうか。

次に、食育・給食センターについて質問させていただきます。

当初、今回の施設は町民の食育の拠点となる施設というふうに町長から説明を受けておりますけれども、私の頭の中では食育に対してさまざまな取り組みが行われるというふうに期待しておりましたが、2月25日に開催された食育推進検討会の際配付された資料によりますと、食育・学校給食センター建設について90%が学校給食センター、10%が食育関連事業とあります。この食育関連事業はたった1割のウエートなんですか。それでは食育・学校給食センターではなく、学校給食・食育センターの名称のほうがふさわしいのではないかと、これは仮称ではありませんけれどもそういうふうに考えます。

期限付きの交付金で建設スケジュールを見ましても、今年の11月には設計が完了して来年4月には建設が始まり、12月には完了、22年2月には竣工式と大忙しの工程でございます。6億円近い建設費をかけての施設であります。後でこうしておけばよかった、もっとこういう機能が必要であったなどということのないよう、しっかりと安心・安全の給食づくりができ、食育活動ができる機能を検討した上で青写真をつくっていただきたい。そのための専門家に設計をお願いするのでしょうか、その点、町長としてはしっかり考えておられると思うんですけれども、その点についてももう一度町長にお考えをお聞きいたします。

次は、5歳児健診についてでございますけれども、厚生労働省による18年度研究報告書によれば、鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されたものの、こうした児童の半数以上は3歳児健診で何ら発達上に問題を指摘されなかったそうです。模範的な取り組みとして鳥取県、栃木県が全国に先駆けて、県内全市町村で5歳児健診を実施しているそうです。先ほど長野県ではまだ6市町村ということでございますけれども、これから全国的にどんどん増えてくるのではないかと考えております。

三重県の三木町、このホームページでは5歳児健診についてこのように説明しております。「平成18年から三木町では、軽度発達障害の早期発見、弱視の早期発見、小児肥満等の小児生活習慣病の予防を目的として5歳児健診を実施しています。ここで生活習慣予防として特に肥満が増加し、肥満細胞が増え、完成してしまう時期である就学前をとらえ生活指導を目的としています」。食生活指導、また就寝、起床の時間、またテレビやビデオ等の視聴時間など生活習慣全般の指導をここで行っているようです。また、三木町の食生活改善推進協議会による食育教室では、視力検査などもしております。「すべての子どもがその子らしく生き生きと成長できるよう

に、そして健全な社会生活を過ごせる大人として自立していけるようにとの思いのもと、毎月5歳児健診を実施しています」と書かれてありました。

町ならではのきめ細やかな取り組みを行っているなど感じました。この20年度予算では妊婦健診を2回から5回に拡充していただき、母子福祉がまた一步ここで前進したことは大いに評価しておりますが、この5歳児健診は妊婦健診のように助成するものではありませんので、多額の予算は必要といたしません。東御市でもこの4月に5歳児健診を導入する予算化をしておりますが、予算計上をしているのは14万円です。ぜひ先ほど課長からスタッフの点でちょっと難しいというお話がありましたけれども、ぜひ将来を担う子どもたちのために、早期実現に向けて検討していただけないだろうか、再度お聞きいたします。以上で2回目の質問といたします。

町長（中沢君） 最初にいろいろと、今度の税制改正によっていろいろ応援していただけるという仕組みができ上がったわけでございます。坂城町にとってこれは応援していただける仕組みづくりが求められているなど。それには皆さんが坂城町のためならおれも応援したいわというようなこと、あるいはまた私の育った町だから応援したいわというようなこと、時には刀の町だよと。今刀そのものについて、先ほどお話をいたしましたように、例えば埼玉県の方がすばらしい刀を寄付していただける、あるいはまた上田市の方がというように多々あるわけでございます。そういった面からの対応もまた求められているなど。こんな思いがいたしております。そのためには、都市部の有力者、先ほどお話がございましたそうした方、あるいはまた東京坂城会の皆さんもいろいろな思いを持っております。そういった皆さんの応援をいただくということが1つの手法。

もう1つは、県内というよりも坂城町ではいろいろな皆さんが町外に住んでいて、坂城の企業で貢献されております。そういった皆さんにもいろいろお手伝いをお願いしたいなど。あわせて大事なことは、そういった的を絞るということも大事だけれども、そうでなくて坂城で育った方がふるさとに思いを寄せ、じいちゃん、ばあちゃん頑張っやというようにそういった仕組みもこれまた大事でありましょうし、葛尾城、村上義清が呼んでいる、おらもそのまちづくりをと、さらにまた千曲川、バラと鮎が私たちに招いているというようなそういった観点からも呼びかけていくことが大事かなと。でき得ればこれからのまちづくりの一端がそういった皆さんによって担われ、そしてそれを糧に町の皆さんが頑張りが得るということは勇気が出る

ことだなど。こんな思いもしているところでもございます。

坂城町に貢献していただくという観点と、サポートしていただくという観点をよくかみしめながら、いろいろと早急に対応してまいりますし、また私自身もいろいろの関係者と話す中で身についた手法で対応してまいりたいとこんなふうに考えております。

食育の関係でございますが、食育・学校給食センター、1割とか10割とかというのはたまたまの数字であって、これは子どもからそして家庭から、さらにまた学校、また全体の町民の健康生活にもつながることでございます。そういった面でソフト面というものをより充実させていきたいなど。施設的にはプロポーザル的なそういうものも重要視いたしますが、それよりもいろいろと新しい対応でございますので、県、国あるいはまた専門家、坂城の皆さんの枠を離れた論議も新しいことを進める上においては、参考になるなどこんな思いもいたします。そしてまた食育・給食センター建設委員会の皆さん等々のお話を聞き、さらにまたPTAの皆さん、町民の皆さんのそういった声を広く聞きながら、対応してみたいというふうに考える次第でございます。できるだけ新しい発想に基づき、新しい手法に対して智恵を出しながら対応していきたいとこんなふうに思う次第でございます。

福祉健康課長（塚田君） 再質問にお答えをいたします。

5歳児健診の実施をぜひということでございますが、先ほどもお答えいたしました。現在、5歳児健診への対応につきましてはなかなか専門の医療機関、それから訓練施設等も周辺にないことから、実施につきましては大変困難な状況であるということでもあります。ただ、現在3歳児健診を中心に本年度、先ほども申しましたが視能訓練士等をお願いし、視覚検査をやるということで考えております。

5歳児健診の重点目標というものにつきましては、1番は未発見の発達障害などの行動異常のチェックということがやはり一番になるかと思うわけですが、やはりそれにつきましても、先ほど申しましたスタッフの確保が困難であると。スタッフにつきましては町には保健師、栄養士、また保育士等がいるわけですが、そのほかにやはり発達障害、異常行動をチェックするには言語の聴覚士だとか作業療法士だとかあるいは臨床心理士、そのような方にもお願いをしていかないと、なかなかこの発達障害に対する健診はできないというふうに考えております。いずれにしましても、子どもの健全な発達というものについては、町も十分いろんな中で対応しているところでございますが、現在そのような状況にありますので、先ほども申しま

したが、またあらゆる角度から検討をいたしまして、支援については重要な項目であるという認識をしておりますので、検討させていただきたいとこのように思います。

10番（安島さん） テレビやゲームで夜更かしをして朝起きられない、時間がないので朝ご飯を食べない、太るからダイエットのためといって朝ご飯を食べない、そのため学校では午前中ぼーっと過ごして学力が定着しないなど、悪循環を繰り返す子どもたち、坂城町でも1割から2割の子どもたちは朝飯を食べないという実態がアンケートから読み取れております。何とかこういう実態を改善していく必要があります。

須坂市が今回、食育計画の素案を新聞で公表いたしましたけれども、毎日朝食を食べる子ども、また大人を2012年度までに100%にするという目標を立てております。こういった具体的な取り組みをぜひこれからの食育推進計画のほうに坂城町としても取り組んでいただきたいと思います。

この食育という概念はやはり今の教育文化課、福祉健康課、産業振興課と所管が3つまたがっているわけでございますけれども、しっかりリーダーシップをとって食育計画の策定を進めていただかなくては実現しないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

さて、坂城中学3年生のある女生徒が信濃毎日新聞に、建設標に紀行文を載せておりますので紹介させていただきます。

「前向きに歩き、未来を明るく。私は中1のときにわけあって不登校になりました。しばらくして中間教室に通うようになりました。2年生になると学校にも少しづつ行くようになりました。さらに3年生になった今は教室で普通に生活しています。これはやさしく相談など親身になってくださった先生方、特別扱いせずやさしくしてくれた仲間、しっかり支えてくれた家族のおかげだと思います。

今私は高校受験を目前にしています。3年間で人はこんなに変われるのです。周りに相談できる人はいますか。絶対1人はいると思います。その人をお願いして一歩踏み出すきっかけをつくってもらいましょう。その後は自分で努力するだけです。私の担任の先生がおっしゃっていました。努力は人を裏切らないと。

今は暗いかもしれない。しかし、努力さえすれば未来は明るくなります。中間教室の先生が下を見ず、前を向いて歩こうよとおっしゃっていました。初めは大変かもしれないけど、前を向いて歩くだけで明るくなりますよ」。

というふうに呼びかけてくれております。きょうは高校入試の後期選抜の日です。受験生が各受験校で今頑張っている最中だと思います。D o y o u r b e s t、本当に頑張れのエールを送り、私の一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時50分～再開 午前11時01分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、7番 入日時子さんの質問を許します。

7番（入日さん） 1. 土地問題について

イ. 坂端地区の土地の登記について

昭和53年ごろ、坂端地区の狭小住宅を解消するために、町が移動した地権者から土地を買い、隣接する人に土地を売りましたが、所有者の名義変更がされず今日に至っています。

昭和63年に買い主の強い要望で当時の近藤町長名で坂端小集落地区改良事業による坂城町行政財産売渡しに伴う所有権移転登記、抵当権設定記載について債権者の相続手続が困難なため、抵当権設定のまま所有権移転登記をします。今後、下記の物件の抵当権については一切の責任を負うことを確約しますという書類を買い主のAさんに渡しています。

それにも関わらず、今まで何もせず移転登記すらしてありません。Aさんは何度も役場に早くやってほしいと要望してもやってももらえず、20年以上がたってしまいました。Aさんが亡くなり、遺族も移転登記がされていないため相続ができなくて困っています。昨年9月、委員会で質問したら「20年もたっているので法定相続人が100人近くになってしまった。弁護士を頼んで相続放棄の話を進めている。相続を放棄した人もいるが、まだ20数人は放棄せずにいる」と答弁がありました。

このような問題がどうして起きたのか。その原因と経過について20年以上も放っておかれた町民の立場を考えてきちんと答弁してください。

また、所有権の移転が済んでいないのに、購入土地の固定資産税をAさんは毎年役場から請求され、払い続けてきました。Aさんが亡くなっても所有権の移転登記ができないので、いまだにAさん名義で固定資産税の請求が役場から届きます。土地が本人名義でないのに、何の根拠で固定資産税を請求しているのか。答弁を求めます。今度のことは弁護士も、今までいろんな事件をやってきたが、こんなずさんな例は初めてだとあきれ返ったという話です。

20年以上も前の話で、相続人も増え、この問題の解決にあたっている職員は本当に苦勞していると思います。問題が先送りされると小さな問題が大きな問題になってしまい、時間も労力もお金も余分にかかります。19年度に弁護士費用100万円の支払があったことは記憶していますが、交通費も含め、今までにいくら経費がかかっているのか。また今後、どのように解決し、費用はどのくらいかかると見込んでいるのかお答えください。

また、仕事の引き継ぎ不足や問題の先送りの的なことはほかにもあるのかお聞きします。職員は数年で異動するため、目先の緊急性の高い仕事に追われ、緊急性の低い仕事は先送りしてしまいがちです。引き継ぎが十分できないこともあると思います。特に人件費の削減で職員が減らされ、一人ひとりの仕事量が増えて毎日の仕事をこなすのがやっという状況もあるでしょう。再発防止策について対策をとったのか。町長の答弁を求めます。

2. 坂城町温泉施設条例について

イ. 2時間利用料金の見直しを

現在、条例では運動浴室が2時間5千円、和室の18畳が2時間3千円、12畳が2千円となっています。私もこの条例に賛成しましたが、利用する中で不都合な点も見えてきました。それは利用時間が2時間単位になっていることです。湯さん館で行うプール教室や勤福の健康講座でのプール使用は1時間です。利用料も1時間分の2,500円です。和室も3時間利用が多く、利用料金も4,500円、3千円もらっているとのことでした。

あるグループが水中ウォーキングでプールを借りたら、2時間単位でないとだめだと言われ、2時間貸し切ったが、1時間単位で貸してほしいと言っていました。たまたま日曜日でもあり、幼児や小学生の無料開放もあり、昼間の4時間が貸し切りになってしまい、一般の人はその時間、利用できなくなります。

このように運動浴室は2時間で貸し切られると一般客にも迷惑がかかります。健康に気をつけ、運動への関心が深まる中、運動浴室利用者も増え続けています。朝から混むようになってきています。多くの人に利用してもらうためにも、運動浴室の貸し切りは1時間が望ましいと思います。現状に合わせて1時間単位に改正するか、ただし書きで1時間の場合は運動浴室2,500円、和室18畳1,500円、12畳千円ですと追記するなど、現状との整合性が必要ではないかと思いますが、どう考えているのかお尋ねします。

3. 保育士の確保について

イ. 人手不足への対応は

坂城町の臨時保育士は短期雇用のため人が集まらず、現場は常に人員の確保に苦慮しています。

昨年の12月議会で総務課長は行政コストの縮減、住民サービスの維持向上に取り組んでいる。職員の採用は年齢構成の不均衡を解消しながら適正な採用をしたいと答弁されました。町長も3月1日の「人権を尊重し、豊かな福祉の心を育む町民集会」で、人間の尊厳を守る大切さを話されました。

町長、今の臨時保育士の雇用は人間として尊厳を持った働き方と言えるのでしょうか。総務課長も年齢構成の不均衡を解消すると答弁していますが、ここ何年も正規の保育士の採用がありません。現在、正職の保育士は50代9人、40代4人、30代4人、20代2人で合わせても19人しかいません。50代の経験豊富な保育士が辞めた後どうなるのか、とても心配です。有線でも臨時保育士5名を募集していましたが、応募があったのでしょうか。応募がなかったとすれば、原因はどこにあるのか。総務課長の答弁を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

副町長（柳澤君） 町長の指示によって私のほうから1の土地問題について、イ. 坂端地区の土地の登記についてお答え申し上げます。

小集落改善事業は地域内の狭い道路や密集した住宅環境を改善することを目的として行われたもので、昭和57年3月をもって執行するという期限が定められた特別法によって施行された事業でございます。

本事案は坂端地区内の道路及び住宅環境を改善するために、町が住宅地を買い受け、その一部を道路拡幅用地にするとともにその多くを隣接する住宅地の方々に分譲を行い、既存敷地の拡張を図ることによって良好な住宅環境の創出を図ることを目的に取り組みましたものでございます。

さて、問題の起因と経過についてであります。昭和54年の起業当時、町が買収しようとした物件は登記名義人がその時点においてすでに亡くなっており、相続手続が必要な状況にありました。通常であれば、用地買収と所有権移転登記は同時に行われるものでありますが、当時にあつては本事業の主目的である住宅環境整備や道路改良を最優先する必要性からか、複雑な相続関係によって速やかな相続登記が困難な状況にありながらも用地買収を行ったという特異な事案と推察することができます。

すなわち、被相続人が特定し得ない中で被買収地に居住する方を権利者と見立て、併せて責任を持って相続手続を行っていただくことの確認をする中で、土地売買契約を締結し、その後に道路拡幅改良を行い、昭和63年に至り、隣接の方々と売買契約を取り交わし、分譲を行ったという次第でございます。

売却にあたりましては当時、相続関係者の代表及び土地購入者と相談会を実施し、当該土地の実情を説明する中で相続関係者及び土地購入者の業者からの同意を得て行ったものでございます。また、当該地につきましては、本契約以前から当該地を利用されていたという実態もあり、改めて本用地の譲渡取得をされた方々の双方が住環境の改善を最優先としてとらえ、一定の理解の中で施工した小集落改善事業でございます。

次に、今までの取り組みと今後の予定についてであります。買収当時から相続登記が困難な状況の中で、当時数十名であった被相続人は経年により新たに相続権を有する方が増え、また行方不詳という方もあって一層複雑な状況になっております。そうした実態にありますが、平成17年度から関係する方々に土地所有権移転登記に関してご理解をいただくよう文書にてご依頼申し上げたところでございます。しかし、いまだに相続登記に承諾をいただけない方々がいらっしゃり、現在も文書、電話等などによって連絡を密にし、さらには直接面談も行い、ご理解いただけるよう鋭意努めているところでございます。

今までにかかった経費としましては、相続関係図の作成に要した費用、承諾を得るための交渉にあたった職員の旅費等であり、今後につきましても同様に想定するところであります。今年度からは法律的な手法や専門の見地から解決を図るべく弁護士への依頼経費に加え、先般、土地をお譲りした方の中から裁判所に対して調停の申し立てがありましたので、今後調停に要する経費も見込む中で解決に向けて努めてまいりたいと考えているところでございます。

再発防止につきましては、現在も土地売買契約及び登記事務につきましては、法的な見地を踏まえながら適正な事務処理を行っておりますが、問題の解決に一定の時間を要する事案にあつては必ず組織全体で問題を共有し、解決に向けて取り組むよう努めてまいりたいと考え、実行しているところでございます。

なお、固定資産税につきましては、地方税法343条第2項により、町がそれぞれ売却を行っていること、実態としてそれぞれで利用されている状況を鑑み課税させていただいているところでございます。

企画政策課長（赤池君） 坂城町温泉施設条例、時間料金の見直しをについてお答えいたします。

びんぐし湯さん館につきましては、良好な泉質と豊かな自然環境、そして眺望のよさも加わり、平成14年4月の開湯以来これまでに約170万人という町内外から大勢の皆さま方に繰り返しご利用をいただいております。

今後、さらに健康の増進や交流、発信の場としてご活用をいただけますよう経年変化への対応や顧客ニーズに応じていくために、施設の改修、更新やリニューアルを計画しているところであります。また、運営方法についても平成17年度からは指定管理者制度を導入し、より利用しやすい運営形態に努めてまいりました。

さて、びんぐし湯さん館は住民の心身の健康増進やコミュニティ活動の推進といった地域活性化を図る公の施設として、坂城町温泉条例により位置づけられております。そして、この条例により温泉施設の利用料が定められており、条例制定に際しましては、近隣類似施設の施設管理、運用形態などの実情を学びながら利用料金の設定や占有に係る時間単位の設定を行いました。

お尋ねの時間利用料についてであります。運動浴槽や和室の個室利用などを占有して利用する場合は一定の時間枠が求められるところであり、2時間を基準として定めたところであります。実際の運用上においては、例えば和室を占有する場合、初めの2時間を超えての利用にあたっては2時間を単位とし、超過分については1時間単位として運用をしております。これは利用者の利便を図るために、条例の第10条2項の利用料は別途に定める額を超えない範囲で、指定管理者が町長の承認を得て定めるとの条例を運用してのものであります。また、室料の扱いにつきましては、パンフレットにもこの運用規定を明記して利用促進に努めているところであり、お客さまにもスムーズにご利用いただいております。

現状におきまして、条例改正までの不都合は生じていないと認識しておりますが、条例の制定当時と指定管理者制度の移行で差異があり、今後において施設のリニューアルや運用方法などにより、状況に応じて随時対応してまいりたいと考えております。ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

総務課長（中村君） 保育士の確保という点でお答えを申し上げます。

「坂城町行財政改革～自律のまちづくりへの道しるべ～集中改革プラン」に基づきまして、定員管理の適正化を推進するため計画的な職員採用を進めて、行政コストの縮減、住民サービスの維持、向上に向けて取り組んできておるところでございます。

まして、平成21年度末には142名とすることを目標に進めております。

団塊の世代と呼ばれる世代、それからそれに続く世代の定年が近づいてきております。推進計画に沿って、町民へのサービス低下にならないように事務職員につきましても、保育士などの専門職員につきましても、適正な職員採用をいたしてまいろうということを12月の議会でも申し上げたところでございます。

臨時保育士の不安定な雇用の解消をしないと人手不足で集まらないのではないかとのご指摘でありました。先日募集をいたしました町内保育園等への臨時保育士につきましても、予定どおりお申込みをいただきまして新年度に向けて保育園の運営体制を整えているところでございます。今後も法令に基づきながら、このような雇用形態でお願いをいたしてまいりことも必要なことと考えております。

また、正規の職員としての保育士の採用は、平成18年に1名採用をいたしております。19年度、20年度は採用いたしておりません。退職者につきましても17年度に1名、18、19年度には保育士の退職者はおりませんということでございます。これからの団塊の世代、それに続く世代の定年が近づいてまいります。行財政改革推進計画に基づきまして適正な定員管理を進め、人件費等財政的な問題もクリアしながら正規事務職員、保育士等専門職の職員の平成21年度採用に向けて新年度におきまして採用試験を実施いたしていく方向で進めてまいります。

7番（入日さん） 土地問題については、副町長から今までの経過の説明がなされました。私が聞いているのは、ずっと購入者が要求していたにも関わらず、今までなぜ20年間も放っておかれたのか。そしていつからその引き継ぎがされなくなったのか。そういうことをきちっと調べたのかということをお尋ねしているんです。

それから、これは17年度になって取り組まれて、文書でも法定相続人に送ったり話し合いも進めてきているという話でしたが、それまで放っておかれたというその原因、一体そこに何があったのかということなんです。

それから費用の点に関しては、具体的にいくらかかったという答弁がなされていなかったんですが、これから裁判費用なども含めるとかなりのお金がかかるのではないかと非常に懸念するわけです。行政の怠慢によってそういうむだな出費がされるということについて、どうお考えなのか。それから343条32項によって課税しているといいますが、やはり自分の所有権になっていないのにその課税されるということは、非常に町民にとっては納得がいかないのではないかと思います。そういう不信感を生むような行政の態度、そういうものをどうやったら改めるのか。

それからこの対策について二度と起こさないという、それが一番大事なのです。その対策をどのようにとったのか。ちゃんとマニュアル化してあるのか。そういうことを再度お尋ねします。

温泉条例については、指定管理者が町長の許可を得て定めると。2時間を超えた場合はそれなりの対処をしているということでした。それで状況に応じて対処してまいりたい、対応してまいりたいという答弁でしたが、プールの場合は本当に1時間で皆さんやっているし、1時間ぐらいがやっぱりそういう貸し切りの限度だと思うんです。その状況に応じて対応してまいりたいというなら、条例があるからその枠内でやればいいんだとおっしゃるなら、そのただし書きの中に1時間でも利用できるというような文書を盛り込めないか、そういうことを言っているのであって、あくまで条例そのものを盾にとって、こうに決まっているんだからというそういう発想の転換ができないというか、そういうところがやっぱり官僚的な考え方ではないかというふうに私は強く思います。

保育士の確保についてですが、一応、臨時の5人は確保できたということで21年度には正規の保育士を募集する予定だということで、少し安心はしているんですが、2月27日の衆議院予算委員会の分科会で、共産党の石井郁子議員が大阪府の公立保育所の例を挙げ、自治体の半数で非正規保育士の割合が5割を超えていることを指摘し、子どもたちの成長と発達に関わる保育士が安定的に働けるようにすべきだと求めたのに対し、舛添厚生労働大臣は保育士は常用雇用にすべきだと思うと答弁しています。前回、総務課長は常勤的非常勤も定員数にカウントされ、臨時職員を常勤的非常勤にすると正職の採用の足を引っ張ると答弁されました。本来なら臨時職員や常勤的非常勤職員も正規の職員として勤めたいのです。役場の都合で常勤的非常勤にされているのです。それが定員数にカウントされ、正規職員の採用の足を引っ張るといふなら、なぜ正職にしないのでしょうか。

来月から改正パート労働法が施行され、仕事と同じなら賃金などの待遇差別が禁止されます。当然、常勤的非常勤の人は正職と同じ扱いになると思いますが、予算化されているのでしょうか。

財政面では、今年からさらに3年間、特別職の給与がカットされ、156万円の財源が生み出されます。特別職の給与の減額の特例を続けるという町長の姿勢は一定評価しますが、いつまでも特例の暫定措置ではなく、減額した給与額を正式な給与に改正すれば、ボーナス分が60万円縮減できます。さらに特別職の通勤手当、

寒冷地手当をなくせば約24万円、合計240万円の財源が生まれます。今回、議員報酬の特例による減額をやめるという議員が多く、議員報酬の削減はできませんでしたが、議員報酬の削減で今まで91万円の財源が生み出されていました。特例ではなく条例改正をするとボーナス分35万円が加算され、126万円の縮減ができます。特別職と議員を合わせると366万円の財源ができます。

私は未来の坂城町を担う大切な子どもを育てるためには、何としても財源を確保し、人材育成にふさわしい雇用にしてほしいと思います。安定した仕事でこそ、気配りや目配り、未来への展望を持った取り組みもできるし、子どもたちにとっても途中で先生が代わってしまい、不安な思いをしなくても済みます。労働法の改正に合わせて、ぜひとも短期雇用の見直しや正職の採用を強く求めます。以上で2回目の質問を終わります。

町長（中沢君） いくつかの再質問をいただいたわけでございます。坂端地区の土地問題でございますが、先ほど議員からお話のございましたように20数年前の近藤町長のころの事案でございます。そうした中で一口に申し上げますと、1つの社会環境もあったなど。併せて双方で問題を承知しながら進んでしまったなど。私には理解できない1つの事案でもあるわけでございます。しかしながら、町が関係して町が事業主体でもあったということになりますれば、私の現在の町長としてのそういった事案については、いろいろと引き継いでいかなければならないということは言うまでもないわけでございます。

今、このような複雑な案件になってしまいますと、職員の中だけでは対処できない方向にある問題であるわけでございます。そこで今、専門の弁護士さんをお願いして早期の解決を図っているということでご理解いただきたいとこんなふうに思う次第でございます。

次に、温泉に係るお話もございました。運動浴につきましては、これは特別な目的がございます。開湯当時、運動浴について料金をどう設定するかということもあったわけでございます。しかし、運動浴については町の健康づくりの起点にしたいということが1つございます。それが今運動浴における講座になっているわけでございます。病院の先生をはじめ、いろいろなコーディネーター等も配して、これには2時間は十分必要で、本来の目的からいってそういった面で進むことが大事だなど。そしてまたこの施設について保育園とか、あるいはまた幼稚園の皆さんにも使っていただきたいということになれば、これはもっと時間を有するということでも

あろうかなど。そうした中で、料金は入浴料はいただくけどその使用料はいただかない、運動浴の使用料はいただかないという1つの考え方のもとにそういった会社の施策を踏まえて、そして利用できる場所を利用していくというのが基本でございますので、ご理解いただきたいなとこんなふうに思う次第でございます。議員の申されるように、より多くの皆さんが利用していただけるということ、そのものについては先ほどお話がありましたように、より検討を進めていくことが大事だとこんなふうにも思っているところでございます。

次に、保育園に係る定数の関係でございます。これは坂城町ばかりでなく、県下の保育園運営というものでいろいろな形態が工夫されておりますが、常用雇用、正規雇用ということは定数の中では一定以上はできない問題でございます。町には定数管理があります。必要なら何人も定数化するということはできないということは議員ご承知のところでもございます。今後、給食センターあるいは保育園、そういった方々の中で臨時的に対応している方をよりよく安定させて働いてもらうとか、そういった面に今ハローワークの篠ノ井の皆さんともいろいろ工夫を凝らしながら対応しているところでございます。

7番（入日さん） 土地問題については、こんなずさんなことが起きるのは職員の異動に伴い引き継ぎがきちんに行われなかったことと、面倒な仕事は先送りし、それに対し誰も責任を問われないという行政の体質にあります。町長はこの対策について何ら答弁をされませんでした。町としても二度とこういうことが起こらないように対策をきちんととって、また、文書でもそういうことを明記してほしいと思います。国でも問題になっている官僚体質そのものであります。そのときだけ問題なく過ごせばよいという事なかれ主義があるのではないのでしょうか。困っている町民の立場に立つという地方自治体の本旨を忘れた結果だと思えます。トップダウンで命じるのではなく、一人ひとりの個性を尊重し、住民サービスの向上のために何が必要か、町長はじめ職員が真剣に取り組んでほしいと思います。そしてこのようなことが二度と起こらない対策をきちんと立て、実行することを要望します。

プールは日赤との提携の健康教室は1時間半ですが、ほとんどは1時間で使われています。そういう意味で条例どおりではなく、1時間でも使用できるというそういう柔軟な対応をしてほしいと思います。

湯さん館については年々、町への納付金が減少し、収益が少なくなっているのが気になりますが、湯さん館で宴会をする場合、宴会費用のほかに入館料500円を

とられることに驚かれる人も多くいます。他の施設は宴会代だけで別に入場料などはとらないところがほとんどです。また、青木村や千曲市などは、地元の高齢者や障害者に温泉施設の無料券を年に何枚か配り、大変喜ばれています。坂城町の湯さん館も割引券ではなく無料券がほしいという高齢者や障害者の声も多くあります。収益は減少すると思いますが、町の施設です。多くの町民に愛され、利用されてこそつくったかいがあるのではないのでしょうか。

町振興公社の社長でもある町長に、ぜひ前向きに取り組んでほしいと思います。

定数管理があるからということで、今までなかなか保育士が常勤的非常勤や臨時という形態になってきています。保育士については常勤的非常勤や臨時保育士の皆さんは、何年働いても正職にもなれず、年収200万円以下の人も多くいます。寒冷地手当ももちろんありません。6カ月雇用ではボーナスもありません。まさにワーキングプアです。行政がワーキングプアを見すごしていいのでしょうか。人間らしい働き方をしたい。安定した仕事につきたいというささやかな希望すらかなえてやれない。そんな町であってよいのでしょうか。

昨年、日本の非正規雇用労働者が1,732万人になり、労働者の33.5%になったと報道されました。そして非正規労働者の収入がワーキングプア基準の200万円以下が77%だといえます。多くの非正規労働者は社会保険にも加入させてもらえず、収入が少ないため国民年金や国保料も払えません。小泉政権から加速された経済優先の政策が、現在の格差社会を生み出し、格差はますます広がっています。国の年金制度や医療制度の財源すら危うくなってきています。本来、日本人が持っていた助け合いの心、結の精神を取り戻すためには経済効率だけを追求しては育ちません。安定した生活ができる仕事、仕事に見合った給料が必要です。

上田市も千曲市も人を育てるといふ保育士が3カ月や6カ月という短期雇用はありません。1年契約でもクラス数や保育園児が減らない限り継続して勤められます。パート労働法も改正されました。保育士という仕事に夢と希望を持てるように、同一労働、同一賃金という当たり前のことが実行できる坂城町であることを願って、質問を終わります。

議長（池田君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時40分～再開 午後1時30分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、9番 林春江さんの質問を許します。

9番（林さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

1. 障がい者福祉について

イ. 坂城町は障がい者にとって優しいまちと思われませんか？

去る3月1日開催された「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民会議」は、宝池月影寮の滝沢二郎さんが奏でる優しいハーモニカ演奏で始まり、締めくくりの記念講演では自らをチェアウォーカーと紹介された松上京子さんが約20年にわたる車椅子生活から感じた社会構造のギャップをつまびらかに語られました。家事や子育てなど家の中のことは工夫によりほとんど不自由なくできますが、一歩外に出れば道の段差や店の入り口など不自由なことが多いのが現状である。そして逆境の中で得た人と人との出会いの大切さや苦しい環境に遭遇したときどうしたらよいのか、あきらめないことがいかに大切かということをも明るく前向きに語りかけ、心の壁は決して自分からつくってはいけなさと、心に響く言葉で締めくくられました。

私はこの集會に参加した多くの人たちとともに時間を過ごし、共感を得ることができたことは大変意義のあることと思う一方で、坂城町の現状はどうなんだろうという思いも頭をよぎったわけであります。

聴講者を代表して教育長から心のこもったお礼の言葉が述べられました。そして最後に、「坂城町は障がい者にとって優しいまちと思われませんか？」と講演者に問いかける場面がありました。大変僭越ではありますが、その問いをそのまま教育長にお伺いしたいと思います。「坂城町は障がい者にとって優しいまちと思われませんか？」。教育長の所見をお聞かせ願います。

ロ. 心のバリアフリーな社会の構築を願って

障害者福祉計画によりますと、障がい者対策の基本方針はノーマライゼーションとバリアフリーの推進で、障がい者が主体的に地域でふれあい、安心して生活が送れるよう地域住民、関連機関が連携して支援を行う施策展開を図っておりますが、心や体に障がいがあるために特別な人と思われているという現状は依然として続いているということは否めない事実であります。

このような偏見をなくし心のバリアフリーな社会を求める1つの手段として、「障害者」の表記について「害」の字には「悪くする」「損う」といった意味もあるため、「害」の部分の平仮名にするという、「障がい者」にこの字を使うという方向で県内の福祉関連企業や自治体などで広がっております。

障がい者を個性として受け止め、「自立」へと制度も変わっている中で「障害者」という表記はいかなるものかということでもあります。障がい者にとって優しいまちとはどういうことなのか。心のバリアフリーな社会をつくるには、まず何をしたらよいか。この表記の見直しもその手立ての1つとして考えてみてはどうかと提案いたします。

今議会の招集あいさつで町長もお示しになりましたが、坂城町障害者福祉計画の見直しを20年度にすることになっております。その年回りを好機ととらえ、前向きな対応を望むところであります。町長の見解をお伺いいたします。

ハ. 「チャレンジ雇用」坂城町のチャレンジは

平成18年4月の障害者自立支援法の施行は、新体制への移行が進むにつれ障害をお持ちの方、またその人たちを支える側の人たちにとっての負担は重くのしかかり、生きていくのに必要な支えすら切り崩されるということにまで及んだということでもあります。これに対し、厚労省はこの4月から障がい者通所施設に支払う報酬単価の4.6%引き上げや、通所介助サービスの対象の拡大、行動障害のある人への外出支援の要件緩和等々、関係団体からの要望に応えた旨を示しております。

これにより障害者自立支援法の目的とする自立に向けた負担が、少しでも軽くなればと願うところであります。一方、障がい者の自立、そして生活の向上の第一歩として、障がい者用の雇用の道を開くためのチャレンジ雇用制度が国の制度として来年度からスタートします。この制度は自治体など公的機関で1年以内の期間を単位として、非常勤職員として雇用し、1年から3年の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じた一般企業等への就職を実現するためのものであり、各自治体においては職場実習の受け入れについても積極的な実施が求められております。

2007年度長野県経営者協会の障がい者雇用に関する調査によりますと、新規雇用や増員を考えている県内企業は43.7%、前年調査より16.3ポイントも低下にあるということで、同協会においては法定雇用率の達成に早急に取り組む必要性を指摘しております。

企業の町であることから、比較的雇用環境に恵まれている坂城町であります。チャレンジ雇用への町の考え方、また、坂城町の公的機関や町内企業における雇用の状況はどのように把握しているのか、現状をお伺いいたします。

ニ. 緊急情報の伝達及び防災訓練について

災害時等の緊急情報の伝達は、坂城町の場合、屋外放送や有線放送などを通して

行っておりますが、障がい者にとって伝達手段に違いのあるのも当然のことです。特に聴覚に障害を持つ人に対しては、音声による情報は伝わらないため坂城町の場合はファックスによる伝達を行っているようではありますが、それは情報を受ける側が家庭内にいるということを前提としたものであり、外出先での情報をキャッチできるような配慮も必要ではないかと考えるところであります。

情報通信の進展がめざましい昨今、その効能は住民生活の安全確保のためにも幅広く活用されております。障がい者への対応はもとより、全町民を対象とした情報ネットワークの活用なども一考すべきときが来ているのではないかと考えますが、町のお考えをお伺いいたします。

また、年に一度行われる防災訓練は、多様な事態発生を想定のもとに訓練が行われておりますが、例年の訓練は健常者を対象としたものであると受け止めるところであります。障がいの違いにより避難方法、援護体制はおのずと違っており、援護する立場としても何らかの体験が必要ではないかと考えるわけであります。

20年9月の防災訓練におきましては、障がい者の声を生かすためにも障がい者の方々の参加を求め、ボランティアまた小中学生等、それぞれの立場の参加を得る中でコミュニケーションをとり、理解を深めることを趣旨とした訓練の実施を望むところであります。町のお考えをお伺いいたします。

2. 住宅用火災警報器の設置義務について

イ. 住民への周知は

去る3月1日から7日は春の全国火災予防運動が行われ、町消防団の皆さんによる火災予防啓発活動が行われておりました。坂城町民の尊い命と財産を守るため、1日の勤務後から夜間にかけての活動に心から感謝申し上げます。連日のように火災による痛ましい報道がありますが、千曲坂城消防本部によりますと坂城町の火災件数は平成18年12件、19年11件で死者はいずれもゼロということで何よりとするところでありますが、県内における住宅火災での逃げ遅れによる犠牲者は65歳以上の高齢者が6割を占めており、今後さらに高齢化が進むとともに犠牲者が増すのではないかと心配いたすところであります。

この恐ろしい火災から自分の身を守るため、平成16年6月消防法の改正で、住宅用火災警報機の設置義務が生じ、平成18年6月1日以降の新築住宅、また既存住宅には平成21年6月1日までに設置することが義務付けられているということでもあります。この件につきましては、昨年12月1日付の「広報しょうぼう」が各

家庭に配付され、警報機設置への呼びかけはなされているようではありますが、果たしてどれだけの人が設置を済ませているのか疑問であります。町として、その点をどのように把握しているのか。また今後の設置への啓発の考え、さらに設置に困難を期すると思われる高齢者等の人たちへの配慮等はどのように考えていくのか、お考えをお伺いいたします。

3. 「不適切な財政運営」報道について

イ. 報道の真相は

去る2月21日の新聞報道に、財政状況の悪化などを理由に地方自治体が代金を支払わないまま土地開発公社が先行した土地を、道路や公園などに利用するケースが相次ぎ、昨年3月末時点の未払い金額は全都道府県で約4千億円余に上り、自治体が支払義務を怠っているということで公社の借金返済が遅れ、金利負担が増加し、結果的に住民の負担が膨らむ事態に対して、早期の代金支払を求める旨の記事が掲載されておりました。

この報道は総務省の2006年度事業実施調査から判明したということであり、この4千億円余のうち、公社から土地の所有権移転を受けたのに、自治体が代金を支払っていない未収金があると指摘を受けたのは、長野県では4公社で11億円余り、また、所有権移転をせず代金も未払いのまま自治体が使っている供用済み土地については、県と7市1町の9公社が保有し、計約68億円であり、その中に当坂城町も入っているということでもあります。

自治体財政健全化法の成立により、2007年度つまり今期決算から公社も含めた財務の透明化が迫られる中においての、このような指摘を坂城町は受けたわけですが、この報道をどう受け止めておられるのか。この報道の真相、内容はどのようなことであるのか。詳しい説明を町民の皆さんにもお示しするべきと考えるところであります。該当する場所と広さ、金額、そのような状況に至った経緯も含めた説明を伺いいたします。以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 私のほうでも、障害者福祉に関連した説明をさせていただきます。

ご指摘のように3月1日に「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」ということで開催しましたところ、多くの皆さんにご参加をいただいたわけでございます。いろいろな面でハンデを持っている皆さんが人権を尊重され、また持っている力を雇用にということでありまして、これは坂城が長い間、人権尊重を含めて頑張っているということの1つの催しでもあるかなと、こんなふうに思っておるところ

でもございます。

障害者のチャレンジ雇用ということでのご質問でございました。障害者の雇用を取り巻く情勢は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行、平成19年2月に示された成長力底上げ戦略における障害者等の就労支援戦略として盛り込まれ、大きくいろいろな面で動いている状況であるわけでございます。

特に障害者等の就労支援戦略におきましては、平成19年度を初年度とする「福祉から雇用へ推進5カ年計画」の策定実施を図り、その施策の展開の1つとして各府省、各自治体において障害者が一般雇用に向けて経験を積むチャレンジ雇用の推進ということをごさいますして、国でいろいろ指導的に対応しているところでもございます。

チャレンジ雇用は1年以内の期間を単位にして各府、省、自治体において非常勤職員として雇用し、1年から3年ぐらいの業務の経験を経た上で、ハローワークを通じて一般企業への就職につなげるというものでもございます。平成19年度においては、厚生労働省におきましては各部局に約20名、ハローワークといった都道府県労働局に約70名、その他の機関として10名、現在国全体で100名ぐらいの雇用に取り組んでいるということで、まだまだ試行の段階かなとこんな思いもするところがございます。平成20年度においては、このチャレンジ雇用の取り組みを厚生労働省だけでなく国の各省庁で、そしてまた自治体での拡大を図っていくという道筋でもございます。

ご質問のございました町内の障害者の雇用状況でございますが、篠ノ井公共職業安定所のお話によりますと、現在56名以上の企業においては、坂城町全体で約60人の皆さんが雇用されている。1つの目標として1.8でございますが、いろいろ事情によりまして現在1.41ということでもございます。過日、ハローワークの所長さんが見えまして、こういった面の促進方も依頼されたところでもございます。また、町の状況でございますが、現在求められている基準が2.1でございますが、2.11ということでほぼその面では達しているということでもございますが、機会をとらえながら企業において、町の関連においてそういった面での雇用の促進を図ってまいりたいとこんなふうに思っております。

そして今後でございますが、町としていろいろチャレンジ雇用の趣旨というものを踏まえ、また現在、国段階の取り組みということが実情ではございますが、よりいろいろな面から可能な限りの行政における対応、企業における対応等を進めてま

いりたいとこんなふうに思う次第でございます。

20年度の障害者計画でございますが、今いろいろ言葉のお話も出ました。国、県でも障害、あるいは障害者というのは常用語としてなされておりますが、自治体によって、あるいはまた学会等でもいろいろな言葉に対応していることは、承知しているところでもございます。真に何が障害者の生活、あるいは自立を支援していくかという観点でいろいろと障害者計画の自立に向けて対応してまいりたいと考えているところでございます。

教育長（長谷川君） 林議員さんからのご質問についてお答えをさせていただきます。

3月1日に行われました「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」でご講演くださいました松上京子さんの「車椅子から青空が見える」というお話は大変、お話のように私も感動させていただきました。一番お話の中で心に残っていますのは、松上さんはこんなふうに申しております。「私はPTA作業や慰労会にもどんどん出ていくんです。そして私はこういうことならできるからやらせてねとか、こういうことはできないからお願いねということを明るく、にっこり、はっきり伝えて、私と周りの人との間に壁をつくらないようにしているんです」というお話の部分が一番印象に残っているわけであります。

この壁があるかないかということが、障害をお持ちの方にとって優しいまちであるかないかの判断の基準になるのかなと、私は思います。この考え方は障害をお持ちの方と健常と呼ばれている方との間の関係ということだけではなくて、自分を取り巻く人々との間にお互いの中にどれだけこの関係ができていくか、言い換えればお互いの中に心の壁がどれだけとれているかということは、すべての人々に関わる問題だと思います。先日の集会は町民集会でありますから、どなたでも参加できる集会だったわけです。会場には障害をお持ちの方も参加されておられました。そのときに会場にお見えの障害をお持ちの方と、その周りにいらっしゃる人々との間に心の壁はなかったかということを考えてみたいと思うわけです。

この問題を考えるときに、往々にしまして自分は壁をつくっているつもりはないが、相手のほうがというようなふうに考えがちなんですけれども、壁をつくっているのが自分ではないだろうかというふうに思い直せるようにお互いに心がけていくことが肝心だなということを思いました。

こういう観点で先ほどの「坂城町は障害者にとって優しいまちと思われませんか？」という質問について考えてみますと、障害をお持ちの方もそうでない方も自

由に町に出て、あるいは自由に町民集会に参加できて、そしてともに考え、ともに楽しみ、ともに行動できるという雰囲気が町に満ちているかということになります。そういう視点から見たときに、当日も車椅子でおいでの方が私の目にはちょっと目に止まらなかったわけでありませう。そういう方にも出てきていただけるような集会になるためには、まだまだ坂城町は障害者にとって優しいまちであるとは言い切れない部分を持っているのではないかと、こんなふうに思っております。

福祉健康課長（塚田君） 心のバリアフリーな社会の構築を願ってということについてご答弁をいたします。

障害者に対する理解は徐々に広がりつつありますけれども、依然として心ない視線や言葉などにより人格を傷つけられている障害者も見られ、偏見や差別といった心の壁に対する対応も必要であるというふうに考えております。

町では「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民会議」の開催等を通じまして、障害をはじめ、あらゆる人の人権問題の啓発に努めているところでもあります。また幼児から大人までのすべての人々に生涯にわたる福祉教育、学習の機会を提供するとともに障害をお持ちの方との交流を促進し、互いの人格を尊重し、思いやることのできるまちづくりの推進に努めているところであります。

ご指摘のように漢字表記の障害の「害」の字でございますが、損う、痛める、傷つけるなど否定的な意味があるために、その表記がマイナスイメージに受け止められている場合もあります。現在ではその使用が一般的になっておりますが、厚生労働省の検討会で、認知症や総合失調症という名称に変更され定着しているものがあります。各自治体の中でも担当課名の障害福祉課の「害」の字を漢字から平仮名に書き改めたりしている県や市町村もあるようでございます。また、障害の「障」の字についてもですが、へだてる、さえぎるという意味のほかには差し障るという意味もありまして、障害者をチャレンジドとしたりハンデキャップと呼ぶなどの試みもあり、いろいろと議論のあるところであります。

当町でも、昨年度から千曲市と共同で設置しました相談支援室につきましては、その名称「千曲・坂城障がい者（児）相談支援室」という名称を付けてありますが、この「害」の字については検討の結果、平仮名の表記にしたところであります。いずれにいたしましても、障害のある方もない方も社会の一員として互いに尊重し支え合いながら地域の中でともに生活する社会こそ、当たり前な社会であるというノーマライゼーションの理念の実現のためにハード、ソフト両面のバリアフリーの考

え方による福祉のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

平成20年度では障害福祉計画の見直しも計画しておりますので、ご提案の件につきましては、策定委員会の中等で研究、検討してまいりたいと考えております。

続いて緊急情報の伝達及び防災訓練についてでございますが、障害がある方の災害等の緊急時の情報伝達についてご指摘のように、災害時の要援護者には自分の身に危険が差し迫った場合には、それを察知することが困難な方、察知しても適切な行動が困難な方、危険を知らせる情報を受け取ることができない方、また受け取ることができてもそれに対して適切な行動をとることができない方もいらっしゃいます。

この中で、聴覚障害の方にとりましては、危険を知らせる情報を受け取ることができない、あるいは困難ということで、災害時の情報がどれだけ正確に伝えられるかが課題であります。この情報伝達の方法につきましては、在宅の場合にはファックス、テレビの文字放送、インターネットなど、また屋外でしたら携帯電話メール、電光掲示板などがあります。このほかに手話通訳者、要約筆記者の派遣等もあるわけであります。新聞等によりますと、豪雨災害や地震で聴覚障害者の方が利用できる手段のうち、携帯電話メールが一番威力を発揮したとのことでありました。

兵庫県のことですが、平成18年より阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、聴覚障害などコミュニケーションに障害のある方に対しまして、地震や風水害の災害時に、あらかじめ登録された携帯電話等へ必要な情報を発信するシステムを構築し、運用を開始しているとのことであります。気象情報や地震情報、市町村レベルの避難勧告、指示、避難場所が登録された方の携帯電話にメール配信されるシステムになっております。また静岡県でも、災害情報の配信のほかに安否確認のシステムを取り入れておるようであります。

現在、町では聴覚障害者の方と連絡をとる方法は、ファックスを利用しております。また、必要に応じては手話通訳の方をお願いしておりますが、災害時の対応につきましては、まだ未定の状況にあるわけです。重要な問題でありますので、情報伝達方法についてその実施方法等につきまして、防災担当課等とともに研究、検討してまいりたいというふうに考えております。また、平成7年度の阪神・淡路大震災の75%の家族、近隣の支え合いで避難した例からも、普段からの声かけ、信頼関係を築くということが被害を軽減する上で重要でありますので、近隣の支え合い等についても、地域の民生委員さんあるいは区等の協力を得る中で、啓発推進

について努めてまいりたいというふうに考えております。

住民環境課長（宮下君） 障害者福祉についての防災訓練についてお答えいたします。

防災訓練につきましては、これまでも広報さかき、有線放送、対象地区への全戸のチラシを配付するなどして地域としての参加をお願いしており、健常者の皆さんに限った参加をお願いしているつもりはございません。今後も地域と連携をしながら障害を持つ方だけでなく、ご高齢の方や小さなお子さんまで参加していただきたいと考えておりますが、住民の皆さまの第一の訓練が避難訓練でありますので、単独、お1人では支障もある場合もございます、親御さん、ご家族、そして地域等サポートいただける方々のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年平成20年の防災訓練につきましては、8月31日、日曜日、村上地区を対象に村上小学校をメイン会場として実施を予定しております。村上地区には現在入所者が50名いらっしゃる福祉施設もございますので、どのような訓練ができるのか、研究を行っているところでございます。

次に、住宅用火災警報機の設置義務につきましてでございますが、ご質問にありましたように消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報等の設置が義務付けられました。これを受けまして、坂城町、千曲市を管轄とする千曲坂城消防組合では火災予防条例を改正し、新築住宅につきましては平成18年6月1日から、既存住宅につきましても平成21年、来年5月31日までに設置することが義務付けられています。

住宅用火災警報機につきましては、主に就寝に使われる部屋や2階以上に寝室がある場合には階段最上部に設置するものであり、住宅火災による煙や熱を自動的に感知し、音や音声で警報を発することにより、就寝中などの火災に気づきにくい状況にあっても早期の発見が可能になるものでございます。平成19年版の消防白書によりますと、住宅火災による死亡者のうち約64%は逃げ遅れによるもので、また65歳以上の高齢者が死者数の58%を占めるとされています。

また、東京消防庁のデータによりますと、警報機の設置により火災の際の平均通報所用時間が約1分20秒短縮され、1件あたりの損傷面積も約3分の1になるなどの効果が示されています。情報提供につきましては、広報3月号に消防組合と共同で春の火災予防運動と合わせ、住宅用火災警報機の設置につきまして、スペースがなく簡略ではありますが記事を掲載いたしました。詳細につきましては、昨年12月に全戸配布いたしました千曲坂城消防組合本部が発行しております「広報し

ようぼう」に2ページにわたり住宅用火災警報機の設置効果や設置場所、取付位置等について掲載をしております。なかなかこういったものをお読みいただけない実態もあるかにはございましたが、読んでいただけることを前提として作成しております。

さらに消防組合では、昨年5月の子どもフェスティバルや10月の町文化祭等、多くの方の来場が見込まれるイベントの際にも、火災警報機の展示と啓発活動を行っており、この春の火災予防運動でもリーフレットを500部作成し、金融機関の窓口や医療機関の待合室、スーパー等に配付をし周知を図っております。また、新年度には組合のほうでPR用のポケットティッシュ3千個を作成し、管内の駅前や大型店舗の店頭でも配布しながら広く広報、啓発をしていく予定をしております。

町におきましても、婦人消防隊分団長会議や消防団幹部会等の際に、機能や効果、設置場所等について説明等を行い周知を図っております。町の設置状況については把握できておりませんが、町や消防組合においてもこういった問い合わせも増加しており、町内の電器店やホームセンター等でもコーナーが設置されるなど、見聞きする機会も増え、住民の皆さまにも徐々に関心をいただいているのではないかと考えております。今後も、坂城町から住宅火災による死傷者をなくすよう、消防組合、消防団、婦人消防隊等と連携をし、住宅用火災警報機の設置について、住民への周知を図ってまいりたいと考えております。

企画政策課長（赤池君） 不適切な財政運営の報道についてということで、報道の真相はについてお答えいたしたいと思っております。

総務省の調査資料による新聞報道によって、土地開発公社が先行取得した用地を地方自治体が買い戻しを行わないままに供用をしている状況について、「不適切な財政運営」と題して報道された中に、当坂城町土地開発公社もあったというところがありますが、経過を踏まえながらご説明を申し上げたいと存じます。

土地開発公社の業務は、公共事業に要する土地の先行取得、それから事業年度の相違により事業の推進の差異を解消するために行う代行買収など、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設置された土地開発公社が、公共事業の円滑な推進を図るために、町と一体となって事業を行うものであります。

本案件は平成10年度当時、産業道路南条地籍の谷川交差点の東側であります、入横尾へ通ずる谷川沿いの町道拡幅に関わる用地取得案件でありまして、土地及び建物の移転補償経費を合わせまして2,500万円余を土地開発公社にて先行買収

したものであります。当時であります、高速道路整備に関連して地元対策委員会からの要望事業に応えていった実態もあり、用地を取得した後に簡易舗装を施工し、暫定的にはありますが、道路拡幅を行い利便の向上に努めたところであります。ここで暫定的と申しますのは、本箇所は都市計画道路上の計画決定路線にあることから、事業認可を得て特定財源を確保し、事業を行う前までの間といった措置であります。

ご案内のように産業道路の拡幅改良事業、町横尾工区につきましては関係者の格段のご理解とご協力をいただく中で、現在、本格的な工事を実施しております。都市基盤の最たる道路整備につきましては、補助金から交付金、町単独事業など特に特定財源の確保に向けて国においてもさまざまな財源手法が打ち出されてきておるところであります。適宜より優位な事業化に向けて関係機関の指導を仰ぎながら、事業化を図ってきたところあります。

ご質問の用地につきましては、今年度内の事業を計画して改革し、買い戻しを予定した矢先での報道でありました。財源の確保に結びつけながら、公共用地の先行取得と当面の間の安全確保といった、喫緊の課題に取り組んできた中でのご指摘の事案でありましたが、これまでも、そして今後におきましても、公共事業の適正執行と財源の確保、直面する課題解決に向けて鋭意努力しているところあります。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

9番（林さん） それぞれのお立場でのご答弁をいただきました。2回目の質問に入ります。

障害者福祉について、「障がい者には優しいまちと思われませんか？」という質問に対して、教育長からご答弁をいただきました。心に壁があるかどうか、そういうことが一番のポイントになるというような受け止め方で、本当にそれは共感するところあります。ソフト面ではそのようなことで納得はできますけども、当然、ハード面でも坂城町の構造上、優しいかなということも私は考えてみました。

前議会かな、社会福祉協議会の事務局がある入り口のスロープの件でも、あのスロープには手すりがない、足元の弱くなっている高齢者が通う場所でありながらスロープがないということ、あれも何とか考えなければハード面の優しさとしてはやるべきではないかなと思ったわけであります。隣接する開畝作業所につきましては、きちんとスロープに対しての手すりはついておりました。同じ敷地内にありながらああいう差がある対応が、またどうかなということで疑問を持っております。また、

優しいまちづくりとして一番気になるのが、テクノさかき駅にある設置はしてあるけど使い勝手の悪いという昇降機、車椅子のまま乗れるということですが、あれなんかについても、自分で今は操作をして乗り降りができるという機械が家庭内にも普及しているという状況にあって、依然として何年になりますか、あそこには職員に頼んでおかなければ機械が動かないというようなああいう状況の中で、もし講演をしてくれた松上さんも電車で来たときにはどうなったんだろうなと思ったわけであります。だいたいのは送迎というような条件の中で、講演者が見えますけれども、そういうように設置されていながらも利用できないということについてハード面の活用をもっと望むところでありますが、社会福祉協議会のスロープに対する手すりがないということ、また昇降機が使えない、駅の使えないということについてはどのようにお考えであるか、お聞かせいただきたいと思います。

先ほど課長のほうからご答弁いただきました、千曲市と共催して障がい者の相談室を開催しているということで、その中では「害」の字は平仮名を使っている。また、これからのことについては、策定委員会の中で検討していくという話をいただきましたけれども、今おっしゃったように、確かに策定委員会の中で検討されるということはとても大事なことだと思いますけれど、その策定委員会のメンバーについてもどのような人たちを委員とされるかについても、その方向はだいぶ変わってくると思います。ぜひ、策定委員会の中には障害をお持ちの方、実体験の中での生の声を生かすためにも、障がいをお持ちの方の参加を強く要望いたします。

先ほど来出ております障害者福祉計画の見直しについてですけれども、自立支援法もだいぶ変わってきている中で、2期目に向けてはどんなようなことを中心にしているのかというような考え方もお示しただけならありがたいと思っております。

先ほど緊急情報のことをご答弁いただきました。聴覚障害者に対しては携帯メールの力が大きな役目を果たしている。いろんな自治体の取り組みについて今ご答弁いただきましたけど、そのご答弁の中に手話通訳者による対応という言葉も出てきました。かねてから思っていたことですが、坂城町には手話通訳者がおりません。千曲市と連携の中で、あちらから派遣された方は見えておりますけれども、坂城町の役場の中にも手話ができるような人も必要ではないかと思えます。筆談で進めているんだと以前聞いたことがありますけど、やはりその優しさの中には、目と目を通じあって手でお話をして伝えるという大変いい方法が手話通訳でありますけど、手話通訳者の配属にはお考えがないのか。そういうことについていかがお考

えなのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

よその自治体の話でちょっとと思いますけれど、千曲市なんかは普段から1名が配属されております。そこへこの4月からはもう1名の手話通訳者の配属ということで、手厚い対策を考えておられるようですけれども、障がい者については千曲市と連携をしてやっている中においても、あまりギャップのないような坂城町の対応が必要ではないかと思っておりますけれども、その辺にはどのようなお考えをいただけるかお聞かせください。

広報活動で、ただいま課長からご答弁いただきましたけど、火災警報機のことなんですけれども、先ほど来話していますように、これは障がい者に対する火災警報機というものはどういう形になるのかなということで疑問があります。耳が不自由な人についてはどんな方法で知らせるのか。光を出す発光タイプというのがあるだろうし、振動的に使えるということもあるようなこともお聞きしておりますけれど、そういう面についてはどのように皆さんにお知らせしているのか。現在の状況をお聞かせいただきたいと思います。また、こういうことについては入ってくるのが悪徳商法というのが出ますけれども、高齢者みたいにある程度の判断力が弱くなった人たちの機械を設置するにつけての心配りなんかも、ぜひ必要ではないかと思えます。幾点かお聞きしますが、よろしくをお願いします。

福祉健康課長（塚田君） ご質問に順次お答えをいたします。

1つ目、夢の湯のスロープのところの手すりというご質問なんですけど、階段の部分と上に上っていく部分があります。その境には一応手すりがついております。その手すりが有効に利用されるかというものについては別といたしましても、スロープのところには手すりがあることは一応確認をしております。

テクノさかき駅の昇降機でございますが、この取扱いについては今までどおり駅員の対応、それから以前、当初始めたときには駅員がいないときにはどうするのかというような、事前の関係の中で例えばテクノセンター、役場の方へご連絡をいただければというようなことで対応をしております。

障害者計画の策定にあたっての考え方はということですが、先ほど来お話がありましたように平成18年4月から障害者自立支援法が施行されて、その中で身体、知的、精神といった3つの障害の一元化というものが図られてきて、先ほど来お話がありました集合支援の強化等もその中でうたわれて、いろんな形の中での支援策がとり行われています。その中で、今回2期目にあたりませんが1期目

の策定にあたっては、障害者が地域で暮らせる社会、それから自立と共生の社会への実現、これがやはり一番の計画の基本理念ではないかというふうに考えておりますので、この考え方に沿って策定をしてまいりたいというふうに考えております。

役場の中に手話のできる人がということでございますが、やはり人事管理的な面もございましたり、人事異動的な面もございます。過去には手話を習いまして活動された方もおるわけですが、現在はその配属については、検討はしておらないというのが現状であります。

住民環境課長（宮下君） 火災警報装置でありますけども、先ほども音や音声でお知らせするというふうにお話を申し上げました。そういった面での障害のある方のご家庭につきまして、どのような形のものにしていったらいいのか。先ほどもお話がありましたが高齢の方のみの住宅や何かの設置といたしますか普及につきまして、消防組合と連携を図りながら検討をしてまいりたいと考えております。

また、悪質な訪問販売のご注意ということで、12月にお配りしました「広報しようぼう」のほうでも一応そういったものを掲載してございます。やはり安心できる業者から安心できる品物を購入し、設置していただきたいと思います。これこそ地域の方の中であります地域内の電器店、皆さん方にもぜひそういった面での販売努力をお願いできればというふうに考えております。

福祉健康課長（塚田君） ただいまの答弁の中で訂正をお願いしたいんですが、スロープに手すりがあるというふうに私のほうで確認しているということなんですが、階段のところについているということで、スロープのところにはついておりませんので、ご訂正をお願いしたいと思います。

新年度策定にあたって、どんなメンバーをとというようなことで障害者の当事者等も含めてということでご要望がありましたが、前回の策定の経過を見ましてもそれぞれの障害者の代表の方、それからご本人の方、施設長の方あるいはまた大学等の専門の方等も名簿に入れていただきまして対応しておるところですので、今回におきましてもそのような状況をとってまいりたいと思います。

9番（林さん） 2回目の質問に対するお答えをいただきました。

坂城町は障がい者にとって優しいまちといえますか、私も自分自身に問いかけています。優しいまちとはどんなことなのかな。ソフト面での優しさかな、それともハード面での優しさを求めているのだろうか。そんな思いで、昨日仕事の帰りに産業道路から国道を一周してみました。

歩道には視覚障害者のための点字ブロックがあるところは、逆木通りから高速先線通りに至るまでの産業道路だけです。ほかには歩道はあるものの幅が狭かったり段差が大きかったりで、車椅子での通行はほとんど不可能といった道路状況でありました。

道路のことでは、昨日の一般質問でも道路特定財源に絡んだ一般財源化にすることということで、坂城町への影響はどのような影響があるのかという質問、5人のうち3人の議員さんが問われました。これだけ道路の問題は大きな関心事ということでもあります。そして昨日の夜、テレビを見ていましたら国会議員による一般財源論争が激しく火花を散らしておりました。挙げ句に道路特定財源の16%はまちづくり交付金事業に充てられており、その事業があちこちなされているという話に展開していきました。

坂城町のまちづくり交付金事業の第1次の中之条住宅団地、坂城駅南側進入路をはじめとした13事業、また、第2次の坂城町食育・学校給食センターほか1事業、合わせて15事業は15億6,500万円のうち約5億5千万円の交付金のその財源は道路特定財源であるということでもあります。やはり道路特定財源は誰にとっても、俗にいうおいしい財源ということでしょうか。

アメリカのサブプライム住宅ローンの問題や原油高、穀物、飼料価格の高騰を背景に世界経済の減速が懸念される中、当町においてもまたどの家庭においても大変影響の及ぼすことは予想されます。まちづくり交付金事業を中心とする普通建設事業費は前年比7億8千万円増の9億7,200万円が盛り込まれており、坂城町の一般財源は62億9,100万円という予算案であります。この大きな予算案でどれだけ優しいまちになるのか。どんなところで坂城町が障がい者とともに心の壁を砕くような対応ができるのか関心を持ちながら、厳しい目も光らせていかなければと思っております。そんな優しい坂城町を願いながら、私は一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時29分～再開 午後2時40分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、6番 大森茂彦君の質問を許します。

6番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 食の安全と町の農業について

イ. 安全安心の食を

最近の中国製ギョウザ中毒事件をはじめ、昨年来の食品の産地、品質の偽装、添加物の表示違反、賞味期限の改ざんなど食の安全・安心を大きく揺るがす事態が頻発しております。輸入食品から残留農薬の検出、消費者には見えないままでの遺伝子組み換え食品の横行、BSE牛肉の不安など、食の安全をめぐる問題が山積しております。

日本の食料自給率は、世界でも異常な39%にまで低下しております。国の食料輸入自由化政策で国内生産を縮小し、国民の食糧を際限なく海外に依存する策をとり続けてきた。このことにより、食料自給率が世界の先進国の類のない水準にまで落ち込んでしまいました。もともと100%自給率可能な米まで、農家に減反を押しつけながら大量輸入を行ってきております。

国の農政は家族経営が大半の中小農家を切り捨てて、農業のかけがえのない担い手をつくることさえできなくしております。日本農業に競争力をつけるためと品目横断的経営安定対策、来年度からは水田畑作経営所得安定対策、こういう名によって現実離れした規模拡大や法人化を推し進めて、条件を満たさない多くの農家を農政の対象から外していく。こういうところまで推し進めております。こうした施策の結果、規模拡大した農家を含めても多くの農家にとって経営が続けられない事態が広がっているといわれております。

農業就業者はこの20年間で半減し、深刻な後継者難、担い手不足に直面しております。家族農業や中山間地域農業が立ち行かなくなり、耕作放棄、農地の荒廃が進んでおります。国のこうした施策と町の農業について、こういう状態に対して町はどのような見解を持っておられるのかお尋ねいたします。

坂城町の農業を基幹産業と位置づけて、地産地消と食育の施策を積極的に推進し、町の農業振興を図ることが求められていると思います。生産者米価が底無しの低落を続け、その他の農産物も生産者価格は下落する一方で、農産物の野放しの輸入や燃料費、資材費などの高騰が続き、経営は悪化の一途をたどるばかりであります。農業生産は自然の制約を大きく受けるわけですが、零細経営がほとんどという日本の特殊な中で、農産物価格を公的に、政策的に支えなければ再生産が確保できないのではないのでしょうか。

農家の生産コストをカバーする農産物の価格保障制度、農産物の販売価格を一定の水準で維持する価格保障は、販売量が増えるにつれて収入増に結びつくという政

策であり、担い手の確保や耕作放棄地の解消にもつながります。農家の生産意欲を高め、町の農業振興にもなるのではないかと考えます。

とりわけ坂城町において、りんご、ぶどう、バラなどの特産品である主要生産農産物について、十分ではなくても町独自の価格保障を行い、農家の皆さんが生産する意欲と喜びを感じながら、次世代への橋渡しとなるよう積極的な政策を行うことはできないかと思えますけども、どのような見解かお尋ねいたします。

ロ．地産地消と食育

食の安全宣言都市、あるいは地産地消宣言、このような宣言を掲げている自治体が最近増えてきております。地産地消は輸送コストが最低のコストであり、地域活性化に大きな役割を果たしております。町民の安全・安心の食糧を求めるには顔の見える農産物と、加工品が大事であるわけですが、地産地消で町内自給率を高めることが必要だと思いますけども、この現状と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

町の農業振興のために、町独自の食料自給率の設定に総合的な数値目標を設けることによって、身近でわかりやすい成果を検証しつつ、目標に向けた取り組みができます。そして、その活動をさらなる展開へとつなげていくことができればと思いますが、このような取り組みについてどのような見解かお尋ねいたします。

学校給食センターでは、食育と子どもたちに安全・安心の食の提供が求められているわけですが、今までの一般質問の中でのご答弁の中で確認されてきていますが、徐々に地元産が使われてきている。そしてこのほかの各農産物の年間使用量を町民の皆さんに提示して、参加農家の掘り起こしをもっと行うことはできないのか。このやり方もひとつ考えてほしいと思います。それについての取り組みについて、その方向性についてお尋ねいたします。

また、保育園給食では、個々の保育園で給食を行っておりますけども、そしてその地域の商店が納めているという形で行っておりますが、この保育園給食でもその地域商店を通じてでも地元農産物の利用が図れないかどうか。このことについてもお尋ねいたします。

自家消費程度しかつくってない方も多くいらっしゃるわけで、畑はこれらの何倍もあるが今以上のものをつくっても販路がなければだめだと、こういう自家消費だけつくっている方がおっしゃっております。農産物がスムーズに流れて消費されるシステムの構築をつくるのが大切だと思います。地産地消の推進のためには生産

者、そして流通や販売される方、そしてそれを購入して消費される消費者など、こういうそれぞれの段階の皆さんで連携や協力体制づくりがこれから特に強く求められてきます。このような構築について、今後どのような施策を考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

2. 公契約について

イ. 町内業者育成のために

全国の自治体では、公共事業の発注のあり方について、いろいろな取り組みがなされております。指名入札をやめて一般競争入札にしたところ、受注希望者をその自治体に制限するところ、また、阿南町のように零細業者が参入できるような制度にしているところ、これら各自治体でさまざまな取り組みがなされてきております。関係する事業者の皆さんの納得と理解も得ながら、一層よりよい制度をつくっていくことではないかと思えます。次のことについてお尋ねいたします。

19年度の工事請負契約の件数と落札率はどうであったのか。

落札価格が低価格の事例はなかったかどうか。例えば、70%以下の事例で、調査の実施は行ったのかどうか。これらについてお尋ねいたします。

次に、今多くの業者では建設機械を保有するだけの余裕がなく、レンタルを利用して何とか工事を行っている、こういう業者さんもいらっしゃるようです。ぎりぎりのところでの経営状況ではないかと思えます。災害などの緊急時や除雪作業など町民生活に直結した地域貢献があります。

町外に本店のある業者がたとえ営業所が町内にあるとはいえ、このような地域への貢献は大変少ないのではないかと思えます。町内業者の育成と雇用を確保することで地域経済の活性化につながり、受注希望者に対して地域貢献度を加味することや町内に本店のある業者に限定して工事発注ができないかお尋ねいたします。

最低入札価格に落札するというやり方では、先ほどの地域貢献度などが加味されず、ただ安ければよいというこういう決定の形になってしまいます。最低制限価格に切り替えている自治体、こういう自治体が最近増えてきております。ここでの制度を変えた理由について、品質確保や下請けの保護、従業員との給与等の観点から過度な安値受注を防止するためとしております。当町においても、町内業者の育成のために最低制限価格制度の導入を求めるものであります。以上で、1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 食の安全と町の農業ということの中で、安全安心な食についてでご

ございます。

ひとことに申し上げまして、食は生命の根源であり、人が健康で生きるための基本であると。それには食の安全が最大の課題であるということは言うまでもないこととでございます。しかしながら、昨今の中国産冷凍ギョウザ事件や原料や産地、消費期限の偽装など、食品の安全性や信頼性を揺るがす事故、事件が後を絶たないということで、消費者の食に対する不安や不信感が高まっていることはまことに残念でございます。

お話のありましたように、わが国のカロリーベースの平成18年度食料自給率は39%と低下している。その原因の1つは農業従事者の高齢化や遊休農地の増加により、国内における農産物の生産が減少しているということが、まず考えられるわけでございます。食の安全の面でも、消費者の目が届くといったそういった状況をつくり出すことも大事でございます。食の安全を考える場合、自分の食べるものは自分でつくることができればそれが一番いいわけではありますが、そうはまいません。生産者、製造者の顔が見える範囲での食品を選択すること、これまた重要な課題だと考えております。

核家族化、個人の価値のライフスタイルの多様性など、食生活や食をめぐる環境は大きく変化しているわけでございます。納得のいくまで安全性を確認した食料品を利用することは、なかなか難しい状況でもございます。食の安全の確保につきましては、1つの町の取り組みということでは力不足というよりもどうにもならない状況もあるわけでございます。国を挙げてこういった課題に取り組むということ、そしてまた地方自治体も重要課題としてともにそういった状況をつくり出すということが大事なことだと考えております。

町といたしましても、地域で生産された農産物を地域で消費するということは、経費や品質の面で大変効率的であるわけでございますが、生産者と消費者との距離が近いということで生産の場が見える、食の安全性を確保する上に大変有効だと。それができないかなという思いもいたします。

農家や関係団体の協力をいただき、そんな仕組みづくりをいろいろ多用する中で、農産物や加工品の地産地消をより進めてまいりたいと考えております。また、地域での農産物生産を拡大することも大変重要であるわけでございます。小規模農家や中山間地域の支援、遊休農地の発生防止等、いろいろ手立てを講じなければならぬわけでございます。農村における農業従事者の高齢化も進んでおりますし、高齢

者といった面と併せて、それを引き継ぐ後継者の問題も生じているわけでございます。農業支援センターを中心に、農業委員会、JAちくま、農業改良センターなど関係機関といろいろ提携する中で模索してまいりたいと考えております。

また、家庭を基盤として食生活をより重視しながら、子どもたちからの食に対する正しい知識と実践力を身につけること、これまた大事でございます。食の安全につながるということにもなるかと思っております。現在計画しております食育・学校給食センターもそういった観点で、いろいろと1つの手立てが講じられればよいなどこんな思いをいたしておるところでございます。

産業振興課長（宮崎君） 食の安全と町の農業について、安心安全の食、地産地消と食育というような項目につきまして、順次答弁させていただきたいと思っております。

農産物の生産者価格につきましては、先ほど大森議員さんもお質問の中でおっしゃられていたわけですが、輸入農産物との競合等によりまして定価傾向にあり、農家経営は厳しさを増しております。また農産物は作柄に対する天候等の影響も大きく、安定した経営を実現するためには災害に対する備えも必要になってまいります。

当町の特産品でありますりんご、ぶどう、花卉などに対して、町独自の価格保障をとというご質問でございますけれども、町の財政状況等を考えた場合、これはなかなか実施という部分では、難しいというふうに現状で考えておるところでございます。なお、災害による減収保障を目的といたしまして東信農業共済組合では、りんごやぶどう等の果樹共済の引受けを行っておりますけれども、町では農家の負担する共済掛金の4分の1を補助金として交付しております。町内農家の加入も年々増えております。町といたしまして災害による減収に備え、果樹共済への加入を引き続き推進してまいるといふところから始めてまいりたいというふうに考えております。

次に地産地消と食育についてお答え申し上げます。

地産地消につきましては、町農産物直売生産者の会の皆さんが、春から秋にかけてまして週3回、鐵のほそ道、シンフォニックヤード、湯さん館等の直売市を開いております。JAちくまびんぐし店では農産物直売コーナーには約170名もの農家の皆さんが登録し、新鮮な野菜、果実等の直売をしており、大きな人気ということでございます。

さらに味ロジックわくわくさかきの皆さんがねずみ大根やりんご、ぶどうなど町内

で生産された相当量の農産物を原材料として使用した農産物加工品を生産し、そしてそれら加工品の多くが町内で販売されており、地産地消にこれもまた大きく貢献しているというふうに考えております。学校給食センターにおいては、ジャガイモ、大根、ぶどう、りんご、農産物加工品など地域食材を利用しているということでございます。地域食材の日を実施しているともお聞きしております。

町長から答弁申し上げましたとおり、町といたしましては、農家や関係団体等のご協力をいただく中で、農産物や加工品の地産地消を引き続き推進してまいりたいと思っております。

次に、町独自の食料自給率を設定したらどうかというご提案でございます。

例えば特産品のりんごやぶどうについて考えてみましても、現在の流通システムではその把握が難しい状況と考えるところでございます。特にこのような特産物につきましては、外に向かってこそ付加価値が高まるという考えもございまして、市場での価格を考えると、この特産品とかそういうものについては、町外での消費を進めていったほうがいいんじゃないかというふうにも考える次第でございます。その他一般の農産物については、率の把握ということからすると生産者の負担も多くて理解も得にくいと思われまして。ただ、消費という部分で考えたときには、ご質問いただいている生産者、販売流通業者、消費者等による連携、協力が必要となつてまいるわけでございます。

地産地消の仕組みづくり、先ほど町長も答弁で申し上げましたけれども、計画しております食育・給食センターや先の直売の会、JAのコーナー等で進められておりまして、教育文化課で進めている食育・学校給食センターとも連携する中で、情報交換を含めて研究、検討を進めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（西沢さん） 1のロ．地産地消と食育についてお答えいたします。

坂城町の学校給食では、県の平成15年度からの事業である良質で安心・安全な地元の農産物を学校給食に提供するための地域食材の日の取り組みから地産地消の推進を始めました。

その地産地消の推進状況ですが、当初は上平を元気にする会、自在の里、おふくろの味グループなどの協力によって始められました。その後、さらに多くの坂城産の食材を利用したいと考えていたところ、小麦づくりの会、味ロジックわくわくさかき、坂城町明日の農業を考える会、また、和平の農家の方などの新たな協力も得られるようになり、年々、納品量、食材の種類も多くなってきております。

県の補助事業は17年度で終了いたしました。地域の協力、理解も年々得られてきているため、これからも県内産100%、その中でもできるだけ坂城産の食材を活用した地域食材の日は実施してまいりたいと考えております。

また毎年、地域の協力者の方々と地産地消推進打ち合わせ会を実施しております。今年度は2月5日に開催し、19年度のそれぞれの団体の農産物の納入品目と年間使用量を確認しながら新年度に新しい農産物が納入可能か、また年間使用量が確保できるのかなどの打ち合わせをいたしました。今後につきましても、地域の方々のご協力をいただきながら、また新たな協力者を得る中で地域食材の日の実施、さらには毎日の献立の中にもできるだけ坂城産の食材を取り入れた献立を立てながら、地産地消を推進してまいりたいと考えております。

子育て推進室長（中沢君） ロ. 地産地消と食育についてお答えします。

保育園での地産地消の取り組みにつきましては、すでに少しでも地産地消を進めたいという考えの中で、町特産のりんごやぶどう、主に巨峰でございますけれども、すべて地元産を使用しております。その他の食材につきましては、給食センターと連携を取り合い、使用可能なものとしまして今年度から町内産のジャガイモの使用を始めました。ジャガイモにつきましては園での使用量が多いこと、保存がきくこと、計画的な生産、納入が可能であることなどから保育園での食材利用となりました。その他の食材につきましては、青菜、キャベツなど食材の種類は多いものの1品あたりの使用量が少なく、キャベツや大根は1園あたり1日1個あるいは2個程度であるため、それらを配達するほうがコストが高くなってしまっているのが現状でございます。

今後、保育園で町内産の食材の利用を進めるにあたりまして、生産物を町内の食材納入業者が多種類一括納入できるなど、効率のよいシステムをつくるのが課題であると考えております。

企画政策課長（赤池君） 2. 公契約について、町内業者の育成のためにというご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、平成19年度の工事請負契約についてのご質問でございますが、2月末現在の指名競争入札による工事発注は16件ございまして、平均の落札率は87.12%でございます。この中には議員さんのご質問された落札率70%以下の案件も含まれてはおりますが、お尋ねいただいております低価格の件については、一律に判断しがたい面がございます。

入札による落札額の決定は、地方自治法及び町の財務規則に基づいて原則として最低価格の入札をもって落札者を決定しております。しかしながら、その価格が何の根拠もなく不当に低いものである場合には、工事の品質や適正な施工の確保、また建設業者の健全な経営基盤の確保といった点にも影響を及ぼすおそれが生じてまいります。従いまして、町といたしましても個々の工事案件ごとにその内容や工事原価等に照らして、最低の入札価格が低価格と判断される場合には当該業者からの打ち合わせの提出や、内容をお聞きする中で適正な工事の履行が可能であることを確認し、落札の決定をしているところであります。

次に、業者の地域貢献度の加味や、町内に本店のある業者に限定して発注できないかというご質問であります。公共事業の入札においては、よりよいものをより安くといったことが原点でございます。さまざまな規模や内容の工事発注がある中で、安価で適切に工事が履行でき、併せて透明性や競争性の確保といった観点から現在町では、町内に本店を置く業者さんのほかに、営業実績等を勘案する中で千曲建設事務所管内に本店を持つ業者さんの一部営業所についても指名業者といたしております。そうは申しましても、特に町内に本店を置く建設業者さんには、工事の施工以外にも災害時や除雪等、いろいろな形で町に貢献をいただいているわけでございます。ご案内のとおり、地方公共団体の入札形態は透明性や競争性をより向上させるという観点から、国の指導もあり、従来の指名競争入札から一般競争入札へと移行する自治体が多くなってきております。

当町におきましても早晩、このような流れに沿った競争入札方式を検討、もしくは導入していくことになろうかと存じますが、それに併せて町内業者さんの地域貢献度への配慮についても、考慮、検討していかなければならない課題だと考えているところであります。

続きまして、入札において最低制限価格制度の導入をというご質問でございます。

最低制限価格制度は競争入札において予定価格の制限範囲内で、入札価格であってもあらかじめ設定した価格に達しない低価格による入札は失格とするというもので、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときに設けることができるとされております。しかしこの制度におきましては、設定した最低制限価格に達しない価格での入札は、理由の如何に問わず一律に排除されてしまう事態が想定され、例えばそれが入札業者の手持ち工事や手持ち資材の状況、あるいは技術者等の配置の工夫など、合理的な積算に基づく価格であったとしても排除さ

れてしまうという弊害もあり、業者の受注意欲にも影響を及ぼす懸念もございます。

先に申しあげましたとおり、町では個々の工事案件ごとに最低の入札価格が低価格と判断される事案につきましては、積算の合理性を審査し、適正な工事の履行が行われることを確認した上で落札の決定をしているところであり、現状におきましては事案に応じて個々、審査することにより公平、公正な事業事務執行に努めているところでありますので、ご理解をお願いいたしたいと存じます。

6番（大森君） それぞれ答弁をいただきました。

町長の見解でございますけども、やはり生命の根源、これについて食の安全がやはり最大の課題であるということで、大変今の状況について危惧されているということでありまして、やはり地産地消、顔の見える農業を行っていくということで関係団体、農業委員会や農業支援センター、JAなどの協力も得て地産地消を大いに進めていきたいというようなご決意のお話だというふうに理解いたします。

次に価格保障の点でありますけども、認定農業者というのが国のほうで相当こういう制度を設けて行われてきております。坂城町の場合には、特に果樹のりんごとぶどう、そして花卉の方が非常に多いと。お米をつくられていた方をお2人か4人かちょっとよくわかりませんが、その程度の方というような話をお聞きしたことがあります。特産といえば坂城、りんご、ぶどう、バラというふうに私たちもそう言っているわけですが、やはりこの町の農産物としてきちっと町として価格保障して、この産業をきちっと次世代へ受け継いでいっていただく。そういう施策がどうしても必要ではないかというふうに思います。

特に最近の原油高の影響を受けまして、ハウス栽培の農家に燃料費の補助を行いました。農家の皆さんにとっては本当に非常にうれしいことであると、町がそういう手当をしていただいたということで非常に喜ばれています。そういう点では本当にこういう皆さんに対して町が元気をつける、そういう施策を行ったということで私自身も本当に大変評価するところであります。そして今後、団塊の世代の定年で相当数の方が現役を引退されて、今まで勤務中は土日、忙しいときに手伝っていたという人たちでも、やはり定年後、畑が、田んぼがあるから農業をやろうという方がやはり増えると思います。また、実家が坂城にあって都会に出ていった方も戻ってきて農業をやられている方も何人もいらっしゃるし、今後もっと増えるんじゃないかということを考えれば、担い手が増える可能性は十分あると思います。そのためには、今の農業をやられている皆さんに、頑張っで継続していただく。こ

ういう支援を町がぜひ行うべきではないかというふうに思います。

特に価格保障という点でいけば、当然国が本当はきちっと制度としてやっていくということで国の責任だということであるわけですが、先ほどの燃料費の補助のように十分なことはできないけども町も応援するから坂城の農業を守ってほしい、ぜひ頑張ってもらいたいというこういう応援メッセージとしてでも、ぜひこの価格保障について再検討をお願いするわけであります。

地産地消についてでありますけども、学校給食センターが中心になって行ってきて、県の支援もいただいたりして行ってきているわけですが、今この地産地消の取り組みというのが組織的とすれば学校給食センターとその農産物を入れていらっしゃる皆さんとの関係だけで今終わっていると。こうではなくて、枠組みとして町全体の、町民全体が消費者であるという見地に立って、この取り組みを行う必要があると思います。先ほど、最初に言いましたけども町全体の地産地消推進という点で、生産者の皆さん、そして流通や販売をされる皆さん、そして消費者の皆さんが町全体の地産地消をどういうふうにしていこうか、このことについて議論する、そういう組織、団体あるいは行政でいえばその担当部署、きちっと設けて支援していくというこういう体制づくりをやはり早急につくっていただきたいというふうに思います。

今の町長の答弁の中では、どうも学校給食センターが地産地消の推進する部署に何か感じを受けます。ただここだけに解消しないで、町全体を挙げて産業、商店も含めてこういう取り組みを、そういう体制をとっていくということが必要だと思います。その体制づくりをぜひ実現していただきたいと思います。

また、保育園のほうでもジャガイモ、保存がきくということで学校給食センターとタイアップして利用されているということであるわけですが、特に大根1本、2本程度で済むというお話でしたら、自家栽培をされている方、みんな残ってしょうがないという方が結構いらっしゃるわけですね。そういう点についてもやはり計画的に、次、白菜の場合はどこをお願いするか、そういう計画を持って進めていく。それを個々の団体にしないで、そこを統括するような部署をきちっと設けていく。そのことがこれから地産地消を推進する要になるんじゃないかというふうに思います。そのためにもそういう部署が必要ではないかというふうに感じます。ぜひそれをつくっていただきたいと思います。

公契約の点でありますけども、本当にそこら中でいろんな制度がどんどん変わっ

てきております。ある業者さんのお話を伺いました。今の坂城のこういうやり方で千曲市に本社があって坂城へ仕事を取りに来ると。だけど我々は千曲市へは行かないと。これだったら千曲市と合併してもらったほうがいいという業者さんもいます。そうすれば我々もそれに参加できるということで、そういうふうに言っている方もいらっしゃいました。やはり、自律のまちづくりを進めているというこの当町において、より一層の地域経済の活性化のために一体どういうことをやるか。極力、町内業者を重視するということが必要ではないかと思えます。

先ほど19年度の工事請負契約16件中落札率が平均で87.12%ということですが、これが高いのか低いのか、ちょっと平均ですので全然わかりません。その点では何とも評価をすることもできないわけですが、こういう制度のあり方の中で例えば国からの指導があって極力、品質がよくて安ければそちらに落札するということで、あまりにも異常な安さの場合は報告を求めたり調査するという話であるわけですが、指名競争入札という制度上でいけば、一定の予定価格金額、これについて例えば2千万円以下の工事については、町内に本社がある業者のみという限定した指名競争もできるのではないかというふうに思うわけですが、こういうやり方について考えられないかどうか。その辺の検討をぜひご答弁願いたいというふうに思っています。

また、この16件中の工事で地元下請け業者以外といますか、町外の下請けさんが結構入ってきてやられているということで、工事を落札した親会社さんからそれは当然もう工事費等についてその本社事業者のほうへ全部支払うわけですね。ところが下請けさんについても町外の業者さんが行うと。従業員の方は町外の方ということになれば、坂城町にほとんどメリットがない。そういう点から見ても、やはりそここのところのチェックをきちっと行っていく必要があるのではないか。そういう町内業者を育成するという点での強い決意を持っていただきたいというふうに思っています。

最後ですけども、入札制度で最低制限価格制度ということを要求しているわけですが、たまたま、けさ起きてびっくりですが、最低制限価格を須坂市が引き上げるということで、ちょっと大雑把に読んでみますが、「須坂市は4月から建設工事に一般競争入札を導入する。それに合わせて昨年8月から指名競争入札で試行導入していた最低制限価格の設定基準を見直す方針を明らかにした」ということで、その理由が一体何か。市は今の状態が続くと、建設業者の協力が必要な除雪や災害時対応

の影響が出かねないということを危惧して、この制度を行うということでもあります。偶然にも、私がここで準備している間にこういう市の制度移行ということがあります。そういう点でこれについての見解を求めます。以上で2回目を終わります。

町長（中沢君） いくつかの再質問があったわけでございます。価格保障の問題、これはご承知のようになかなか難しい問題でございます。米自身もそのものについては、国の大きな対策というか主要な対策としていろいろ進められているということはお話のとおりだなとは思いますが、一般的に農産物の価格保障ということは市町村においては大変無理な課題だというふうに理解しているところでございます。しかし、坂城町においてりんご、ぶどう、こういった主要な産物であり、これは将来に残さなければ問題だなということになれば、技術面とか市場面とかそういったもので何かいろいろお手伝いしていくとか誘導していく、こういったことが大事なことだなと、こんなふうに思っております。農業共済もございますが、これは災害対策ということで直接にはいろいろと関わり切れないということでもございます。

安全ないろいろな農産物等の供給、消費という面について、これは町が全体な面で考えることも大事だなと。自分たちのところでどのような主要作物ができるのか。そういうところに観点を置きながら、できるだけ地元消費ということをして1つの流れとして進めていく課題だなと、こんなふうに思っております。いろいろの面で生産、流通、消費者、この関係でございますが、どちらかという流通の面が町の中では弱い面があるなど。これだけいろいろなものができるんだけれども、それを例えば給食センターへどうするというその中間のそういった流通の仕組み、こういったものをみんなで研究し、そういったことを1つの例にとりながらいろいろな集団グループで頑張っていくことが大事なと、こんなふうに思っております。

また、町内におけるいろいろな工事の関係でございますが、課長が答えましたように適切な価格で、そして町にとってよりよい工事ができるということが1つの課題であるわけでございます。今国の流れ、県の流れ等の中でも公開ということと競争入札だという流れもあるわけでございます。価格的にいろいろと小さな面については、現在も町内の皆さんにお願いしているところでもございます。町内業者の皆さん、特に小規模の皆さん、そういったものを育成するという立場でどういうことができるかという課題が残るなど。競争の面でどうこうということは現状においてはきわめて難しい課題だと、そんな理解をしております。

詳細なことがございますれば、担当課長のほうから説明させます。

6番（大森君） 答弁漏れが結構あるわけですが、今後、またいろいろと提案させていただきたいというふうに思います。

町の総農家数、これは統計表で見ますと、平成7年には1,201戸であります。そして最新の統計では17年の1,050戸で151戸が減っております。特に販売農家数が654戸から437戸と217戸の大幅な減少です。これは畑や田んぼがあるけれども耕作放棄地であるということが明らかでないかというふうに思います。

また、従事している年齢も基幹的農業従事者の平均年齢は67.7歳と高齢化しています。果たしてあと5年、10年もつのかどうかという、本当に心配するところであります。特に坂城町は、農業や野菜ということではなかなか適地ではないというふうにいわれております。そういう中でこそ、どんな小さな農家も大切に支えて、農家数を減らさない政策、このことがどうしても強く求められております。地域農業を支えているのは当然、販売農家の皆さん、そして販売農家をやめて自給的な農家になられた方、こういう方も当然、地域農業を支えております。また例外的規定の農家のすべての皆さんであります。そのどれを外しても地域の支えが成立しなくなります。農業でものづくりに関わる限り、高齢であれ若い人であれ、大小の規模を問わず支えることをしなければ、国民の食糧の確保は難しくなります。すべての農家の意欲を引き出す施策を今後強く求めていくものであります。

これからの取り組みとして地産地消、食の安全と自給率向上都市宣言、こういうようなものができる素地を早急に整えていく必要があると思います。このことも強く要望してまいります。

次に公契約についてでありますけれども、今回は建設工事入札についてを論じてまいりましたけれども、公共事業を地域経済振興、そして地域雇用、地域企業の育成など多角的な視点でとらえ、その考えを町内の業者の皆さんにも徹底して実現をしていく。こういう施策を強く求めて一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後3時35分～再開 午後3時45分）

議長（池田君） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまであらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、2番 山城賢一君の質問を許します。

2番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

「サブプライムローン」問題に始まり、米国の景気先行き懸念が強まっていることを受け、日本の国内景気は企業部門の勢いに陰りが見え、輸出や生産の増加が鈍りつつある状況という見方であります。また、本日はいよいよ日本経済も3月危機という報道がされております。

さらに急激な円高や原油価格の高止まりが企業収益を圧迫し、個人消費の低迷という市場の動向は、牽引力の弱い状況といわれております。国会では、来年度予算、日銀総裁人事、税制改正関連法案が審議されておりますが、特にガソリン税などの暫定税率を維持する租税特別措置法改正案が年度内に成立しなければ、国民生活は混乱するものと思えますし、地方自治体運営への影響が懸念されるわけでございます。

経済や国民生活の安定のために、旗幟を鮮明にする議論を願う次第であります。この度、4月から大きく医療制度が変わり、後期高齢者医療制度が始まります。また、生活習慣病などに着目した健診や保健指導などが義務付けとなるわけでございますが、これから町の健康推進事業などについて質問をさせていただきます。

なお昨日、同僚議員より重複する質問がございましたけれども、その点よろしくお願いをいたしたいと思えます。

1. 健康づくり事業について

イ. 特定健診、保健指導について

平成20年度の基本方針の1つとしまして、支えあう福祉健康づくりを挙げております。健康フロンティア計画に沿いまして、保健センターを中心に各種検診、予防接種、健康スクリーニングや水中教室、健康づくり講演会の開催など町民の健康増進啓発に取り組まれているということであります。

周知のことではありますが、「医療費適正化の推進」、「高齢者医療制度の創設」、「保険者の再編統合」を目的としまして「医療法」、「健康保険法」、「国民健康保険法」など15に上る関係した法律が含まれる「健康保険法等の一部を改正する法律」と「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」が成立をしております。これは、医療保険や介護保険が適用されている療養病床を再編、廃止することにより、社会的入院の是正、保険給付の見直し、そしてなお

「特定健診・保健指導」の実施による生活習慣病対策の推進、すなわち「メタボリック対策」であります。予防型重視の医療を推進させることにより、医療費の圧縮を図ろうというものであります。

そして、主に75歳以上の高齢者医療について定められた「老人保健法」が、2008年度からは新たに「高齢者の医療の確保に関する法律」（高齢者医療確保法）に改正されまして、これが特定健診・保健指導の根拠であると思っております。

また、この法律の施行により、医療給付に関する制度につきましては、「後期高齢者医療制度」として2008年度4月から始まるわけでありまして、

「特定健診・保健指導」との関連としまして、健康増進法では第2条として「国民は健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって自らの健康状態を自覚するとともに、健康増進に努めなければならない」という規定があります。新年度から健康診断はどんな形で町が進められるのかお伺いをいたします。

ロ．基本健康診査の内容と保険者の責務は

40歳以上74歳までの方々を対象に「老人保健制度」の枠組みとして、医療以外の保健事業の中で健康診査、訪問指導、健康教育、健康相談、健康手帳の交付、機能訓練等の事業の保健サービス提供が行われてきました。2008年4月から実施される「特定健診」の対象者は各医療保険者の加入者で、40歳以上74歳以下の方となるわけでありまして、75歳以上の高齢者の方々は後期高齢者医療制度の被保険者となりますが、後期高齢者医療制度の中で保健事業として実施されるのか、また39歳以下の方々へは、また独自の健診及び保健指導を実施するようになるのかについてお伺いをいたします。

ハ．後期高齢者医療制度支援金との関連は

後期高齢者医療制度の財源構成は「患者自己負担分1割」、「公費5割」、「国保や健康保険組合などによる現役世代の支援金として4割」で賄うことになっております。公費の負担割合にしましては、市区町村6分の1、都道府県6分の1、国が6分の3で国の調整交付金というのがありまして6分の1ということで、国、都道府県、市区町村はそれぞれ4対1対1という比率で負担するということでもあります。

そこで「特定健診・保健指導」に密接に関わることになる国保や健保組合などによる現役世代における支援金のことであります。この支援金につきましては、各医療保険者からの拠出となります。保険者ごとに支援金が算定されることになり、健

康診断等の目標達成度に応じる形でありまして、「特定健診・保健指導」の目標達成率が高い保険者は支援金が少なくなり、低い保険者は多くなるというペナルティの導入を視野に入れた仕組みであります。プラスマイナスが10%増減という今の現状でありまして、このことは2008年度から5年間は加算減算はなく、単純に加入者数に応じて平等に割って、支援金額を決めるということではありますが、評価としての実施率、つまり「特定健康診査の実施率」、「特定保健指導の実施率」、「メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率」の算定の基準年度は2008年度のようにあります。

坂城町のメタボリックシンドロームの実態であります。保健センターの平成18年度基本健康診査の結果、これは男性の該当者であります。40代では国が17%、町が14%、50代では国が22%、町が32%、60代では国が26%、町が同じく26%ということでありまして、働き盛りの世代の健診による改善が求められております。

「特定健康診査・保健指導」の制度が複雑化して町民の皆さんに理解されにくい、なかなか受け入れられない制度になっている中で、今後、健診率を上げていくためにどんな対応を考えておられるかお伺いをいたします。

二. 介護保険制度における影響は

事実上の老人保健事業の廃止によりまして、これまで老人保健制度の枠組みでありました「生活機能評価」は介護保険制度の地域支援事業として運営することになっております。この「生活機能評価」は高齢者医療確保法第21条により、「特定健診」より優先をされることになっております。生活機能評価と特定健診など、ほかの健診を同時に行う場合は血液検査など共通の健診項目の負担は特定健診自体、「ほかの法律が優先」ということが示されております。

地域支援事業として生活機能評価を行うことから、制度間における実施体制が確立されて的確な運営がなされなければ、受診者の方々には二度手間という混乱も生じることも考えられると思いますが、実施機関との連携が大きな課題であると思います。制度の位置づけをどのように考えていかれるのかお伺いをいたします。

2. 上田・坂城バイパスについて

イ. 半過トンネル工事による県道利用者はどうなるか

平成3年度に事業化されました上田市上塩尻から坂城町小網間の上田・坂城バイパスは、全町4.9kmのうちすでに2.2kmは暫定二車線で開通しておりまして、

その延伸として岩鼻トンネルを含む0.7kmが平成19年3月に供用をされました。現在、21年度の完成を目指して鼠橋まで半過トンネル578mを含む2kmの工事が進められております。

これから半過トンネルの掘削工事が始まることとなりますが、並行している県道77号線は昨年は8月30日並びに12月15日の2回にわたり落石事故が発生いたしました。事故のない工事の進行を念願する次第であります。

このような状況に鑑み、安全確保のためにトンネルに隣接する区間において通行規制の検討をされているようですが、通行車両への対策が大切なこととなります。仮に、通行規制となりますと、渋滞により国道18号線に集中することや、周辺道路においてパニック状態になることは想定をされます。

招集あいさつにございましたが、迂回路、誘導による渋滞対策を関係機関に強く要望されたということがございますが、町としての見解をお聞きしたいと思います。

ロ. 渋滞緩和策の要望を

県道は生活、物流、通勤者の基幹道路の役割を担っておりまして、町内の商業、工業、農業といった産業経済活動、町内の企業等に勤務されている方々への渋滞の負担を軽減していく配慮が必要であります。

坂城町の就業者の方々の移動状況を見ましても、周辺地域から就業にいられている方が3,800人以上に上っている状況であります。長野国道事務所におかれましては、高速道利用への誘導、軽減措置等のお考えを示されましたが、できる限り円滑な交通の確保を図っていくために、近隣市町村間との連携のもと、地域内の渋滞緩和を願う次第であります。

先日、事業主体の関係者から進捗状況をお聞きしましたところ、トンネル掘削工事に関わる体制はあした3月12日に予定の終了をし、長野国道事務所への指示により工事が進められるとのお話でございました。地域住民の皆さんにおかれましては、この動向を見守っておりまして、渋滞のない国、県への関係機関に代替道路の拡幅、改良の要望を強く示していくべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

3. 町単補助事業について

イ. 拡充の考えは

身近な生活道路や農道、用排水整備の生産基盤に関わる整備として、各自治区から計画に対する要望によりまして、予算内でのすり合わせの中で、補助整備事業の実施をいただいているところでございます。車社会となっている今、緊急車両が通

行可能な道路幅員の確保や住民生活に密着した安全な道路整備、耐久性に乏しいと思われる用排水路の維持管理は計画的に進めていく必要があります。

区が実施する町単補助事業に対して、建設課、産業振興課それぞれの当初予算の過去4年間について見ますと、平成16年度はそれぞれ1,400万円、736万円、17年度は同じく1,400万円、それから732万5千円、18年度は建設課は1,400万円、それから産業振興課は730万円、19年度は1,400万円、727万円であります。そして20年度予算案につきましては、同じく建設課1,400万円、産業振興課727万円という上程をされております。町単補助事業における地域づくりの計画であります、寄せられる道路整備などの要望が単年度で対処できない内容が多くなっているのではないかと思います。予算計上への基本のお考えと事業費の拡充についてお伺いをして、1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 最初に健康づくりに係る問題でございます。

医療費の確保とかあるいは自ら健康づくりをするといった問題は、町政の主要な課題であるわけでございます。町民の健康づくりにつきましては、健康スクリーニングをはじめとして妊婦、乳幼児健診、がん検診など各種検診、インフルエンザ等各種の予防接種、健康教室や予防学習等でいろいろ実施しているほかに、湯さん館のプールを利用した水中健康教室や健康づくりの講演会等々、また保健センターを中心に健康フロンティア計画に沿って諸々と事業実施をしているところでございます。

この4月から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康調査、それに健康診査の結果によりましては健康の保持に努める必要があるものに対しましては、より一層の健康指導を実施するとされているわけでございます。

町では、40歳から74歳の国民健康保険加入者を対象に、いろいろな定期的な健康診査、そして20歳から39歳及び75歳以上の後期高齢者の方に対しては、一般健康診査を実施いたします。また、年齢に応じて胃検診、肺がん検診等の各種検診も例年どおり実施していくこととしております。これらの健康管理は疾病の早期発見、早期治療ということから、自分の健康は自分で守るんだという気持ち、医療にお世話になる前に、自分が健康な体の保持にいろいろ努めていこうという、こういったこともまた大切なことでもございます。新たな健診制度を基本に、いろいろ高騰する医療費の削減のためにも住民の皆さんとともに健康で長生きしてよかつ

た、こんな人生を送れるような社会づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、上田坂城バイパスに係る半過トンネル工事による県道利用等でございます。

主要地方道長野上田線につきましては、通勤はもとより物流関係においても上田地域と坂城・千曲地域を結ぶ重要な幹線道路であるとともに、当町におきましても昔から地域住民の大事な生活道路としての役割を果たしてきている道路でございます。

先般、上田坂城バイパスの半過トンネルの掘削工事に伴う県道上の落石の影響も回避するために、隣接する県道約700m区間において、この3月から10月までの7カ月間、通行止めをいたすという報道もなされたわけでございますが、町民をはじめ企業関係者など工事短縮や迂回道路の確保ということが、緊急な課題でもあるわけでございます。

町としましては、バイパスの早期開通ということは熱望しているところでもございますが、落石による際の人命ということも最優先に考えなければならないわけでございます。長期間の通行止めに伴う、それを予想しますと、国道18号線の大渋滞、さらに工業の町である当町において従業員の皆さんと企業関係者の朝夕の通勤はもとより、物流の影響等、さらにまた商業、観光、ひいては町民の生活に大きな関わりを持つということで、その影響は計り知れないというものがあるわけでございます。この1月に、道路管理者である県に対しまして、通行止めの期間短縮、迂回路の確保、朝夕の規制解除、片側通行などの規制方法や規制時間、坂城・上田間の高速道路の料金の減額、割引化などを要望したところでもございます。

併せて長野国道工事事務所、千曲川河川事務所に対しましても、工事の時間短縮や迂回路の確保などを要望するとしておりまして、より県の対応を期待しているところでもございます。

現在、県におきましては規制方法、迂回路などの渋滞対策などを関係機関と検討しているところでもございます。その結果を踏まえ、対応していくということでもあるわけでございます。そういう安全政策がとられない前に、工事をするということとは決してないということでもございます。常に連絡を密にしながら、町民の安全と交通渋滞の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、町単の補助事業ということでございます。こういった問題につきましては、議員各位をはじめ各区長さんからいろいろと提案があるところでもございますし、その重い課題であるということは理解しているところでもございます。

財政状況もございます。ここ数年、建設課では1,400万円、産業振興課では700万円の2,100万円の事業費ということで進めているところでもございます。もとよりこの町単事業というのは、いろいろな発生の事情がございます。

1つとしては、基幹的な道路整備については国や県の助成を受けながら、より充実させていくということでもございます。現在、バイパスあるいはまちづくり交付金事業、そしてまたA01号線等々の改修については、国の支援を受けている事業でもございます。

それに併せまして、かつては地域において材料を支給してもらえば、おらがそれを手立てしてやるという地域の強い要望もあって実施すると。これによって地域づくりあるいは道路整備が山間地において、あるいはまたいろいろ不便なところで解消されたということもあるわけでございますが、実際問題としてそういった手法は、なかなかとりにくい状況にあいनाっていることも事実でございます。

こういった道路というのは、地域にとっては重要なことでもございます。いろいろ地域の実情等を把握し、また、地域でいろいろお手伝いいただけるような面については優先度を高めて実施してまいりたいと考えております。併せてこういった地域づくりというのは、町づくりの推進の上からも、あるいはまたいろいろと生活環境、交通安全等の問題、公民館施設等々の問題もございます。各地域の意向をいろいろ複合的に調べまして、いろいろと実施度を高めてまいりたい。こんなふうに考えております。

福祉健康課長（塚田君） 健康づくり事業についてお答えをしていきます。

平成20年4月から、本年の4月からですが、新しい健診制度であります特定健康診査及び特定保健指導が始まります。特定健康診査では、生活習慣病の前触れとなるメタボリックシンドロームの予防に重点をおいた健診が行われます。そして健診後、その結果から受診者一人ひとりの状況に沿った特定保健指導を、医師、保健師、管理栄養士などの専用スタッフが実施することとなります。

特定健診と特定保健指導をセットで実施することは、病気の早期発見、早期治療の検診から、病気になる前にリスクを見つけ、予防する健診へと生まれ変わる事業であります。より質の高い保健指導を提供することで、現在の健康問題が解決され、将来の健康づくりへとつながるものと考え、重点を置いて取り組んでいきたいと考えております。

ご質問の健康増進法に基づいての町の事業はどのように進めるかでございますが、

健康増進法に基づきましては、町の事業として保健センターが中心に行ってまいります。特定健診・特定保健指導に該当しない20歳から39歳の方で希望される方に対しましては、特定健診と同等内容の一般健診を実施し、保健指導も同様に行われる状況にあります。

特定健診及び一般健診の結果により、ハイリスクに該当する方にはより精度の高い動脈硬化健診を実施し、その結果に基づききめの細かい保健指導も行う計画になっております。また、がん検診につきましては、従来どおり40歳以上の方を対象に大腸検診、胃検診、肺がん検診を行い、55歳以上の男性を対象にして前立腺がん検診、20歳以上の女性に対応しましては子宮がん検診、30歳以上の女性につきましては乳房検診を実施し、がんの早期発見、予防に努めてまいります。がん検診以外の検診としまして、40歳以上の女性を対象にした骨検診、また該当条件に当てはまる方には、肝炎ウイルス検査等を実施してまいります。

そのほか、健康運動教室の開催、健康教室、健康相談、訪問指導等の実施を行い、積極的に健康の増進に努めてまいりたいと考えております。

次に、基本健康診査の内容と保険者の責務でございますが、20年4月から同じく後期高齢者医療制度が導入されまして、75歳以上の方は後期高齢者医療の保険制度に移っていただくこととなります。特定健診は各保険者ごとに実施することが義務付けられておりますので、75歳以上の方の健診につきましては、後期高齢者医療広域連合が保険者として実施されますが、後期高齢者医療広域連合では各県に1団体しかないということで、県下全域の加入者の健診を行うことは無理でございます。そこで対象者の利便性などを考慮する中で、市町村の一般健診の実施に併せて行うこととされております。町はそれを受けまして、全員の方を対象に基本健康診査を実施していく予定であります。すでに健診項目以上の高いレベルの医療を受けている方については、医療機関等の判断によるところでもございます。

健診の内容については、基本的な健診項目、身体測定、触診等の理学的検査、血圧測定、尿検診、血液検査があります。これは一般の特定健診と同様の内容になっております。健診の種類は集団検診、個別検診、人間ドックがあります。高齢者については保健指導は特段義務付けられておりませんが、健診指導につきましては、各健診機関の結果に基づきまして医療機関において対応していただくこととなります。また、39歳以下の方につきましては、先ほど申しましたが健康増進法に基づき従来どおりの町の健康スクリーニングと人間ドックで対応し、健康の維持増進に

努めてまいる計画になっております。

後期高齢者医療制度支援金との関連はでございますが、この4月から導入されます後期高齢者医療制度の財源の40%、これにつきましては各医療保険者よりの支援金により賄われることとなります。この支援金につきましては、各医療保険者において被保険者等に対して実施いたします特定健診の受診率により支援金に対して10%の加算減算が行われるということになっております。ただし、加算減算の算定につきましては、平成25年度より実施されるということでもあります。

特定健診の受診率の向上についてでございますが、昨年来より国民健康保険の加入者の多い商工会の各部会やJAちくまのりんご、ぶどう等の各部会、また区ボランティア団体、女性団体等の会合におきまして特定健診などについての説明を実施してまいりました。

また、町において開催いたします各事業につきましても状況に応じ、講師をお招きし、制度の説明を行っていただくなど制度改正の説明を実施してきたところであります。

健診は集団検診としまして、佐久厚生連により町の保健センター、文化センター、JAちくま村上支所等において、特定健診を延べ6日間が実施します。また健康づくり事業団によりまして、町保健センターにおいて平日及び休日、さらには夜間の健診を含め3日間実施する予定であります。

また、個別検診を導入しまして、個々に医療機関で受診される対応もしております。千曲医師会と委託契約を結び、医師会に加入している医療機関であれば、特定健診を医療機関で実施いただけることといたしまして、受診しやすい体制をとっております。また、町国保加入者が人間ドックを多く受けている医療機関につきましては、委託契約を結びまして人間ドックの際に、特定健診を含めて実施していただき、改めて特定健診を受診する必要がないようにしております。

いずれにいたしましても、この4月より実施されます新しい制度でありますので、今後さらに周知を図り、健診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

介護保険制度における影響はというご質問でございますが、高齢化が年々進んでおります。高齢者が家庭や住み慣れた地域の中で、健康で活動的な生活ができるよう介護予防、生活支援活動を充実し、介護支援、介護状況の発生防止と減少に努めることが重要課題となっております。要支援、要介護者を除く高齢者はリスクの高低はありますけれども、要支援、要介護状態の予備軍と考えられております。中で

も生活機能の低下が見られる要支援、要介護状態になる可能性が高いと考えられる方を特定高齢者と位置づけ、特定高齢者の早期発見とその対応をすることが要支援、要介護状態の発生防止と減少につながるものと考えております。

通常、特定高齢者の把握につきましては、要支援、要介護者を除く65歳以上の第1号被保険者を対象に、厚生労働省の規定に基づき基本チェック項目の自己チェック結果及び医師による生活機能評価の結果から特定高齢者が決定されまして、お一人おひとりの状況に応じて予防プログラムを立てましてその実施への参加が始まるわけです。

今回の4月からの特定健診・特定保険指導につきましては、先ほど来申しましてるように40歳から74歳、あるいは75歳の方が健診の対象となりますが、介護保険における生活機能評価、これにつきましては、特定高齢者になりやすい人を限定しまして、介護保険特別会計における地域支援事業の中で対応してまいりたいというふうに考えております。なお、この細部につきましては今後の厚生労働省からの指針を待って関係機関と打ち合わせをし、進めてまいりたいと考えております。

建設課長（片桐君） 上田・坂城バイパスについてからお答えを申し上げます。

主要地方道長野上田線につきましては、平成17年度の道路交通センサスでは網掛地区で平日、24時間の通行量が1万1,779台を数えておりまして、数字を見ただけでも重要な幹線道路ということが言えると思います。これが国道18号線に集中いたしますと、先ほど町長が言いましたように多大な影響を及ぼすということが予想されるわけでございます。昨年、半過地区で発生いたしました落石に伴う2回の通行止めの際には、国道18号線では大渋滞を引き起し、建設課にも多くの皆さんから問い合わせがあったところでございます。

先ほど町長から答弁いたしました但、先般、上田・坂城バイパスの半過トンネルの掘削工事に伴い、3月から10月までの長期間にわたり、通行止めとなる旨の報道が1月にされたところでございますが、ご承知のとおり坂城町の間には18号線、それから上信越自動車道、そしてこの県道が主要幹線道路でございます。この県道を通行止めにした場合、国道あるいは高速道路で事故等が発生した場合を想定いたしますと、もはや対処方法がない状況ということになってしまうわけでございます。県におきましては、このような地域の状況を踏まえまして、トンネル掘削工事に関わる規制を実施する場合には、交通渋滞対策を実施する必要があると考え、現在、迂回路、誘導による交通渋滞対策や規制の方法、規制の時期、時間などを関係機関

で現在検討をさせていただいているところでございます。従いまして、1月の報道にありました3月からの工事着工、通行止めはこれらの対策がとられてからとなる予定であることで、国県からお聞きをしております。現在、それぞれのお立場で検討させていただいているところでございます。

これらの対応策の結果によりまして、町としての対応を検討いたし、速やかに広報、有線、ホームページなどに掲載する中で、町民をはじめといたしまして関係する皆さま方のご理解、ご協力を得るようお願いをしまいたいというふうを考えております。

次に、町単補助事業につきまして、各区からの申請をいただいております町単補助事業の要望につきましては、生活に必要なインフラ整備へのご要望でありますし、多くのご要望をいただいておりますところでもございます。町全体の財政状況の中、ここ数年は建設課では1,400万円の予算で執行しております。けれども内容によっては他の経費、あるいは他の予算で対応したり、また国、県の事業で対応していただくなど関連的な事業を視野に入れる中で、できるだけご要望に応えるべく努力をしておりますし、今後も努力をしまいたいというふうを考えております。

国、県におかれましても、できるだけ実施をしてくださっていただいております。また、抜本的に実施をしないとならないものにつきましては、実施計画等で対応を図って検討している次第であります。町の財政状況もでございますけれども、平成17年度におきましては、年度途中の補正で200万円増額をした経過もでございます。こういったご要望の必要性は十分認識しておりますので、今後も予算の配分につきましては、財政当局にできるだけご要望をしまいたいというふうを考えております。

2番（山城君） それぞれ答弁をいただきました。2回目の質問をいたします。

新しく健康づくりが始まることでありまして、なかなか複雑かと思えます。当然受診者の方にもそれ相応の負担もかかりますし、また町財政にも相当な、一時的な医療費が伸びるんじゃないかと私は考えるわけです。先ほど課長からお話がありましたが、前の動議づけ支援あるいは積極支援とここを掘り上げてやるという形で、その中に今度、正確に診断の結果が出てきますと、受診率に応じて医療費の伸びが高くなるんじゃないかと、かえって町の財政に影響、また圧迫するんじゃないかということも考えるわけですが、その辺のことにつきましては、これからの事業ですからもしお答えがどの程度か、お答えいただければお願いをしたいと思います。

健康診査がいずれにしても、皆様、一般のそれぞれの企業の保険者でやられてい

る健康診断の内容ということで、それぞれ今までやられた診査の延長だということ
で、細かくまた振り分けられたということだと思いますので、その辺は今度は受診
者の方にはそれぞれ細かい説明をしていただくように、今まででもやっていただきま
したけども、そんな手立てをお願いしたいと思います。

介護保険につきましては、一応特定高齢者という形で今度は限定して進めていく
ということですが、これもこれから決めていくということですが、もし
どの程度対象者がおられるのか、わかれば答弁をいただきたい。

それからこれから高齢者社会の中にあって、介護は当然、負担が多くなるわけ
ですけども、ひとつ家庭介護教室みたいなそんな企画も持って、できるだけそれぞ
れのご家庭で、お勤めの関係でいろいろとそれは負担はありますけども、こんな家族
介護教室みたいなものを立ち上げて、勉強会もいいんじゃないか。それぞれご経験
された方々の交流とか、そんな形の機会を持つこともこれからは必要ではないかな
とそんなふうに思いますが、その辺をいただけたらと思います。

バイパスにつきましてですが、先ほど課長から1日の通行台数、1万1,700
台だとおっしゃられましたけど、今はいろいろと1日約1万3千台も走っているとい
う話を私も聞きましたけど、いずれにしても通行止めにこれは困るわけです。です
からその辺は時間帯の通勤者あるいは時間規制とか、それがはっきりこういう形を
町としても進めていって、その時間規制をやった状態でどのくらい影響があるのか。
そんなこともお考えいただいて進めていただきたいと。近隣、上田市ではそれぞれ
バイパスの状態に対しての対策のお答えは、執行者のほうから前向きなお答えをい
ただいております。坂城室賀線の交差できるような拡幅とか、坂城側はあれなんで
すけども、そういったことも詳細に進めていくという答弁をいただいているようで
ございます。そんなことで、住民生活に大変な影響がありますので、バイパスの渋
滞につきましては決まりましたら速やかにまた、情報提供をお願いしたいと思いま
す。

それからもう1つ、町単事業でございますけども、それぞれ建設課と産業振興課
を合わせても2,100万円なんですね。なかなかこの範囲でやられるのは本当に
至難の技というふうに思っています。最初に町長もおっしゃられましたけども、昔
はそれぞれ人力を出し合ってやる状況にはあったんですが、今はもう時代が変わっ
て、そんな工事というのはなかなか大変、やはりレベルアップしていますから、そ
れなりの予算付けも考えていかなきゃいけないんじゃないかと私は思います。

これは1つの私の提案でございますけれども、町全体の町税、それぞれ税収入が
ございますけれども、その1%をこれら整備事業に振り向けられるようなお考えはな
いか。例えば20年度予算案でしたら2,800万円ということでございます。そ
ういう時代の変遷とともに変わっておりますので、この辺も前向きなお考えがあり
ましたら答弁をいただいて2回目を終わります。

町長（中沢君） 1つの問題として高齢者の医療制度が変わるということによって、
そういった仕組みともう1つ、健康づくりという大きな課題が出てきているわけで
ございます。町はどちらかという老人医療に例えましても、医療費がかさんでい
る町であるというようなことから、住民の皆さんもいろいろ勉強を重ねる中でそ
ういった観点からの医療費の縮減も図っていくということ。何よりもみんなで支え
あう健康づくりということが大事かなと。そのためにはご提案がありましたように、
自分の健康は自分で守るということと併せて、真に健康づくりとはどうなんだとそ
れぞれの皆さんの体に応じての対応、そういった面の健康づくり的な教室もいろい
ろと充実させていくことが大事だなとこんなふうに思う次第でございます。

県道の通行止めに係るお話でございます。いろいろダイナマイトの発破をかける
わけでございますので、一時的に止めてということはこれは無理だということにも
なっております。室賀線についての駐車場の関係も聞いておりますが、それよりも
もっと大事なことは他の交通機関をしっかりと見つめることだということで、私ど
もは強く要請しているわけでございます。いくつかある中で、少なくともそういった
ものがそれなりに進まなければ、その工事を進めること如何に問題があるという
ご指摘もしているところでもございます。

町単の関係については、議員さん各位からいろいろとお話もございます。地籍に
対する意欲と、こういうことも受け止めているわけでございますが、お話にござい
ましたように、それぞれが町がいろいろと関わりながら進めているというのも現状
でございます。ある面では幹線、あるいはそれに準ずるものは国の政策を受けてと
いうことの中で、制限もしなきゃならない面もあるわけでございますが、意欲に応
えるということ、これまた大事でございます。いろいろ地域の実情、そういったも
のを踏まえてこれからどういうふうな対応が一番いいのか、とりあえず出発しまし
て、またある時期に見直しということも頭の中へ入れながら対応してまいりたいと
こんなふうに思っています。

福祉健康課長（塚田君） ただいま町長のほうから答弁がありましたとおり、健康診

査等を行う中で町の医療費、町民の健康を増進していくということが基本でありますので、担当課としましてもそれに沿って今回の新しい制度に基づく健康診査等に対応してまいりたいというふうに考えております。

介護保険の特定高齢者についての対象者の把握でございますが、現在、民生委員さん等をお願いしたり、また今までの経過の中で調査をしております。まだはっきりした人数は確定しておりませんが、今年度におきましては先ほど申しましたように、高齢者を対象とした生活機能評価ということで行っていきたいというふうに考えております。

答弁の中で家庭介護教室ということで、町長のほうからもちよっと触れられておりますが、これにつきましてもやはり地域で高齢者の方が住み慣れた家庭、地域、そういうところでやはり健康で生活していくことが一番だというふうに思いますので、それらにあったような対応についてもまた考えていきたいというふうに考えております。

建設課長（片桐君） 県道の通行止めにつきましては、先ほどお答えいたしましたように、今現在、国あるいは県でその対応策を検討していただいておりますので、その内容が決まり次第、また、中で検討させていただきまして対応策が十分とれているとなれば、皆さん方にお知らせをしてみたいということでご理解いただきたいと思っております。

2番（山城君） それぞれ答弁をいただきました。

町長は健脚ですからお歩きになって、本当に健康そのものでございます。実は信大大学院の医学研究科が開発しまして、上田市も採用しておりますけど運動方法、インターバル速歩というのがございます。これはちょっとお金がかかるんですが、こんな形もこの運動指導にあたるNPO法人熟年体育大学リサーチセンターというのが松本市にございますよね。こんなことも今後積極的に、また水中教室もありますけども、提携を積極的に進めていただければ、健康づくりもまた世界一の坂城町も長寿の町になるんじゃないかと思っております。

それぞれ自治体経営、本当に厳しい財政状況の中にあって、高度で多岐にわたるサービス提供が求められております。20年度でございますけども、ほとんどがまちづくり交付金を活用した継続事業で、町営住宅や公園整備、それからしなの鉄道の駅前の広場の整備とか、それから新たに食育・学校給食センターの建設が計画されました。新しい坂城の顔も見えます。ですが借金もあります。一般会計で申し上

げますが、起債残高、借金でございますが昨年は少ないといっても75億円近くござい
ます。町民の……。

議長（池田君） 時間が切れました。

2番（山城君） 以上で終わります。

議長（池田君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日12日は午前10時から会議を開き、一般質問及び条例案等審議、一般会計
予算案総括質疑、委員会付託、各特別会計予算案総括質疑、委員会付託等を行いま
す。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

（散会 午後4時47分）

3月12日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
 - 1 番議員 田中邦義君 8番議員 春日武君
 - 2 〃 山城賢一君 9 〃 林春江君
 - 3 〃 柳澤澄君 10 〃 安島ふみ子君
 - 4 〃 中嶋登君 11 〃 円尾美津子君
 - 5 〃 大森茂彦君 12 〃 柳沢昌雄君
 - 6 〃 塚田忠君 13 〃 宮島祐夫君
 - 7 〃 入日時子君 14 〃 池田博武君
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
 - 町 長 中沢一君
 - 副町長 柳澤哲君
 - 教育長 長谷川臣君
 - 会計管理者 塩野入猛君
 - 総務課長 中村忠比古君
 - 企画政策課長 赤池利博君
 - まちづくり推進室長 荒川正朋君
 - 住民環境課長 宮下和久君
 - 福祉健康課長 塚田好一君
 - 子育て推進室長 中沢恵三君
 - 産業振興課長 宮崎義也君
 - 建設課長 片桐有君
 - 教育文化課長 西沢悦子君
 - 総務課長補佐 塚田陽一君
 - 総務係長 塩澤健一君
 - 総務課長補佐 塚田郁夫君
 - 財政係長
 - 企画政策課長補佐
 - 企画調整係長
4. 職務のため出席した者
 - 議会事務局長 吾妻忠明君
 - 議会書記 平林よし子君
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) 徴税の強化についてほか 春日 武 議員
(2) ノー・テレビデーについてほか 中 嶋 登 議員

第 2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 3 議案第 3 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

第 4 議案第 4 号 坂城町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

第 5 議案第 5 号 坂城町後期高齢者医療に関する条例の制定について

第 6 議案第 6 号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 7 号 特別職の職員等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 8 号 坂城町税条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 9 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第 10 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第 11 議案第 11 号 坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

第 12 議案第 12 号 町道路線の廃止について

第 13 議案第 13 号 平成 20 年度坂城町一般会計予算について

第 14 議案第 14 号 平成 20 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について

第 15 議案第 15 号 平成 20 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 16 議案第 16 号 平成 20 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

第 17 議案第 17 号 平成 20 年度坂城町老人保健特別会計予算について

第 18 議案第 18 号 平成 20 年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第 19 議案第 19 号 平成 20 年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 20 議案第 20 号 平成 20 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（池田君） 最初に、8番 春日武君の質問を許します。

8番（春日君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

1. 徴税の強化について

多くの自治体が平成20年度以降の予算編成で検討している取り組みは、歳出の見直し、徴税の強化、資産の売却の3つを柱にしているようであります。今回はこの中の徴税の強化についての質問をいたします。

実は、決算の審査をする9月議会では、決算書を見てからの結果論としての税の徴収に関わる事柄についての委員会内での質問は活発ですが、予算編成時にはあまり取り上げられないのであります。

イ. 収入未済額が増えた原因は

坂城町の町税徴収の推移は、平成15年度は調定額25億8,500万円に対し、収入未済額は1億4,100万円であります。16年度は26億5,700万円に対し1億5,300万円であります。17年度は29億8,800万円に対し1億7,500万円であります。18年度は29億8,700万円に対し1億8,400万円であります。調定額に対する収入未済額の割合は15年度から順に5.4%、5.7%、5.8%、18年度は6.1%と増え続けています。

納めるべき税の100分の6にあたる1億8千万円が未納となっているわけであり、数年間の経緯も踏まえての説明をいただきたいのであります。

ロ. 有効な対策はなかったのか

いくつかの対策は講じたと思うし、また徴収員の苦労話もいくつか聞き及んでいるところですが、担当課として有効な対策はとれなかったのかお答えをいただきたいのであります。

ハ. 新年度の徴税対策は

町税収入の滞納繰越分として800万円が計上されていますが、これは毎年同額であります。もう少し徴収を増やしてもらいたいというこちら側の期待感は見えないのではないかと懸念されるところであります。新年度の目標値も併せ、お答えをいただきたいのであります。

2. 下水道事業について

そもそも下水道事業は国が奨励したもので、バブル経済崩壊後、内需拡大のために地方に公共事業を奨励したというわけであります。国がやれやれと積極的に推し進めた結果、日本中がどうにもならない状況に陥っているのであります。

全国の自治体の財政をこれからもずっと長期にわたり圧迫し続ける下水道事業は、国による見直しが求められてはいますが、それがいつになるのかわからず、それを待つわけにもいかないわけであります。坂城町は長年努力はしてきたが、下水道整備率は50%であります。町の基本計画では計画目標年次を平成30年に置きましたが、現在の進捗状況ではできないわけであります。私は順調にいったとしても25年後、平成45年ごろまではかかるのではないかと考えているところであります。

イ. 小網地区のその後は

昨年9月議会の答弁では、小網地区については以前の経過を踏まえながらも公共下水道による手法から浄化槽による手法への見直しができないか、区の課題としていろいろ相談申し上げているところだということでありました。その後、このお話はどうなりましたか。お答えをいただきたいのであります。

ロ. 事業の見直しを検討すべき時と思うが

ここで言う事業の見直しというのは、見直しができる範囲での見直しと、ちょっと言葉はおかしいですがそういう部分のとらえ方をしているわけであります。

例えば、1人っ子のお宅が増えてきて、夫婦2人で4人の親の面倒を見なくてはいけない。いずれ1軒分の住宅があいてしまう。それを思うと加入の踏ん切りがつかない。また公共柵は設置されたがお年寄りが下水道を使うまでには、いろいろと障害が多いわけであります。屋敷が広くて負担金の手当ても大変だし、跡取りが戻ってくるのかどうかも心配だと。下水道を引けば土地の価格も上がるのでと言われ公共柵を入れたがということでありまして、現在、水洗化率は66.7%、公共柵

はあるけれども3分の1の方は未加入ということでもあります。

負担率の未収金が18年度末で2千万円あるというわけでもあります。根本からの見直しは勇気のいる仕事かもしれませんが、気がつかなかったこともいろいろと見えてくるわけでもあります。また、世情の変化も甚だしき折、総合的な事業の見直しが必要と思いますが、お答えをいただきたいのであります。

3. 農林業について

日本列島に過密、過疎という言葉があっても、人間が人間らしく生きるゆとりのある場は過疎地帯であって、これは国の宝であると思います。なぜ毎年、お盆を境にして都会人がふるさとの田舎へ殺到するのか。この宝を求めてやってくることに生きがいを求めているに違いないと思います。田舎とは、山や森や田や畑に囲まれた家があり、お互いに接し合って生きてきた共生社会をつくってきた経緯とあいまって、まさに人にとって魅力ある場所に違いないと思うわけでもあります。

長寿社会を迎え、定年後の人生をいかに有益に暮らすかと田舎志向になるのも当然のことと思います。そこには自然を構成する農業や林業が存在するからだと思います。

坂城町第4次長期総合計画後期基本計画も、平成22年度までで一応幕が下ろされるということでもあります。この中で住民意識調査では、農業振興は重要度、評価とも中位というわけでもあります。林業は重要度、評価とも下位に位置づけられています。時あたかも、農業においては有害鳥獣特措法ができ、農作物への被害対策が充実されるのではと期待されるところであります。林業においては、薪や炭が必需品であった時代は過ぎ、里山との生活の距離は遠くなったことは事実だけれども、放置されている森林整備対策に長野県も全国24県の仲間入りをして、森林税の導入を図るというわけでもあります。まだはっきりしない部分もありますが、私はこれらを農林業への追い風ととらえたいわけでもあります。

イ. 自給率の向上につとめるべきだ

私たちは食についてさえも身の危険を感じるほどになってしまったわけで、農地がありながら食を外国頼みにしたツケが回ってきたと思うところでもあります。毒を摂取する羽目になったり、高騰する食糧を海外に求めなくては生きられない羽目になったりですが、一握りの先見の明のある人はすでに何十年も前からこんなふうになっていくだろうことを予測していたようでもあります。

今こそ、小回りのきく坂城町が智恵を絞り、独自の手法で町民の日常に食する野

葉は自給できる道筋を立てるべきときかと思いますが、お答えをいただきたいのであります。

ロ. 先ず山林への道の確保を

林道というと、名前をつけたり大げさなものと思われがちですが、私はあえて林への道と言っておきます。林への道は山林の一番下の部分に車がわずかに入るだけの道が1カ所あれば十分であります。少し離れたところには昔からの確かな道が必ずあるはずであります。荒れてはいますが、ブルで一押しすれば林への道が続きます。県との連動もしながらこの施策を進めてほしいわけであります。これで、里山の整備は順調に進むはずであります。これが山林愛好家の言葉です。お答えをいただきたいのであります。

ハ. 第4次総合計画をより充実するための施策はあるか

最初に森林税はどういう道筋で坂城町へ還元されるのか。課長にお答えをいただきたいのであります。これは何人もの方からの一般質問がございましたので、もし言い残したことがあればこの場で答弁をいただきたいのであります。

さて、平成13年に策定されたこの計画も平成17年度に見直しを行い、後期基本計画になったのであります。1年、1年がさらなる速さで変わっていくわけであり。人類の資産であるという山林の自然保護もあるし、一方、環境というあたかも神から授かったありがたい言葉が売り買いされる時代もあるわけであり。排出ガスを計量してそれで売り買いをされるという、こういうことでもあります。

さて、坂城町の農業や林業は一体どこへ行ったらいいのだろうか。これに対する町長の哲学をお聞かせ願いたいのであります。以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 最初に、下水道事業小網区についてでございます。

ご承知のように、坂城町は千曲川流域下水道上流処理区ということで位置づけられ、それに沿って進めているわけですが、相当期間がかかるということも事実でございます。一部地域におきましては浄化槽といった面も取り入れて検討していく段階に来ているなど、こんなふうに理解しているところでもございます。

小網地区につきましては一番坂城町の南にある、千曲川沿いの西の南側にあるということでございます。網掛等までいろいろ整備されていった場合に、その後に相当の経費がかかるなど。しかし地域の皆さんはそういう計画によって現在生活設計を立てていると、これもまた事実でございます。そこで昨年、私どもといたしましてはバイパスというような事業も先が見えてきているとこういって、公共下水道を

どう入れていくかということが課題であり、それについては浄化槽という手も考えてほしい。現在、相当数が入っておりますが集中的にそしてまたそういった面でのいろいろな経費負担も町ですからということで、ご提案もしたわけでございます。

1月の新年会の折にも、特別に時間をとっていただいて私がそういった浄化槽についていろいろ要請したところでもございます。地域としてはいろいろそれについて検討する場を設けて、今後進めるということにあいっております。1日も早いそういった汚水の処理ということの一つひとつ取り組んでいきたいなど、こんなふうに思う次第でございます。

次に、農林業に関する質問でございますが、哲学と言われてもなかなか大変なことで、その思いの一端を語りながらご説明させていただきます。

町の基幹産業は工業でございますが、みんなここに雇用の面も支えられております。しかし、これが農林業と深い関わりがある、その振興の一翼を担ってきたという経過もございます。農林業に対する先人たちの深い思い、あるいはたゆまぬ努力、そして少ない耕地を有効に生かす、山林の生産性を高めるとこういった智恵と工夫、そしてそんなことに取り組んだ町民性、真性とが関わっていると考えるところでございます。風土に合った食糧を自給自足するという事に併せ、養蚕、林業、ぶどう、花卉栽培など相当高い技術と経営ノウハウ、このものが工業や町の発展につながったという理解もしているところでございます。

平成17年度農林業センサスによると、総農家数は1,050戸、うち専業農家は113戸で約1割でございます。農家経済は他産業との関わりで豊かさを増してきていることも事実でございます。林業は経営主体として主にやっている方は約30戸、森林の機能をより高める役割を果たしていただいております。経済のグローバル化によりまして、食料自給率は39%、これを高めることが国民的課題でもございます。

農業や林業、要するに^{なりわい}生業として成り立つためにはまず諸々の競争力を得ること。そのためには農業の集約化とか一定の規模による効率化併せて担い手の養成等々がございまして、その支援をしなければならぬとこんな思いもいたしているところでもございます。さらに消費者に受け入れられる付加価値の高い農産物の創出、商品化、地産地消、そして経営も年に応じた栽培形態をとる、そんな仕組みづくりもまた必要だなと考えております。

今まで農業の経験のない団塊の世代の皆さん、こんな皆さんにも新規就業者とし

で参入していただく手立て、そして農業委員会の利用権設定など、さらに遊休地の解消、農地保全につなげてまいりたいと考える次第でございます。

林業は町の総面積の6.7%、ほとんど民有林でございます。間伐が待たれております。そういった面とさらに景観、環境保全、災害防止、さらには自然の中で学習し合う、そんな面でのことが重視されているなどこんなふうに思いますし、お話のありました林業も森に親しむ1つの手立てとして大事だなど、こんなふうに考えるところでもございます。

五里ヶ峰トンネルにおけるお〜い原木会が進めております舞茸やヤマブシタケ、こういった原木きのこが里山で利用されると、こんな広がりを見せればよりよい活用方法かなど、そんなふうにも考えているところでもございます。

一般に農山村とかあるいは中山間地とか里山とか、いろいろ名付けられておりますが、その地にはかけがえのない価値があるんじゃないかなど、そんな価値を考えてみると、まず我々の生存を支えているわなど。農山村は私たちのいろいろな活動の場であり、食糧の安定供給の役割を果たしている。

次には国土を支えている。人間生活の機能を持っているということであろうなど。農山村の水田や畑、森林、洪水被害の防止、地下水の涵養、一酸化炭素の吸収と酸素の供給と考えれば限りないものがございます。そしてさらに、いろんな文化を育てる基盤でもあるなど。人と人が支え合っている、日本文化の源であると。それぞれの個性がそこに行き交って、新たな文化を創造している。

昨今は食文化といった面で味づくり等の問題も提起されておりますし、青少年がここで培い、そして都市で飛躍しているところといった事実もございますが、これが相互交流すること、これが大事だなど。また、自然を生かす親しむ機能を持っている。景観あるいは景勝地、そして余暇利用という場でもあると、こんなふうに思うところでもございます。

さらに新しい産業を常次ぎ得る基盤にある。食糧生産基地として、生物の誕生、その神秘性などを本当に理解する場でもあるし、さらには医療、福祉、ヒューマンサービス産業にもつながっていると、こんなふうにも思うところでもございます。自然に親しみ土に親しむ、そんなふるさと、それを創造し育成していく、その中にうるおいと生活の活力が生まれてくるんだと、こういったものを何とか残し育てることが大事だと。第4次長期総合計画の中のいろいろな提言等があいまって、いろいろ進めてまいりたいと思う次第でございます。

総務課長（中村君） 徴税の強化についてという点でお答えを申し上げます。

収入未済額が増えてまいっております要因でございます。現在、景気が回復傾向にあると言われてはおりますけれども、やはり給与所得者の給与、中小企業の収益までにその影響が必ずしも反映をされていないというところがあるかと思えます。納税者の収入という点では、まだまだ厳しいという状況が言われてもおりますし、収税で町内を回っておりますもそのように感じられるところでございます。

また、18年度の収入未済額1億8千万円余であります。未納者の多くは事業経営と収入が安定しない方々がございまして、営業不振による収入の減少が大きな要因であろうかということでもあります。

また収入未済額1億8千万円余のうち1億2千万円ほど、これは概ね70%でございますが、これは固定資産税であります。固定資産税につきましては、その所有をする資産に課税がされるということでございまして、納税義務者の収入が減っているからといって、その税額には影響はいたさないということでございます。営業不振あるいは廃業ということでありましても、課税額そのものは変わらない。それが大きな負担になる、それで滞納額が増えていってしまうというケースも多いわけでありまして、率でいいますと平成16年で71%、17年が69%、18年が68%と全体の中で67%が固定資産税ということになっております。

有効な対策ということでもあります。滞納者に対して税の必要性をご理解いただき、納税をしていただくことが基本でございます。滞納されている皆さま方に直接お会いをしてご理解をいただくよう、交渉等を行ってまいっておりますが、収入が少なかったり一度に滞納額を解消できないというような場合には、月々に分納をしていきますということで分納の誓約をしていただいているという形での対応もいたしているところでございます。また、不動産それから預金等の差し押さえといった処分も行ってまいっておりますが、これらにつきましてもそういったことをいたしましてもすぐ歳入できるというものや、歳入できないものがございます。結果として未納額として残るものが大きいわけでもあります。

新年度の徴収に向けてであります。町税等収納推進対策会議といったプロジェクトを設置いたしましたというお話、以前にも申し上げました。税だけでなく全体の未納額をどう解消していこうかということでもあります。どういう状況の中でそういう未納が生じているのかということをもっと詳しく分析をしながら、対応してまいりたいということでもあります。

予算計上のお話もあったかと思えます。増やしたいという思いは実は私どもも当然あるわけでありますが、かといって歳入欠陥という状況を起こすわけにもまいりませんので、現在のような計上になっているわけであります。税の公平性の点からも未納者に対し、納税の必要性を促し、未納額の解消に向けて今後も努力をいたしてまいりますし、またより強い手段も検討をいたさねばならない状況に至っているとも認識をいたしているところでございます。

建設課長（片桐君） 下水道事業につきましてお答えを申し上げます。

ご案内のとおり坂城町は千曲川流域下水道上流処理区に入っております、事業を進めてきておるところでございます。終末処理場の施設や幹線管路の口径については、全体計画面積から算定される汚水処理量をもとに計画をされております。

下水道事業につきましては、全体事業費が多額ということでございまして、全体事業の完成までには期間を要するというところでございます。これまでに何度か人口の動向や宅地化の状況等により見込まれる汚水処理量等を見直しまして、計画変更が行われてきているところでございます。整備手法の見直しにより、これまで公共下水道事業予定区域となっていたところが浄化槽区域等に見直される場合は、流域全体の計画面積に影響が生じてまいりますので協議を行い、変更について認可を受ける必要があるわけでございますけれども、有利な手法を判断するという観点から今後も見直しにつきましては対応をしてみたいというふうに考えております。

この見直しの方法で、公共下水道による手法よりも有利になる区域につきましては、見直しを図っていくということになるわけでございますが、現時点では先ほど町長が申しましたように小網地区でご検討をいただくようお願いをしておるところでございます。

また、接続率につきましては平成12年度に一部供用開始後、順調に推移をしております。平成15年度末に61.2%という状況から平成18年度末では66.7%でございます。供用開始になる都度、分母にあたります供用区域内人口が一気に増加するというところでございまして、接続人口は増加していても接続率は一時的に減少あるいはそう伸びが鈍いという状況もございます。またご質問にもありましたような各家庭の事情もあるのではないかと考えているわけでございます。

また、接続の促進につきましては水洗化ローン制度を今設けておりまして、接続費用の融資斡旋及び利子補給を行ってきております。制度の活用について工事説明会などで周知を図りながら、利用促進を今後も図ってみたいというふうに考え

ております。

また受益者負担金につきましては、下水道事業の多額な事業費の一部をご負担いただくものでございます。事業を進めていく上で必要不可欠な財源でもございます。また、未納額につきましては滞納整理により一定の金額を分割で納めていただく等、各家庭の事情に対応した形でこれまで減少に努めてきております。

今後も鋭意、滞納整理を進めてまいりたいというふうに考えております。

とれる範囲での見直しにつきましては、下水道事業のコスト縮減という観点から現場の条件により小型の塩化ビニール製マンホールを採用したり、あるいは幅員の広い道路の両側に計画されていた管路を1本にまとめたりと、管路の口径や埋設する深さの見直し等々、限られた事業費で整備できる延長をできるだけ長くできるような各種の見直し、取り組みを進めてきております。残事業も多く見込まれる状況ではありますけれども、下水道事業を重要事業と位置づけ、見直しが可能な部分は見直しを進め、コスト縮減により効率的な普及促進を図り水洗化を進めてまいりたいというふうに考えております。

産業振興課長（宮崎君） 農林業について、項目に沿って順次答弁させていただきます。

まず、自給率の向上に努めるべきだということでございますけれども、ご質問のとおり人にとって田舎は魅力ある場所でありまして、その背景には自然があり、農業と林業があるからだと考えられております。そしてこれらの宝を守っていくためにも農林業の振興が大変重要となっております。

食品への毒物混入や原料、産地、消費期限の偽装など食品の安全性や信頼性を揺るがす事件や事故が後を絶たず、そして輸入に頼る中での食糧価格の値上がり懸念されるところでございます。生命の根源であり人が健康で生きていくための基本である食について、人それぞれが問い直してみる時期に来ているのではないかと考えております。

食の安全を考えた場合、自らつくることが一番よいということでございますが、地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消を進めることは、食料自給率の向上はもちろん、食品の安全性の確保や農産物の生産拡大など農業振興面でも大変有効であると考えております。町民の日常に食する野菜を自給できる道筋ということでございますけれども、町ではJAちくまや農業改良普及センター等と連携する中で、野菜や果樹、花卉の栽培を希望する皆さんに、毎月1、2回、2年間にわた

って土づくりや機械の使い方、病虫害の防除方法など農業のイロハから学んでいただくアグリセミナーを開催するなど、技術的な支援に努めております。

また、農地を持っていないものの自家用に野菜等を栽培したい方には、地域の農業に精通された農業委員さんが中心となって農地の斡旋をしております。さらに味ロジわくわくさかきの皆さんがねずみ大根等の野菜やりんご、ぶどうなど町内で生産された農産物を原材料に使用した農産物加工品を生産し、そしてそれら加工品の多くが町内で販売されております。町といたしましては農産物加工を支援することによりまして、これら原材料向けの野菜等の栽培が増加することを期待しているところでもございます。

当町は降水量が少なく、土壌も肥沃とは言い難い地域もあることから、野菜栽培が難しい一面もあろうかと思いますが、農業支援センターを中心に農業委員会、JAちくま、農業改良普及センターなど関係機関と連携する中で推進してまいりたいと考えております。またこれから建設を進める食育・学校給食センター等とも連携する中で、町民の皆さんに食について考えていただけるような情報提供、PR活動、啓発活動も進めていければと考えております。

次に、まず山林への道の確保というご質問でございます。

日本の林業につきましては価格の安い輸入木材に押され、長らく低迷をしてきておりましたが、最近になって外材の高騰や高性能林業機械の導入による生産性の向上などにより、国産材の需要が高まっており、木材価格もわずかではございますが上昇傾向に転じてきております。しかし、森林の所有形態や地形、人件費など条件は引き続き厳しく、行政による物心両面からの支援が必要な状況に変わりはございません。

こういった状況下、山林への道づくりも大変大切であろうというふうに考えております。春日議員さんが言われましたような道を私どもでは作業道と呼んでおるわけですが、高性能林業機械を使用した間伐計画の中には作業道も含めることができますし、この間伐計画が補助事業に該当すれば作業道も補助対象ということになります。長野県森林づくり県民税への対応もございまして、今後、里山での間伐を進めてまいることになろうかと思っておりますけれども、その際には作業道の開設も含めて関係の皆さまと協議をしてまいりたいと思っております。

次に第4次総合計画をより充実するための施策ということでございますが、その中の県森林づくり県民税の用途につきましてご質問をいただいているわけですが

も、これにつきましては現在、県議会で審議が行われているというところでございますし、今詳細については県において作成中ということでございます。従いまして概要ということになるわけですが、これについては里山を中心とした森林づくりの推進、市町村の森林づくり関連事業への支援、森林づくりに対する県民理解の促進の3点に配分されるというふうにされております。このうち、直接町に還元されると考えられるのは、さきの市町村への支援事業、森林づくり関連事業ということでございます。配分される金額がまだはっきりしてございませんが、人口や面積等による基本配分枠と間伐計画等による重点配分枠を設けて、今後、県民の参加により設置される森林づくり地域会議の意見を踏まえ、決定されるということでございます。

森林整備の推進、間伐材の利用促進、地域住民の森林づくり活動への参加促進などが対象になるということでございますので、森林整備が促進されるような事業計画を今後検討してまいります。

次に、間接的な配分として考えられておりますのが、里山を中心とした森林づくりの推進ということで計画されているところであります。これは森林組合などの林業事業体が主体となって実施します里山を中心とした森林整備に対して交付されるものでございます。当町におきましては比較的奥山のこういう団体有林の整備が先行しておりまして、集落周辺の個人有林の整備がなかなか進んでおりません。関係集落のご協力をいただき、所有者のご理解をいただく中で里山整備のための条件整備や作業道も含めた間伐等の事業が導入できればと考えております。

8番（春日君） 順次、第2の質問をいたします。

1番の徴税の強化についての部分であります。課長の答弁は悲痛な声にも聞こえなし、やればできるというような含みのある答えにも聞こえたわけでありまして。それで、この部分である程度の踏ん切りがつくであろうよというようなことが、ちょっと私が調べてみましたところ、そういうことがありましたのでちょっと例としてご披露いたします。

県内の各自治体の新年度予算は、市税の主なものを拾うと千曲市では2.8%の増、東御市では何と9.6%の増、伊那市では2.5%の増、茅野市では個人市民税は1.3%の増、法人市民税は2.1%の減とあります。

理由は景気の減速を見越してとあります。自治体によりさまざまな見方や見直しはあるにせよ、坂城町と相通ずるところもある茅野市の見通しも注目すべきところ

ではないかと思うわけであります。そこで、より徴税の強化が求められるのであります。

例として小諸市では、おとし対策本部を設置したということであります。差し押さえも始めたということで、合わせインターネット公売も始めたというわけであります。徴収員もおられるということで、結果として徴収率はもちろん上がったということであります。このことを新聞では見出しには「未収対策で市税が3.5%増」と、こうありました。その中身の記事には、未収対策による収納率の下げ止まりが見られ、市民税や固定資産税の増加を見込んだとあります。

坂城町も恒久的な取り組みとして納税者の理解を得る、それを続けるべきものと思うが、そういう面での答えは町長にお願いしたいのであります。

それから2番の下水道のところでございますが、これも例をとると、新聞に小諸市の予算、これは拡大の部に浄化槽設置整備に8,105万円とあります。合併浄化槽設置に市単独の上乗せ補助を行い、6,100万円増の8,100万円を盛ったとあります。この見出しの中身は、今回の予算は100基分としてあります。向こう5年間続ける予定というものであります。もちろん、認可区域外ではあります。聞けば、ここは公共下水道も農集も、そして合併浄化槽も設置されているが、使用料の差が出ないようにと維持管理費の恒久的な均一化を図っていくということであります。

公共下水道で1つの設置費に対して、合併浄化槽ではいわば数十個分の設置ができるという、こういう開きがあるわけでありまして、こんな例を見ればできるところから早くやればいいのにということを私は考えるわけでございますが、この点に対しても町長の答弁をいただきたいのであります。

それから3番目の農林業の件でございますが、町長は、生きることの原点でもある農林業への熱き思いをおちこちに込められていたお話をしていただいたということでございます。町長の気持ちを無にしないように、担当課ではどんどんと策を練って前へ進めてほしいと、こう思うところでございます。

時間は少なくなりましたが、1つこのところで課長の答弁が割合に人頼みのところもあったように私は思いました。というのは、これはアグリセミナーもよしと、それからこれは共生の影があまり見えないわけございまして、坂城町の行政には優秀な職員がおられるわけございまして、すべて計画から実行まで坂城独自の方策としてこれができないものかと。10年の大計を立ててみて坂城町の野菜の部分

は全部坂城町でどうにかするのではないかと、こういう大計を立ててもらいたいのであります。

半分は先ほどの答弁でいいと思いますけども、なんで私はこういうことを申し上げるかといえば、坂城町では花づくりのために街角に、種を差し上げますと、つくり方も若干教えますとそういうことを行政が踏み込んで、花づくりに一生懸命になってもらった結果、そのすばらしい坂城町の花の部分が浮き彫りにされてきたということでございまして、そこをほかの団体の、例えば中には経済団体もあるけれどもそのような団体をお願いをすとか、力を貸してもらおうとかそんなことではなしに坂城独自のお話として前へ進めていただくことはできないんだろうか。これも町長にこの部分のお答えをいただきたいのであります。以上で2回目の質問を終わります。

町長（中沢君） いくつかの再質問にお答えいたします。

最初に、町税の収入状況、きわめて遺憾な状況にあることは承知しております。税の公平性という観点からもより徴収率を高めていくと。町独自なこととして企業の倒産等焦げつきもあることも事実でございますが、今回、県とともに収納体制を整えるということでもございますので、そういった機会をよくとらえまして、生かしながら進めてまいりたいとこんなふうに思っております。

下水道に関するお話でございますが、先ほども申し上げましたように早くいろいろと下水道が整備されるということが、町の重要な課題でもあるわけでございます。いろいろな手法を研究してみたい、こんなふうに思いますし、近く、下水道の県の関係機関とお話し合いをすることにしております。そうした中で手法そのものもより効率的な方法を模索してみたいなど、そんな考えを持っております。

農林業につきましては、坂城町がよりよい町だということが産業に優れているということでございます。工業はもとより農業が、あるいは林業があればこそそこに調和がとれているところでもございます。そういった観点を踏まえながら、それにいたしましても自給自足あるいは地産地消、さらに外に発信する新しき産物の創造等、力を合わせてまいりたいとこんなふうに思う次第でございます。

産業振興課長（宮崎君） 農業への取り組みというような部分でございます。

ご案内のとおり、わが国の農業については深い伝統と農業国というそういうスタートから来ているということで、これを進める関係でたくさんの団体もできて、支援組織もできているわけでございます。例えばJA農業協同組合しかり、今の支援

センターもそうでございます。そういう中で町の職員が自らいろいろな技術指導ですとかそういうようにするにこしたことはないという部分でございますけども、やはり今のところ、私は政策的にこれらの団体と連携しながらやっていくのが一番大事だというふうに考えておるところでございます。

私ども産業振興課ということであらゆる部分の中で取り組んでいかなければいけないという部分もございます。その辺をご理解いただきたいというふうに思います。ただ、農政を預かるということの中で、町民の皆さんにご迷惑をおかけしない等のことを努力していきたいと。引き続き関連団体等と連携をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

8番（春日君） 終わりにになりましたが、給食費の徴収率は100%に達しているということであります。税と給食を同一視はできませんが相通ずるところもあるというわけであります。時間はかかったが人間の信頼関係をまず築くことだという貴重な体験談も謙虚に耳を傾けるのがよろしかろうと私は思います。

農村の未来を描くのに、手っ取り早い処方せんなんてものは存在いたしません、すぐにでも何らかのアクションを起こさなくてはこのままでは時間切れになってしまわないかと私はしきりと危惧するところであります。以上で一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時58分～再開 11時10分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、4番 中嶋登君の質問を許します。

4番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

くじ運がよかったのか悪かったのか、今議会一番最後の一般質問でトリをとらせてもらいます。

6月議会より一問一答となりますので、まさに本当の大トリとなりましたので、町民の皆さまが喜び、また町民益が大となるようなご答弁を求めるとともにお願いをしておきたいと思っております。

1. ノー・テレビデーについて

イ. 保育園児から中学生までテレビを見ない日を

昨年の12月議会でも取り上げました清川輝基先生が推奨するノー・テレビデー、

ノー・ゲームデーの日を月に1回制定して、町ぐるみで取り組んでほしいと質問をいたしました。おさらいをしてみると、テレビやゲーム、パソコンなど長時間使用していると特に子どもの脳に悪い影響を及ぼし、前頭葉が働かなくなってしまうということが最近の科学的データでわかってきたとのことでございます。また視覚の部分しか働かなくなるので、今の子どもたちの脳に異変が起きており、昔では考えられなかった引きこもりであるとか不登校であるとか、またちょっとしたことでキレるとか、簡単に子どもたちや家族をゲーム感覚で殺してしまうという大変な時代となっております。

詳細は前回お話をしましたし、また最近ノー・テレビデーについてのマスコミ報道等がありましたので、このぐらいにしておきたいと思います。

前回、町長にお尋ねをいたしましたら、町長自身も言いたいことは沢山あるがこの問題は教育委員会での答弁だと言われましたので、今回、教育長にお尋ねをいたします。

2. 古文書について

イ. 古文書の全町リスト作成を

昨年はNHKの大河ドラマ「風林火山」の中で信濃の猛将村上義清が大活躍をしたことにより、全国的に有名になり再認識をするとともに末代まで伝えていかなければいけないと思います。そこで、ふるさと歴史館の活用であります。町長がいつも言っておるように、村上義清を検証する場所であってほしいとのことで、義清に関する展示物の収集はだいぶ充実してきております。私事ではありますが、協力できればと思い、浮世絵の3枚つづりで村上義清が砥石城で武田信玄を打ち破り、大勝利をした図で、俗に砥石崩れの図といひます。この作品はふるさと館や3年ほど前より私は寄託をしております。昨年は大勢の人に見ていただき、大変、町民の皆さまに喜ばれたとのことです。ですから、議員を辞めたとき、ふるさと館に寄贈するつもりであります。

本題に入ります。今お話ししたように坂城町は歴史のある町ではありますが、例えば今もお話ししました村上義清の古文書などは偽物が多くあるようですが、本物は3点のみであります。1点は諏訪上社に祈禱を依頼した村上義清の古文書、これは書状でございます。これは個人所蔵、保管先は茅野市、神長守矢資料館にございます。

2点目でございます。小林平四郎に宛てた村上義清、これも書状であります。こ

れも個人所有ということで、保管先は群馬県立歴史博物館にございます。

3点目であります。河上式部丞に宛てた村上義清、これも村上義清の書状であります。これも個人所有ということでありまして、個人が保管しており、この書状は岐阜県の方が個人的にお持ちになっているということでございます。

今お話ししたように、この3点本物、これだけしか今のところ発見されていないようでございます。まことに残念なことに坂城町には1点もありません。

このようなことを考えると、村上義清の古文書は別といたしまして、坂城町は北国街道とともに栄えてきた場所なので、江戸はもとより一部戦国時代の古文書もまだまだたくさん残っているようですが、またその裏で新しい家を建てて代替わりをしたときに古いものは全部処分してしまったというようなお話も最近よく聞きますが、ある専門家の先生が言うには、まだ今のうちなら間に合うということでございます。ですから、早速古文書の全町、言うなれば古文書の戸籍、リストを町で早急に作成できないかをお尋ねいたします。

ロ. 古文書図書館を

大切な古文書なので全部これをコピーして、町民の皆さまが閲覧できるよう古文書図書館を、これは例えばでございますが坂木宿ふるさと歴史館内に併設できないかをお尋ねを申し上げます。

3. 保育園跡地について

イ. 貞明、旧南条保育園跡地の有効利用を

この案件につきましては、平成15年より同僚議員を含め4回一般質問をしております、今回はその5であります。

平成15年6月議会の私の一般質問では、新南条保育園建設にあたりミニ公園をつくり、あとは分譲をかけて売ってしまうというご答弁でございました。その後、区長との話し合いの中で白紙撤回をしているとの経過もございます。また平成18年7月、ミニ公園整備については町と折衝したときに、公園については残す樹木やベンチの位置、防護柵の位置等については合意の上で建設がなされましたが、ごみステーションの対応、避難場所の対応については道路代替地等、跡地全体の利用計画を検討する際の課題とするということで今に至っているとのことを元区の役員の話も私は聞いております。またこの間、2人の区長さんが代わっており、今の区長さんは3人目で大変苦慮なされておられるのも事実かと思えます。

さて、新給食センターの建設に伴い、貞明、旧南条保育園の跡地を分譲地にする

ようでございますが、両跡地とも今わかる範囲の詳細説明をお願いいたします。これで、第1回目の質問といたします。

副町長（柳澤君） 保育園跡地について、貞明、旧南条保育園跡地の有効利用に関してお答えさせていただきます。

貞明保育園及び旧南条保育園跡地の利活用につきましては、過日、柳澤議員さんの給食センター建設に関わるご質問において、町長から町の基本的な考え方を申し上げたところでございます。

ご案内のように当町における保育園整備は、昨今的な課題である少子化への対応とともに働く町としての雇用確保といった、坂城ならではの特性を考慮し、保育園運営審議会の審議結果を踏まえながら保育環境の充実に努めてまいったところでございます。具体的には平成5年度から着手した村上保育園の移転改築を皮切りに、平成12年には坂城保育園の全面改築に着手、そして貞明、南条保育園の施設整備には1小学校区に1保育園ということが望ましいという審議会答申を尊重する中で統合保育園の建設に向けて関係する皆さんから多くの建設的な意見をお伺いしながら、平成17年10月に開園となった次第でございます。

このような施設整備はもとより、事業の執行に際しましては、常にスクラップアンドビルドを基本に、見直すべきものは見直し、改めるべきものは改めると、そしてスリムで簡単な行政機構の仕組みづくりを一層求められるところでございます。村上保育園の移転改築においてもこの考え方を踏襲して跡地の売却処分を行い、新南条統合保育園の建設に際しても、それぞれ跡地の一部は建設経緯等を踏まえミニ公園化して検証する仕組みを取り入れながらも、基本的には売却処分を行うという方針を示してまいったところでございます。

こういった町の姿勢に対して、平成15年11月に地元中之条区から跡地すべてを多目的広場として存続してほしい旨の請願がございました。また、議会におきましても幾度かご質問をいただいた経緯はございますが、終始、町の基本的な考え方については一貫したお答えをしてきたところでございます。そして貞明保育園跡地につきましては、平成18年度に特定財源を確保しながら地域コミュニティの増進に寄与しようとするミニ公園整備を行い、現在に至っているところでございます。

一方、学校給食センターの改築につきましては、これまでも検討委員会を設けて施設のあり方や運営方法等について調査研究を進めてきたところでございます。

老朽度の進捗や特定財源の確保について検討を進める中で、県あるいは国から教

育施設整備の助成措置に加えて、現在取り組んでいる国土交通省のまちづくり交付金事業に織り込める手法をご指導いただきまして、先般のアンケート調査の結果により計画の中に位置づけて、来年度から事業化を図ってまいりたいという方向でございます。

そうした中でございますが、両保育園跡地の処分は従来から町が取り組んでいる行財政運営の方針により行うものであり、給食あるいは学校給食センターの財源確保のためではないということをご理解いただきたいと思います。

なお、簡素で効率的な自治体経営につきましては、坂城町行財政改革推進計画を基本に取り組んでいるところでございます。こういう財産の取扱いにつきましては、適正な管理と積極的な利活用を図り、歳入の確保や健全な行政運営に資することを目的に平成18年5月に、公有財産利活用検討委員会を設置し、現況調査等から着手しているところでございます。具体的な検討事項につきましては、適正な財産管理及び効率的な運用に関する事、普通財産の売り払い及び貸付に関する事、不要な行政財産の利用と廃止等に関する事、公共施設の統廃合等に関する事の4つを柱に各課から若手職員を中心に委員を選任し、実効のあるワーキング組織として活動を目指しているところであります。

今後、道路の新設、改良などに伴う廃土敷の処分、あるいは行政施設についても設置目的、利用状況、そして達成度等を見直し、適正かつ効率的な公有財産の運用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

貞明、旧南条保育園跡地を売却処分するといった考え方は、すでに統合保育園の建設時に資産を置き換えたといった見方もできるところでありますし、特に維持管理経費を伴う有形財産について、今あるものは将来にわたっても永続的に残すといった固定的な観念では行財政運営が立ち行かないという状況もまたご理解いただきたいと思います。両保育園跡地の方向性についてでございますが、概ね4分の1程度をミニ公園と整備し、残りについては売却処分する方針に変更はございません。具体的には町土地開発公社へ売却する中で住宅地分譲として再生を検討しているところでございます。時期や区割りといった具体的な内容については、土地開発公社と詳細を調整しながら取り組みたいと考えているところでございます。

特に貞明保育園跡地につきましては、現在、事業を進めている都市計画街路事業の代替用地としての活用を最優先することが急務でございます。いずれも都市基盤整備や快適な住環境の整備といった町の事業として取り組む中で、格段のご理解と

ご協力をお願い申し上げます。

教育長（長谷川君） ノー・テレビデーについてというご質問にお答えを申し上げます。
と思います。

議員さんから提案のございました、ノー・テレビデーという提案とある程度とい
いますか非常にといいますか似た提案が、平成12年に長野県教育委員会から提唱
されております。それは「共育クローバープラン」という提案でありまして、この
共育というのは学校教育の教育ではございませんで、共に育つという共育でありま
すが、そこで4つの提案をしております。

その内容を見ますと、「長野県のすべての子どもと大人が共に学び、共に育つこと
を願って、『本を読む、汗を流す、あいさつ・声がけをする、スイッチを切る』の4
つの活動が、学校でも家庭でも地域でも、日々の暮らしの中で地道に実践されるこ
とを目指したい」という提案であります。このうちの4番目のスイッチを切るの中
身としましては、テレビ、ゲーム、携帯電話のスイッチを切って、家族や仲間と会
話をするということが狙いでありまして。そしてこのクローバープランは、「この4つ
の活動が土に水がしみ込むように広がっていくことを願っている」というふうに、
県の資料には書いてあります。

議員さんからご提案をいただきました、子どもたちを電子脳から守るという活動、
これは大変大事な活動であると思っておりますし、さらにそこに今のクローバープランの
中のスイッチを切るという中で狙っていますテレビやゲームのスイッチを切ること
によって、家族や家族同士の会話を増やしたり、家族のきずなを深めたり、仲間と
してのきずなを深めたり、みんなでそういう意識を持とうではないかという点で、
私も同感な念があります。

そう考えたときに、今の保育園から中学生までテレビを見ない日をというところ
にちょっとひっかかりがありまして、できましたら家族そろってテレビを見ない日
をとというような提案として、受け止めさせていただければありがたいなと思
います。

12月にこの件につきましては課長からお答えを申し上げます。そしてそれ以
後、機会をとらえましてノー・テレビデーの取り組みの必要性をお話しさせていた
だきたいということで、今まで取り組んでまいりました。取り組み方法としてはい
ろんな場でそういうことをお話しさせていただいて、教育委員会が主導というこ
とでなくて、町内の多くの団体の皆さんがノー・テレビデーということに賛同して
いただき、運動を進めていただければというような願いで行ってきたわけでありま
す。

前回の12月からあまり時間もございませんでしたので、そういうことを申し上げた場は少ないんでありますが、具体的には2月5日に行われました、坂城町PTA連合会と町行政との懇談会という席がございました。そこで町のPTA活動として、ノー・テレビデーについて検討していただき、皆さん独自の活動として取り組んでいただけないかということをご提案申し上げました。「子どもが危ない」というビデオテープも用意してあります。学級PTA等で学習する場をぜひ持っていただきたい。こんなお願いもしてまいりました。

このお願いが功を奏したかどうかわかりませんが、「子どもが危ない」のビデオ利用の問い合わせが先日ございました。少しずつではございますけれども、ノー・テレビデーに目を向けてくださる方が出てきているのかなという思いでうれしく思っております。これからも機会あるごとに働きかけていきたいと思っております。中嶋議員さんをはじめ議員の皆さんも、この提案にご賛同いただけるならば、ぜひそれぞれの地域で機会をとらえて働きかけをしていただければありがたいというふうに思います。

教育文化課長（西沢さん） 2. 古文書についてのイトロについてお答えいたします。

古文書は町の戦国時代や江戸時代における政治や交通、地名などを知る上で欠かせない文献資料です。この古文書は当時、役所的な職務を担当していた名主などを努めたお宅に残されていることが多く、今までに長野県史や坂城町史の編纂時に所有者のリスト作成や内容について調査した経過がございます。

この結果をもとに、江戸時代の幕藩体制や幕府の直轄地であった天領時代の様子、坂木宿や鼠宿の歴史などを調べたものが長野県史や坂城町史にまとめられています。古文書は今使われている文字と異なり、当時の文字で書かれているため内容を知るためには古文書の読み方を勉強しないと読むことができません。従いまして内容を容易に知ることができず、古文書の持つ重要性が理解していただけないという文化財保護上の難しい問題点がございます。また、古文書自体が紙に書かれたものなので破損しやすく、燃えやすいなど処分するということが簡単にできてしまうため、散逸などにより町の重要な歴史を調べることができなくなっているということも事実であります。

現在、坂城町史作成時につくった古文書のリストが教育委員会に整備されております。ただし、このリストは残念ながら坂城町全部のお宅を網羅しているものではありません。このような状況の中で、平成12年度から少しずつではございますが、

中之条地区の坂城陣屋関係の古文書を持っているお宅の古文書などを期限限定でお借りし、有識者の先生方のご協力のもと、古文書のリストづくりを進めてきているところです。でき上がったリストは教育委員会とのお宅に置いて、そのお宅には所有されている古文書の内容についての説明、また今後の末永い保存についてお願いをしてきているところです。今後も継続して古文書の重要性をさらにアピールして、町内に残されている古文書がなくならないように努めてまいります。

また今後、このリストの整備に際し、組織や方法論を検討して、現在の古文書のリストの整備がさらに進んでいくように検討してまいりたいと存じます。

なお、この古文書につきましては、現在、歴史の研究のため問い合わせ等があった場合、現在も整備を続けているこのリストをもとに所有者への仲介、紹介を行い歴史研究の発展のために協力しているところでございます。

古文書の保存や活用につきましては、古文書自体が個人のものであるということから教育委員会で所有者にお願いをしてお借りして、調査活用を進めていますが、すべてのお宅の古文書を一堂に集め、閲覧に供することは現在の状況では難しいことと思われまます。今後は古文書研究あるいは江戸時代の当町の歴史研究の進展のために、古文書を所有している方々のご理解、ご協力を得られるよう努力してまいりたいと考えます。

また、これらの古文書を一堂に集めて、坂木宿ふるさと歴史館で閲覧できるようにということですが、坂木宿ふるさと歴史館は1階に信濃村上氏の展示を、2階には北国街道坂木宿の展示を行っており、町内の古文書を閲覧するには手狭になってしまいます。今後は公文書館的な施設の整備を検討しつつも、古文書を調査していただける調査員のさらなる育成、また散逸を防ぐための呼びかけ等を実施して、古文書の重要性を理解していただけるよう検討してまいりたいと考えています。

4番（中嶋君） それぞれご答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

ノー・テレビデーにつきましては、今教育長からもお話がありましたように家族も巻き込んでのそういうお話、それはとってもすばらしいことだと私は思います。やはり子どもたちだけよりも家中でやっぱり協力しないと、これからまた野球なんか見るような時期になれば、そのときに晩酌しながら親父は見たいと、そこで子どもがというようなことはちょっとこれはいかがなものかと思ひまして、当然それは親父もあれです、テレビを切って我慢をしなければいけないとそういうふうに思ひます。

このノー・テレビデーにつきましては、1月24日、坂城男女共同みんなの会と女団連との合同の町政懇談会の中でも話が出たと聞いており、大勢の町民の皆さんも期待しているということを聞いております。ぜひ教育長、またこれは今期より取り組んでいただきたいと思います。場合によっては町長にもお願いして、条例を考えてもいいのではないかと私は思っております。

次、古文書についてでございます。今教育文化課長から事細かくいろいろご説明をいただきました。これは昨年秋から株式会社まちづくり坂城の主催で、皆さんもご存じのように歴史講演会というのがございまして、坂木街道塾というのが開催されました。これは第1回目には「北日名経塚をはじめとした坂城町の信仰」ということで、学芸員である助川さんのほうから講演をしていただきました。第2回目は「信濃総大将村上信貞と坂木」、これも同じく坂城町の学芸員でございます宮下さんのほうからのご講演でございました。3回目は「葛尾城と県内の山城」、これは長野県文化財保護指導委員ということで、村上の浅野井先生をお願いをいたしました。4回目は「長谷川安左衛門と坂木」ということで、これは歴史研究家でございます山崎仁先生にご講演をお願いしたということでございます。それから第5回目は「坂木宿と新地・鼠宿の争い」ということで、これはわが町の坂城町副町長でございます柳澤副町長からご講演をいただきました。またこれはひとつ宣伝、コマーシャルになりますが、3月11日には「明治天皇の行幸と坂木」ということで、これは元坂城町教育長でございます大橋先生からご講演を承るという予定でございます。これは中心市街地コミュニティセンターの2階の多目的ホールで行われたものでございます。

今まで申し上げましたように、5回の講演会が開かれておるわけでございますが、何と延べ人数は193名という大勢の皆さまがお見えになりました。年配の人が多いいろっていたら若い人も、また女性も大勢おりました。もちろん皆さん、古文書が大好きな人たちであると私は思います。ですから古文書のリスト、図書館を早急にお考えをいただきたいと思います。この辺のところはお金もかかることですので、町長からご答弁をお願いしたいと思います。

先ほど副町長に事細かに保育園跡地について、いろいろ経過のお話をいただきました。今まで、町、区と5年間のやりとりの中でいろいろな意見を私なりに整理し、ちょっときょうは箇条書きにしてみましたのでご報告をしたいと思います。

資源ごみの分別場所が近くにないのでつくってほしい。また、宅老所が隣にある

ので老人と子どもが触れ合う広場としてミニ公園、480坪くらいは残しておいてほしい。

当時、昭和40年、町財政が逼迫しているとき、貞明も旧南条保育園も大きな浄財をいただいております。貞明保育園は当時、名誉町民であった鈴木直三翁に1千万円、中之条、南条区民から300万円、町からは先ほども言いましたように大変逼迫していた時代ということで200万円をいただいて1,500万円で購入し、建築費に充てております。ちなみに今のお金に直すと50倍にするんだそうでございます。1千万円ですから鈴木先生のご寄付したのは何と5億円でございます。土地面積は3,200㎡、960坪です。それから旧南条保育園はあの大きな門がある屋敷を全部、小滝さんよりご寄付をいただいたものでございます。土地面積は2,400㎡、720坪でございます。

中之条の複数の知識人が言っておりますが、坂城町では一番大きな区、約800軒ございます、中之条区は少なくとも2カ所に分区をしなければいけないという話も出ているようでございます。これはそんなに簡単な問題ではありませんが、将来を見据えて第2公民館用地としても、視野に入れておかなければいけないと私は思います。ちなみに地元25組合、26組合周辺だけで約200軒ございます。まだ増えている状況でもございます。この間、近くで1軒新築もなされておるわけでございます。

坂城町初の自主防災組織火の見会を今年から中之条区は立ち上げました。元第2自動車分団、元第4分団、分団長OB約30名であります。もちろん私も入っております。一朝有事、大災害が起きたとき、消防団員が少なくなっている昨今、中之条消防団の後方支援を行う予定でございます。このような取り組みも中之条区では進んでおります。このようなことも鑑みて、中之条区南地区において200軒もあるのに避難場所がありません。こういうことも視野に入れておかなければいけないというふうに私は思っておるものでございます。

また、少子化時代に入り、土地開発公社の分譲において努力をいただいておりますが、残りの分譲地は開畝地区を入れずに10カ所でございます。全部で30区画がまだ売れ残っております。売れていません。金額は約3億8,660万円ぐらいでございます。これ以上増やすのはいかがなものかと私は思います。林議員も昨日、新聞報道による土地開発公社の問題を取り上げておりましたが、各市町村縮小傾向の中、開発公社の荷がまた重くなるように私は思われます。できれば最小限

にとどめておいていただきたく思います。

また、柳沢昌雄議員のご質問に町長もご答弁をしておりました、給食センター建設の財源論もわからないではないが、もう少し譲歩をしていただきたいなと思います。

産業通り坂都1号線の拡幅工事による移転をお願いしている、M電気さんの代替地としての北側だけにしておいてほしいと私は思うものでございます。L字型分譲とせず、Iの字分譲として要望をいたしますが、町長の思いやりのあるご答弁をお願いいたします。以上、2回目の質問といたします。

町長（中沢君） いくつかのご質問があったわけですが、第1回の質問に関連するものに限りご答弁申し上げます。

まず、ノー・テレビデー、お話の中で条例ということまで期待しているようですが、こういった活動は家庭あるいは学校、そういうところから地道に起こることがまず大事でございます。私は、よく町村において青少年育成のために有害条例をとかいろいろあります。町の町政を進める中ではできるだけ枠がないということが1つの考え方を持っておりますので、条例に馴染むものとは考えておりません。

次に古文書の関係でございます。いろいろな研究会があつていろいろ勉強されております。歴史を学ぶことはその学ぶことよりもそれを糧に、さらに未来にどうつなげていくかこれが大事であるという思いを持っているところでもございます。そうした中で着々と村上義清に係ること、あるいは坂木宿に係ること、いろいろ勉強していただいているということには敬意を表するところでもございます。古文書、これも散乱しては困るわけですが、この件については教育委員会、特に学芸員にどういう手法が一番いいのかということを常に検討するよう申し述べております。

次に、いろいろ貞明保育園あるいは南条保育園の跡地というお話でございます。この問題につきましては、いろいろ進めていく経過の中で、鈴木先生あるいは小滝先生、いろいろ貢献してもらったんだよと、その足跡だけは残さなければいけないということ、この思いと、これは中之条地区あるいは新地の皆さんと共有しております。そこで考えたことは4分の1程度につきましてはそういった面にと。先ほどちょっと新地で申し上げましたが、町横尾でございます。町横尾の皆さんといろいろ話し合った経過がございます。じゃあその4分の1の中でどういうふう先生を

継承し、そして地域に定着させるかということで話し合われた経過がございます。中嶋議員が地元でいろいろな要望もお聞きし、また対応していることも承知しておりますし、そういった声は私の耳には届いております。

考えてみますと、町のいろいろな公有財産というものをどのように生かすかということ、また別途な手法もあるわけがございます。今お話のあったように真明保育園については一部、あそこの道路の拡幅に合わせての対応、そしてまたその地域がきわめて住宅地にということ、さらにまた地元から住宅地として利用させていただきたいという要望等々、多々ございますので、既定の方針に従って進めさせていただきたいと思います。なお、中之条地区あるいは入横尾地区のそういったことに関するまちづくりについては精一杯頑張りたいと思います。

4番（中嶋君） 今町長からお答えをいただきました。

どういうところから4分の1という、今の跡地の問題ですが、あれしたかちょっと私もその辺はまだ研究不足でございますが、全部くださいとかそういうことは言っていないわけです。最初は全部だということで、中之条の5年ぐらい前のときに区長さんをやられていた部分からはそういうお話も出たり、いろいろありましたが、そうはいつでもやはり地域の状況、そういうことを考えればそんなことは言っていられないよと。全部欲しいなんて言っていられないよと。その中でだいぶ譲歩した中でせめて今の480坪ぐらいは何とかしていただきたいなど。先ほど私が申し上げたようなこともいろいろ鑑みて、できれば町長、もう一踏ん張りお考えをいただければ幸いです。

それからノー・テレビデーについては、町長に今強く伝わったかなと。私の思いがしてやったりと、私は思っています。そういう町長、条例がどうのこうの言いましたけど、あれは私がやったんです。そのとおりです。ですから教育長、心してお願いいたします。

とにかく今回3件の質問はすべて町民益を考えてのご提案であり、要望であります。町長の言う、今も大切ではありますが、5年、10年、また、びんぐしにあるタイムカプセルを開けられるころまでの未来を見据えた行政をお願いしていただくとともに、汗を流し、智慧を絞り、将来に禍根を残さないよう要望いたすものでございます。

最後に一句添えます。各地区が 元気になるのも 町しだい、各地区が 元気になるのも 町しだい。

以上で私の一般質問を終わりといたします。

議長（池田君） 以上で、通告のありました12名の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時55分～再開 午後1時30分）

議長（池田君） 再開いたします。

日程第2「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」以下19件の議案については、すべて去る3月4日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎日程第3「議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第4号 坂城町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第5号 坂城町後期高齢者医療に関する条例の制定について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（池田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11番（円尾さん） 議案第5号「坂城町後期高齢者医療に関する条例の制定について」反対の立場より討論いたします。

この条例は4月1日から導入されようとしている、後期高齢者医療制度の創設に伴い条例制定がされるものです。この制度は06年6月に自民、公明党により強行採決で可決成立した医療改悪法がもとになっています。この制度の狙いは、後期高齢者の医療費を2025年までに30兆円から25兆円に、5兆円を減らすことに目的があります。

しかし、日本の医療費の水準はOECD（経済協力開発機構）の30カ国中、22番目であり、国際的に見ると医療費は低いほうです。この制度は75歳以上の人が全員、65歳から74歳の寝たきりや一定の障害のある人を対象とした制度であることをご承知のとおりです。後期高齢者は治療が長引き、複数の病気にかかっている、認知症が多い、いずれ死を迎えるの3大特徴があるとして、75歳という年齢で医療内容を区別しました。保険制度を持つ国として、年齢でかけられる医療に差をつけることなど世界に例を見ません。

保険料は収入ゼロの人を含めて全員が払います。しかも月1万5千円以上の人は年金から天引きです。軽減措置はありますが、世帯全体で判断するため本人の年金が少なくても世帯主に一定の収入があれば軽くなるはなりません。また保険料は2年ごとに改定です。後期高齢者が人口に占める割合が増える、医療費が増える、それが原因となって保険料に反映され、値上げされるシステムになっています。高齢化が進む中で保険料の値上げは火を見るよりも明らかです。その上、健診も変わり、実施義務からやってもやらなくてもいい努力義務になります。

以上のように非常に問題点の多い制度です。高齢化社会を迎えて高齢者を苦しめる制度はとて容認できるものではありません。制度の廃止を求めるものです。

少子高齢化の中で、若い人が負担していくのは大変だから仕方がないのではとよく言われますが、高齢者の方は長い間社会に貢献してきました。また、年齢の高い人も収入によって応分の負担をしています。要は、税金をどう使うかによって方向が決まってくるものだと思います。社会保障は国が責任を持つべきだと考えます。

以上、後期高齢者医療制度の問題点を指摘して、条例制定に反対いたします。

議長（池田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

「質疑なく、討論終結（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第6「議案第6号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第7号 特別職の職員等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第8「議案第8号 坂城町税条例の一部を改正する条例について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（池田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11番（円尾さん） 議案第8号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」、反対の立場より討論いたします。

この条例は後期高齢者医療制度の導入に伴い、国保税の税体系を変更するもので、現在は医療分と介護分に分かれての課税を医療分、後期高齢者支援金、介護分に分けて課税するものです。

それに加えて税率の変更をするものです。平均して4.6%、約9,600円の値上げになることが説明されました。低率減税の廃止や三位一体改革の影響などで税金の負担が大きくなっています。その上、原油の高騰や異常気象の影響、中国ギョウザに見られる輸入食品の安全性への危惧などなどが起因して、物価の上昇が私たちの生活を直撃しています。収入が増えないのに負担ばかり増えていく中で、せめて据え置きの措置をとっていただきたいかと思っています。

よって、国保税の値上げについては容認できるものではありません。税条例の一部改正に反対します。

議長（池田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（池田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

「質疑なく、討論終結（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第9「議案第9号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第10「議案第10号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（池田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11番（円尾さん） 議案第10号「坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、反対の立場より討論いたします。

この条例は、3歳まで医療費の自己負担が2割を6歳まで年齢を拡大する前進面を持っていますが、そのことそのものは評価するところですが、その一方で70歳から74歳までの自己負担を1割から2割に値上げすることが抱き合わせになっています。高齢者の負担増になっていきます。

このようなあめとむちを抱き合わせた改正は容認できません。条例の一部改正について反対するものです。

議長（池田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（池田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

「質疑なく、討論終結（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第11「議案第11号 坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく、（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第12号 町道路線の廃止について」

「質疑、討論なく、（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第13号 平成20年度坂城町一般会計予算について」

議長（池田君） ただちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については各委員会におい

てお願いいたします。また、質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を示されて質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について質疑に入ります。

1番（田中君） 4ページ、歳入の款1、項1、目1と2、それから続けて町税の関係で款1、項2の1でございます。

午前中もそうですし、昨日までの一般質問でも出たんですけども、歳入の関係でございますけども、昨年はいわゆる税制の付け替えとか税源移譲があったということ増収はわかるんですけども、ここへ来てまず町税の関係ですけども、一般的に個人所得が伸び悩んでいるという中で、個人が3、300万円プラス前年を上回っておりますし、法人は結構、昨年秋までは比較的順調というようなこともあったんで、多少考えられるかと思うんですけども、景気がこれからちょっと後退が懸念されている中で、個人がこういう形で増収を計上してあるわけですけども、これについてどういう積み上げをされたか、そういう景気の見通しなりそういうものをどう考えたのかということの説明を求めるものでございます。

それから次の同じ項2の固定資産税の関係でございますけども、これについては9、900万円増収になっているわけでございます。1つは、これは説明のときには償却資産が増えたからということなんですけども、企業会計なんかを見ていると償却資産の場合は投資したときはだいたい特別償却みたいな形で3分の1とか、結構大きく償却しちゃうわけですよ。そうするとその課税対象額になる金額がそんなに、例えばこれでいくと4%の課税とした場合、1億円ということは25億円の設備等が積み上げられたと、企業の段階に。これは実際には企業さんのほうが今までの例でいくと若干多いぐらいですから、個人と半々ぐらいなんですけども、企業のことを償却資産が増えたという説明でございましたので、そういう面からいくとこんなに伸びていいのかなという心配があるわけです。

午前中の質問でも欠損不納も結構出ている中で、いわゆる未済金額も1億8千万円とか結構積み上がっていると。そういう中で滞納分がそういう大きいものならわかるんですけど、滞納金は500万円とか300万円とかという小さい数字なのに、これだけ大きく増収を見込んでも大丈夫なのかということを1つ心配します。

なぜ心配するかというと、非常に下水道会計への繰出しも含めて12億円という土木費があるわけなんですけども、そういう大きな工業投資のいわゆる帳尻合わせと言っちゃ失礼ですけども、そういう面で少し緩く見ているんじゃないかという心

配もするわけでございまして、ちょっとその辺の増収の説明をもう少し詳しくお願いしたいと思います。

総務課長（中村君） ただいま最後にご発言がございましたように、極力計上できるものは計上をいたしたいというところは確かにございます。

まず、個人住民税であります。これはおっしゃられましたとおり税制改革というところがございまして、税源移譲ということがございます。税源移譲の影響を見込み切れなかったという部分が1つあったかと思えます。そういった面で見ますと、若干19年のこの実績からしますと、若干小さ目には見ております。ただ、当初予算、当初予算と比較をいたしますと伸びているという形にはなりません。それから伸びる要素として1つございますのは、19年度については18年課税分が一部入るという部分がございます。これは給与所得者の特別徴収分、4、5月分は18年課税ですが、19年度の歳入になります。同じことが20年のところでもございますので、平年化という部分で多少なりとも余分に見れるという要素はございます。

ただ、今も実は申告を受けているところでありまして。来週月曜日までであります。その結果を受けてなものですから、傾向を見ながらということの中で、こういう計上をいたしております。それが個人分ということでありまして。

法人分でございます。法人分は実はまた後ほど補正で計上をさせていただきますけれども、18年度に比べますとかなり伸びております。伸びておりますけれども、いろいろとそれをベースにというわけにはいかないという事情、それは為替の動向も、昨日5時ぐらいにちょっと止まったようでありまして。けさは103円50銭くらいで始まったようでありまして、円高という要因があったり、それから原材料、燃料、鉄鉱石が60%の上、上がるというようなお話があるわけで、この19年度の法人分の歳入をベースにはちょっと考えられない。そうはいいまして、多少なりとも当初で見たよりは見ておいてよろしいのではなかろうかということ。そうなんですけど、為替なり原材料、燃料なりの影響がどれほど長引き、大きくなるのかというところは見切れませんので、この数字については若干なりとも不安はございます。

それから固定資産税であります。おっしゃられましたように減価償却というところで、法人税、国税ですね、法人税の減価償却の仕方といいますかこれが変わりましたということで、かなり早く償却が進むような形に、これは言えば法人税の減税なんですけども、そういうことがございます。ただし、固定資産税の上での償却の

方法論というのはこれは変わらないということなんで、固定資産税のほうでの影響ということではなく、法人分の住民税への影響ということを県も数字をはじいているところではありますが、償却資産としますと通常部分、おっしゃられましたような企業の皆さん方の部分については、対前年では落とした見積をいたしているところではございますが、ひとつこれはちょっとまったく違うお話になるんですが、ご承知かと思いますが昨年10月1日で長野新幹線開業10周年ということでございました。10年がたちましたということで、これが実は地方自治法の349条の3という、これは本当にたくさん項目があるんですが、12項、新幹線につきまして「全国新幹線鉄道整備法第2条に規定する新幹線鉄道の路線のうち東北新幹線、北陸新幹線及び九州新幹線に係る」というような規定がございまして、5カ年は6分の1、それからその次の5カ年は3分の1という規定がございまして、10年がたちましたら、おっしゃられましたとおり本当はかなり償却をしてしまうんでありますが、それだけ軽減を図ってきているわけでありまして。

しかし、昨年9月30日で10年はたったなとこう考えたわけでありまして。なおかつこれは大規模な償却資産ということで、価格の決定等につきましてこれは課税標準額の決定まで総務大臣のいたすことでありまして、総務大臣が決定をするということになっている部分でありまして、これが概ね4月10日から15日の間に通知がございまして、10年たっていますからなんですが、償却も進んできているということの中で、これまでも納まってきてはおりますが、だいたいその時点の価格の40%ぐらい、3分の1と言いながら40%ぐらい、部分的に特例がかかったりかからなかったりという部分があるんだろうということでありまして、概ね40%近く納まってまいっておりますけれども、それが特例が外れる。特例が外れるということは満額いただけるであろうというように考えるんですが、ただ価格を決定するのは総務大臣でありますから、多少幅は持って、これまで10年間の動向等から算出をしました額よりは若干抑えた額で計上はさせていただいております。

償却されていく額もあるわけですから、ものによってはより償却が進むという部分はこの1年なりの中であり得ないとは限らないものですから、多少余裕は見ておりますけれども、こういった1億円ほど見させていただいて、結果として固定資産、償却部分でそういうことがございまして9,900万円増の計上ということにさせていただいております。

1番（田中君） 何かちょっとわかったようなわからないような面があるんですけど

も、財政の原則である「入るをはかって出るを制す」ということからいけば、見込めるものは見込んでいただいて結構なんですけども、固定資産税、約1億円近い増収ということについて、しかも新幹線の特例が外れるともう償却残で40%簿価というかになっているから、それでもあんまり増税に期待できないんじゃないかと。

それからもう1つ、オリンパスあるいはチクマ精工なども町のいわゆる固定資産対象物件じゃなくなっているということも考えますと、前に全協で聞いたときにオリンパスの土地代の固定資産税が760万円ぐらいあるというお話だったので、そういうことを考えても何か多目だなという気もしたわけで質問しました。しっかりと対象を評価した額については、補足をして収納をしていただくということの希望を申し上げておきます。

それで次、同じ収入なんですけども、これは建設課長にちょっとお聞きしますが、24ページでございます。款20町債、項1町債、目2土木債に臨時地方道あるいは公営住宅、一般施設等の事業債がそれぞれ1億3千万円なりいわゆる起債を起こすわけでございます。これの交付税手当はどのくらいあるかというのをちょっと教えてもらいたいなと思います。

それからもう1つ続けていいですかね。ちょっと私、不勉強で教えてもらいたいですけども、23ページ、款19諸収入、項5雑入、目6、その右側の説明の中の中程に株式会社坂城町振興公社納付金、それとその下に配当金というのがあるんですが、実は6月にもちょっとお聞きしたんですけども、この法令集にあるということだったのでちょっと、1株式会社が納付金を町へ納めるというのはどういう根拠なのかなということもちょっと教えてもらいたいなと思って、ちょっとこれを見たら載っていないと思いますので。そしてその納付金が昨年度は3,450万円ぐらいあったんですけども、今年は予算では2千万円に終わって、約6割近くになっちゃっているわけなんです。なぜなのかという、こういう額についてはどういう決まりなり根拠があるかということも併せて、その2点お聞かせをいただきます。

財政係長（塩澤君） それでは町債の交付税措置率、この関係につきましては私のほうからお答えをいたします。

ご質問のありました土木債の関係、まず臨時地方道整備事業債でございますけれども、これにつきましては、充当率が90%ということでそのうち本来分ということで、通常75%が通常分、それから15%が財対分というふうに2つに分かれております。

それで75%相当の本来分については、交付税措置が30%ございます。それから15%の財対分といわれる部分なんです、これについては50%の交付税措置があるということで、2つに分かれておりますが合わせると22.5%と7.5%ということで、合わせて30%の交付税算入ということになっております。

それから公営住宅建設事業債でありますけれども、これについては100%の交付税措置、充当率が100%ございますけれども、交付税措置はございません。

もう1つは、一般圃場施設等事業債、これについてはまちづくり交付金事業の関係の起債でございますけれども、まちづくり交付金につきましては、充当率が75%で、交付税措置の関係については道路分について10%の措置ということになっております。

企画政策課長（赤池君） 23ページ、株式会社坂城町振興公社納付金のご質問についてお答えいたしたいと思えます。

まず、納付金の考え方でありまして、株式会社で現在、びんぐし湯さん館、振興公社で運営しておることです。また、平成18年度からは指定管理者ということで自治法に基づいてその管理運営を株式会社振興公社にその施設運営、公の施設の運営をお願いしていることですが、運営にあたりましては町と振興公社で基本協定というものを結んでおります。

と申しますのは、当然、施設でございますので将来に向けての維持とか補修とかというものがかかってまいります。会社でいえば減価償却という部分にあたるわけなんです、その部分について納付金という形で町に納めていただいている。それで減価償却費でありますので、毎年少しずつ少なくなってくるということですが、今までの予算組みの中ではその上限額いっぱいその予算措置をしていたわけなんです、最近の状況を踏まえるとちょっとお客さんの入りといいますか、そのお客さんの単価等を考えると下がってきているもので、経営上、減価償却をそのままいっぱいもらってしまうと運営上、厳しい面があるということの中で、当面見込まれる分を今回、20年度においては計上させていただいたこととあります。

配当金の関係についてはちょっと触れられておりましたが、これは昨年度の決算の部分が今年へ来て配当をされたという分でありまして、ご理解いただきたいと思えます。

それからそれとは別に17年度から入湯税、1人あたり30円というのを町に、

これは一般財源のほうへ入っている部分があるんですが、それが約700万円という収入がございます。そういったことの中で、今までを足してみますと相当額、6期を過ぎて、丸6年を過ぎたわけなんですけど、それ相当の減価償却費は町にいただいているという状況であります。

6番（大森君） 款1、項1、目1個人、それと2法人、それから款1、款2の固定資産税の目1、先ほどのところでございますけども、午前の一般質問の中で恐らく触れられたかと思うんですが、ちょっと私もメモしたりしていなくて、ダブるかもしれないからお尋ねしたいと思います。

特に滞納繰越分について、19年度現在の滞納額なりあるいは滞納世帯、そしてその理由がわかればそのこのところをこの3つの目についてご報告していただきたいと思っております。

総務課長（中村君） 申しわけございませんが、人数だけが今ちょっと手元にございませんで、すみません。滞繰分であります。個人分の滞納繰越分、調定額で19年度、4,520万9,205円ということでございます。

2月末で475万7,489円を収納いたしてございまして、収納率10.52%であります。昨年同時期よりも2ポイントほど状況はよろしくないということでもあります。

法人分ではありますが、こちらは調定額、滞繰分調定額580万3,400円で17万4,200円収納いたしております。収納率3%であります。これに関してはわずかですが、0.36ポイント昨年よりはよろしいということでもあります。

次に、固定資産税の滞繰分、調定額が1億3,145万74円ということございまして、826万600円を収納いたしております。これが6.35%ということで、昨年同時期と比べまして1.53ポイントよろしくないという状況でございます。

6番（大森君） 前年度に比べまして、法人分については若干プラスには転じたわけですが、個人分と固定資産という点では、マイナスの収納率ということであるわけですが、大きな原因点についてはどのように分析されているのでしょうか。

総務課長（中村君） 現年分でもそうなんでございますが、県内的にやはり現年分で税源移譲というようなことでかなり税額が伸びたというようなことがありまして、また、私ども町だけの事業でいいますと住民税につきましては前納報奨金を廃止いたしました。というようなことがありまして、ちょっと収納の立ち上がりがよろし

くなかったという事情がございます。固定については前納報奨金もあるわけでございまして、併せてやはり滞繰分をそれなりに収納率を落としているかなというようにも思います。

また午前中の一般質問でもお答えを申し上げましたとおり、滞繰分は固定がどうしても多くなる、また個別滞納されている方々の大きな額での滞納というものはどうしてもあるというようなことで、努力はいたしてはおるんですけども、その割に額としては伸びていかない、率としては伸びていかないというところがございまして。これからの時間の中で一生懸命収納の努力をいたしてまいりたいと考えてところでございます。

議長（池田君） ほかにございますか。

（進行の声あり）

議長（池田君） これにて歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

7番（入日さん） 47ページ、民生費の中の款3、項1社会福祉費の目3の説明の中の1300に、外出支援サービス101万8千円で、これ車椅子の方の対応の外出サービスだと思うんですけど、今まで例えば病院、松代とか篠ノ井とか佐久とかそういう遠くまで送迎が無料できるとか、そういう体制の補助なのでしょうか。

それから車椅子生活でふだん外出できないと。買い物のときに外出したいからとか、例えばたまには花見に行きたいからというそういう使われ方もできるのでしょうか。その点についてお伺いします。

それから58、59ページ、保育園総務費の中の常勤的非常勤職員の賃金なんですけど、4月から改正パート労働法が施行されますが、同一労働、同一賃金というふうになりますけど、これは賃金格差をなくすようなそういう対策でこの手当てが計上されているのか。その点についてお伺いします。

69ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2の中の説明で妊婦一般健診が5回になったのですが、これはたぶん今まで母子手帳の交付のときに無料券みたいなのが渡されるんですけど、例えば1週間前に渡された人は2回だと。この4月1日からはなもので母子手帳のちょっとしたずれで2回と5回の差が出てしまうというので、不公平ではないかという声もあるんですけど、例えば、今妊娠何カ月ですよ。まだ妊娠までに間がありますから、そういう人たちの救済措置のために2回しかもらっていない人はあと数回加算できますよというようなそういう措置がとられるのかど

うか。その3点についてお伺いします。

福祉健康課長（塚田君） まず最初の民生費の社会福祉費、高齢者生活支援事業の中の外出支援サービスですけれども、これは今回の一般質問でも過ぎされた中の状況なんです、社会福祉協議会あるいはNPO法人のほうで対応しております車椅子利用者の方のサービスということで、基本的にはドア・ツー・ドアということで病院への送迎が主体になっております。

それからもう1点、妊婦の健康診断はこの4月からということで、予算につきましても4月以降の妊産婦についての対応というふうに考えております。ですからどうしても期限につきましてはそこに差が出てくる状況がありますが、現行5回開始になりますのは、4月以降ということでご理解をいただきたいと思っております。

子育て推進室長（中沢君） 保育園総務費の非常勤職員と正職との賃金差について、補正の措置がされているかどうかということでございます。正確に申しますと若干の差異がございます。今後、総務課と協議をして検討していきたいと思っております。

7番（入日さん） 47ページの外出支援サービスですが、自宅から病院までということにはわかったんですが、それは全額補助をしてもらえるということでしょうか。例えば篠ノ井の場合、3千円かかったら3千円全額補助していただけるのか。例えば週1回の方もいますでしょうし、月に1回とか2回とか回数も違うと思うんですが、そういうサービスはどのようにになっているのかということをお伺いします。

それからパート労働法改正で、できるだけ近づけていきたいという答弁であったわけですが、やっぱり法を遵守するというのが地方自治体の役目でもありますので、ぜひともこれは予算をきちっと取って同一労働、同一賃金にしてほしいと思っております。このことについては総務課長の答弁をお願いいたします。

議長（池田君） 総務のほうで答えたいんですけども、いわゆる所管になりますのでまた委員会のほうでお願いいたします。

福祉健康課長（塚田君） 基本的には国土交通省で認可をされた団体あるいは先ほど申しました社会福祉法人、あるいはNPO法人が許可を受けて運行するというところでございますが、その料金につきましては、定額制あるいは距離制で行われております。社会福祉法人におきましては、定額制で、管内、松代、上田管内というような長距離的なものはやはり営業関係の状況がありますので定額でなっております。

それからNPO法人につきましては、キロいくら、ちょっと詳しい金額はお持ちしていませんが、キロ単位でお願いをするような形になっております。

議長（池田君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時55分～再開 午後1時30分）

議長（池田君） 再開いたします。

子育て推進室長（中沢君） パート労働法の改正ということでございますが、常勤的非常勤職員とは直接、法の適用が受けないということでございます。ただ、同一労働、同一賃金という趣旨は理解できますので、今後検討させていただきます。

議長（池田君） 審議の途中ですが、暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時28分～再開 午後2時39分）

議長（池田君） 再開いたします。

議案の審議に入る前に、福祉健康課長より発言を求められております。

これを許可いたします。

福祉健康課長（塚田君） 貴重なお時間をお借りして大変申しわけございませんが、先ほど入日議員さんにお答えいたしました妊産婦健診の件でございますが、4月1日以降5回に増えたということでございます。3月31日現在、残り妊婦健診に該当される方については対応してまいりたいと。やはり妊産婦さんの健康、そういう増進のためにそのように配慮していくということでございますので、訂正させていただきます。

議長（池田君） 説明のとおり訂正することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

引き続き審議に入ります。

1番（田中君） 本当は時間があれば、それぞれの課へ行ってお聞きしたほうが早いような項目もあろうかと思えますけども、私、勉強のためにもちょっと6、7点ちょっとお伺いしたいと思えます。

まず初めに27ページでございます。款2、項1、目1、右側の説明の中に、2つありまして、2行目の03029職員管理職手当が367万9千円。前回はたしか190万円ぐらいだったんですけど、組織替えの関係もあるかと思うんですけど、ここにはどういう課長さん方が関わっているかちょっと教えていただきたいと思えます。

それから中程、ちょっと下にありますが04032共済組合追加費用というのはどういうことかをちょっと説明をお願いします。

それから33ページ、款2、項1総務管理費、目7でございますが、右側の説明の18001パソコン等189万円とあるんですね、これはどこで使って何台なのか。そしてこれはどういうパソコンなのかちょっとお伺いしたいんですが、それと同時に同じ関連で次のページでございます、34ページ。同じように款2、項1総務管理費の節8電算費の中に右側の18001備品購入にパソコン等126万円とあるわけですが、これがどういう使われ方で、なぜここでこんなに大量に必要なかということをお伺いして説明と同時に、できたら買い換えて古いものはどういふふうを活用するかをお伺いいただければと思います。

39ページ、款2、項2町税費、目2、右側の委託料なんですけど、13002というのがあるんですが、固定資産評価基礎資料整備という。前年はこの倍以上あって1,287万6千円ほどあるんですが、なぜ半分以下になったのか。この事業というかこの予算のどういうことなのかを、こんなに差が大きくなるというのはどういうことかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

79ページ、款6農林水産業費、項1農業費、ここでいいかと思うんですけど、ここで課長さんにお聞きしたいのは一般質問でもいろいろ出ました。食育の絡みの地産地消促進関連、ここではこの事業の右側の説明を見てもこういう地産地消促進にどういう予算が使われているのかちょっと私、読めないんで、関連する予算というのはどこにあるのか。どういうのがあるのかというのをちょっとお伺いいただきたいと思います。そのページの節19負担金補助及び交付金ですが、説明ナンバーの19058中山間地域直接支払事業518万9千円というのがあるんですが、これはどういう費用なのかちょっと参考までに教えてください。

あと商工課さんのが多いんですけど、85ページ、款6、項2林業費、目2でございますが、右側の委託なんですけど、13001倒伐駆除というのが2,379万3千円、去年もそのぐらいあるんですが、これは説明を見ると、1,000m³という予定の伐採の予定になっているんですけども、これは実際には今どのくらいリユースでやった場合、その年度発生したものがどの程度駆除しているのかというのを併せて聞かせていただければと思います。

87ページ、款7、項1、目2商工振興費、この右側でいくと19041と42がちょっと関連なんですけども、振興補助金が前年に比べて300万円増えてその下の商工会の経営指導員の普及事業補助金が200万円減っているんですけど、これは何かこういう予算の付け替えというかがどういうことなのか、ちょっと説明を

お願いできればと思います。

あと2つほどでございますが、90ページ、いわゆる商工課長さんですが、款7、項1、目4商工企画費、ここではちょっと課長さん、今工業振興戦略的な事業という形で、例えば国際競争力とか付加価値とかあるいは改善とか、そういう技術系はテクノセンターでやっているかと思うんですけど、市場開拓絡み、そういうものはこの説明の中からはちょっと読めないんですけど、そういう工業振興戦略事業なんかはどういう形でこの予算の中で取り組んでいくということになっているか聞かせていただければと思います。

建設課長にお聞きしますが、95ページ、初歩的なことでごめんなさい。款8、項2、目3ですが、この右側の説明の中で15001、A01号線の道路改良工事。A01号線はこれから一応改良工事に入るんですけども、ここの改良工事はどういう内容なのかかわかったら教えていただければと思います。以上でございます。

総務係長（塚田君） まず27ページの職員管理職手当についてご説明申し上げます。

こちらのほうにつきましては9名の職員の管理職員のものです。総務課、企画政策課、会計室におります管理職9名の管理職手当でございます。

続きまして同じページですが、共済組合追加費用についてでございます。こちらは地方公務員等共済組合法、これが昭和37年12月1日に施行されておりましたが、その施行前に在職していました職員の年金ですね、そちらのほうの年金につきまして、どうしても共済組合の者が代わっておりますので、どうしても資金不足という形になります。その資金不足を補うための措置といたしまして現共済組合が負担しているというものでございます。

企画調整係長（塚田君） 33ページ、34ページ、パソコンの関係であります。関連がありますので併せてご説明をさせていただきます。まず33ページの関係につきましてはインターネットにつながっているパソコンということで、庁内メール等の関係で平成13年に整備をいたしたものであります。庁内、出先も含めて45台パソコンの配置をされておりますけれども、整備後すでに7年が経過をしてきているということで、この間まったくサーバー、それから端末等の更新がされてきませんでした。だいぶ不具合が生じてきているということで12月の補正でどうにも立ち行かないという部分ということで5台お願いをして更新をいたしました。すべて更新できればいいんですけども、なかなか予算の関係もありますので順次という中で20年度につきましては、この情報系のパソコンについて15台更新をしてい

きたいということで、3年計画ぐらいで整備をしまいたいと考えております。

34ページにつきましては電算一般事業の関係であります、これは基幹系というふうに言っておりますが、いわゆる住基の関係、税の関係等基幹的な部分のそれぞれ事務に使っておりますパソコン、これは庁内に87台配置されております。一昨年の12月にシステムを更新いたしまして、その際に57台は新しくしたんですけども30台がまだ古いままということで、これについても順次更新をしまいたいということで20年度につきましてはこのうちの10台分、予算計上させていただきます。

申し上げましたようにだいぶ機種が古くなってきているということでありますので、新しいシステムに対応できないOSといいますかそういった形になってきておりますので、古いものについての再利用というものは残念ながらできないということで、処分をしていく予定であります。

総務課長（中村君） 39ページの固定資産評価基礎資料整備の委託であります。固定資産の評価、これは評価替えを3年に一度行ってまいるということになっております。この次の評価替えは21年ということであります。その評価替えという仕事はかなりの事務、データ等を収集しつつ、そのほかに不動産鑑定士さんに標準値の鑑定評価をお願いするですとか、そういう委託も含めてでありますけれども、初年度18年度から、18年度は資料収集等々ということでありました。19年度は全体的な用途区分等々、町内全体を見ていく状況類似、どことどの状況類似というようなことでの評価替えに向けてのそういう見直し等、それから路線価等を決定していく前段の調査というようなこと等々でございまして、この19年度が一番大きいかということであります。20年度はそういった成果、それから鑑定士さんの成果等との整合を図りつつ決定をしていくという仕事になってまいります。

従いまして19年度が一番大きかったということでございます。

産業振興課長（宮崎君） いくつかご質問をいただいたので順次答弁させていただきます。

まず地産地消の関係の予算はどこにあるのかというようなことでございます。農業のそういった政策的な部分ですとか、これから振興していく新たな事業への取り組みというような部分は私どもの農業振興費の中で、この部分というような決めは特にはない部分であります。予算がかかる場合については計上もありませんけれども、ソフト的な展開をする場合については、基本的にはすぐいくらというような数字は

出てこないで、その都度ということになります。ただ、今回の地産地消等については80ページ等に農業支援センターの補助金等もあるわけでございまして、そういった組織との連携をとりながらという部分の中で、使えるところについてはそんなところと協力しながらというようなことになろうかと存じます。

次に79ページ、中山間地域のどのような内容なのかというようなことでございませけれども、特に本件のような部分では非常に勾配のきつい中山間地域というようなところの農地が荒れたり、農業経営がなかなか進んでこないというようなことの中で、農業生産条件が不利で耕作放棄のおそれのある農振、農用区域内の1ha以上の一段の用地について、町が指定する中で直接支払、指定した地域に対して直接支払制度があると。そういう中ではそれらの地域で共同して管理、いろんな農地を管理していただくものと個人でやっていただくというようなことで分かれておりますが、町内については5地区を指定いたしまして、事業を進めているというような状況でございます。

次に、松くい虫の伐倒駆除の関係で、1,000m³というのはどういう数字なのかと。1,000m³あればなからになるのかということでございませけれども、伐倒駆除については、これは予算でありますけれども実際入札になると若干増えてくる部分もあるわけですが、ほぼ発生しているものについては、この中で何とか対応しているというような状況でございます。

87ページに絡みまして、商工振興の重要な政策的なものはどういう形で取り組んでいるのかというようなことでございます。先ほど議員さんも言われましたように私どもについてはもちろん、私ども産業振興課、それと連携する中で商工会、テクノハート坂城協同組合、テクノセンターというようなことで連携しながらやっているわけでございます。技術的な部分とか企業に対するいろいろな先進的な指導というような部分については、今テクノセンターで担っていただいている。私どもについては国際交流ですとか産学官連携ですとか、そういうものについて町内のそれぞれの団体と連携しながら進めているというようなことでございます。そういった新規性のものについては商工企画費の一般的な経費の中でということでございませけれども、ご案内のとおり直接お金がかかるという部分はできるだけ補助申請ということで事業化しておりますので、どういうふうにそこに結びつけていくかというような部分であります。ですから今国等へ要望に行くとかそういうものについては、旅費等での対応というのが予算の中では主なものというふうに考えております。

最後でございますが、商工会経営改善事業の補助金200万円ほど減っているけどどうなのかということでございますけども、ご案内のとおり商工会の事業につきましては経営指導員等による経営普及改善事業が主なことで動いているわけですが、私どもとするとこれからやっぱり商工会という中で地域と連携しながら、地域の商業振興等に積極的に関わっていただきたいというようなことで、実は次のページに88ページの19056の中へ、まちづくり事業補助金ということで200万円、実際、商工会の内訳的な費用でございますけども、そういうところにも積極的に関わっていただきたいということで、そこで別枠で設けておりまして前年と同じ金額を計上させていただいております。

商工振興補助金につきましては、企業等が設備投資やなんかをした場合について補助金を申し上げるということで、これについては固定資産税相当ということでございまして、事前に調べてあるという関係で、企業の設備投資が増えたということでございます。

工業戦略をどういうふうに考えていくかというようなことでございますけれども、工業については大きく分けて振興については、2つというふうに私は考えております。1つは工業という部分を引っ張る部分では、1つは先進的な技術導入ですとか設備等についても先端的なより高度な仕事ができるような形、これを進めると。ただ、これについては企業の規模もありますし、設備投資、当然それだけ体力がないといけないという部分であります。ただこれについては、県のテクノ財団ですとか国との連携のいろいろな事業の中での取り組みというようなこと。この比較的そういう先端的な部分の企業というのは、例えば産学官についても独自に大学等と連携をしながら進めている。そういうところはそういう芽を伸ばしていきたい。

ただ、例えば中小企業ですとかそういう部品確保をしているとか、そういう比較的小規模なところにつきましては、やっぱりいかに付加価値を上げていくかというようなこと、例えば今の技術をベースにそれを180度変えるとかということではなくて、どうやっていくかという課題があると思います。そういう部分の中では今のテクノセンターのコーディネーターも含めて、やっぱり自分で、そういう方たちは自分で自ら気がつかない部分もあるものですから、そういうものについてはやっぱり研修の機会を設けたり、あるいはそういう相談に応じたりと、そういうような対応が必要であろうと。技術的な話や一元なりの話をするとそういうことだと思います。ただもう一遍、今の部分というのは私ども行政とするとやっぱり今の工業用

地等について基盤整備というのを企業がしていきたいといったときに、どういうお手伝いができるのかというようなことも考えていかなければいけない。

それと昔から言われているんですけども、やっぱり企業活動の原則は企業だと。ただそれに対してやっぱり支援してというのは、今の1つは用地でしょうし、1つは資金の話だと思います。ですからこういった資金の手当てをやっぱり金融機関あるいは県と連携しながらできるだけできるように、私どもも支援していくことが大事だというふうに思います。ちょっとまとまりませんが、考え方はそんなところで。ただ私どもだけでこういうのはできないものですから、やっぱり県ですとか国ですとかそういういろんなところのお智恵をお借りしながら、進めていくことが大事であろうというふうに考えております。

建設課長（片桐君） 95ページ、A01号線の工事の内容でございますが、20年度今現在予定しておりますのは、南条小学校の東側、山金井側でございますが、この工事をする予定でおります。延長で63.5mという内容でございます。ただ一部、用地をお願いしなきゃいけないものですから、その用地の状況によっては変更も出てくるということも予想されますが、今現在では先ほど申し上げたところをやる予定でおります。

1番（田中君） いろいろ細かいことまでありがとうございました。

2点ほど、一般質問なんかをやってもそうなんですけども、いろいろ食育とか地産地消とやるその場では、検討とかいろいろお答えがあるんですけども、具体的にこういう予算の中に光るところ、きらりと光るような戦略が見えてもいいのかなという思いでございます。

1つだけ、商工課長さんにお話し申し上げますけども、いずれにせよこの町は、先ほどもちょっと控室で話したんですけど、厳しい財政っていうけどこれだけ潤沢な投資事業もできたりして厳しくないじゃないかというぐらい、それは結局は財源としてやっぱり企業関係のものが入ってこられるという裏付けがあるからだと思うんですね。そういう面からいったときにおっしゃるとおり、まず先端技術をいかに取り込む、それはだいたい機械、設備、技術が一緒ですからそういうものをつぶやりいい、ほかにないような設備、先端設備を導入できるような、これは行政としては資金的なバックアップじゃないかなと思うんですね。

もう1つは、小さい企業さんに固有の技術を掘り下げるという、あそこへ行くと3人とか5人だけでもすごいやという、そういうものをそれぞれつくって、それが

ここに集積しているということがこの力だと思うんですけども、そういうようなものを取り込んでもらうというか、それを私は役場と商工会とそれからテクノセンターがコーディネート役をしっかりとやってもらいたいなど。ここで追加の中で言いたいことは、そういうことをこの予算書の中に何か中小企業の皆さんに、役場は何かおもしろいのをやってくれるなどというようなものを本当は欲しかったなどということで、ちょっとお聞きしながら要望を申し上げた次第でございます。

9番（林さん） 2、3お聞かせいただきます。

44ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち説明の中で010302社会福祉協議会補助事業、これについては前年と比べて451万円ほど減額されております。また、次のページから45から46にかけての老人福祉町単事業についても32万3千円ほど、あと細かく減額されておりますけれども、私、12月の一般質問の中で行政改革をする中で、どのようなことが予算に反映されるかという質問をした中で、補助事業については原則的にゼロにするという向きのお話がありました。それに関連した減額かなとも思いますけれども、このちょっとあまり大きい減額でこういうことについては、原則的にどのようなことからこの減額基準を決めたのかなということをお聞きいたします。

119ページ、款10教育費、項3中学校教育費、教育振興費の中で就学援助補助が右側の説明の中では401万9千円。これについては前年度より減額の向きがあるかと思うんですけども、今就学補助を受ける子どもさんがだいぶ増えているという中で、町の中ではいくらかその辺はいい状況なのかなというようなことでお聞きいたします。

福祉健康課長（塚田君） 補助金、町内補助金の関係なんですけど、老人福祉センターに限らず今町の財政状況という中で、財政当局のほうから補助金の見直しというようなことも挙げられております。その中で、町が補助金を出している各団体におきまして、その営業状況、それから資産状況、そういうものを勘案する中で今回、私どもとすれば社会福祉協議会のほうと相談を申し上げ、ご理解をいただく中で決定をしてきたということです。

その中におきましては、やはり協議会の運営に関わる経営努力、またはこれまでにやってきております基金の残高、そういうものを勘案いたしまして検討させていただいて、必要最小限度の金額でご納得いただいて今回の新年度への計上というふうになった状況であります。

教育文化課長（西沢さん） 119ページの中学校教育振興費の中の就学援助費についてお答えいたします。

就学援助費につきましては、坂城町の状況ですが、ここ数年間は約100名前後を推移しております。ほかの市町村ではぐんと増えたというような状況ですが、坂城町ではだいたい同じ数ということでございます。その中で中学校につきまして、今年の見込みが減額をされているということですが、これは早い話が今の3年生に割りと人数が多く在籍していて、その子どもたちが卒業して今度小学校6年生が上がってくるんですが、その数を把握しましてこの数字を上げてありますので、若干中学校においては人数が減少しているという状況でございます。

9番（林さん） 老人福祉関係の削減のこともお聞きしたんですけど、社協の説明だけでしたけども、補助金の減額のところ、老人会も含めて老人対策。

福祉健康課長（塚田君） 46ページ、いろいろな関係の補助金ということでよろしいでしょうか。例えばシルバー人材センター、更埴老人関係とか老人クラブとかというふうにあります。老人クラブにつきましては一応規定がございます。老人クラブで組織している中のクラブ数がいくつあるか。それから加入している人数がいくらあるか。それによって補助金を算出する形になっておりますので、その規定に基づいて算出するというので、老人クラブの人数、たしか新年度におきましてはクラブ数が減少したことによっての減額になっているというふうにご理解いただきたいと思っております。

9番（林さん） ちょっと2回目の質問をいたします。

社協のほうでは相手方と相談して、協議して決めた上の計上であるというお話でしたけれども、経営していただいて介護保険事業などでだいぶ実績が上がっているようですねけれども、ただいまの中に基金残高がある場合は、それも加味されたようなお話もお伺いいたしました。やはり私らの家庭の懐具合も、少しためたら何かをしたいというか、目的に向かって少し基金というか貯金をしようという感覚もありますけれども、やはりそういうこともこういうところで減額の対象になっちゃうということについては、不満といおうかそういう辺のこの考え方の、一般とは違うのかなと思っておりますけれども、その辺いかがでしょうか。もし、ならば目的に向かった基金などは、その辺ちょっと柔軟な対応ができればありがたいなと思っております。

今老人クラブのことで聞くと、クラブ数が減少したということでした。地元のことでですけど、四ツ屋の老人クラブは本当に元気に皆さん活動して、大きな人数の団

体でやっておりますけれども、やはりその中でも老人クラブをやめようかなんていうお話も出てきちゃっているというようなこともお聞きしております。減少したのはどの辺で減少して、やはり原因としてはどんなことをつかんでおられるのか、把握できていたらお聞かせください。ならば、こういうことは元気な高齢者を育てる中でもぜひ大事なことなのですから、補助金でどっちの効果が多いかということを考えれば、なるべくでしたら老人クラブの存続のほうへ重きを置いていただけたらありがたいと思います。

先ほどの町内の子どもたちの就学補助については、町の状況がいいということでそれはとてもありがたいと思っております。

福祉健康課長（塚田君） 基金のお話をいただきましたが、やはり基金の目的というのはいろんな形の中であります。特別会計にしてもいろんな形で基金を持っております。その中でやはりその事業に合った量の基金残高というものがやはりあるかと思えます。町の基金残高、またそれに比重して例えば社会福祉協議会の基金残高が予算に対してかなり大きな金額があるとか、そういうような状況があるとすればやはり議員さんが言いましたように、やはりそこについても柔軟な対応をとっていただくとということがやはり基本になるかと思えます。そういう形の中で今回、協議をさせていただいてそんな体制をとらせていただいたということです。

老人クラブの存続についてですが、やはりこれから高齢化社会という中で、老人クラブの存在というものがやはり大きいというふうに思います。今いろんな形で例えば趣味の形の中でいろんなクラブ活動が行われておりますが、老人クラブの中でも行われております。やはりいろんな形の中で存続していくには、そのクラブの体質というもの、それから高齢者が増えてくる、これからまた団塊の世代が増えてくるという中で、やはり老人クラブとしての活動内容も考えていかなければいけないのではないかなというふうに考えております。私どももそんな中でやはり高齢者の対応というものについて、これから1つの事業展開としては、しっかり対応していかなければいけないのかなというふうに考えておりますので、また老人クラブの方々とも相談する中で、いろんな事業展開をできるかどうか検討してまいりたいというふうに考えます。

減少した内容につきましては、ちょっと手元に資料がございませんが、また調べた上でお知らせしたいと思えます。

2番（山城君） 2点ほどお伺いをしたいと思います。

まずは46ページ、これは45ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目、老人福祉費で、説明の欄ですけれども0103、1、2と老人福祉町単事業でございます。実は今議会で一般質問で、理容サービスについて質問があったわけでございますが、これについて町内のお店をやっておられる方、13軒ございまして、トータルの利用者、サービスを行っている理容師さんの利用者の方、100件と申し上げていいんですか100人の方をそれぞれ分担で地区割の分担でやっておられるそうです。これについてもそれぞれのおうちの事情もあるでしょうし、お宅へ伺っても家の中がごたごたしているからという、その理容師さん、送り迎えをしてやっていただいている事例、これも村上地区にもございます。そんなことで、ここにも町単補助福祉事業、当然、敬老祝金もここへ500万円弱載っております。年1回はきれいになってお祝いをしていただくと、そんな計画、そんなことも本当にそのお宅でできないご家庭に限って、なかなか線引きは難しいと思うんですが、これについての理容サービス、利用区外への補助というんですか、この辺のお考えがあるかどうか。この点についてお伺いをしたいと思います。

もう1点は131ページですが、款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、説明の欄ですが、18001施設備品とあり20万円がございまして、これについてお伺いをしたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） 町単事業の関係で理容サービスのご質問であります。これは田中議員さんからも一般質問がございましてお答えをしたわけですが、一応、現在私どものほうで調査している段階におきましては、町内福祉施設への組合事業の一環として出張サービスを行っている。それからそのほかにつきましては、以前、担当制、担当日等を決めたりしてやろうとした経過もございます。ただ、その中でやはり休日が他種の業界と比べて休日がちょっと少なかったりとかということの中で、やはり自宅へのお出張サービスというものについては、組合としては当面行わないというような形でお話があったということです。

その中にはやはり休業日に1日拘束されているということもあったそうです。やはりそういう中でやり方等もいろいろ検討しながらでないちょっと対応できないという中で、今までのお得意さまというんですか、そういう経過の中でやはり出張サービスを行ってきたという、そんな状況だということです。

確かに、福祉事業の一環として在宅で寝ている高齢者の方につきましては、さっぱりとした形で生活していただくという形は、とても望ましいことというふう

に私も理解しております。そういった中で、やはり理容される方、理容する方との協議状況もはっきり整わないとなかなかうまくいかないと思います。そんな経過の中で今回、今までそんな状況になっておりますが、この間、理容組合の方も見えられていましたので、また組合のほうとも相談しまして、実際にどんな対応がとれるのか、そこら辺についてのお話はしていきたいというふうに思います。

ただ、福祉事業は扶助費の関係でもう数限りない事業を行っています。やはり優先順位とか一番高齢者、それからこれからのそういう時代に合った事業というものは何かということもありますので、そこらの辺も検討しながら対応はさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

教育文化課長（西沢さん） 131ページの保健体育費、目1保健体育総務費の中の施設備品についてでございますが、これは上五明運動公園に簡易トイレ1基を設置するものです。今まで大会開催時などではトイレが足りない、あるいは古くてというようなお話がございまして、要望も強くありました。そこで1基、新しいトイレを設置するというものです。

2番（山城君） 理容サービスについては、これについては組合のほうへ、現状は私もお聞きしましてこういう状況だということで結構組合の方々、それぞれバランスがちよっと違いますけどこんな結果なので、一応お話し申し上げておきますということでございますのでよろしく、また今後、対応をよろしく願います。

131ページ、これについてはありがとうございます。わかりました。

トイレですけど、古いやつはちょっと予算がないからということなんですけど、その辺も、今年度も結構運動公園で少年野球大会が結構レベルの高い大会があるそうです。そんなことで、できればそのほうの整備、お金がかかりますがちよっと見にくい状態でございます。

それともう1点は、夏場ですけど、文化センターとかああいうところはちゃんと整っておりますけども、夏場の天気の良いときに野球、少年野球をやっているんですが、埃が立つということで、あそこには井戸はあるんですが、何とか散水機を買ってくれないかなということなんですけど、それにはなかなかいろいろなものがありますけども、装置によっては大小いろいろあると思うんですけども、井戸がありますので何かエンジン付きの散水機が欲しいということなんですけど、それもまた今後の対応でひとつよろしく願いいたします。

4番（中嶋君） 1点お尋ねいたします。

68ページ、款4衛生費、目2、節19説明の19023、これはこの間ちょっと説明があったんですが、輪番制病院運営事業負担金ですか、千曲市と一緒にというお話なんですが、内訳をちょっとお尋ねしたいんですが。

福祉健康課長（塚田君） 輪番制についてのご質問でございますが、輪番制につきましては現在、上田市、千曲市と坂城町、1市2町で休日、夜間等の緊急体制の状況をとっております。その中で現状、長野地域の医療圏ということで今千曲市、上田市、1市2町で対応しております輪番制につきましても長野市を含めた広域での輪番制について検討しております。

その中で千曲市との輪番制の中での割合ということでございますが、算出根拠につきましては土日を利用した日数がございます。その日数を病院の先生方が出ていただく関係で、日数掛ける先生の出た数というふうになり、それを人口割で割るというふうになっております。ちょっと今算出のところを調べておりますが、ちょっとお待ちください。

輪番制につきましては先ほど申しました年間45日ほどの休日、土曜関係の先生方の泊まりがあります。それを日にちで割りますと3万9,700円ほどになります。そこへ町の人口が約1万6,500人という人口を掛けた金額で輪番制の金額が出ております。3万9,700円ほどの算出につきましては、今手持ちがございませんので、それにつきましてはまたご報告いたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（池田君） 審議の途中ですが、テープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後3時33分～再開 午後3時43分）

議長（池田君） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

引き続き審議に入ります。

4番（中嶋君） 課長はうんと汗をかいてお調べいただいているようですけれども、今の輪番制の問題、特に私が聞いたかったのは上山田日赤が救急医療とかみんなストップになってきちゃって、それで特にこの輪番制というものが定まってきたというような根本的といいますか、この話を聞いておきまして、それでいうなれば坂城町としてもいろいろ開業医の先生たちにもお世話になると。その部分で輪番制をと

っているという話も聞いております。

今お話を聞いたのは、千曲市と坂城町、広域の部分で当然千曲市とは仲良くやっていくということも踏まえて、やっぱり一緒にやっていこうという気持ちはうんとよくわかるんですが、上田広域のほうの関係も考えれば、私が思っているのは例えば救急医療で長野病院なんかも、私もこれは一般質問をしましたが、長野病院にうんとお世話になっていますね。もちろん篠ノ井病院ですとか北信のほう、長野日赤のほうなんかもお世話になっている部分もあるようですが、上田の長野病院の救急医療で坂城町の人たちがお世話になっているところものすごく多いという話を聞いたもので、その部分を聞きますと、長野広域、上田広域、坂城町は町長がよく言われます結節の一番いいところ取りをしようじゃないかなんてお話を聞いていますけれども、その部分を考えて救急体制の部分でいきますと今の千曲市と一緒にいうのはよくわかりますが、上田のほうとも一緒になって輪番制絡みのところで、言うなれば少しお出しをしていただいたほうが長野病院でお世話になっているという流れから行けば、私はいんじゃないかなというふうに思ったもので、ここでの内訳をちょっと聞いてみたわけなんです。

ですから言うなれば、上田のほうはどうなっているのかなというような部分を聞きたかったのが一番のメインのところなんです。ですから数字はともかく、その辺のところをちょっとお尋ねを申し上げたかったということでございます。

福祉健康課長（塚田君） 数字のほうにちょっとこだわってしまして、いろいろすみませんでした。中身につきましては、現在、千曲市というのは千曲中央病院が1カ所でございます。というのは、今までの経過の中で輪番制が何かというと、やはり休日、夜間の担保ということで、その日に必ず救急で行ったときにはその病院は必ず開いていると、そういう担保的な意味合いのものが輪番制ということになっております。

現状、坂城町は長野医療圏に属してしまして、ご質問にも出ていますように長野広域は坂城町を入れて11市町村ですか。その中で長野医療圏というものを構成しております。最近、やはり医師の確保とか、科目の減少とか、いろんな形の中で救急医療が対応できなくなってきたという状況があります。その中で、長野医療圏につきましても長野医療圏に属しています今の11の市町村で、これから輪番制を設けていくじゃないかと。それは、ただ坂城と千曲市の千曲中央病院だけではなくて、坂城町も篠ノ井病院、松代病院あるいはここから救急で行かれる長野赤十字、

そこまで含めた坂城については4病院を含めた輪番制、それから以北につきましては、その以北にある病院についての輪番制、そういうものを確立していこうじゃないかということで進めております。ですから、病院ですので今救急体制はどこへでも、開いている病院は救急を受け入れていただけますけれど、そういった担保的な病院が4つになるということは、今度いつでも受けられる体制ができてくるというような状況がとれてくるということです。

そんなことで長野広域では今進めておるんですが、では上田ではどうかと。坂城は松代、篠ノ井、長野へ行くよりも上田へ行くほうが近いと。上田にも多くの病院があるわけで、その中で坂城の消防署の搬送状況を昨年1年間見てみますと、国立長野病院、1年間に坂城消防署が搬送した人数が539件ございます。そのうち国立長野病院へは184件行っております。また北のほうは篠ノ井の総合病院へ158件と、ここらの辺が一番多い状況になってきております。篠ノ井につきましては、上山田病院が救急を受けられなくなったということでこの近い病院、やはり篠ノ井病院の方へ搬送されるケースが多い。長野病院につきましては、やはり個人的にも通っておられる方もおりますし、それからやはり救急には一番近いということで国立長野病院のほうへ搬送されるケースが多くなってきております。

一般質問のほうでも今回2名の方からご質問いただきました。長野病院につきましても人員確保の問題で産科、婦人科が廃止をしていくということで、7月までということで話はなっておりますが、産科の難民を出してはいけないということで進めております。答弁の中でやはり医療圏というものがございまして、なかなかそういう行政の枠がございまして、一概にすぐこうだという状況にいきませんが、ただ救急医師がいなくなる、救急が大切だという中では救急な課題ということを勘案いたしまして、上田広域における長野病院の対応について坂城町も参加していく。その中で広域には広域の輪番制、上田圏域の輪番制には坂城町は加入しておりませんが、そちらのほうへの検討もしていかなければいけないなという考えではおります。

ただ、結節点という中で、では行政をまたいで2つの方へ多額な金額、多額になるかどうかというものはまた別としまして、そういう状況もありますが、やはり人為的な救急救命的なものもありますので、お答えの中では上田圏域の関係とも協調をとっていくと、そのようにお答えしておりますので、これからそういう広域的な対応がますますもっと必要になってくるのではないかと、そのように考えております。

3番（柳澤君） 簡単なことを5点ほど、確認とお尋ねをいたします。

最初に93ページの一番最後に説明の町単補助事業がありますが、これに絡んでですが、現物支給という点について、一昨年ごろ町長は何でも町で町でと言わないで、地域で何とかするというようなことも考えてもらう時代だというようなお話があって、そのとおりだとも思ったんですが、今議会での一般質問の中で、原則的には現物支給は考えないみたいなお話があったように受け取れたんで、ただ事情によってU字溝なんか素人がやると目地がうまくいかなくて、U字溝の下を水が流れるというようなことで、確かに現物支給というのはいい点、悪い点があるんですけども、まったく考えていないのかどうなのかという点の確認であります。

それから次のページ、94ページ、交通安全施設設置工事250万円、これはどんなことを予定されているのか。それからその下に、15001道路維持工事の1、200万円、これは町単工事だとかほかの道路維持管理工事等との関わり、どういうふうな内容で考えられているのかお聞きをいたします。

105ページ、説明の真ん中辺13001地籍調査測量委託141万8千円があるんですが、20年度はどこをどの程度予定されているのかお聞かせをいただきたいと思います。

135ページ、災害復旧費の一番最後ですが、災害復旧工事6、820万円、昭和橋の橋脚補強、全額それなのかという点の5点をお尋ねいたします。

建設課長（片桐君） まず最初に、町単補助工事に関連いたしまして現物支給の件でございますが、毎年、行政協力委員会でも申し上げてきております地元の方々、じがかりの方がやる場合の砂利ですとか、先ほど議員さんがおっしゃったようにU字溝ですとかそういう現物支給もございますので、区のほうでご利用いただける場合は事前に建設課のほうへお申し出をいただきたいという説明をしてきておりますし、19年度におきましても3件ほど現物支給した例もございますので、両方の手法を使っていただければ区の町単の件数も多くできますので、ぜひご利用いただきたいという考え方でおりますので、今後もそういった方針で進めてまいりたいというふうに考えております。

それから交通安全施設でございますが、これは平成18年度まで住民環境課で行っておりました各区からのご要望によるガードレールですとかガードパイプ、そういうものが平成19年度から道路と一体の管理の中で進めるという機構改革の中で、19年度、今年度から建設課の所管で進めてきております。そういった内容でござ

います。

道路維持工事の関係でございますが、町単との関わりはどうかという点につきましては、一般質問でもお答えしたように要望件数が結構多うございますので、町でやらなければいけない道路補修等がございますので、場合によっては近接のものや何がある場合には町単の要望も若干この道路維持で対応する場合もございます。そういういろんな手法を考えながら、できるだけ町単の要望には応えてまいりたいというふうに考えております。

地籍調査につきましては、20年度におきましては新規の予定はございません。現在進めております網掛地区と坂城の四ツ屋地区に今取りかかっているんですが、なかなか隣接との境界立会いが滞っている箇所が何カ所もございますので、そういった部分について二度、三度、地権者のほうのお話を聞く中で、境界立会いをして測量をしていくという予定でございまして、網掛のほうはぜひとも20年度には認証まで持ち込みたいなという考えで今進めております。

それから災害復旧費の関係でございますが、これにつきましては基本的には昭和橋という考え方でご理解いただきたいと思っております。ただ、災害で見られない部分というのもございますので、そういった部分については若干の単費をお願いしてございますので、基本的には昭和橋のものというご理解をお願いしたいと思っております。

3番（柳澤君） 難しいことをお聞きすることになるかもしれませんが、今までの経過からすると地籍調査が全町終わるのは今までの流れでいくと何年ぐらい先になるのかというようなことは見当をつけるのは大変難しいかもしれませんが、今考えられるおおよそのことをお聞かせいただきたいと思っております。

それから最後の災害復旧費の6,820万円はそういうことだろうと思っていたのですが、ただそこに測量設計委託費60万円とあるわけです。これだけ大きい工事、工事的には例えば給食センターを建てるみたいな込み入ったものじゃないとは言いながら、これがそれに絡むとすれば測量設計委託費60万円というのはひどく安い金額だという感じがするわけで、それに併せてどこをどういうふうに、これは入札でやられるのか、特別な仕事だからこれはもうほぼどういうところへというふうに考えているのだとかというようなことがありましたらお聞かせをいただきたいと思っております。それと併せてそこに複写機の貸借料というふうに60万円があるんですが、それはどういう絡みなのか。それも併せてお聞かせをいただきたいと思っております。

建設課長（片桐君） 国土調査の全町終わる見通しという点でございますが、調査計画面積が12.52ということで、調査済みが7.22、単位は平方キロメートルでございますが、まだできてないのが5.3km²ということでございまして、順調にいった場合に1調査区だいたい2年ぐらいということなんです、実際には先ほど言いましたように、筆界未定をなるべくつくりたくないような対応というのは担当のほうで考えておまして、なかなか2年でというのが今難しい状況でございます。こういったことを考えますと、あと30年近く、予定区域をするにはかかるのかなという思いしております。ただ、そうはいつでも一歩一歩進めていかなければならないものですから、そんなことを考えております。

測量の関係ですが、災害復旧、いわゆる国庫補助事業でやります災害復旧の測量設計は、もうすでに全部済んでおまして、入札が終わっておりますので、その部分についてはよろしいんですが、ただ1点、単独分がどうしても出てきますので、そういう場合の測量費も予算の中で持っておりませんと対応ができないということもございまして、単独分の測量ということでご理解をいただきたいと思っております。

それから複写機の関係ですが、本来ですと建設課に複写機がございまして、災害で使う分がございまして、災害で事務費として見れる分、ここでいわゆる補助対象になりますので、災害復旧事業としての事務費の中で見れる分について、複写機の使用料を予算化してあるということをお願いをしたいと思います。

10番（安島さん） 1点だけお聞きいたします。

102ページ、款8土木費、項5土地計画費のバラ公園についてお聞きいたします。いよいよ来年、ばらサミットということであと1年ということになりました。ここで15001で1,450万円のバラ公園施設整備工事費ということでとっております。まずこれの内訳についてお聞きします。

プレイベントを今年行うということでもありますけれども、バラが咲いているところということ6月だなど思うんですが、どんな内容でさかき千曲川シンポジウムというのを予定されているのか。それと全国押し花展も並行して行われるということですが、あのバラ公園の場所にはそういった室内の展示場ですとか、お茶を飲める休憩室ですとか、坂城の産物、お土産をちょっと売るところとかそういうところがないわけでございますけれども、そういったものもこの施設整備工事の中に入っているのか。それともまったくそういうのは別の会場で行うのかどうかお聞きします。

建設課長（片桐君） まず最初にバラ公園の工事の関係でございますが、これにつき

ましては、今のバラ公園内がいわゆる遊歩道的な周回があるんですが、あれが砂利敷きになっておりまして、車椅子の方ですとか高齢者の方がどうも歩きづらいというような声を、昨年いっぱいいただきました。その中で歩道の路面の改修を予定しております。それからオーナーバラ園の東側に水路があるんですが、土側溝ということで、法面が割合と見た目がよくないものですから、その法面の法止め、修景をするという内容が主な内容でございます。

それからプレイベントの関係でございますが、中心的には企画と教育文化課と私どもで進めていくわけですが、今のところ時期といたしましては、学校の生徒さんも出ていただきたいという考え方でおります。つきましては、11月15日を現在のところ予定しております。ばらサミットのプレイベントといたしますけれども、それも含めてはおりますが、千曲川ということを中心にプレイベントをやるというような考え方でおりますので、千曲川に関する学習の発表ですとか、そういったことが考えられますし、もう1つ、まだ細部の打ち合わせは済んでおりませんが、河川事務所の協力をいただく中で河川事務所長においでいただいて、シンポジウム的なことも現在検討されておりますので、時期については11月15日ということで予定をしております。

場所は千曲川ではなくて、テクノセンターを今のところ予定されているわけでございます。

先ほども言いましたように、まだ日程を決めて進めているところなもので、細かな内容はまだ決まっておりませんが、押し花展はまだ予定はないんですが、本番の来年には押し花展も共催でやるという予定ではありますけれども、物品販売についてもまだこれからの検討課題ということでご理解いただきたいと思っております。

10番（安島さん） 当初、水と親しむ公園をつくるということで、最初、あやめか何かを植えるということだったのですが、今町長のあいさつでは野草園に変わっているんですけども、この野草園を整備するお金についてはこの予算には入っていないということでしょうか。

建設課長（片桐君） 堤外地にあります今の野草園の関係でございますが、今年19年度で建設課におきまして造成はさせていただきました。野草園につきましては、信大の中村先生のお力をいただいて、小学校あるいは高校生のお力をいただく中で進めていくというような考え方でございまして、基本的には企画のほうで中心になってやっていただくということで事務段階では決めておりますが、予算的には私ども

のほうには入っておりませんのでご理解いただきたいと思います。

6番（大森君） 3点ほどお願いいたします。

96ページ、款8土木費、項2、目3、説明の010810のまちづくり交付金坂城駅周辺道路整備事業という中の建設参与が180万円計上されているわけですが、前年度19年度もちょっと質問の中でもあったと思うんですが、この19年度どんなお仕事をされていたのか、そして今度どういうお仕事をされるのか。その内容について、それといつまでこういう採用の仕方といいますか、担当をされるのか。その点についてお尋ねいたします。

100ページ、款8、項5都市計画費の中の説明ですが、まちづくり交付金坂城駅前広場であります。ここの駅前広場は工事を行うとあの駐車場のところだというふうに思うわけですが、常任委員会で視察したときに奥に駐車場をおいて、前を広場に整地するということなんです。例えば何かイベントなんかをやった場合にその奥の駐車場の方々の利便性、あるいはイベントに参加された方々の交通上の問題等についてちょっと心配なんです。この点についてそのままの計画でいくのか、あるいは計画変更するのかどうかということについてお尋ねいたします。

そのすぐ下のまちづくり交付金の案内標識設置であります。この300万円ですけれども、この案内標識、これは1枚といいますか1カ所を設置するのか、それとも例えば30万円程度のを10枚ぐらいつくるのか。その辺のものとそれからどこへどんなふうに設置するのかという点についてお尋ねいたします。

建設課長（片桐君） 建設参与の件でございますが、19年度におきましては、土木の専門的な見識が深いというようなことで、私どものほうで道路建設工事をやる場合に細部にわたっていろいろご指導をいただいておりますし、また19年度の災害復旧についてもいろいろアドバイスをいただいております。また、企画のほうの契約管財係のほうにおきましては、これから土木工事の検査体制も見直していかなければいけないというようなことで、そういった専門的な見地からもいろいろアドバイスをいただいております。十分、そのお力を発揮していただいているのかなというふうに理解しております。また、いつまでかということでございますが、今のところ平成20年度はお願いをしていきたいという考え方でおります。その先については、また状況を見ながらということになるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから駅前広場ですが、奥の方に支障がないのかというご指摘でございます。

れども、その点につきましては、駅南進入路のほうもございますのでイベントのときにはその道も使えるような工夫をしながら、できるだけ奥の方に支障にならないような方策も検討させていただきながら進めてまいりたいということでございます。

それから案内標識でございますが、これはまちづくり交付金事業の中で1つのエリアを決めております。坂城開畝地区ということで、住宅団地もそのエリアの中に入っております、こういったものの連携をさせるということで基本的には町の主要な施設等の案内板ということに重きを置きまして計画をしております、今のところ10カ所を予定しております。あと町内に今のエリアの中に10カ所というようなことなものですから、立てる位置につきましては目立つ位置ということも検討しながら、場所の選定をしてまいりたいというふうに考えております。

6番（大森君） 建設参与の件ですけれども、専門的な方であるということであるんですが、もう1点からいきますと、今まで助役をやられて坂城町で相当力を貸していただいたということで、本当に大変力を出していただいた方であるということは評価するわけですが、例えば県の職員の方も坂城町のほうへ、建設課のほうへ応援に来ていらっしゃるというようなことで、できればやはり正規の職員としてきちっとやっていくというところで、一方から見れば町の建設に関する職員の資質の問題といいますか、あるいは建設参与に近いぐらいの技術なり知識などをお持ちになる方がいらっしゃるということの逆の表われかというふうに思うわけですが、そういう点では職員の皆さんの建設参与に近いぐらいの技術なり知識なりをお持ちいただけるというようなことを希望するわけでありまして。そこを希望ということで伝えておくということにしておきますけど、まちづくり交付金の点であそこへ駐車場が南進入路は駐車場から直接出入りできるという道も用意されるという意味でしょうか。どうもあの図面を見たときにはなかったような感じだったんですが、もう一度そのことについてお尋ねいたします。

もう1点、標識の件ですけれども、10カ所ということで開畝地域中心に10カ所といふふうに今とらえたんですが、例えば町内に入ってくる鼠と荻屋原あるいはあの高速道路を下りてきたところとかという、そういうふうにある程度分散してということは考えていないのかなというふうにちょっと思ったんですが、その辺をもう少し説明願いたいというふうに思います。

建設課長（片桐君） 駅前の奥の駐車場の今の件でございますが、イベントをやる場合には休みの日がほとんどというか休みの日にやりますので、通勤の方の駐車とい

うのはそれほど多くはないと思うんですが、そうはいつでも絶対ないとは言い切れません。ですから、ある程度北側へ行くと進入路のほうへ接続、フラットで接続できる部分がありますので、それは当然、奥の駐車場の方に入れたが出られないということはできませんので、それは出られるような配慮をしながらイベントを進めていくということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

案内標識でございますが、先ほども言いましたように今回のまちづくり交付金事業の中で1つのエリアを定めておりますので、そのエリア内の中でということでございます。従いまして19号沿線ですとか町中というような考え方ではございませんのでご理解いただきたいと思います。

11番（円尾さん） 1点だけお尋ねします。

132ページ、教育費の中の給食センター運営費についてお尋ねします。

この歳入のほうの給食費の納入金のことで関連して何うわけですけども、今小麦などの大変な高騰とか、それからいろんな意味で油や牛乳やマヨネーズというような形がすごく上がってくるわけですけども、その中で給食費に対しては影響はどういうふうに考えていらっしゃるか。その辺をまずお尋ねしたいと思います。

教育文化課長（西沢さん） 小麦粉、乳製品等の相次ぐ食材の値上がりの中で、給食費はどうかというご質問でございます。この2月に開かれました給食センター運営委員会でも、20年度の方針について検討がされた中で、今のままで給食費はいけるのかどうかという意見が多く出されました。その中で、教育委員会給食センターとしましては、できる限り工夫をしたりやりくりをしたりして、今のレベルを維持しつつ現在の給食費でやっていくという方針でございます。

いろいろな問題がありますが、1つは献立の工夫もあろうかと。それから食材の納入の方法もあるんじゃないかというようなことを考えております。

11番（円尾さん） このままでやっていくという話で、一安心しているところですけども、そうするとその中で給食の献立の中身とかそういうところで少し工夫をしていくんだというお話がありました。今も地産地消とかという話がよく言われているんですけども、その中でやはり学校給食センターが消費をしていくというのは量的にもいろんなものがかなり多いわけですね。その中で工夫をしてとらえていく。例えばお米の消費量を上げていく、そのためには何ができるかと。米飯給食はこれ以上増やせないという話は何っていますけども、今米粉パンというのなんか利用され始めています。そういうことへの挑戦ということもぜひ考えていただき

たいなと思うわけです。子どもたち、パンなんかも大好きですから、全部なくしちゃうわけにはいかないんですけども、お米の消費ということを考えるとそんな工夫もあっていいんじゃないのかなと思うんです。

それからもう1つ、これは給食費のほうで給食費には滞納はないですよということを今まで聞いていましたけど、過年度分というのを項目立ててはいますが、現実的には今どんな状況になっていますか。これはただ項目設定というふうに受けていいんでしょうか。その辺をちょっとお知らせください。

教育文化課長（西沢さん） 今のお話の中でも米の消費をもっと拡大というようなご意見でございますが、先ほどの給食センター運営委員会でもPTAの方からもっと米飯を増やしたいが、委託業者のほうで能力的に無理であるというような状況の中で、それならばご飯を持ってくる日をつくったらどうでしょうと。保育園でご飯をお弁当箱に入れて持っていくというようなことがございましたが、小中学校でご飯をつくっていく日をつくって、その日は家庭でも朝、ご飯を食べる日というようなことで、食育に結びつけて推進できないかというような意見も出されました。その中で、そういう方法も十分検討をしていきたいと思います。

それからもう1つ、今米粉パンの例も挙げていただきましたが、もちろん小麦粉の値上がりが本当に大きいので、パン食をどうするかということも本当に重要な問題でございます。その点でもこの米粉パンについてもすぐ導入というのはいろいろな面で難しいかと思いますが、検討をしていかなければならないかなと思います。

地産地消に絡む、特に野菜なんかの購入については地元でたくさん採れて、野菜の安いときにはその食材を十分使って献立をしていくという、献立の工夫が一番大きい問題だねというような確認もそこできたとところでございます。

今給食費に絡んで過年度分ということですが、これは中には分納して納めていただいている家庭もございますので、どうしてもその年度中にできなかつたら翌年度になっても分納して納めてくださいという意味もありまして、一応、現在のところは項目設定という考え方でございます。

議長（池田君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第13号 平成20年度坂城町一般会計予算について」は、各常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認めます。

よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款11災害復旧費、款12公債費、款14予備費の各事項を、総務産業常任委員会に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項を、社会文教常任委員会に、それぞれ審査を付託いたします。

◎日程第14「議案第14号 平成20年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長(池田君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(なしの声あり)

議長(池田君) これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第15「議案第15号 平成20年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（池田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

11番（円尾さん） 3ページ、歳入の欄でお尋ねします。

今度国保の会計が構造的にも随分変わって、数字が動くわけですけども、その中で特に歳入の中で、一般保険者国民保険税、目1ですが、その中の滞納繰越分の中が300万円と、医療分が300万円介護分が10万円というのが計上されていますが、これは昨年と同じ金額になっていますが、実際には中身が随分変わっていくのにこれでいいのかなという気もするんですけど、その辺についての根拠をお尋ねしたいと思います。

それから現実には、町税のほうでも問題になりましたけれども、今収納率が少し落ちてきているというところで、今現状は滞納がどういうふうに動いているのかなというところをお尋ねしたいと思います。

もう1点は、滞納に対してのペナルティという形での保険証の給付については、今現状はどうなっているのかお尋ねします。

総務課長（中村君） 税の構造が変わりまして、実は私どもといたしますと退職被保分が少なくなるということは、退職被保分のほうが収納率がこれまでよかったわけでありまして、総体としてどう影響してくるのかなと。ちょっとそんな思いもございまして。

それで現状でございますが、現年課税分が収納率で2月末現在でございます、76.86%ということで、0.82ポイント前年に比べますとよろしくない。ただ、ご承知のとおり国保税は3月末の納期分もございまして、こういう数字であります。

先ほどお話のありました未納というお話に引き続くお話もあるということで、極力国保の滞繰へ収納していくというところがございまして、滞繰分は24.73%、これも対前年が2.5ポイントも悪いんではあります、率的には一般会計の滞繰に比べるとかなりいい状況にはございます。

それでそういう中でありながら、なぜこの当初計上の滞繰分が少ないのかというお話であります。これは午前中の一般質問のところでも申し上げたかと思いますが、やはり何があるかわからない、歳入欠陥というのはどうしても避けたいわけございまして、ある程度確実なもの、まず確実なものを計上しておくということでございます。ただ、そのことで予算規模等に多少なりとも影響が出てしまうのかなとい

うところもあるわけではございますけれども、こういった計上とさせていただいておるわけでございます。

福祉健康課長（塚田君） 短期保険証と資格証明書の発行状況ということでございますが、現在、資格証につきましては25名、それから短期証につきましては93名が出ております。短期証の内訳は6カ月が46名、3カ月が31名、2カ月が3名、1カ月が13名という状況であります。

11番（円尾さん） それぞれご答弁いただいたわけですが、確かに今度構造が変わりますので、ちょっとこれを見ていくのは大変だろうなというところはあるんですけども、退職者の被保険者のほうが一般になっていくんだというお話もありました。65歳以上の人ですね。けども、それにあって後期高齢者交付金というのもそれによって4億円から入ってくるわけですよね。そういうことを考えたときに、もう少し精査していてもいいかな。特に滞納分が私は多いか少ないかというのはこれは別ですし、欠陥ができちゃいけないということもわかりますけれども、じゃあこれで65歳以上の人たちは年金から天引きされていく。それで結局は滞納している分も払っていくという形になると二重に払うという形がどうしても支払うほうからは出てくるわけですよね。

だからそういう点で、私、滞納している人たちの滞納を収納していくのは大変なことだろうなというふうに思うんですけども、そういう点でもやはり今までと同じ数字が上がってきたということに、私はちょっと気になったんです。それとやっぱり、そういう状態をこれから滞納している人たちに対してどんな方向で徴収していくのかなということを、やっぱりきちんと聞いておきたいなと思うんですけども、その点についてはどのようにお考えになっておりますでしょうか。

総務課長（中村君） 臨戸で職員の、夜も滞納整理に伺っておりまして、ご理解いただきながら、分納誓約をかなりいただけてまいっております。今年、国民健康保険だけで未納額で2千万円ぐらいの分の分納誓約、110人ほどの皆さん方から分納誓約をいただいております。こういう額で分納をしていくというご誓約をいただけているということではあります。じゃあその額を何年続けたらきれいになるかなというところはあるんですけども、しかしそういう誓約どおりに納めていただけて、納めるものだというのがきちっと認識されたといたしましたらば、新しく出たときの分はまたそれはそれで納めていこうという気持ちになっていただければなど、こんなふうにも思うわけがあります。

そんなことで職員、一生懸命そんな努力もいたして、できるだけ誓約をしたというお気持ちを継続していただいて、それがさらなる納付につながるように努力をいたしているところでございます。

議長（池田君） これにて、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

審議の途中ですが、テープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後4時43分～再開 午後4時53分）

議長（池田君） 再開いたします。

◎日程第16「議案第16号 平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

議長（池田君） これより総括質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（池田君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） ご異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第17「議案第17号 平成20年度坂城町老人保健特別会計予算について」

議長（池田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（池田君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) ご異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第18「議案第18号 平成20年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長(池田君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(池田君) これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) ご異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第19「議案第19号 平成20年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長(池田君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(池田君) これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) ご異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付

託することに決定いたしました。

◎日程第20「議案第20号 平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（池田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（池田君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） ご異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議長（池田君） ただいま、各常任委員会に審査を付託いたしました日程第13「議案第13号」から日程第20「議案第20号」までの8件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日13日から3月20日までの8日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認めます。

よって、明日13日から3月20日までの8日間は、休会とすることに決定いたしました。

次回は3月21日午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時57分）

3月21日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
 - 1 番議員 田中邦義君 8番議員 春日武君
 - 2 " 山城賢一君 9 " 林春江君
 - 3 " 柳澤澄君 10 " 安島ふみ子君
 - 4 " 中嶋登君 11 " 円尾美津子君
 - 5 " 大森茂彦君 12 " 柳沢昌雄君
 - 6 " 塚田忠君 13 " 宮島祐夫君
 - 7 " 入日時子君 14 " 池田博武君
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
 - 町 長 中沢一君
 - 副町長 柳澤哲君
 - 教育長 長谷川臣君
 - 会計管理者 塩野入猛君
 - 総務課長 中村忠比古君
 - 企画政策課長 赤池利博君
 - まちづくり推進室長 荒川正朋君
 - 住民環境課長 宮下和久君
 - 福祉健康課長 塚田好一君
 - 子育て推進室長 中沢恵三君
 - 産業振興課長 宮崎義也君
 - 建設課長 片桐有君
 - 教育文化課長 西沢悦子君
 - 総務課長補佐 塚田陽一君
 - 総務係長 塩澤健一君
 - 総務課長補佐 塚田郁夫君
 - 財政係長
 - 企画政策課長補佐
 - 企画調整係長
4. 職務のため出席した者
 - 議会事務局長 吾妻忠明君
 - 議会書記 平林よし子君
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 陳情について
- 第 2 議案第 1 3 号 平成 2 0 年度坂城町一般会計予算について
- 第 3 議案第 1 4 号 平成 2 0 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について
- 第 4 議案第 1 5 号 平成 2 0 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 5 議案第 1 6 号 平成 2 0 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 6 議案第 1 7 号 平成 2 0 年度坂城町老人保健特別会計予算について
- 第 7 議案第 1 8 号 平成 2 0 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 8 議案第 1 9 号 平成 2 0 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 9 議案第 2 0 号 平成 2 0 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 追加第 1 選 第 1 号 坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 追加第 2 議案第 2 1 号 平成 1 9 年度まちづくり交付金事業坂城町営住宅中之条団地 A 棟建設工事変更請負契約の締結について
- 追加第 3 議案第 2 2 号 平成 1 9 年度まちづくり交付金事業坂城町営住宅中之条団地 B 棟建設工事変更請負契約の締結について
- 追加第 4 議案第 2 3 号 平成 1 9 年度安全・安心な学校づくり事業村上小学校体育館改修工事変更請負契約の締結について
- 追加第 5 議案第 2 4 号 平成 1 9 年度坂城町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 追加第 6 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 7 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 追加第 8 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 9 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加第 1 0 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について

追加第11 議案第30号 平成19年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

追加第12 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「陳情について」

議長（池田君） 総務産業常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「陳情第11号 文化センター駐車場の増設に関することについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）趣旨採択」

議長（池田君） 次に、日程第2「議案第13号」以下日程第9「議案第20号」までは、いずれも去る3月12日の会議において、各常任委員会に審査を付託した案件であります。

審査結果の報告が各委員長からなされております。

◎日程第2「議案第13号 平成20年度坂城町一般会計予算について」

議長（池田君） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第13号「平成20年度坂城町一般会計」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款

8 土木費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中目 4 水防費、款 1 1 災害復旧費、款 1 2 公債費、款 1 3 予備費の各事項について、3 月 1 3 日、1 4 日の 2 日間にわたり委員全員出席のもと委員会を開き、審査にあたっては町長、副町長の出席を得て説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、隣保館長、まちづくり推進室長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて慎重、詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要を報告いたします。

〈歳入〉

- 固定資産税について、宅地の評価方法は。地価の公示価格と同じものを課税根拠にしているか。
- △ 宅地の評価は地価公示価格、県地価調査価格、不動産鑑定士等による価格等を活用し、平成 6 年度の評価替えより 7 割を目途に行っている。
- 地価が下がっているのに税額が上がっているのはなぜか。
- △ 平成 6 年度より評価の均衡を図るため、それまで個々の自治体で行っていた土地の公示価格を、全国一律にした。その際、急激に評価額が上がったところは 7 割の評価にし、急激の税負担を抑えたため地価が下がっても、負担調整率の関係で上がっている。
- 土地は 3 年に一度評価替えが行われるが、家屋についてはどうか。
- △ 家屋についても 3 年に一度評価替えを行っている。家屋の評価方法は再建築価格に経年減点補正率を乗じて求めている。
- 町たばこ税 9, 1 0 0 万円昨年より 8 0 0 万円多い。増額の根拠は。t a s p o (タスポ) 導入により影響は。
- △ 1 6 年度の実績を踏まえ、増額計上した。自動販売機での購入は t a s p o (タスポ) が必要になるが、購入の減少には結びつかないとする。
- 未収入金の減少に向け、滞納者への対応は。
- △ 土地家屋の差し押さえをしても金融機関などの債権者が多く、ほとんど取れない状態だ。給与の差し押さえは、生活部分も関わるので難しい面があり、勉強していく。差し押さえについては、登記簿に記載され、売買のマイナス評価になるので納税者の納付意識を促し、納付に結びついた例もある。
- 9 ページ、土木費、町営住宅使用料の滞納対策は。
老朽化している網掛団地や若草団地について、今後の取り組みは。

△ 確約書等の提出をいただき、未収金の回収に努めている。高額滞納者については連帯保証人等を交えて話し合い、納入指導をしている。

老朽化した住宅の建て替え等は、公営住宅ストック総合活用計画に基づき、長期計画の中で対応していく。

○ 児童福祉関係の県単補助減額の影響は。

△ 国・県の補助金の廃止、削減は三位一体の改革の影響により、福祉関係の補助金削減が目立っている。保育対策等の補助金も減っている。補助金が減少、廃止されても必要な事業の廃止はできないものもあり、厳しい。

○ 19ページ、財産収入、土地売却収入の内容は。

△ 町有財産の有効活用から旧チクマ精工跡地について、工業用地として再生し、売り払う。その他町内の土地や赤線の払い下げ等が含まれる。

○ 基金残高の見通しは。

△ 財政調整基金11億7千万円、減債基金4億7千万円、合わせて16億4千万円ほどを見込んでいる。

〈歳出〉（総務課）

○ 39ページ、町税口座振替委託等の内容と口座振替率は。

△ 口座振替委託料、納付書手数料、郵便振替手数料で、口座振替率は約70%。

○ 38ページ、町税前納報奨金について、納税意識向上にもつながっていると思うが、結果は。

△ 19年度は400万円ほど、約800万円が前納にて納税している。町としても4月に収入が確保できるメリットがある。

○ 未収入金の原因は。

△ 平成18年度以前の未収入金の70%が固定資産税で、資産に対しての課税で個人の収入に対していないため、滞納につながる場合が多い。

○ 30ページ、財政一般経費、地方公営企業等金融機構出資金の内容は。

△ 公営企業金融公庫を地方公営企業等金融機構に変更、地方自治体が166億円の資本支出をする。支出額算定は標準財政規模割で50%、貸付残高割が50%となる。坂城町は標準財政規模で56万5千円、貸付残高で72万2千円、計130万円を出資する予定である。

○ 長期債元金、長期債一括償還元金の内容は。

△ 公的資金の補償金免除繰上償還に関するもので、平成9年度から21年度まで

実施する予定で、繰上償還できるのは政府系、旧簡保生命保険、公営企業金融公庫からの借入で、利率が5から7%以上のもので、18年度の実質公債比率によって該当区分される。20年度は6件該当し、1,663万円で補償金免除額は100万円ほどとなる。

(会計室)

○ 消耗品の取扱いをどのようにしているか。

△ 各課の使用実績や要望を勘案し、購入及び保管を行っている。購入にあたり、安価購入を考慮し、必要以上の購入を行わないように心がけている。

1 取扱い店に偏らないように購入の都度、単価の検討や営業努力等を考慮し、より有利な購入に努めている。

保管については、できるだけストックをしないよう保管を心がけている。

○ 金融機関の利子状況はどのようになっているか。

△ 普通預金、定期預金、国債を主として保管運用をしている。普通預金はペイオフの関係で全額保護される。決済用預金で無利子。定期は1カ月の短期を主にしており、利息は0.25から0.3と金融機関で差がある。中期国債2年から5年は0.5から0.8%、長期国債は1から1.3%だ。

(議会事務局)

○ 会議録等デジタル録音をパソコンに接続すると、すぐ文字化できる機械も出ているので購入し、議会報や議事録の作成を正確かつスピーディにできないか。

△ 会議規則の改定に伴いそういう話も出ている。逐次、そのときが来たら考えていく。

○ 議員定数が減ってきているが、共済負担金は増えているのか。

△ 共済負担金はすでに増額している。

(企画政策課)

○ 目6企画費で温泉施設改修工事の内容は。

△ 20年度は露天風呂の目隠しや畳の表替え及び洗い場のカランを自閉式に変える工事を予定している。

○ まちづくり推進事業について、町民の声を生かせる取り組みが協働の基本と考えるが、県内81市町村を対象に信毎が行った世論調査では、民意を汲み取る手段として地域懇談会、対話集会といった回答が一番だったが、坂城町はどのように回答したか。

- △ その都度、審議会や懇談会、説明会等により民意を反映すると回答した。
- 国際交流事業で、町も外国人が増えてきた。生活する中で言葉が通じず、意思の疎通ができないことで困ることもあると思う。この事業の中でその橋渡しや相談窓口的なことはできないか。
- △ そういう要望もあり、県のボランティア制度も知らせている。国際交流会についても文化交流事業をサポートしている。今週末から国際ボランティアスクールも始まり、スクール終了後は食を通じての交流会も計画し、20から30人の外国の方の参加を予定している。参加者には、今後の事業内容も行っていく。
- まちづくりの推進事業の交流イベント参加補助金について、吉野や村上水軍のほかに何か交流を考えているのか。今後の観光PRの取り組みは。
- △ 交流イベント参加補助は水軍レースの補助金で、3年目になる。今治市とは互いの博物館でのパネル展示などの文化交流等を検討している。民意の盛り上がりを受けながら進めていきたい。
- 広報発行事業で電子ファイル作成等とあるが、町の条例等が電子化されるのか。
- △ 広報坂城町のホームページに掲載するためのファイル作成費で、条例を掲載するまでにはならない。今後、検討していく。
- 暮らしの便利帳の発刊に向けた取り組み状況は。
- △ 内容を精査し、5月初旬を目途に発行できるようにしたい。
- 男女共同みんなの会の会員数と男女比は。
- △ 会員数は200名、男性57名、女性143名である。
- 項5統計調査費で工業統計調査の輸出生産実態調査の内容は。
- △ 毎年、工業統計調査に合わせて12月31日を基準日に、従業員10名以上の事業所を対象に、輸出額、生産拠点等について調査しており、20社が対象となっている。
- 住宅土地統計調査の調査員及び指導員の人数と指導員の役割、また20年度の調査区はどこか。
- △ 調査員12名、指導員3名。指導員は19年度準備調査として調査区の設定を行っている。調査区は全町で28調査区を抽出して実施する。
- 目5人権同和推進費の差別撤廃人権擁護審議会と人権同和啓発推進会議委員は県職か。会議は年何回あるのか。
- △ 差別撤廃審議会は町長の諮問機関で15名。人権同和啓発推進会議は人権同和

問題の施策を総合的、計画的に推進するための活動を行っている。現在、25名だ。審議会は19年度は開かれなかった。推進会議は年1回行っている。

- 部落解放同盟へ補助金はなくすべきではないか。現在、会員数は。
- △ 会員数は20名、部落の完全解放運動に取り組み、差別撤廃の推進に対する団体への補助金であり、当町の人権同和の政策を推進する上で重要であると位置づけている。

(産業振興課)

- 款5 労働費、家内労働特別加入促進補助金の内容と加入状況は。
- △ 家内労働法により家内労働者に交付する補助金で、2社5名が加入している。
- 款6 農林水産業費、特産品振興事業補助金、新商品開発等補助金の内容は。
- △ 特産品振興事業補助金は、味ロジックわくわくさかきに対する補助で、新商品開発補助金はねずみ大根振興協議会が行う、ねずみ大根冷凍絞り汁の開発に対する補助金30万円と、お〜い原木会が行う、原木きのこ栽培に対する補助金20万円である。
- 果樹経営支援対策事業はJAの部会に加入していなくても受けられるのか。
- △ 国の支援対策事業で、県や町、JA等により構成されている地産協議会が果樹産地計画に基づいて、補助が受けられる。要件に合っていれば、部会に加入していなくても補助は受けられる。
- 環境保全型農業推進事業補助金の内容は。
- △ JAちくまが推進している減農薬によるりんご栽培事業に対する補助で、害虫の特殊なおいを使った駆除方法で、殺虫剤の使用軽減につながる。
- 横坑の利用状況と新たな活用はあるか。
- △ 現在はホワイトアスパラガスの生産、原木きのこ栽培のホダ木、培養、焼酎の熟成の3事業に利用している。新たな活用法は現在のところは考えていない。
- 原木きのこ栽培の状況は。
- △ 不良品の発生率も減り、19年度は約4千玉をつくって培養している。今までは湯さん館等で販売していたが、これからは販売先の確保とブランド化の推進に向けて、取り組んでいく。
- 畜産の現状はどうか。
- △ 畜産農家は2軒で、1軒は乳牛を、1軒は肉牛を飼育している。
- 農業用水水源地域保全対策事業の内容は。

△ 農業用の水源、頭首工台帳を作成する県事業であり、町が県から受託して行っている。

(商工費)

○ 商工総務費と商工振興費の商工施設使用料の内容は。

△ 商工総務費は電柱使用料で商工振興費は中心市街地コミュニティ施設使用料である。

○ まちづくり事業補助金の内容は。

△ 19年度は商工会経営改善普及事業補助金として補助していたが、よりまちづくりの関わり合いを明確にするため、その部分を分けた。

○ にぎわい実行委員会補助金の内容は。

△ 駅周辺の商店街等の活性化のために、駅前の土地開発公社所有の建物をにぎわい実行委員会の活動拠点として使用し、家賃分を補助金として交付する。

○ 町の中小企業対策に対する展望は。

△ テクノセンター事業として細部にわたって企業を見られるよう、補助事業を導入し、コーディネーターが配置できるよう申請している。中小企業支援の仕組みづくりについても検討している。

○ 企業からの工業用地の要望は。

△ 正式ではないが、数社から要望はお聞きしている。

(建設課)

○ 合併浄化槽設置について、小網区との話し合いはどこまで進んでいるか。

△ 理事者が出席した新年会でも早急に検討するようお願いしているが、具体的な回答はいただいている。

○ 河川改良費の水路しゅんせつ工事はどこを予定しているか。

△ 坂端小集落内にあるサイホン、坂城駅前と前田用水の沈砂池、中之条と四ツ屋間の国道横断部の水路しゅんせつ工事を考えている。

○ まちづくり交付金事業の効果に関するアンケートの結果について、回収状況、賛成反対等の意見評価内容は。

△ 回収は49枚で賛成36、反対11、その他2。意見としては食育・学校給食センターは重要な施設だと思う。大きな事業費がかかるため、慎重に実施していただきたい等であった。

○ 昭和橋の土木遺産に対する予算がないが、今後の取り組みは。

△ 19年度に基本図面は完成した。子細調査に約2千万円、事業費に数億円かかる予定で、財政的な裏付けがないとできない事業であり、いろいろな意見を聞いて慎重に進めたい。

○ 住宅建築物耐震診断改修事業は2年目になるが、耐震改良は希望者に対してか。

△ 希望者に対してである。今年度は100件の簡易耐震診断を実施した。診断結果で改修が必要な方に、まず精密耐震診断をしていただき、その結果で耐震改修となる。

○ 町営住宅の利用現況は。

△ 2月末現在、管理総数200戸、そのうち161戸が入居している。

○ 街路事業費の用地代の内容は。

△ 用地代5件分である。

○ まちづくり交付金事業で中之条団地に合わせて公園用地を取得するが、坪単価と内容は。

△ 中之条団地北側の1,685㎡、510坪を土地開発公社から取得するもので、坪単価は約10万円である。

○ 21年度のばらサミットに向けて、実行委員会等の準備体制と構想は。

△ まだ具体的な準備、推進体制づくりは実施していない。構想としては国土交通省、河川事務所、国道事務所、長野県薔薇人の会をはじめとするボランティアの皆さん、坂城町で実行委員会的な体制を組織し、準備、実施していきたい。

○ 款11災害復旧費で災害現場の復旧現状は。

△ 南日名については迂回路の整備が完了し、工事を進めている。カヤマ工業の駐車場入り口ももう少しで完了する。上平の池の下については、舗装を残して工事は完了した。凍結の心配がなくなってから舗装する。昭和橋はP2橋脚の根固めブロックが完成した。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第13号「平成20年度一般会計予算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、賛成多数をもって原案のとおり可決することを決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（池田君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（池田君） これにて、総務産業常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（柳澤君） 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第13号「平成20年度坂城町一般会計予算」のうち、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項について、3月13日、14日の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査にあたっては町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、図書館長、子育て推進室長、各保育園長、地域包括支援センター所長、学校給食センター所長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審議された概要についてご報告申し上げます。

〈歳出〉（住民環境課）

- 防犯灯の設置要望の状況は。
- △ 平成20年度の要望を受付けており、修繕も含めて40件ほどの要望が出ている。
- 防犯灯の発熱球は環境に影響があると思われるが、どのように考えているのか。
- △ 順次、蛍光灯に変更している。現在、白熱灯の防犯灯は257カ所あり、町全体の約17%である。環境面を考え努力していきたい。
- 環境面という視点では、ソーラー灯の選択もあると思うが、設置に向けての考えはあるか。
- △ 今後研究していきたい。
- 庁用車購入はどのような車を考えているか。
- △ 平成2年に導入した交通安全防犯パトロール車の更新を予定している。更埴防犯協会連合会から補助金をいただき、青色回転灯の装備車両を防犯と交通安全の広報、啓発活動に活用する。
- 消費生活指導員はどのような仕事をしているのか。
- △ 30名を委嘱し、消費生活センター主催の研修会への参加をはじめ、町消費者

の会とも連携しながら、町消費生活展で住民への周知啓発活動を行っていただいている。今後、活動内容を精査していきたい。

○ 住民基本台帳カードは2月末で76枚発行したということだが、e-Tax（イータックス）による発行枚数は増加したのか。また、長野市などではカードが不足したとの報道があったが、坂城町の状況は。

△ e-Tax（イータックス）のための電子証明を取得された方は2月末現在で31人、今年の3月には6人に発行している。カードの発行にあたっては長野市は自庁で処理しているが、坂城町は中央自治情報センターに委託して発行しているので、在庫切れで発行できないというようなことはない。

○ この春から住民票の取得の手続が難しくなるとの話があるが、どうなるのか。

△ 法改正により、今年5月1日から戸籍と住民票の交付をする際、来庁者に対し本人確認を行うため、免許証などにより本人確認を行うようになる。免許証等がない場合には、健康保険証や年金手帳など2種類以上を組み合わせの上、本人確認を行うようになる。

○ 自治区環境浄化活動補助については、6月に区で統一して行えば補助金が交付されるということか。家の回りを清掃してくださいと要請しているだけのところもあるが。

△ 毎年、環境月間に合わせて区単位で清掃を行っていただいている。補助金は均等割と戸数割の計算により交付している。活動内容は区が申請してきた段階で、全戸配布のチラシや作業状況写真の添付を求めチェックしていきたい。

○ 水質調査について、今どのような調査を行っているのか。また、汚染が認められた場合、発生源の特定は。

△ 使用河川及び河川の調査を行っている。15カ所については14項目の検査項目により年4回実施して広報に掲載したい。また、地下水、井戸水の検査も行っている。地下水は定点30カ所、不定点で20カ所実施している。うち4件で不適合であったので、結果は個人に通知している。

なお、災害時の緊急用の飲料水の確保という面でも有効であると考えて実施している。

○ 長野広域管内のごみ処理施設の状況は。

△ 葛尾組合の処理施設は機能は十分あるが、経費的に修繕が増えてきているので、平成26年度を目指して長野広域でのごみ処理施設建設を進めている。費用負担

については人口割10%、投入割90%ということで方針が出ている。現在のところ1億円程度毎年維持費としてかかる見込みである。

- 消火栓工事負担金、防火水槽について、希望に対しての実施の割合は。
- △ 消火栓については、現在要望をいただいているが、予算の中で2、3カ所くらいを整備できたらと考えている。防火水槽については、無蓋の水槽を有蓋にする予算を現在計上している。
- 町防災会議の予算が計上されているが、どのような内容か。
- △ 防災計画の見直しに取り組み、30名以内ということで予定している。関係機関や学識経験者等の皆さんを委嘱する予定である。
- 消火栓の設置の基準は決まっているのか。
- △ 消防水利の設置基準では、半径120mである。緊急性や地域の水利状況を勘察しながら地元と協力し進めていきたい。
- 非常用備蓄資機材購入の内容は。
- △ 乾パン、クラッカー、毛布、水、おかゆ、ブルーシート、非常用トイレの購入等を考えている。
- 消防の広域化について、広域化後の坂城町の負担金はどのような見込みか。
- △ 今年度、各消防局、消防本部から専門に職員を派遣し、負担金を含め広域化に向けての検討、研究を行う予定である。坂城町としては2ブロック制になり、東北信は1ブロックになるとエリアの中間に位置することになるため、メリットが多いと考えている。
- 第10分団の消防団詰所が建設中であるが、次の予定はどの分団か。
- △ 入横尾、泉、町横尾を担当エリアとする第3分団を予定している。地元区とも連携しながらできるだけ早く整備したいと考えている。

(福祉健康課)

- 老人クラブ補助金の内容と、何区が加入しているのか。
- △ 老人クラブの数は減少傾向であり、平成19年度は15地区で1,700人の加入状況である。20年度の積算は均等割分と会員数から計上した。
- 高齢者生活支援事業の外出支援サービスの内容は何か。また、家庭状況は加味されているのか。
- △ 要介護認定者、身体障害者手帳を交付された方のうち、車椅子を利用しないと移動困難な方に対して福祉サービスの提供場所、医療機関等の送迎を社会福祉協

議会へ委託しているものである。平成18年度の利用者は110人ほどで、主な移動先は旧上田市から篠ノ井、松代方面までの間を利用してもらっている。利用条件には、家族の状況や所得は加味されていない。

○ 高齢者祝賀行事補助金の内容は何か。

△ 地区で行う高齢者祝賀事業の補助であり、75歳以上の高齢者1名あたり500円と1地区あたり1万円の均等割分の補助をしている。

平成19年度は10地区申請し、1,111名が対象となった。

○ 敬老祝金の見込み額の内容は。

△ 節目の年と長寿をお祝いする意味で77歳の方は1万円、88歳の方は1万5千円、89歳から98歳の方は5千円、99歳の方は2万円、100歳以上の方は3万円分の町の商品券を差し上げている。20年度は571名分を計上した。

○ 福祉医療給付事業で重度障害者福祉医療費の内容と対象となる助成費用は。

△ 福祉医療給付の対象者は身体障害者手帳3級以上の方、70歳未満の方は4級、療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳1、2級の方と、自立支援医療受給者証の交付を受けている方などで、保険診療を受けた医療費の自己負担分の助成である。

平成19年4月1日現在で、身体障害者3級以上の方は642名であり、積算は毎月の月平均で算出している。県補助分は4,080万円、町単分は720万円である。

○ 地域生活支援事業の身体障害者用自動車改造費助成費の利用状況と内訳は。

△ 身体障害者の自動車の手動装置等の改造にかかる費用の一部を助成するもので、助成費は10万円を限度としている。

平成19年度は1名利用、20年度も1名分を計上した。

○ 自立支援医療事業の見込みの根拠は。

△ 自立支援医療費は以前、更生医療費、育成医療といわれていたもので、障害者が障害を除去したり、障害の程度を軽くするための医療を受けることができるものである。ペースメーカー埋込術や透析などの医療費分である。

生活保護の受給者で透析を受けている方について、法の改正により生活保護のほうから自立支援医療費に平成19年度より移行したもので、実績から1名分を計上した。

○ 自立支援特別対策事業の内容は。

△ 障害者自立支援法が施行してから2年が経過したわけだが、支援費制度と比べると利用者負担が多くなり、国では緊急対策事業として平成19年度、20年度の2年間、県が基金をつかって講じた事業である。20年度はさらに緊急措置として事業所の運営強化については20年の4月より、利用者負担の見直しについては7月より施行される。

○ 高齢者対策費の入所状況は。また、待機者はいるのか。

△ 身寄りのない方、身体上もしくは精神上の理由等で在宅で養護を受けることが困難な方に対して、長野広域の入所判定を受けて養護老人ホームへ入所となる。現在、はにしな寮へ6名、尚和寮へ1名が入所している。町は相談を受けながら入所調整をとっている。

入所待機者は1名いるが、現在入院中である。

○ 特別養護老人ホームの待機者はどのくらいいるか。

△ 平成19年4月現在で特別養護老人ホームを申し込んでいる数は132名おり、うち老人保健施設やグループホーム等のその他に入所した方を差し引くと、42名の待機となる。

○ 緊急通報体制整備事業のあんしん電話保守等の委託料の内容は。また、機能に火災報知機を取り込めないか。

△ 委託料の内容は緊急端末装置180台の年2回の保守点検とセンター機2台の保守やデータ管理である。

装置の中には緊急、相談、火災報知機の機能が含まれている。

○ 住宅整備事業で寝たきり老人等住宅整備の補助金の実績と限度額は。

△ 対象者は要介護3、4、5の認定者及び身体障害者1、2級の在宅生活者である。具体的な内容は日常生活の補助として風呂場やトイレの改修等であり、平成19年度は2件の利用で90万円の限度額となっている。20年度は実績に基づいて2件分の予算計上をした。

(児童福祉費関係)

○ 児童手当の見込み額は。また対象人数は。

△ 本来の児童手当分の1歳から3歳未満では381名、拡大された3歳以上から小学校修了前の児童は1,184名分を見込んでいる。

○ 乳幼児医療費の対象者数はどれくらいか。

△ 平成19年10月1日現在で792名、3歳までは2割負担で3歳以上は3割

負担となっている。年齢が少ないほど受診する子どもが多い傾向である。

- 母子家庭等児童激励祝金は何人見込んでいるか。
- △ 小学校入学者は10名、中学校入学者は11名、中学校卒業者は25名、高校卒業者は27名で、それぞれ5千円のお祝金として見込んだ。
(保育園関係)
- 保育園の臨時保育士は何人か。
- △ 臨時保育士にはクラス担任のほか調理員、契約代替、障害児加配保育士、長時間保育士等がいる。新規クラス担当の臨時保育士が5名、継続が5名である。
- 小麦や大豆が値上げとなっているが、その影響は。
- △ 主食については3歳児以上は自己負担のため、野菜が高騰しない限りは大丈夫である。油等の値上げについては想定して計上している。
- 各園の職員の退職者、新規採用者の動きは。
- △ 南条保育園は臨時保育士が1名退職、採用は新規臨時保育士が2名である。坂城町保育園は調理員が1名退職、採用は臨時保育士が3名である。村上保育園は臨時保育士1名と常勤的非常勤調理員が1名退職、採用は臨時保育士1名、調理員1名である。
- 障害児の人数について、昨年との変動はあるか。また加配保育士の人数は。
- △ 南条保育園は19年度5名、20年度10名である。広汎性多発障害、ダウン症等のほか多動の児童である。加配保育士は5名である。坂城保育園は20年度は昨年と同じく5名である。身障者、発達障害者等の児童で加配は3名である。村上保育園は19年度3名、20年度9名、多動、知的な遅れ等の児童で加配は3名である。
- 障害児が増えている中で、その加配保育士の人数で間に合うのか。
- △ 県の障害児保育事業補助金が今年度で打ち切りとなり、厳しい状況であるが、クラスに数名対象児童がいるので人数的に大丈夫である。
- 坂城保育園の庇の隙間から雨漏りがすることについてはどうするのか。またプールの水の排水の問題は。
- △ 庇の隙間は設計上、開けて建設したものであるが、雨漏りについてはコーキングして漏れないようにし、計上している修理費の中で対応できると考えている。プールの排水については、当初から中央がへこんでおり、真ん中に雨がたまるものであるが、雑巾などで拭いたりし対応している。

(子育て支援センター関係)

- トイレ改修について、改修中はセンターの使用について影響はないのか。
- △ トイレの工事箇所のみ立ち入り禁止で、他は影響ない。

(衛生費関係)

- 妊産婦健診の公費負担が2回から5回になったが、内訳は。
- △ 第1回目、妊娠10週目前後公費負担1万5,420円。20週目前後2,980円。24週目前後6,340円。30週目前後4,680円、そして第5回目の36週目前後4,680円で、それぞれ130件を想定した予算内容である。
- 里帰り分娩の際、妊産婦健診票は使えるのか。
- △ 町内の方が県内の医療機関で受診する際は適用される。町内の方が県外の医療機関で受診する場合は、医療機関が町と委託契約をすれば可能である。
- 乳幼児健診医療の保健師等賃金が多いが、町保健師だけで対応できないのか。
- △ 4カ月児、1歳6カ月児、3歳児の健康診査のほかに7カ月児、10カ月児、1歳児、2歳児の健康相談時に、1、2名の保健師と2、3名の栄養士を雇い上げ、きめ細かな相談指導に対応するため、町保健師や栄養士だけでは対応できない。また、その他歯科衛生士の賃金も含まれている。
- 健康増進事業の胃検診など各種検診の検査料と自己負担額の内訳は。
- △ 胃検診の医療機関への委託料は4,053円で自己負担額は約半額の2千円。以下、大腸検診は委託料1,554円で自己負担額800円。乳房検診の視触診と超音波が3,675円で自己負担が1,800円。マンモグラフィは6,510円で自己負担額3,300円。肺がん検診5,775円で自己負担額2,900円。子宮がん検診の検診車による検診が3,465円で自己負担額1,700円。子宮がんの施設検診が7,007円で自己負担額が3,500円。前立腺がん検診が1,680円で自己負担額840円。C型肝炎検査が1,890円で自己負担額が900円。骨検診が1,890円で自己負担額が900円である。
- いきいきヘルスアップ事業で対象とするハイリスク者とはどういう人たちか。また何人いるのか。
- △ ハイリスク者とは、メタボリックシンドロームに該当する人や、メタボリックシンドロームに該当しなくても高血圧、高血糖、高脂血症などの方を対象とし、

学習会や訪問指導を行っている。

また、健康スクリーニングの際、おおよそ150名の方がハイリスク者の対象となった。

- 保健センター管理一般費の設計委託料15万円は何か。
- △ 保健センターの事務室が手狭になっているため、増改修に関わる調査費の委託料である。
- 調査が完了したらいつ増改修するのか。また、だいぶ建物が古くなっているようなので、早急に診断してもらい、抜本的な改修計画等が必要と思うが。
- △ 調査の結果に基づき、増改修に向け対応していきたい。町の健康づくりの拠点である保健センターとして十分機能するよう検討していきたい。

(教育文化課)

- 就園奨励費の内容は。
- △ 町内に住所があり、私立幼稚園に通っている世帯を対象に、国の基準に準じて補助している。
- 学力向上事業の内容は。
- △ 4月に小学校2年生から中学校3年生でテストを実施している。
- テスト結果をどのように学校で生かしているのか。
- △ テスト結果を見ながら、授業等の改善をしている。
- 今年の中国との国際交流の内容は。
- △ 春に中国から先生の訪問があつて、7月に坂城の児童が訪中し、10月に中国から子どもたちの訪問がある。
- 今年はオリンピックもあるが、旅費の高騰の心配はないか。
- △ 現時点では予測できる範囲内で予算計上している。
- 坂城高校振興補助金の内容は。
- △ 坂城高校を育む会への補助である。内容として講演会活動、地域と坂城高校を連携する活動を行っている。
- 就学奨励費の見込みは。
- △ 坂小18名、南条小28名、村小18名、坂城中34名で予算計上をしている。
- 坂城小学校の耐震化事業が予算計上されているが、今後の予定は。
- △ 実施計画及び国の緊急5カ年計画に挙げて、計画的に進めたい。
- 今回の予算では灯油代の単価はいくらか。

- △ リッターあたり95円で計算している。
- 価格のチェックをしているのか。
- △ 財政係で示した統一単価で計上している。
- 教育委員会としても何らかの検討をすべきだ。
- △ 総務課と協議しながら検討したい。
- 平成20年度の坂城中学校入学生徒の減少により、クラス数も減るが影響は。
- △ 教員数の減少により教科担当教員の受け持ち時間が増えるが、授業への影響はないと思われる。
- 社会教育委員、障害学習審議会委員の構成は。
- △ 社会教育委員は学校長や有識者の7名、審議会は各団体の長10名にお願いしている。
- 文化の館事業の講師等謝礼の中身は。また、指定管理者の検討は。
- △ 合同お茶会や俳句の選者などである。管理については現在シルバー人材センターに事務所として貸している。使用料の収入が少ないので、指定管理者の導入は難しい。
- 文化の館の利用拡大のため、寄付者に対して隣接地の売却について交渉しているのか。
- △ 現在はしていない。
- 図書館の利用増に向けて、何か方策は。
- △ 施設の老朽化などもあり難しい面もあるが、利用者からの施設の改良改修についての要望も多い。できるものから順次対応していきたい。
- 文化財保護一般経費の光熱水費の内訳は。
- △ B・Iプラザ及び文化財センターのものである。
- 入所している企業との棲み分けは。
- △ 各企業などの電気代及び共益費を徴収している。
- 当初、商工関係で回収をしたが、文化財係が入居しているのは目的外使用ではないか。
- △ 去年の4月に移ったが、管理を任されるようになった。
- 文化財保護費の中で展示費用が計上されている。何を展示するのか、また土日の開館はするのか。
- △ 青木下遺跡を主体とした展示を予定している。土日開館については今後、職員

体制等を含めて検討していきたい。

- 文化センター管理費で、第2駐車場整備の用地代を計上しているが。
- △ 土地開発公社から購入を予定している。
- 上五明体育施設用地は購入しないのか。
- △ 現在、非常に安い価格で貸してもらっている。また、町の財政状況もあるので難しい。
- 食育・給食センター建設予定地の面積及び購入単価はどれくらいか。
- △ 面積は約850坪、購入単価は造成費も含めて坪あたり約10万3千円を予定している。
- 設計委託費の内訳及び内容は。
- △ 設計費が1,540万円、地質調査は160万円、また地質調査は4カ所ボーリング調査を行う予定である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第13号「平成20年度坂城町一般会計予算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、挙手多数をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（池田君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

10番（安島さん） 同じ委員会で申しわけないんですが、乳幼児の医療費のところ、3歳まで2割、4歳から6歳まで3割というふうに読まれたと思うんですが、この4月1日から2割になると思うんですが、その辺、答弁がちょっとおかしかったように思います。

社会文教常任委員長（柳澤君） 報告に間違いはありません。ただ、これは質問が現状について聞いた質問でありますので、これは現状の、4月以降のことじゃないものを答えています。

議長（池田君） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

議長（池田君） これにて社会文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時57分～再開 午前11時08分）

議長（池田君） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を、日程に追加いたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

引き続き審議に入ります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

6番（大森君） 私は、議案第13号「平成20年度坂城町一般会計予算について」、反対の立場で討論いたします。

今国会で、道路道路特定財源が議論されています。この道路特定財源はガソリンにかかる揮発油税、自動車重量税など8項目で構成され、5.4兆円にのぼり、そのうち揮発油などは特別措置として、本則に上乗せした「暫定」税率がかけられており、その額は約2兆円です。この暫定税率を定めた法律が3月末に期限切れを迎えます。本予算案には、不確定な道路特定財源を見込んでの編成となっております。大変危惧するところであります。

道路特定財源は一般財源化し、福祉や教育、暮らしに、もちろん生活に必要な生活道路にも使えるようにすることを私たちは強く求めております。

歳入についてですが、一般会計当初予算は骨格予算でありました19年度に比べて15.8%増の総額62億9,180万円となりました。町民税は前年比5.9%の28億6,034万5千円となり、前年比1億5,942万9千円の増となっております。個人町民税では4.3%の増で3,300万円となっておりますが、これは定率減税の廃止、三位一体改革による税源移譲で町民負担が増えた影響の現われではないかと思えます。収入が変わらないのに増税となっていること、貧困と格差が進行していることなどです。

また、この4月から導入が予定されている後期高齢者医療制度の保険料の負担増など、低所得者と高齢者にとって大変な生活を強いることとなります。

法人税は前年対比4.2%の2千万円増で、5億10万円となっております。町内企業が堅実な経済活動をされていることと思えます。しかし、町内の零細企業は新

規の受注が見込めず、廃業をしていくところが増えてきています。商店や金属加工をはじめ全産業にわたっていますけども、特にプラスチック関係の金型や成形を営む零細業者がひっそりと工場を閉めていることには、心の痛むところでもあります。

最近の国際経済情勢はアメリカのサブプライムローン問題による円高や原油高、材料の高騰などで経済活動は今後厳しさを増すのではないかと心配するところでもあります。

歳出について、団体補助金について見直すことをテーマとしていましたけども、会員が20人の部落解放同盟坂城町協議会に対し、240万円の補助金が計上されています。このような特別扱いをすることはやめるべきだと考えます。

後期高齢者医療保険事業について、1億7,376万3千円が計上されておりますけども、容認することはできません。問題の多いこの制度は廃止、撤回しかありません。

オリンパス跡地利用について、今年度では創造学園の誘致が可能なのか。工業用地として活用していくのか、跡地の利用について結論を出していく必要があると思います。開発公社での対応ですけども、大きな借金をしての土地の取得です。利子を考えても早い時期に結論を出すべきだと考えます。

農業振興について、食品内容や賞味期限などの偽装問題があちこちで発生して、不安を感じているところへ中国ギョウザの問題であります。今こそ、食品の安全が求められているときはありません。この機会に地産地消への取り組みを強める積極的な取り組みをしていただきたいと思います。結果として自給率を上げることにつながるのだらうと思います。

公共事業の発注について、地元業者の育成のためにある程度の金額を決め、それ以内は町内業者に限って発注をしていく、こういう地元業者育成のための施策も考えていく必要があります。

長野日赤上山田病院の縮小や国立長野病院の医師不足は、地域住民が安心してかかる医療ができなくなってきました。地域医療を守るために長野地域、上田地域の結節点として近隣町村の要となつての対応を急いでいただきたいと思います。

妊産婦健診について、2回から5回へと拡充したことは一定の評価をいたしますが、他町村では10回から12回と大幅に回数を増やしたところもあります。交付税措置があることから健診回数を増やし、妊婦の負担軽減を行ってほしいと思います。

乳幼児医療費給付事業について、少子化対策の一環として健康ですこやかな子育てのために、小学校卒業までに拡充することが強く求められます。

人件費について、12億3,300万円で前年比マイナス3.5%の4,494万1千円の減を見込んでおります。職員の雇用形態が多様化し、正規職員と同じ仕事をしながら常勤的非常勤という非正規の扱いがあります。ただちに改善の措置をとるべきではないかと考えます。

以上、前進面を評価し、問題点を提起して、反対の討論といたします。

議長（池田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番（宮島君） 議案第13号「平成20年度坂城町一般会計予算について」、賛成の立場から討論をいたします。

国においては、道路特定財源の暫定税率や一般財源化の問題で、3月末の期限切れを目前に与野党の攻防が続いております。町村における道路整備は地域の活性化や住民生活の利便性を確保するため、最も基本的なインフラであります。その整備には、住民からも強い期待が寄せられています。道路特定財源が地方の貴重な財源となっている現状に鑑み、暫定税率の適用期限を延長し、現行の税率水準が維持されるよう望むところであります。

また、米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融不安によるドル安円高が続いており、先週末には1ドル100円の大台を突破しております。県内の経済動向は日本銀行松本支店の発表によると、輸出や設備投資が増加傾向をたどる中、生産面を中心になお緩やかな回復基調を続けていますとの報道がされておりますが、町内企業においても生産面の好調さが伺われるところであります。これ以上の円高が進むと、輸出関連事業等のマイナス面が大きくなり、景気の減速が懸念されるところであります。

地方財政を取り巻く状況は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方、公債費が高い水準で推移することや少子高齢化が進展する中であって社会福祉、社会保障費等の増加による大幅な財源不足を生ずることや、都市と地方の格差是正の問題などが浮上してきておるところであります。

地方交付税については三位一体改革の影響もあり、ここ数年、交付税総額の圧縮が続いており、新型交付税の導入等もありますが、依然として先行き不透明で一般財源の確保がますます厳しくなると予想されるところであります。いずれにいたしましても、真の地方分権の推進、地方の自主性が発揮できる制度改革が望まれると

ころであります。

こういった社会経済状況のもとで、将来にわたって個性ある自律の町を構築するため、行財政改革推進計画への取り組みにより経常経費の削減、組織機構の再編、定員管理の適正化、行政サービスの向上等に努力されている点も高く評価いたすところであります。

また、かつてない変革の時期にあつて、「自然と人、産業が共生するまちづくり」をスローガンに掲げ、第4次総合計画に基づき多様化する住民ニーズを的確に把握するとともに、機をとらえ、財源の確保等にご尽力いただき、都市基盤の整備や町民福祉の向上、まちづくり交付金の取り組みなど心から敬意を表する次第であります。

さて、平成20年度の当初予算は前年度が骨格予算編成ということもあつて、15.8%増の62億9千万円の予算規模となつておるところであります。

最初に歳入でございますが、町税については個人住民税が19年度から始まった税源移譲などの影響もあつて、前年度対比プラス4.3%、法人町民については原油価格や原材料価格の高騰、そして円高の進行など、地域産業にとって厳しい面もございますが、プラス4.2%、固定資産税については償却資産の伸びによるプラス7.5%、町税全体では1億5千万円、5.9%増の28億6千万円余りが計上されております。これらは地方財政計画に沿った妥当な計上額であると思われま

す。一方において、収納未済額も年々増加傾向にあります。負担の公平の観点から厳正な対応をお願いする次第でございます。

国庫補助金や交付税の減額が続く中で、地方債については適債事業の選択、臨時財政対策債の発行、また計画的な基金運用によるやりくりが図られている努力に対しても評価するとともに、より一層の自主財源の確保をお願いする次第であります。

次に、歳出でございます。投資的経費についてはA01号線やA09号線道路改良、中之条住宅団地の整備や坂城駅南進入路などの継続事業に加え、食育・給食センターの建設着手や駅前広場の整備など、全体では7億9千万円が計上されております。厳しい社会経済情勢にあつての事業化であり、よりよい執行体制の確保をお願いいたすところでもあります。

義務的経費の扶助費については7.4%の伸びですが、行財政改革推進計画による事務費等の見直しにより、経常的経費の削減に努力されており、人件費については3.5%の減、公債費については0.2%の減となっております。また、

繰出金については下水道事業など都市基盤の早期完成と供用区域の拡大を目指すとともに、後期高齢者医療制度の対応として特別会計を新たに設置しておりますが、繰出金全体では14.4%の減額となっております。

ソフト面につきましては、地域づくり支援事業、産学官の連携による産業振興、新商品の開発や花と緑のまちづくりの推進、30人規模学級の導入や学力向上事業など継続的な取り組みとともに、子育て支援を推進するため妊産婦健診の拡充、保健予防の充実、高齢者の生きがい対策、障害者の自立支援等についても配慮がうかがえるところであります。

昨今の地方自治体を取り巻く厳しい財政状況を受け止め、引き続き行財政改革を押し進める中、人件費支出の抑制、事務事業の簡素化、効率化を図るとともに健全な行財政運営や町民への説明責任といった視点での取り組みをお願いいたすところであります。

平成の大合併により全国の市町村が1,800余りに再編される中、国と地方の役割分担が再認識され、地方の時代を迎えております。わが坂城町では自律の町を選択しています。引き続き、町民と協働による安心・安全な住みよいまちづくり、ものづくりとやすらぎの町を目指し、さらに前進することをご期待申し上げ、総合的に評価のもと、私は議案第13号「平成20年度坂城町一般会計予算について」、賛成いたします。

議長（池田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

7番（入日さん） 私は、議案第13号「平成20年度坂城町一般会計予算について」、反対の立場で討論します。

今予算で妊産婦健診の回数が2回から5回に増えたことや、子育て支援センターの幼児用トイレや手洗い場の改修、村上小学校の30人規模学級の導入や情緒障害児学級の設置など、町民要望を取り入れた内容は評価いたします。

一方、会員20名の部落解放同盟への補助金が240万円、人権政策確立支援に30万円など、他の団体と比べても多額の補助金を続けています。真に公平で平等な社会を目指すなら、このような補助金をなくすことが必要だと思えます。また、縦割り行政の弊害を見直し、横の連携を密にし、たらい回しのないように住民サービスの向上を図ることを要望します。

財源確保のためとはいえ、旧貞明保育園や旧南条保育園跡地を売却することは、寄付してくれた方々に対して本当に申しわけない気持ちでいっぱいです。地元のコ

コミュニティの場所として、また災害などの避難場所として残せないのか、一考を期待するものです。

このところの円高により、町内企業への影響が懸念されます。予定の予算が確保され、町民への負担がこれ以上広がらないことを祈ります。自民党や公明党が進める国の政策で、交付税や教育、福祉予算が削られ、地方自治体の運営が大変になってきていることは承知しております。しかし、行財政改革を進めるためとはいえ、本来なら正職員として雇うべき仕事を常勤的非常勤や臨時で雇うなど、差別的な雇用はやめるべきです。定員を142名にすることは職員一人ひとりの仕事量が増えることでもあり、職員の健康管理の面からも非常に心配です。町民サービスの向上のためには正規職員の雇用は欠かせません。それは就職難にあえぐ若者に夢と希望を与え、めぐりめぐって町の財政の増加にもつながります。

4月からは後期高齢者医療制度が始まり、大部分のお年寄りは年金から否応なしに天引きされ、お年寄りにとってますます暮らしにくい社会になってきます。国保税も後期高齢者支援金が加算され増額になります。70歳から74歳までは医療費の窓口負担が1割から2割にアップします。長生きが喜べない社会や政治で、先進国といえるのでしょうか。後期高齢者医療制度は世界にも例のない高齢者への差別医療であり、お年寄りは早く死ねといわんばかりの制度で、とても許すことはできません。1日も早い廃止、撤廃を求めます。

ガソリン暫定税率がなくなれば、町も8,400万円の減収になるという答弁もありました。私は20年ほど前、ドイツに旅行したときにドイツのガソリンは日本の約半額で、ガソリンの安さに驚きました。そしてさらに驚いたことは、高速道路の料金が無料だったことと、ガソリンの約半分はガソリン税で自治体内にあるガソリンスタンドに下ろされます。地元の自治体の収入にもなり、それを財源にして自治体が道路財源として使っていました。日本も国に税金を上げるというシステムを変え、まず地方自治体の財源を確保し、地元でできる仕事、保育園や学校や介護、医療、住宅、道路などは地元でやるという発想に転換すべきです。いつまでも国の官僚に任せていたら、道路特定財源や社会保険庁のむだ遣いのように国民の税金は好き勝手に使われてしまい、私たちの生活はいつまでたってもよくなりません。

道路特定財源の維持では、私たちが本当に必要としている生活道路や国道18号バイパスなどの事業は進まず、東京湾アクアラインや瀬戸内海の3架橋など大型プロジェクトばかり優先されてしまいます。

私は憲法に明記されている義務教育の無料化や国民が尊厳を持った生活ができる生活保護をきちんと国が守り、国民が真に平和で安心して暮らせる社会、軍事費をなくし国民の生活に回す政治、アメリカの言いなりにならない自主外交のできる政治になることを強く求めています。

そのためには、地方自治体も国に対しはっきりと意見が言える自治体にならなくてはなりません。これからは地方自治体が声を上げ、国政を変えていく必要があります。ものづくりの町として、零細企業に優しい町でしょうか。自然豊かな町ですが、農業や自然に配慮しているでしょうか。町民の暮らしと命を守る自治体として機能しているでしょうか。一人ひとりが住民サイドに立った行政を進めているでしょうか。大切な税金を使わせていただいていると感謝しながら仕事をしているでしょうか。もう一度、足元を見つめ、1万6千人余の町民のために何が必要か、何ができるかお互いに考え、住みやすい坂城町になることを願っています。

以上で、私の反対討論を終わります。

議長（池田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（池田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（池田君） これにて、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号「平成20年度坂城町一般会計予算について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（池田君） 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3「議案第14号 平成20年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長（池田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 有線放送電話特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、総務産業常任委員に審査を付託されました議案第14号「平成20年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」、3月14

日の委員会において、説明員として企画政策課長、まちづくり推進室長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施しました。

以下、その概略についてご報告をいたします。

○ 現在の加入者は。

△ 公共のものを含めて18年度末で3,642件、2月末現在で53件減少しており、19年度末で3,600件弱を予想している。

○ 減少の理由とPRは。

△ 有線はあまり使わないとか、子どもが学校卒業したからという人が多いが、やはり携帯電話の普及が大きい。

光ケーブルの整備に伴う高速インターネットへの移行もでき、減少は落ち着いてきた。停電時に電話は使用できないが、有線は使用できるなど防災面でのPRをもっと取り組んでいきたい。

○ 電話帳作成補助とあるが、個人情報の取扱いは。

△ 3年に一度の発行に対し補助している。加入や名義変更の際に本人に確認している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第14号「平成20年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（池田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第15号 平成20年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（池田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（柳澤君） 国民健康保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第15号「平成20年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、3月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概略についてご報告いたします。

〈歳入〉

- 退職被保険者保険税の予算額が減少し、一般被保険者保険税が増額となっている。また、退職医療制度が変わることによる被保険者の構成はどうか。
- △ 一般及び退職の保険税については、退職被保険者分のうち65歳以上の退職国保被保険者が一般被保険者へ移行することによる。また、19年度の退職被保険者数は約1,550名、20年度の見込みは450名である。残り人数差110名ほどが一般被保険者へ移行する見込みである。
- 退職国保の被保険者は65歳になると一般になるということによいか。
- △ 現在の退職者医療制度は平成19年度に廃止され、退職者国保の被保険者は65歳になると一般被保険者となる。ただし、退職者医療制度は5年間の経過措置がとられるので、平成26年度中に退職国保になった方が65歳になるまで、経過措置により退職国保は存続されることになる。
- 保険税の徴収方法について、平成20年度から65歳以上の方に特別徴収が始まるが、滞納者の20年度分と過年度分の納付についての対応はどのように行うのか。
- △ 特別徴収の対象となる65歳以上75歳未満の方より徴収する保険税は、現年度分のみである。過年度分は別途相談の上、納入していただく。
- 後期高齢者支援金の創設分は老人保健拠出金と比べるとこれからどうか。
- △ 19年度老人保健拠出金の税負担分は9,400万円ほどで、20年度の後期高齢者支援金は8,100万円となる。差引1,300万円の減となる。しかし、平成20年度の老人保健拠出金のうち1,980万円ほどを税で負担することになる。合計すると平成19年度の老人保健への拠出金9,400万円を上回る見込みとなる。

〈歳出〉

- 特定保健指導の対象者となるのはどのような状況となったときか。
- △ 健診により、血圧、血糖、脂質、肥満の判定結果に基づき、動機づけ支援、積極的支援の対象となった方は保健指導を行うことになる。
- 特定健診と人間ドックとの違いは。
- △ 特定健診の健診項目は人間ドックの健診項目に含まれているので、ドック受診者は特定健診を受診したことになる。

しかし、健診後の指導については特定健診は町の特定保健指導の対象となるが、

ドックは医療機関が主体となる。

○ 一般療養給付費や一般高額療養費が増額となっているが、退職医療制度が変わることによるものか。

△ 65歳以上の退職被保険者の方が一般被保険者へ移行する分を踏まえて増額の見込みとした。平成19年度の退職医療給付費は決算見込みで5億1,300万円、月4,300万円ほどを支出している。そのうち一般へ1,101名分ほどの給付費が移行する見込みである。

高額療養費についても前年状況をもとに同様の状況を踏まえ計上している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第15号「平成20年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、挙手多数をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（池田君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（池田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11番（円尾さん） 私は、議案第15号「平成20年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、反対の立場より討論します。

20年度の国民健康保険は後期高齢者医療制度の導入に伴い、制度の仕組みや構成が変わります。それに伴い、国保税が値上げになります。平均して4.6%、1世帯あたり約9,600円の値上げだと説明がありました。

値上げの根拠として、退職被保険者の65歳以上の人一般被保険者となり、それらの医療費が伸びていることを理由としました。年齢とともに医療費が必要になることを否定するものではありませんが、そのために4億1,198万9千円が前期高齢者交付金として手立てされ、制度が変更になっています。値上げの根拠としてはいかがなものかと考えます。歳出における医療費の積算の仕方や葬祭費のとらえ方などを見ますと、余裕のある計算となっています。町民の皆さんの負担を少しでも少なくと考えると、税率の引き上げはすべきでなかったと思います。

介護分にあっては税率を据え置きとしましたが、制度が安定したことにより年々

納付金が減額されています。引き下げるべきだったと考えます。

3歳まで1割負担であった医療費が6歳までに年齢拡大された前進面が制度としてありますが、20年度の予算は税率値上げによる編成になっており容認できません。制度変更に合わせて便乗値上げの感を強くするところです。

前期高齢者といわれる65歳以上の被保険者の保険税は、月額1万5千円以上の年金受給者は有無を言わせず何のことわりもなく、年金から天引きになります。このようなやり方は到底納得できるものではありません。

また、年々収納率が下がり滞納が増加しています。2月末現在の保険証交付のペナルティ状況は資格証明証25世帯、1カ月から6カ月の短期証が93世帯となっています。滞納者に対して財産の差し押さえがやられています。最大限の慎重な対応を求めるものです。税率を上げることですます対応が増え、不足するとまた値上げをするという悪循環になります。

国民健康保険の運営状況が困難になっていることは全国で起こっています。本来、社会保障は国が責任を持つものだと思います。町民の健康と命を守るとりでの保険制度です。担当職員の日々の努力は評価するところですが、町民の負担が増え続けることには納得できません。

以上、反対討論とします。

議長（池田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番（安島さん） 私は、議案第15号「平成20年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は国民皆保険の理念に基づき、わが国の社会保障制度において重要な役割を担い、地域医療の確保及び住民の健康増進に大きく貢献してきました。しかしながら、国保加入者は年々高齢化が進み、医療費が増加し続けております。また、平成20年度より実施されます医療保険制度改正に伴い、75歳以上の国保加入者約1,700名が後期高齢者医療制度に移行し、また退職国保加入者のうち65歳以上の方約1,100名が一般被保険者に移行するなど、国保財政に大きな影響を与えることが見込まれております。

このような状況において、本町の国民健康保険特別会計予算は16億409万1千円が計上されております。高齢被保険者の増加や医療技術の高度化に伴い、年々医療給付費が増加しており、事業運営についてますますその運営は厳しさを増している中、各種財源の確保などを図られ、被保険者の負担の抑制に努力されております。

す。

一方、医療費適正化対策及び被保険者の健康増進は国保財政の健全化においても重要な施策であり、平成20年度より実施されます特定健診及び特定保健指導等は国保加入者の健康増進、生活の質の向上を図るとともに中・長期的な医療費の適正化を図るためにも必要な事業であります。

また、国保税の収納につきましては、昼夜を問わず滞納整理を実施され、短期被保険者証の交付による積極的な納税相談を行われるなど、税の公平な負担について努力されております。国保税の適正徴収は被保険者間の負担の公平化を図り、国保財政の健全な運営を確保する上で基本となるものでありますので、今後も引き続き努力されますようお願いいたします。

必要な財源の確保につきましては努力のあとが伺えますが、中・長期的な視点に立ち、健全な財政運営と保険事業の充実、保険税の徴収のさらなる努力をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（池田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（池田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（池田君） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（池田君） 挙手多数。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5「議案第16号 平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

議長（池田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第16号「平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

について」、3月14日の委員会において説明員として企画政策課長、隣保館長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施しました。

以下、その概略について報告をいたします。

- 公債費に繰上償還があるが、この内容は。
- △ 公的資金補償金免除繰上償還等実施要項により、金利7%以上のものが補償金免除されることになり、7.1%が1本あり、20年9月に一括償還する予定で補償金の免除額は7万円である。
- 貸付に関わる未返済額が累積しているが、今後の対応は。
- △ 定期的に文書、電話、訪問等により収納に努めているが難しい。

解放運動団体とも連携し、引き続き未返済の減少に努めていきたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第16号「平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（池田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第17号 平成20年度坂城町老人保健特別会計予算について」

議長（池田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（柳澤君） 老人保健特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第17号「平成20年度坂城町老人保健特別会計予算について」、3月14日の委員会において説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概略について報告いたします。

- 老人保健制度廃止に伴い、トータルにして16億円の予算が減少するが、この分はどこへ移るのか。
- △ 4月からは、後期高齢者医療制度へ移行するため、町での医療費の支払がなくなるため、町で医療給付の町負担分12分の1にあたる約1億4千万円を一般会計で予算計上し、後期高齢者医療広域連合に支払をすることになる。
- 老人保健では、町の1人あたりの医療費が県内でも高いが、後期高齢者医療に

なった場合、事務局が町でなくなるため、医療費等の把握はできるのか。

△ 医療費の町負担分として12分の1を一般会計で予算計上しているが、その根拠は市町村ごとの医療費の合計により算出されるため、市町村ごとの医療費は推計できると思われる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第17号「平成20年度坂城町老人保健特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（池田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第18号 平成20年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（池田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 下水道事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第18号「平成20年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、3月14日の委員会において説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概略についてご報告いたします。

○ 滞納について、現在どのような状況か。

△ 受益者負担金については現年度分57件、滞納繰越分71件、重複者もいるので111件で2,072万6,590円である。

使用料は現年度分35件で60万2,890円、滞納繰越分14件で99万1,608円となっている。

○ 建設委託の2千万円はどこ設計をするのか。

△ 実施設計は網掛の県道の山側と中之条の残りを予定している。

工事は月見区の面的整備と中之条の御堂川沿い、宮後工業周辺、インター線南側の前沢川からインター道路東側を坂都1号線の道路改良に先行して予定している。

○ 村上小学校周辺はいつごろか。

△ 村上小学校周辺は認可外のため21年度に変更認可で、この区域を取り込んで

からになるため、22年度以降になる。

○ 財政的に厳しいところだが、全体の見通しは。

△ 19年度を含め、残事業費は80億円です。近年のペースでいくと20年程度かかるかと思われる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第18号「平成20年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（池田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第19号 平成20年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（池田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（柳澤君） 介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第19号「平成20年度坂城町介護保険特別会計予算について」、3月14日の委員会において説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概略について報告いたします。

〈歳入〉

○ 第1号被保険者保険料について、特別徴収と普通徴収について、その徴収状況と収納状況はどうか。

△ 2月末現在において、特別徴収3,831名、普通徴収477名、合計4,308名という状況である。

また、2月末現在の収納状況は特別徴収1億3,660万円ほどで、徴収率は83.6%。普通徴収1,200万円ほどで、徴収率は76.08%となっている。

○ 介護保険料の普通徴収の徴収率と国保の徴収率と比べると、介護保険料の徴収率のほうが悪いが、どのようなことが考えられるか。

△ 介護保険料と国保税の徴収率に差があるのは、その方の現在の介護保険の利用状況等を確認し、基本的には国保税の収納を優先させているため差が出てくる。

〈歳出〉

- 要介護認定者の介護度別の認定状況はどのようになっているか。
- △ 2月末現在の認定状況では、要支援1、24名。要支援2、74名。要介護1、138名。要介護2、115名。要介護3、101名。要介護4、93名。要介護5、95名。合計640名である。
- 認定者のサービス利用の状況はどのようになっているか。
- △ まず全体として要介護3に認定された方は制度改正以前には少なかったが、最近増加が目立っている。月々の給付額でみると、要介護4、5は平成15年度ごろよりほぼ同じで1,600万円から2千万円の給付をしている。要介護3は、平成18年度以前は800万円ぐらいから1千万円であったが、現在1,700万円ほどまで増加してきている。要介護1、2は大きな変化はなく、平成15年以降800万円から1千万円の給付である。

平成18年4月から区分された要支援1、2は合計で200万円弱である。
- 要介護3の人全体で大きくサービス利用が増えているのか、それとも住宅改修などの多額のものがあるのか。
- △ 住宅改修など単発で終わるものは給付額全体の底上げに影響はしていないと考える。それよりも最近では、デイサービスなどの通所系サービスが増えているのではないかと見ている。特にデイケアや訪問リハといったリハビリ系のサービス利用が今までは少なかったが、事業所が増えてきたため利用につながり、給付が増えている。

要介護4、5は入所している人が多く、施設給付のため高額であるが、大きな変化はない。要介護3は在宅で通所系サービスを使う人が多いことが給付の伸びの原因と思われる。
- 事業計画策定支援等業務委託費150万円とあるが、これはどのようなものか。
- △ 介護保険事業は3年に1回事業計画を策定することになっており、サービスの方針を決めたり保険料の算定をする必要がある。平成20年度において第4期介護保険計画を策定し、平成21年度から23年度の3年間の介護保険料などを改定していくことになる。そのためのデータ分析や資料作成のため、新年度予算において必要な予算を計上している。
- 地域支援事業について、特定高齢者の洗い出し方法と人数、対応した事業の参加状況は。

△ 特定高齢者の把握は基本チェックリスト25項目を自己チェックした結果と医師の評価で決定し、介護予防の事業につなげている。

本年は基本チェックリストを約1千名実施、候補者は240人だった。そのうち医師の判定を受けた人は44人。

事業としては個々違い、運動機能、栄養、口腔機能という3つのルートでそれぞれに合ったプログラムを作成し、事業を行うことになる。希望する人は少ないので、特定高齢者としての教室にはならないため、一般高齢者事業として通所や訪問を行う中で対応している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第19号「平成20年度坂城町介護保険特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（池田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（池田君） 審議の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時09分～再開 午後1時30分）

議長（池田君） 再開いたします。

◎日程第9「議案第20号 平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（池田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（柳澤君） 後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第20号「平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、3月14日の委員会において説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概略についてご報告いたします。

〈歳入〉

○ 普通徴収の徴収額はどのくらいを見込んでいるのか。また、何人くらいが該当するのか。

△ 保険料の賦課決定は後期高齢者医療広域連合が行うため、広域連合で徴収基本額が提示される。徴収基本額は1億2,557万7千円であり、残り1,853万5千円が普通徴収の対象となる。

被保険者の人数としては約2,400人のうち特別徴収は国保、国保組合の被保険者のみの1,700人が対象で、残りの約700人については被用者保険の扶養者等激変緩和により徴収しないことになっているため、その700人が普通徴収となる。

〈歳出〉

○ 後期高齢者医療については初めての予算となるが、歳出の内容について説明されたい。

△ 一般管理費は保険証などの資格関連、高額療養費申請などの一般管理に管理する郵送料、封筒作成代などである。徴収費は特別徴収開始通知、普通徴収納付書の印刷、郵送料などの徴収に関わる経費である。事務費については町の一般財源で対応している。

納付金は歳入で見込んでいる保険料と保険料の軽減に伴う一般会計からの繰入分を予算計上している。

○ 後期高齢者医療の医療費の歳出について、審議できないように思えるが、審議できないことは片手落ちではないか。

△ 保険者は広域連合であり、広域連合においては議会が設置され、各市町村の長及び議会議員の代表が選挙により選ばれており、その議会において審議し、それを市町村に反映する仕組みである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第20号「平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、挙手多数をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（池田君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（池田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

6番（大森君） 議案第20号「平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、反対の立場で討論いたします。

本特別会計は、4月から始まる後期高齢者医療制度に関わる特別会計を創設するものであります。私はこの制度の中止、撤回を求めてその立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度の実施が近づき内容が明らかになるにつれ、怒りの声が広がっています。75歳という年齢に達したら、別枠の医療保険に囲い込み、負担増、給付減を強いるような制度は世界にも例がありません。75歳以上の高齢者の皆さんを対象にした現行の老人保健制度は、現役と同じ保険に加入したままで財政を調整する仕組みであります。新たな後期高齢者医療制度では、75歳になると全員がこれまでの保険から脱退することになります。このようなやり方は家族一緒に暮らしていた母屋から、75歳を過ぎた人だけ離れに移すようなやり方ではないでしょうか。

後期高齢者医療制度をする理由について、政府は75歳以上の高齢者には若者や壮年とは違う心身の特性があり、医療費を持続可能な制度にする必要があるからだとして説明をしております。政府は、後期高齢者の特性を1つは「治療が長期化し、複数疾患があること」、2つ目に「多くの高齢者が認知症であること」、3つ目に「いずれ避けることのできない死を迎える」としてしております。特性という分け方であれば、子どもであれば子どもの特性がありますし、女性には女性の、また男性には男性の特性があります。特性は別枠の差別制度にする理由にはなりません。今の制度で特性に合った医療を保障すればいいことであります。

この制度は75歳以上の人口比が高まったり、後期高齢者の医療給付が増えた場合には2年ごとに保険料を見直し、負担が増える過酷な制度となっています。

年金が月1万5千円以上の人から保険料を天引きする強制徴収は高齢者の暮らしを直接脅かします。天引きなら未納が発生しないという徴収側の一方的発想であり、年金を担保にとるようなやり方はやめるべきであります。

これまでは障害者、被爆者、75歳以上の高齢者は保険証の取り上げはありませんでした。今度の制度では、保険料が払えなければ保険証が交付されないというペナルティが発生します。これは憲法25条の生存権の否定と言わなければなりません。

政府は、医療費削減目標を2015年には3兆円、25年には8兆円と計画し、そのうち後期高齢者はそれぞれ2兆円、25年の8兆円に対しては5兆円と計画し

ています。この数字を見れば、75歳以上の高齢者を狙い撃ちにしていると言わざるを得ません。病気がちでいずれ死を迎える高齢者を切り捨てる政府のやり方は、血も涙ありません。「後期」という政府の呼び方には屈辱的な響きが染みついています。

日本の社会は77歳なら喜寿、88歳で米寿、90歳で卒寿、99歳で白寿と長寿を心から、家族全体で祝う社会でした。財源を理由にして高齢者の医療費からまづ削る、こんな政治に未来はないと言わなければなりません。

このように問題の多い制度の後期高齢者医療特別会計は認めるわけにはいきません。後期高齢者医療制度はただちに中止、撤回を求めて、反対討論といたします。

議長（池田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番（安島さん） 議案第20号「平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、賛成の立場から討論をさせていただきます。

75歳以上の後期高齢者の医療費については、国民がみんな公平に負担することを狙いとした老人保健制度が、昭和58年2月に発足し運営されてきましたが、老人人口の増加に伴い老人医療費の増高が見込まれる中で、現役並み所得の窓口負担等の見直しが行われてきました。

しかし、老人医療費は国民医療費の約3分の1を占めており、さらなる少子高齢化の進展や疾病構造の変化、医療サービスに対する国民ニーズの多様化、高度化など大きく変化してきております。

こうした中で、後期高齢者が将来にわたり安心して医療を受けられるようにするため、安心と信頼の基盤である国民皆保険を堅持しつつ、増高する後期高齢者の医療費を安定的に賄うための新たな医療保険として後期高齢者医療制度が実施され、高齢者の医療制度の新たな進展が図られることになりました。

後期高齢者医療制度は、老人保健制度において問題とされていた「保険料の決定主体（医療保険者）と給付主体（市町村）が同一となるため財政運営が明確化されること」、また「現役世代からの支援金の創設により現役世代と高齢者の保険料の費用負担関係も明確になること」など、公平でわかりやすい制度となり、さらに都道府県の地域ごとにすべての市町村が、加入する広域連合が運営の主体（保険者）になることで、安定的な保険財政の運営が図られるとともに医療保険制度の一元化が講じられております。

町では窓口事務を主体として保険料の徴収等を行うこととなりますが、公平な保

険料の徴収がされるようご努力をお願いいたしまして、議案第20号「平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、賛成いたします。

議長（池田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（池田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（池田君） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（池田君） 挙手多数。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議長（池田君） 追加日程に入ります。

追加日程第1「選第1号 坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について」から、追加日程第11「議案第30号 平成19年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」までの11件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（池田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号「平成19年度まちづくり交付金事業坂城町営住宅中之条団地A棟建設工事変更請負契約の締結について」でございます。

先に議決をいただき、まちづくり交付金事業によりまして、中之条開畝地区に建設しております坂城町営住宅中之条団地A棟建設工事の工期の変更を行うものでございます。

本工事は厳寒期で起工したこと、また例年になく雪等があったということから、建設工事の一番重要な基礎工事が遅れているわけでございます。そうしたことから、公共工事の品質確保の促進に関する法律等を踏まえまして、国の翌債承認等を得て7月31日まで工期の延長をいたすものでございます。

次に、議案第22号「平成19年度まちづくり交付金事業坂城町営住宅中之条団地B棟建設工事変更請負契約の締結について」でございます。

本案も、先に議決をいただき坂城町営住宅中之条団地B棟建設の工期を変更するものでございます。

本工事につきましても、議案第21号のA棟建設工事と同様に、国の翌債承認を得て、7月31日まで工期の延長をいたすものでございます。

議案第23号「平成19年度安全・安心な学校づくり事業村上小学校体育館改修工事変更請負契約の締結について」でございます。

この契約変更につきましては、本年第1回の臨時会におきまして請負契約の議決をいただいたところでもございますが、村上小学校体育館の耐震化に合わせて大規模な改造工事を行うその工期を変更するものでございます。

本工事につきましては、議決をいただいた後、早期竣工を目指して工事を進めているところですが、学校の行事等の関係や安全な公共工事の確保という観点から、8月29日まで工期を延長いたすものでございます。

議案第24号「平成19年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,307万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を64億5,009万7千円といたすものでございます。

歳入の内訳でございますが、個人及び法人町民税などの町税全体で3億3,300万円、まちづくり交付金などの国庫支出金で820万8千円、土地の売り払い等に係る財産収入で658万5千円をそれぞれ増額いたし、これらの歳入増に加えて事務事業の精算に伴う財政調整基金及び減債基金からの繰入を3億4千万円余りと減額いたすものでございます。

一方、歳出でございますが、老人保健特別会計への繰出金で975万8千円、都市計画街路坂都1号線事業の関係で3,870万円、公債費に係る補償金免除の繰上償還で3,297万7千円をそれぞれ増額いたし、住宅団地整備事業で4,536万4千円、下水道事業特別会計への繰出金で3,396万8千円、村上小学校体育館の耐震化工事で3,325万円をそれぞれ減額いたすとともに、その他、歳出全般にわたる事務事業の精算等による補正でございます。

また繰越明許費としまして、A01号線、A09号線、坂城駅周辺道路整備事業、住宅団地整備事業、都市計画街路事業、村上小学校耐震化事業、道路橋梁災害復旧

事業について、事業繰越をいたす次第でございます。

次に、議案第25号「平成19年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万9千円を追加し、予算の総額をそれぞれ6,472万円といたすものでございます。

歳入の主な内容ですが、移設工事費負担金で60万円の増、インターネットのアクセスポイントの使用料等の雑入で63万円の増、歳出の主なものは設備の維持に係る修繕料で120万円減、支障移転等の工事請負費で250万円の減、設備基金積立金で757万7千円の増でございます。

次に、議案第26号「平成19年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,543万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億4,106万4千円といたすものでございます。

主な内容ですが、歳入につきましては国庫負担金318万円、療養給付費交付金660万3千円、共同事業交付金2,802万4千円をそれぞれ増額し、国民健康保険税845万8千円、基金繰入金1,262万3千円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出でございますが、保険給付費2千万円を増額し、共同事業拠出金477万円を減額するものでございます。

議案第27号「平成19年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について」でございます。

本案は、他会計繰入金及び償還推進助成事業県補助金に係る補正で、歳入歳出それぞれ385万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1,529万6千円とするものでございます。

歳入でございますが、一般会計からの繰入金46万円の減額、貸付金元利収入金が418万8千円、県補助金が12万2千円増額するものでございまして、歳出の主なものは総務費の12万2千円、他会計繰出金372万8千円を増額するものでございます。

次に、議案第28号「平成19年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第3号）について」でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億995万6千円を追加し、歳入歳出予算の総

額をそれぞれ18億12万6千円とするものでございます。

その内容でございますが、歳入につきましては支払基金交付金4,980万5千円、国庫負担金3,903万1千円、県負担金975万8千円、他会計繰入金975万8千円、第三者行為納付金160万4千円をそれぞれ増額し、歳出につきましては医療給付金1億995万6千円を増額いたすものでございます。

次に、議案第29号「平成19年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,994万2千円を減額し、予算の総額をそれぞれ8億181万3千円とするものでございます。

歳入の主なものですが、下水道負担金476万9千円、下水道使用料720万1千円、下水道費国庫補助金260万9千円を増額し、一般会計繰入金3,396万8千円減額するものでございます。

歳出でございますが、消費税が555万円、上流処理区維持管理負担金が485万円、長期債利子が567万円を減額するものでございます。

なお、公共下水道費のうち5,500万円につきましては平成20年度に事業繰越をいたします。

次に、議案第30号「平成19年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,545万7千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ9億5,590万円といたすものでございます。

歳入の主なものについては、国庫支出金で1,866万7千円、支払基金交付金で1,687万6千円それぞれ減額し、歳出の主なものでございますが介護サービス費等諸費で3,428万5千円、介護予防サービス等諸費で165万円を減額いたすものでございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（池田君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時11分～再開 午後2時22分）

議長（池田君） 再開いたします。

◎追加日程第1「選第1号 坂城町選挙管理委員及び同補充員の選挙について」

議長（池田君） 平成20年3月31日をもって任期が満了する坂城町選挙管理委員

及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

坂城町選挙管理委員に中村元一君、内山勇君、竹内佳男君、塚田茂子さんの4氏を、同補充員に新田信吉君、堀良治君、宮川甚二君、小坂照明君の4氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を坂城町選挙管理委員及び同補充員の当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました中村元一君、内山勇君、竹内佳男君、塚田茂子さんが選挙管理委員に、また新田信吉君、堀良治君、宮川甚二君、小坂照明君が同補充員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

◎追加日程第2「議案第21号 平成19年度まちづくり交付金事業坂城町営住宅中之条団地A棟建設工事変更請負契約の締結について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第3「議案第22号 平成19年度まちづくり交付金事業坂城町営住宅中之条団地B棟建設工事変更請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「議案第23号 平成19年度安全・安心な学校づくり事業村上小学校体育館改修工事変更請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「議案第24号 平成19年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

11番（円尾さん） 補正予算（第9号）についてお尋ねいたします。

まず、歳入の個人と法人それらが3億円の金額が補正されているわけですけど、この内容についてご説明いただきたいと思います。

もう1点は8ページ、県支出金の中で民生費、県補助金の説明の中で046障害者共同作業所新体系移行円滑化支援事業補助金300万円というのが計上されていますが、これは当初予算もまったく同じ金額でこういう形で計上されているんですけども、これをどういう形で、両方合わせてというのか、今これが県から支出金として出されてくるというのがちょっとよくわからなかったんですけども、それについて説明いただきたいのと、共同作業所がどういう体系に移行していくのかということをおわかりでしたらお知らせいただきたいと思います。

もう1点、27ページ、民生費の社会福祉費の中でお尋ねします。

老人福祉費ですが、010875高齢者生活支援事業についてお聞きしたいと思います。委員会審査や、それからこの前の質問の中でも出ていましたけども、高齢者に対する移送サービスですよね。そのことについてこの間の中では限定として障害を持っている方とか、介護の方で車椅子という形が条件だというお話がありました。だけど現実にはそうではなくて、本当に困っている人が何人かおいでになるんです。例えば透析に通っている方で、目が見えなくてどうしても移送のあれがほし

いという方がおいでになるんですけども、坂城ではなかなかこのサービスがしていただけないという話がありまして、上田のほうから問い合わせがあったりしているんですけども、現実にはどうなっていますでしょうか。そしてそういう細かいところの配慮というのはどうしてもほしいと思うんですけども、その辺についてお尋ねしたいと思います。

総務課長（中村君） 3ページ、町税の個人分でございますけれども、当初課税とそれ以降いろいろな調査ですとかあるいは申告ですとか、そういったことを受けまして増額できたというところがございます。主としてその部分であります。個人分につきましては。

それから法人分であります。法人分は12月の議会でもたしかご質問をいただいたかと思います。法人の住民税、法人税あるいは所得税にもそうなんです、予納という制度がございます、予定納税あるいは中間申告というような言い方もありますけど、そういう申告もありますけれども、これが半期中間なり予納なりをして、それから決算期で確定申告をするというようなことがございます。ということで、12月時点でも間に合えば2億円近い額が11月末というのが、実は3月期の決算の法人の中間期でありますので、間に合えばだったんですが、これまとまりますのが12月の5日、6日というような時点でまとまります。それで12月の補正には間に合いませんでした。そんなことがございまして、ここへまいりましてそういった部分、それからそれ以降に確定をした部分、それから確定申告、予定納税等、この時期の予定納税は年度を渡ってしまいますので歳入としてカウントいたします。そういったことございまして、こういう額になっております。

ただ、現時点確定をしていない部分が2,360万円ほど未確定部分があります。ただこれはそうはいつでもその半分以上はよろしいだろうというようなことで、この2億7千万円の中へ入っておりますけれども、1千万円余はちょっと確定待ちで残っております。個人と法人について、以上でございます。

福祉健康課長（塚田君） 民生費の県補助金の関係で障害者共同作業所新体系移行円滑化支援事業補助金であります。これにつきましては、現在の夢の湯にあります共同作業所につきまして、県単事業で2年間の補助事業ということで地域活動支援センターという名前、そういうセンターへ移行していくということの中で補助金を出す。内容については自立訓練等の中身の転換だということで、その施設へ通所している方たちが独立をしていけるような体制をとっていくということが機会です。

創作的活動あるいは生活活動、そういう機会の場を提供して社会と交流等を行っていくと、そんなような施設に転換をしていくということで2年間の県単で当初と19年度で300万円ずつ盛ってあるということでもあります。

それから障害者の移送に関するご質問ですけれども、これは福祉の輸送運送事業ということで今回いろいろお話が出てきたかとおもうんですが、社会福祉協議会あるいはNPOの法人のほうへ町のほうで委託をしてありまして、長野運輸局のほうでその車の運送に使う範囲、それから金額、そういうものについて認可をした車については旅客輸送の福祉の運送ができるということでもあります。

これにつきましては町の有識者等、それから当然運輸局あるいは学識経験者、地域の障害の代表の方、ボランティアの代表の方それぞれの方で構成する運営協議会を形成しまして、その中でそういった内容等について検討されているものです。実際には町の中に要綱がございまして、実際には臥床している方、寝ている方ですね。それから車椅子等を利用されている方ということで、実際には主体的には車椅子の方を主体的に、旧上田市内から北は松代の病院あるいは介護施設のほうへ運送しているんですが、その中に等ということの中で、一応目的地まで自分で行けない方、例えば役場へ行きたいといっても車椅子でなくても目の見えない方とか、下半身が肢体不自由の方とかおりますが、そういう目的地まで自分の力では行けない方についてはこの事業の対象になるというようなことになっておりますので、現実的にも今社会福祉協議会のほうでやっている事業の中で、お一人そういう方がいるというふうに伺っております。

なお、これにつきましては社会福祉協議会あるいはNPOで行っている法人のほうへ問い合わせをいただき、そこで登録された方についてその事業が受けられるというふうになっておりますので、そちらのほうをご利用をいただければということで、特にこれだけというふうに規定をしているわけではございませんのでご理解をお願いしたいと思います。

11番（円尾さん） それぞれ町民税の増額についてご説明いただきましたけど、確定が定まってということだという話がありましたが、法人なんですけどかなり大きい金額ですよ、これ補正としては。だから本来だともっと早くわかって、実際に有効に使っていければもっといいかなというふうに思うんですけども、そのことまでお答えになったのでそれ以上言えなくなっちゃったというところがあるんですが、ただ未確定部分がまだあるんだというお話がありました。これは確定していくという

のは出納閉鎖の最終まで持っていくのか。それとも来年度という形になるのか。その辺もう一度確認だけしておきたいと思います。

共同作業所については2年間の県単補助の事業が終わってきているという形で新しくなっていくんだらうと思うんですけども、これによって利用をする人たちの負担金とかそういうのというのには変化はないんでしょうか。今まで県単補助で共同作業所を運営しているから、その人たち、実際にそこへ通っている人たちの利用料とかそういうものが免除されていたという形があったかと思うんですが、今度新しくなっていくとその利用料なんかもとられるようになるのかなというところがちょっと危惧するところですけど、その辺はどうなるんでしょうか。

それから移送サービスについては、車椅子以外の人でもやっていくんですよというお話がありましたけれども、現実にはなかなかこれが社協へお尋ねしても坂城はやっていませんよという話になっちゃっていますし、実は昨日、私も本当に切実と対象者の方から訴えられたんですけど、現実には日赤の病院がああいう形になりましたので、だから透析をやっている方だったんですけども将来的に心配になってお医者さんを変えるという話になりましたときに、結局は通うことができないというので大変苦労されてやったら、上田のほうからNPOで上田の社協を通してきちんとやってもらえるようになったというんですよ。それに対しては坂城では、そういうことに対してだめですよという話が返ってきているという話があるんです。

だからもしそういうことができるんだとすれば、きちんとこういうこともできますよということをアピールしていただきたいし、それから要綱の中でやはり、たぶん社協や何かにお尋ねしたり担当者に聞いた人たちに要綱を見て答えてくださったと思うんですよ。車椅子の方に限られているというような形を、だと思んですけども、そういう中でやはり要綱の中でもきちんと、何々等だけで対応していくのではなくて、そういう人たちも利用できますよというのをきちんと位置づけていただきたいと思っていますけれども、そうすると誰が見てもわかりますからね。そういう形にしていただければ、非常に憤懣やる方なしで連絡いただきました。今まで坂城へずっと税金を払ってきていて、最終的には上田のところに対応してもらうなんて本当に切ないという話をされて、ごもつともだということですよ。

だからそういう点で、誰が見てもわかるように、等の中で誰かから言われたから何とかやりますよというのではなくて、きちんとした基準を設けていただきたいと思っています。そのことについてどうお考えなのかお尋ねします。

総務課長（中村君） 未確定部分といいますのは納付期限は動かないんですが、申告期限は法人税のほうで認められますとひと月伸びるということがございます。申告書が出ていないんですが、納期限は納期限として過ぎますと延滞金がかかりますので、納期限合わせて納めてしまっておくと。ただし、申告期限が延長されていますのでその申告によって税額が変わり得るわけで、これはお返しをしたりあるいは多少なりとも増えたりというブレが生じます。ですからそう大きくはブレないだろうなと思いつつも、場合によっては100万円単位ぐらい以上にブレる場面もこれまでございましたので、その安全圏は残してあるということで、申告期限は3月31日でありますので、今年度の歳入ということにはなるわけでございます。

福祉健康課長（塚田君） 現実に社協のほうへ連絡したところ、やっていないというようなお話もあったというようなご質問でございますが、現在のこの事業につきましては運営協議会等を幅広い関係者の方も集めて行っている事業ですので、わかりやすいきちんとしたような対応をとって、住民の方にわかりやすいような方法をとっていかればとこういうふうに思います。

先ほどの地域活動支援センターへの移行の関係なんですけれども、これはやはり扶助事業でありますので、中に関わる方についての対応というものはこれから自立していくような形になりますけれども、負担については当面現状と同じということであります。

1番（田中君） 非常にこの町として、今まで回復が全国的に、景気回復というのは緩やかな回復といわれている中で、このように3億円近い町税の増収につながっている補正が組めるということは、非常に恵まれた町でありがたいなという思いをするわけございまして、質問にあたりまして先ほど、ただいまの質問も聞いておりまして、だいたいこの増収予想は12月ごろもある程度は把握できていたということであれば、先ほども議決をしましたが20年度予算の中にただいまもお話出ました高齢者の輸送とか、あるいは私くどいようですけども陳情があった理美容サービスのような在宅で寝たきりの人たちをお助けするような、そういうようなことを12月の段階でこれだけ増収が見込めるんだったら町独自のそういう事業も芽を出しておいていただきたかったなど、今改めて感じるわけでございます。そこでちょっと説明等の質問をお願いします。

まず歳入でございますけども、法人が2億7千万円もいわゆる増収を見込んでいるわけなんですけども、こういう中で例えば、ここ1、2年近くは自動車関連が好

調というか輸出が非常に好調であるというようなことで、日本の経済を引っ張って
きていたわけなんですけど、やはりこの町の中においても法人の町税の増収分につい
ては、業種的には特定業種がウエートが大きいかどうか。ちょっと状況をお聞かせ
いただきたいと思います。

歳入の関係で6ページでございますけど、これは後で28ページのほうとの支出
歳出のほうとの関係なんですけども、国庫支出金、これは款13、項1、目1民生
費国庫負担金1、138万8千円の減額で、この大半は右側の説明にありますとお
り障害者自立支援給付費の負担金が1千万円ほど減額されているわけでございます。
この背景としては28ページですか歳出のほうに見ますと、款3民生費、項1社会
福祉費、目4、右側の説明を見ますと総じてみんな△なんですけども、なぜこの減
額、扶助費の関係が減っているかというその説明をお願いしたいと思います。

18ページ、歳出でございますけども款2総務費、項1総務管理費、目6でござ
いますけども、右側にびんぐし湯さん館施設等の基金、基金積立が1、370万
6千円減額になるわけなんですけど、今年は何か工事をされたというようなことも
あってかどうか、どうして積立基金を減らすかという説明をお願いしたいと思いま
す。

それから学校の関係なんですけども、この間、委員会でも去年から原油が高騰し
て燃料費の心配をしたわけなんですけど、これを見ますと結構、燃料費減額してい
るんですね。南条なんかが増額しているのかと思ったら、いらなかったんですけ
ども、保育園なんかも燃料費を減額しているところがあるんですけども、何かあの委
員会のときはちょっと寒くて補正が必要だというようなお話があったと思うんです
けど、その辺は全然支障がなかったのかどうかということをちょっと聞かせていた
だきたいと思います。

さらに土木の関係でちょっと伺いたします。47ページからの辺でございます
けども、項2道路橋梁費あるいは項3河川、項4住宅費の関係、結局、改良工事に
関して△が結構出ていまして、これは入札差金だと思うんですけども、その中でち
よっと49ページですか、公営住宅建設工事、先ほど延長になったわけなんですけ
ども、4、413万円、49ページの右側の説明の15002でございますけども、
工事請負費4、413万円も、金額が大きいのが減額になっている。なぜなのか、
ちょっとこの説明をお願いしたいと思います。

もう1つでございますけども、保育園と小学校の就学奨励金、幼稚園の就園奨励

費でございますけども、54ページの真ん中ほどの説明にありますけども、私立幼稚園補助がほかの学校や何かの就学奨励費に比べてちょっと大きいような気がするんですけど、166万7千円も奨励費が少なくて済んだ背景というかどうしてかという、それをちょっと説明をお願いしたいと思います。

総務課長（中村君） 製造業なりそれから商業なりで偏りと、どういう業種がよくてというお話なんですありますが、自動車関連というお話もありました。

例えば金属加工をやっているという理解はできても、その会社が自動車なのか工作機械なのかということまでは、実は分類をして統計をとっておりませんで、また場合によってはそういう区分でいいますと、きょうはそうだったんだけど三月後は違う関係をやっているかという可能性もございますので、ちょっとどうだということでは申し上げられません。ただ、このところの傾向といいますか法人の生産というのが今年度はちょっと何件かございます。また月に予納分のお返しというのが毎月、多い月、少ない月ありますけど、毎月2、3件ずつはございます。

昨年夏ぐらいから、やはりあまりよろしくないという状況もあるというようにもお聞きもいたしております。なものですから、こういう額になりますけれども20年度予算のところでは5億円という計上、19年度よりは多くはなっておりますけれども、そういう計上をさせていただいたところでもあります。

これだけ補正ができるということは大変ありがたいことなんですありますが、ただ基金からかなりの額をいけば借りて予算編成をしている部分がございます、今回かなり基金へ戻せるんですけれども、19年度この補正で基金から借りている部分が2億3千万円ぐらいはあろうかと思います。というような事情もございます。できるだけ早くということなんです、日にちの都合で12月では間に合わなかったということでありまして、ご理解をいただけたらと思います。

福祉健康課長（塚田君） 28ページですが、介護訓練等給付事業費、それぞれの事業が落ちているのではないかという、その内容についてということでございますが、昨年、一昨年から自立支援法が変わりまして、サービスの体系も変わってきております。例えば居宅サービス、例えば施設サービスというものが介護給付サービスとか訓練等給付サービス、サービスの内容が12項目から17項目へと充実してきている。そんなような内容にもなっております。

その中で、例えば居宅介護サービス1、350万円の減額ですが、当初居宅介護サービスとは何ぞやということになっちゃうんですけども、例えばこの方は自宅

で入浴とか排泄とか食事の介護等を行ってもらう人、そういう方の居宅介護、そういう方につきまして、これみんなそれぞれ全部行動支援とか短期入所、生活介護、それぞれ児童デイサービス事業等まで同じなんです、やはりそれぞれの利用者がございます、その事業に合った。その方々の例えば当初見込んでいた人数よりも少ない人数で対応できた。ですからやらなかったということではなくて、やるように予算を組んでおいた中で、対応になった人が当初予算よりも少なかったということで減額をしたということです。

それぞれ事業の内容あるんですが、それぞれお話ししていると長くなってしまいますので、いずれにしてもそういった自立支援に向けて、要するに障害者が地域で安心して暮らせるという社会の実現を求めるといふ、そういった事業の中で対応していく事業ですので、その中で人数が減った分については減額をさせていただいたということでもあります。

企画政策課長（赤池君） 18ページのびんぐし湯さん館の基金の減額の関係で説明いたします。

田中議員さんから総括質疑の中で交付金の関係で2千万円という話でご質問をいただきました。それともちょっと関係するわけでありすけれども、基金については交付金を原則的に基金に積立しているという内容があります。じゃあこれだけ減らしているのはなぜかということなんです、振興公社と町とでは基本的に上限を減価償却費として充てている。上限は減価償却費であるという協定をし、経営の状況によって納付していただいているということで、今回原油の状況ですとかの中で状況がお客さんの入館の状況等々もありまして、見込み額として約2,100万円ぐらいが納付金と。納付金はその積立金に充てられるということで今回この額を減額させていただいたということでもありますので、よろしくお願ひします。

総務課長（中村君） 先ほど2億3千万円ほどと申しあげましたのは財政調整基金であります。あと、減債基金から3,900万円ほどまだお借りしている状態。2億7千万円ぐらいはお借りしている状態ということでもあります。

建設課長（片桐君） ご質問のご趣旨のとおり、A棟、B棟2棟の工事の入札差金が主なものであります。

教育文化課長（西沢さん） 54ページ、私立幼稚園補助事業の中の就園奨励費についてでございます。大きく減額された理由ということでございますが、この就園奨励費につきましては町内に住所があり、私立幼稚園に通園している家庭への補助と

いう内容ですが、当初見積するにあたりましては、幼稚園へ通園する園児の数をまずあたりまして、その次にその家庭の所得を一応こちらで想定をしてみています。額の決定にあたりましては、その所得により4段階です。

一番低いのが5万7,500円、最高額が18万5千円というふうに大きな差がございますので、その当初に見込みました所得で見積ましたところ、当初予算における所得の読みを読み違えてしまったという内容もございます。

それから対象者が数人ですが見込みよりも減っているという内容でございます。

56ページ、小学校における燃料費の関係でございますが、この補正で南条小学校と中学校が燃料費の増額をさせていただきました。その内容でございますけれども、ほかの小学校については何とか足りましたということです。南条小学校については、当初の見込みがちょっと本当にきつきつに学校規模に比べてきっちり見込んでありましたので、やはり単価の値上がりなどによって足りない部分が出てしまったという内容でございます。

中学校は床暖房のない教室で灯油を使用しておりますが、単価の値上がりということでそこも増額をさせていただきました。

1番（田中君） 歳入の関係ですけれども、なぜ作業的な、別に業種的な面で把握されているのかということをお聞きしなかったのは、これからのこの町の製造業の戦略というか動向、国際的な経済の動きに敏感というか強い業種なり産業を育てていく、誘導していくというかそういうものを考えるときに、こういう非常にグローバル化が進むこういう産業経済構造の中で、1つ生かせる面があるんじゃないかなという思いで把握されているかどうかをお聞きしたわけでございます。

いずれにせよ今回、こういう増収というものを町債を減らしたりあるいは繰入金減らしたりというようなことで、健全化のほうへ役立てていただいたということでございますけれども、できたら本当はもう少し老人とか少子化対策に何か20年度予算で乗せていただければいいな、よかったなという思いもしないわけではないわけでございます。

そういう中で、福祉健康課長に28ページ、総体的に結局、行政のサイドでどこかの市があったように、生活補助費の調査書を配らなかったなんていうことじゃなくて、利用者がいなかったということで、非常に受益者としての該当する住民の皆さんには迷惑はかかってないということでもありますので、安心でございますけれども、安心したわけでございますが、そういう面でさらに一層、弱者の皆さんにハン

デを背負った方に思いやりのある行政を望むところでございます。

そこでちょっと、答弁漏れだと思うんですよ。結局この29ページ、右側の返還金、障害者自立支援給付費等国庫負担等返還金、これは一体どういう形で、当初予算のときに組んだ国庫補助に対してどういう形で返さなくちゃいけないか、ちょっと教えていただければと思います。

福祉健康課長（塚田君） 29ページの障害者自立支援給付費等国庫負担金等の返還金であります。これにつきましては今、先ほどご質問のありました介護訓練等給付費事業をはじめとする自立支援の給付費の関係の国庫補助が、国の補助が2分の1、それから県、町が4分の1ずつの事業が入っております。

この中で、実は新しい事業ということで返還金の出た市町村が20数市町村ございます。これについては県または町のほうでの申請手続の段階でちょっと手違いではないんですけども、新しい事業であったもので、ちょっと手続方法が違ったということで、早い話が申請額が多く申請されたものでして、その分が町のほうにいただいてしまったという中で、余計いただいたものを返すという予算であります。

10番（安島さん） 委員会で聞けばよかったんですが、ちょっと聞き忘れましたのですみません。福祉灯油についてでございます。

非課税世帯に5千円ずつ配られました福祉灯油の、今新聞を見ておりますときよりの朝刊も佐久市でまだ4割しか受け取っていないということで、あと長野市でも37%しかまだ申請されていないという状況だそうですが、町の支給状況をお聞かせ願いたいと思います。

それともう1点、54ページの給食センターについてお尋ねいたします。

今回の一般会計の審査で、保健センターを設計委託15万円というのが計上してありました。保健センターの事務室を今非常に手狭で、またお母さんたちが通ってくる保健センターとしては非常に環境的にも改善する余地があるということで、これから改築をしていきたいというお話がありました。これにつきまして、今食育・給食センターを建設する中で、保健センターというのもやはり乳幼児の離乳食の調理をしたり厨房というのも必要でありますし、食育ということに非常に関わりのある保健センターでございますけれども、今回計画している食育・給食センターの中に保健センターの機能を持たせた建築ということを検討できないのかどうか。同じ、また保健センターの改築のほうにお金をかけていくということじゃなくて、新たにそういうふうな機能を併設して建設していくという方向性は考えられないのか。こ

れをちょっとお聞きしたいのです。

福祉健康課長（塚田君） 原油価格高騰に対する緊急対策ということで、これは1月15日の臨時議会におきまして採択されて実施をしております。

当初の予定人員で該当者、要するに生活保護世帯とか高齢者の世帯、一人親世帯とかを含めまして概ね560の方が対象になるのではないかとということで280万円予算化をさせていただきました。対象になるのではないかとということで、これの方がすべて対象になるというふうには限りませんが、その中でこの方々に今回の対策事業の内容、それから所得制限がありますので所得についての調査に関わる承諾、そういうものをわかりやすい説明書とともに送付しまして対応しております。

2月15日現在、1月に議決いただいた後すぐ対応いたしまして、2月15日分までで251件の申請がございまして、この方につきましてはすでに2月末で支払が済んでおります。その後、59件の方の申込みがありまして、現在310件、率でいきますと55.4%ということとなっております。先ほど申されましたように各地域で該当になられる方、申込みになられる方が少ないというお話があったんですが、町で拾い上げてある人数、それから所得等対応になってくる部分があるかと思うんですが、いずれにしても町としましては、この事業を始めるときに該当になると思われる方皆さんに、そのようなわかりやすい内容のを入れて、わからない場合には役場のほうへ連絡をしてほしいということで対応しておりますので、もうあとわずかですけれども、今もまだ受付しておりますので、引き続き対応はしていきたいと思っております。

町長（中沢君） よその町村へ行くと、ああ保健センターこんなに充実しているところもあるわなということで、ちょっと寂しくなる思いをするわけがございます。特に山村のほうへ行けばそういう傾向が強いなど。坂城町はつくったときに、町とうまく連携してということでつくられた保健センターでございますが、手狭で困ったなど。もう少し、職員もそうだけれど、来ていただく皆さんがゆとりを持っている相談できるようなそういう施設じゃなければ困るなど。こんな思いで、できるだけ広げられる部分については広げると、こういうことがございます。

昨日も栄養関係の職員2人が見えまして、俗に言う保健のほうと、それと栄養士としてのいろいろな対応等のお話をさせていただいたわけがございます。今食育・給食センターという中で、保健センターあるいは給食センター、学校等々、いろい

ろな各職場の皆さんに集まっていただいて、どういう機能を食育・給食センターに持たせるかということでいろいろ提案をさせているところでございます。

4月になり、また早いうちにその機能も含めながらどういう体制が一番いいのか考えてみていきたいとこんなふうに思う次第でございます。

10番（安島さん） ただいまご答弁いただきまして、55.4%の支給ということでございますけれども、これにつきましてあとの45%ほどの方に対してどういう対策をとっていくのか。期限を延長するなり、またもう一度呼びかけていただくなり、その辺のお考えをお聞きいたします。

それともう1点は福祉灯油の件ですが、産業振興のほうでも灯油を支給したと思うんですけど、どのくらいの利用をされているのかお聞きいたします。

給食センターでございますけれども、これから建設委員会を開いているいろんな中身について検討されていくわけでございますが、やはりどうしても縦割りというふうな考え方になりがちですけれども、やはり食育というのは本当に3つの課が関わっていく食育センターでございますので、ぜひいろんな保健センターの機能も考えていただいて、5億円、6億円をかけて建設するのでありますから、やはり食育・給食センターだけじゃなくて保健センターの機能も備えたそういった施設を考えていただければと思います。

福祉健康課長（塚田君） 確かに45%ぐらいの方、まだ申請なされていない方がおられると思うんですが、この事業につきましては本年度に入りましてすぐ対応してきたという経過の中で、1月の後すぐ通知を出しまして、2月15日に一度取りまとめを行ったということです。これにつきましては、先ほども答弁いたしました、短い期間なもので申告漏れのないようにということでお手紙、封書の中へ細かい内容を書いたお手紙を添えてやっております。その中で、今回、あと残りが10日余りということなもので、それでどうしろと言われてもあれなんです、やはり緊急対策という中で低所得者、生活に困っている方々がそれぞれ判断していただくという中で申請を出していただく。そういう事業で対応してまいりましたので、あと残りの時間の中で申込みがどのくらいあるかということはまだちょっとつかめておりませんが、その申込状況を待つというふうに考えております。

いずれにしてもこの事業、3月31日でこの要綱がなくなってしまうので、ご理解を得られるような対応はしたというふうに考えております。

産業振興課長（宮崎君） 原油価格高騰対策緊急経営支援事業補助金についてござ

います。これにつきまして、私どもも3月31日期限というようなことをございます。現状の中で具体的に申請いただいている件数はまだゼロでございます。そういう中で、話が3月31日までに灯油を入れた方というようなことの中で、もう少し時期的にぎりぎりまでいくのかなということで考えております。ただこれについては、PR等については農協の経営指導員等を通じて部会のほうでも直接説明しております。やはり問い合わせという、今の状況では農家の皆さん、現金で入れている方が非常に少ないということの中で、そこら辺で今農協さんを交えて協議をしているという情報がたくさん参っております。いずれにしても3月31日付までということの中で対応しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（池田君） 審議の途中ですが、テープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後3時21分～再開 午後3時31分）

議長（池田君） 再開いたします。

産業振興課長（宮崎君） 町の経営安定に関する融資の件でございますが、1月以降、町融資が3件で1,400万円、県が6件で2,500万円というような状況となっております。

9番（林さん） 11ページ、1点だけお伺ひいたします。

不動産売買収入387万2千円、この内訳をお伺ひいたします。

企画政策課長（赤池君） 不動産売払収入の387万2千円ではありますが、この件については廃道敷の払い下げでありまして、4件分でありまして217㎡であります。

9番（林さん） ちょっと今よくわからなかったんですけども、「はいどうしき」の意味がわからないんですけど。

どのくらいの単価で売ったのか。

企画政策課長（赤池君） 道路の用をなさなくなった土地で、普通財産になったものを払い下げたということでありまして。俗に言う、地図帳でいうと、公図上でいうと赤線といわれる部分であります。

単価ですけれども、評価額それぞれその土地によって違いますが、それを時価単価に戻した額で売買させていただいたということでありまして。

9番（林さん） 4棟と聞こえたので、「どう」と「とう」ということは、道ということでしたんですね。その辺理解しました。

評価額に合わせたというようなご答弁でしたけれども、217㎡ということの坪単価ということをお聞きしたかったんです。場所が違うということをおっしゃいま

したけども、違うなりにご説明ください。

議長（池田君） お互いに要旨をしっかりと通じ合わせないと、答弁もできませんので、その点、お含みおきをいただきたいと思います。

総務課長（中村君） 税という立場でお答えをさせていただきます。

固定資産税の評価額というのは以前にも申し上げましたけれども、通常土地価格の70%ということにいたしております。ただ、課税標準が必ずしもそうなっているわけ、まだそこへは追いついていないところが結構多いわけでありましてけれども、評価額といたしますと70%だということで、先ほどの廃道敷等を評価する際は固定資産税の評価額が70%になっている。それを100%にするということで適正な価格になるだろうという考え方でおります。

そういうことなものですから、場所、場所でそれぞれの評価額は違うということでご理解いただきたいと存じます。

（進行の声あり）

議長（池田君） これにて質疑を終結いたします。

「討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第6「議案第25号 平成19年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第7「議案第26号 平成19年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第8「議案第27号 平成19年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第9「議案第28号 平成19年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第10「議案第29号 平成19年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第11「議案第30号 平成19年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第12「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（池田君） 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の委員会継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の委員会継続審査調査とすることに決定いたしました。

議長（池田君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長から閉会のあいさつがあります。

町長（中沢君） 平成20年第1回坂城町議会定例会の閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

3月4日に開会されました本定例会は、本日までの18日間の長きにわたりご審議を賜りました。提案いたしました条例の制定、改正、一般、特別会計予算など、すべての議案について原案どおりご決定を賜りありがとうございました。

審議の中でいろいろのご意見を承りました。予算執行については、適正を期してまいりたい、こんなふうに思っております。

小中学校の卒業式、あるいは保育園、幼稚園の卒園式等がございまして、子どもたちの巣立つ姿が感じられるところでございます。それぞれの成長を思い、さらな

る巢立ちを期待するところでもございます。今、坂木宿ふるさと歴史館では、古雛まつりが昨日から5月6日まで開かれるわけでございます。他にないように歴史を踏まえた幕末のころの貴重なものがいくつか出ておまして、この地域では珍しいということでも評価されておりますので、またご覧いただきたいなど。

そして、また懸案でございます国道18号線バイパスの半過地区のトンネル工事が、近く本格的に進められるという予定になっているわけでございます。このために県道が不通ということになるということで、その代替道路についていろいろ県のほう、また国道事務所のほうへいろいろお願いしてきたわけでございます。

鼠橋の東側から堤防を通過して塩尻の中島に通ずる、その路線を3月早々に工事しまして4月ごろからは、中旬以降になりますけれども通れるように、そういう状況になるということで、そういった対応をしているということでございます。確定が近くしますので、そういった場合には町民の皆さんによりお知らせし、協力を求めてまいりたいとこんなふうに思っております。

いよいよ春めいてまいったわけでございます。小中学校においても、また入学式という楽しみもございます。皆さん方にはくれぐれもご健康に留意されまして、新しい年度を迎える、またいろいろご示唆賜りますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつにさせていただきます。いろいろありがとうございました。

議長（池田君） これにて、平成20年第1回坂城町議会定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

（閉会 午後3時45分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 平成20年度予算編成における行財政改革の取り組みは イ. 事業の効率的な運営と見直し（スクラップ・ビルド）の取り組みについて ロ. 行政コストの削減への取り組み事例と予想効果について 2. 暮らし易い地域づくりの取り組みについて イ. 各区から要望の町単工事等に対する実施化の実態は ロ. 住民主導の暮らし易い地域づくりへの取り組みについて	1 番 田中邦義	町 長 総務課長 建設課長 産業振興課長 福祉健康課長 教育文化課長
2	1. 20年度予算の財政運営について イ. 歳入歳出の策定基本方策は ロ. 「県の地方税機構（仮称）」について ハ. 県森林税の導入について ニ. 道路特定財源について 2. 産業振興施策の特色について イ. 工業振興の取り組みについて ロ. 農業振興活性化対策事業の取り組みについて 3. 地域医療の確保について イ. 国立長野病院について	13番 宮島祐夫	町 長 総務課長 産業振興課長 住民環境課長 福祉健康課長
3	1. 制度の導入を前に イ. 後期高齢者医療制度について ロ. 国保運営について 2. 環境にやさしい町をめざして イ. ゴミ減量化への取り組みは ロ. 「できることから」の取り組みを	11番 円尾美津子	町 長 福祉健康課長 住民環境課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
4	1. 地域医療の対応策について イ. 地域医療について ロ. 町独自の対応策は ハ. 地域医療の広域的取り組みについて 2. 給食センター建設について イ. 建設計画と運用の重点は ロ. プロポーザル方式について ハ. 旧2保育園跡地処分について ニ. 関係自治区との対応は 3. 湯さん館施設整備について イ. 整備機能について 4. 道路行政について イ. 道路行政に影響は ロ. 坂都14号線整備について	12番 柳沢昌雄	町 長 福祉健康課長 教育文化課長 企画政策課長 総務課長 建設課長
5	1. 長野県森林づくり県民税について イ. 税の使途について ロ. 山林の固定資産税の見直しは出来ないか 2. 道路特定財源の暫定税率について イ. 暫定税率の廃止又は一般財源化された場合の町への影響は	5番 塚田 忠	町 長 産業振興課長 総務課長 建設課長
6	1. ふるさと納税について イ. 全国に発信を ロ. 寄付条例の検討を 2. 食育・給食センターについて イ. 食育推進基本計画の策定を ロ. 安心安全な給食を ハ. 食料の安定供給推進について 3. 子育て支援について イ. 5歳児健診の導入を	10番 安島ふみ子	町 長 福祉健康課長 教育文化課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
7	1. 土地問題について イ. 坂端地区の土地の登記について 2. 坂城町温泉施設条例について イ. 2時間利用料金の見直しを 3. 保育士の確保について イ. 人手不足への対応は	7 番 入日時子	町 長 副 町 長 企画政策課長 総 務 課 長
8	1. 障がい者福祉について イ. 坂城町は障がい者にとって優しいまちと思われませんか？ ロ. 心のバリアフリーな社会の構築を願って ハ. 「チャレンジ雇用」坂城町のチャレンジは ニ. 緊急情報の伝達及び防災訓練について 2. 住宅用火災警報器の設置義務について イ. 住民への周知は 3. 「不適切な財政運営」報道について イ. 報道の真相は	9 番 林 春 江	町 長 教 育 長 福祉健康課長 住民環境課長 企画政策課長
9	1. 食の安全と町の農業について イ. 安全安心の食を ロ. 地産地消と食育 2. 公契約について イ. 町内業者育成のために	6 番 大 森 茂 彦	町 長 産業振興課長 教育文化課長 子育て推進室長 企画政策課長
10	1. 健康づくり事業について イ. 特定健診、保健指導について ロ. 基本健康診査の内容と保険者の責務は ハ. 後期高齢者医療制度支援金との関連は ニ. 介護保険制度における影響は 2. 上田・坂城バイパスについて イ. 半過トンネル工事による県道利用者はどうなるか ロ. 渋滞緩和策の要望を 3. 町単補助事業について イ. 拡充の考えは	2 番 山 城 賢 一	町 長 福祉健康課長 建 設 課 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1 1	1. 徴税の強化について イ. 収入未済額が増えた原因は ロ. 有効な対策はなかったのか ハ. 来年度の徴税対策は 2. 下水道事業について イ. 小網地区のその後は ロ. 事業の見直しをすべき時と思うが 3. 農林業について イ. 自給率の向上につとめるべきだ ロ. 先ず山林への道の確保を ハ. 第4次総合計画をより充実するための施策はあるか	8 番 春日 武	町 長 総 務 課 長 建 設 課 長 産 業 振 興 課 長
1 2	1. ノーテレビデーについて イ. 保育園児から中学生までテレビを見ない日を 2. 古文書について イ. 古文書の全町リスト作成を ロ. 古文書図書館を 3. 保育園跡地について イ. 貞明、旧南条保育園跡地の有効利用を	4 番 中 嶋 登	町 長 副 町 長 教 育 長 教 育 文 化 課 長